（別冊）

・第２回目安に関する小委員会資料（令和３年７月１日開催）

令和３年７月１日（木）13:00～

於 三田共用会議所 第四特別会議室（4階）

第２回目安に関する小委員会

＜　議　事　次　第　＞

令和３年度地域別最低賃金額改定の目安について

＜　資　料　一　覧　＞

資料No.1　令和３年賃金改定状況調査結果

資料No.2　生活保護と最低賃金

資料No.3　地域別最低賃金額、未満率及び影響率

資料No.4　賃金分布に関する資料

資料No.5　最新の経済指標の動向

参考資料　委員からの追加要望資料

以上

資料 No.1

令和３年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

１．調査の地域　全国

２．調 査 産 業　日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
（ア）製造業
（イ）卸売業，小売業
（ウ）学術研究，専門・技術サービス業
（エ）宿泊業，飲食サービス業
（オ）生活関連サービス業，娯楽業
（カ）医療，福祉
（キ）サービス業（他に分類されないもの）

３．調査事業所
（１）数　15,641 事業所
（２）選定の方法
事業所母集団データベース（平成 30 年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において１人１時間あたり賃金額の標準誤差率が 1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。
※　産業は上記２に掲げる７つの産業で、事業所規模は１～９人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,377	27.6%
B ランク	3,306	1,070	32.4%
C ランク	4,191	1,375	32.8%
D ランク	3,162	1,169	37.0%
合計	15,641	4,991	31.9%

４．集計労働者　34,655 人

５．調 査 事 項〔基準となる期日又は期間〕
（１）事業所に関する事項
イ　主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和３年６月１日現在〕
ロ　事業所の労働者数〔令和３年６月１日現在〕
ハ　事業所の月間所定労働日数、通常労働日の１日の所定労働時間数〔令和３年６月分〕
ニ　事業所の年間所定労働日数〔令和元年度分、令和２年度分〕
ホ　賃金改定状況〔令和３年１月～６月〕
（２）労働者に関する事項
イ　性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和３年６月１日現在〕
ロ　賃金形態〔令和２年６月分、令和３年６月分〕
ハ　基本給額、諸手当〔令和２年６月分、令和３年６月分（見込額）〕
ニ　月間所定労働日数、１日の所定労働時間数〔令和２年６月分、令和３年６月分〕

6．利用上の注意

（1）集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。

（2）集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。

（3）集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。

（4）各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第１表　賃金改定実施状況別事業所割合

（%）

ランク	産業計					製造業					卸売業，小売業					学術研究，専門・技術サービス業				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	34.2	1.4	52.6	11.8	100.0	35.8	0.7	53.9	9.6	100.0	36.4	0.9	49.4	13.3	100.0	41.2	1.7	47.8	9.3
B	100.0	36.5	1.1	48.3	14.1	100.0	33.3	0.5	48.0	18.2	100.0	35.0	1.2	47.3	16.5	100.0	56.5	0.0	32.7	10.7
C	100.0	37.7	2.4	45.0	14.8	100.0	32.1	1.1	50.7	16.1	100.0	43.2	2.4	37.3	17.1	100.0	34.8	4.5	45.6	15.2
D	100.0	39.1	0.7	45.1	15.1	100.0	26.3	0.0	54.8	18.9	100.0	42.9	0.2	40.4	16.5	100.0	44.7	1.6	41.5	12.2
計	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1
R２年	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	100.0	32.3	2.1	53.3	12.4	100.0	48.1	1.5	32.6	17.7	100.0	46.2	1.6	45.5	6.8

ランク	宿泊業，飲食サービス業					生活関連サービス業，娯楽業					医療，福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	24.2	1.8	64.9	9.1	100.0	16.6	5.0	64.5	13.9	100.0	46.5	1.2	38.3	14.0	100.0	35.2	0.0	51.3	13.5
B	100.0	22.8	1.7	63.2	12.4	100.0	23.1	1.4	70.3	5.3	100.0	65.8	1.0	20.8	12.3	100.0	32.1	1.0	52.3	14.7
C	100.0	24.6	1.9	58.2	15.3	100.0	19.2	5.2	55.3	20.3	100.0	68.2	0.4	24.5	6.8	100.0	31.1	4.3	54.6	10.0
D	100.0	23.3	0.6	57.1	19.0	100.0	24.4	4.6	52.4	18.6	100.0	74.6	0.0	19.0	6.3	100.0	34.4	0.0	56.8	8.8
計	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1
R２年	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	100.0	30.7	0.9	46.4	22.0	100.0	56.7	1.8	27.8	13.7	100.0	41.6	1.5	43.7	13.1

第２表　事業所の平均賃金改定率

（%）

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）
A	3.1	3.1	2.6	4.4	3.0	2.8	2.8	4.0	-18.6	-11.7	-18.2	-4.8	-28.1	-12.6	-34.9		0.8	1.0	0.8	1.7	0.2	-0.2	0.9	1.4
B	2.5	2.4	2.1	5.5	2.6	2.4	1.9	2.6	-19.3	-30.0	-33.2		-4.4	-18.3	-5.5	-23.0	0.7	0.6	0.3	3.1	0.5	0.3	1.2	0.6
C	3.0	3.6	2.9	3.6	2.3	2.4	3.6	2.1	-8.9	-11.2	-18.4	-5.9	-3.0	-7.1	-6.5	-0.4	0.9	1.0	0.8	1.0	0.5	0.1	2.4	0.6
D	3.1	3.9	3.2	3.9	3.1	2.3	2.7	3.0	-4.8		-0.2	-3.0	-8.4	-5.0			1.2	1.0	1.4	1.7	0.7	0.3	2.0	1.0
計	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	-4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0
R２年	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	3.0	2.4	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2	-7.5	1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1

（注）空欄は該当する数値がないことを示す。

第３表　事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	1.0%	1.7%	3.0%	0.59	1.0%	1.7%	3.0%	0.59	1.0%	1.6%	2.4%	0.44	1.8%	2.6%	5.0%	0.62
B	1.0	1.4	2.6	0.57	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.7	2.4	0.41	1.0	2.0	4.2	0.80
C	1.0	1.9	3.2	0.58	0.9	2.4	4.4	0.73	1.1	1.9	3.2	0.55	1.0	2.3	3.9	0.63
D	1.0	1.7	3.3	0.68	1.0	2.3	3.7	0.59	1.1	1.8	3.2	0.58	1.4	2.7	5.4	0.74
計	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88
R2年	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54

ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	1.0%	1.4%	2.5%	0.54	0.7%	1.5%	5.0%	1.43	1.0%	1.5%	3.3%	0.77	1.1%	2.3%	4.5%	0.74
B	1.0	1.2	3.0	0.83	0.7	1.4	3.0	0.82	0.9	1.1	2.2	0.59	0.7	1.4	2.5	0.64
C	0.8	1.2	3.1	0.96	1.1	1.5	3.0	0.63	1.0	1.6	3.3	0.72	1.0	1.6	2.3	0.41
D	0.6	1.3	5.1	1.73	0.9	1.2	2.6	0.71	0.9	1.4	3.1	0.79	1.0	1.3	2.4	0.54
計	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63
R2年	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58

（注）１　特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

２　分散係数 ＝ $\dfrac{\text{第３・四分位数（Ｑ３）} - \text{第１・四分位数（Ｑ１）}}{\text{中位数（Ｑ２）}} \times 1/2$

第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、％）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年
男女計	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
男	A	1,795	1,800	0.3	1.0	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,628	1,621	-0.4	0.3	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,591	1,596	0.3	1.2	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,486	1,491	0.3	0.7	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
	計	1,668	1,670	0.1	0.9	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.6	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
女	A	1,318	1,322	0.3	1.8	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,163	1,168	0.4	0.8	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,103	1,113	0.9	2.2	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,040	1,048	0.8	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
	計	1,194	1,201	0.6	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、％）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年
一般パート計	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
一般	A	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
	B	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
	計	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,359	1,358	-0.1	0.9	1,362	1,371	0.7	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4	1,555	1,560	0.3	1.2
パート	A	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
	C	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	968	971	0.3	1.0	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
	計	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012	0.1	3.0	1,027	1,020	-0.7	1.2	1,267	1,272	0.4	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

参考１　賃金引上げの実施時期別事業所数割合

（%）

ランク	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早　い	遅　い	その他
A	100.0	89.8	3.0	0.9	6.3
B	100.0	89.6	1.9	1.1	7.3
C	100.0	87.0	3.3	1.7	8.0
D	100.0	87.6	2.2	1.7	8.5
計	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3
R２年	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9

（注）「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考２　事由別賃金改定未実施事業所割合

（%）

ランク	産業計						製造業						卸売業，小売業						学術研究，専門・技術サービス業					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	10.2	1.3	14.9	66.7	6.9	100.0	7.3	0.0	17.9	66.9	7.8	100.0	12.5	1.5	12.8	66.1	7.1	100.0	11.0	0.0	11.6	72.1	5.2
B	100.0	13.7	2.4	13.1	64.3	6.6	100.0	15.5	3.6	11.7	60.9	8.3	100.0	18.5	3.2	13.1	61.1	4.2	100.0	21.8	2.9	8.4	66.9	0.0
C	100.0	14.7	2.9	14.0	61.3	7.1	100.0	14.2	4.0	14.0	61.8	5.9	100.0	18.9	4.3	11.0	57.6	8.2	100.0	17.9	1.6	14.2	60.9	5.4
D	100.0	16.7	2.0	13.3	61.7	6.3	100.0	20.6	2.1	8.5	65.9	2.8	100.0	20.4	2.5	12.7	58.3	6.1	100.0	17.4	0.0	19.3	58.0	5.3
計	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5
R２年	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2

ランク	宿泊業，飲食サービス業						生活関連サービス業，娯楽業						医療，福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	4.9	1.0	13.7	74.0	6.4	100.0	10.2	1.9	13.5	68.8	5.6	100.0	14.7	2.7	16.5	56.6	9.4	100.0	13.3	2.5	22.3	56.8	5.1
B	100.0	5.2	2.2	15.5	68.1	9.1	100.0	3.6	0.0	7.4	85.7	3.4	100.0	29.6	0.0	18.6	44.2	7.7	100.0	9.1	1.7	14.4	63.7	11.1
C	100.0	11.6	1.8	17.3	61.8	7.5	100.0	15.3	0.0	16.6	56.5	11.5	100.0	18.6	2.2	13.8	64.5	1.0	100.0	5.5	3.8	12.3	72.2	6.1
D	100.0	14.2	2.8	15.2	59.8	8.0	100.0	14.7	0.0	6.7	67.1	11.5	100.0	13.6	3.0	17.9	57.1	8.4	100.0	10.4	1.1	17.2	69.4	2.0
計	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2
R２年	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3

（注）事由１　昨年同様、７月以降実施の予定
事由２　昨年は１～６月に実施したが、今年は７月以降実施の予定
事由３　昨年は実施したが、今年は凍結の予定
事由４　昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
事由５　昨年は実施しなかったが、今年は７月以降実施の予定

付表　労働者構成比率及び年間所定労働日数

1　パートタイム労働者比率

（%）

令和２年	令和３年
37.6	38.6

2　男女別労働者数比率

（%）

	令和２年	令和３年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

3　年間所定労働日数（事業所平均）

（日）

令和元年度	令和２年度
244.4	242.3

資料No.2

生活保護と最低賃金

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

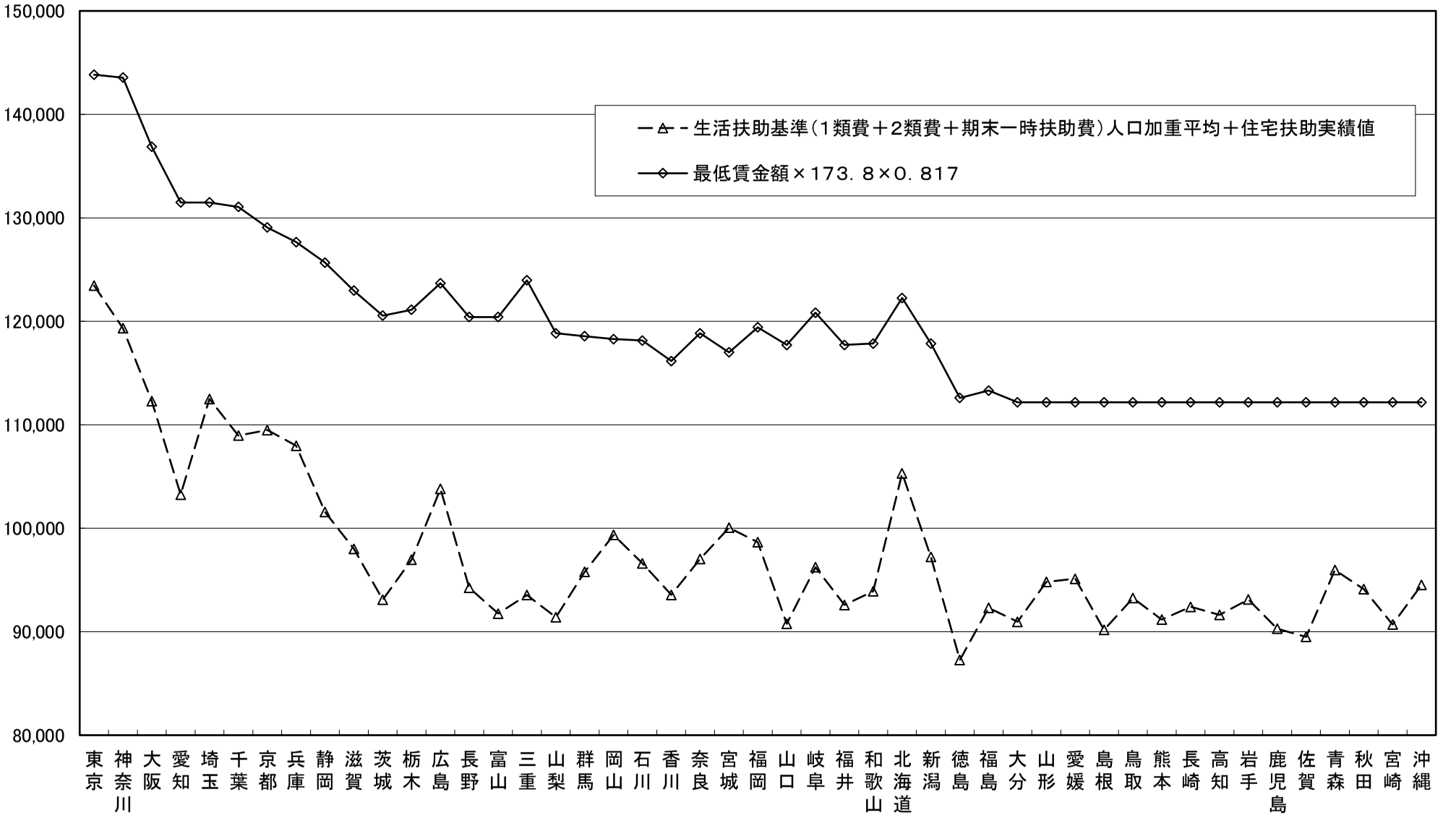

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和元年度のものである。
注4）0．817は時間額790円で月173．8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

令和2年度最低賃金
改定額反映版

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

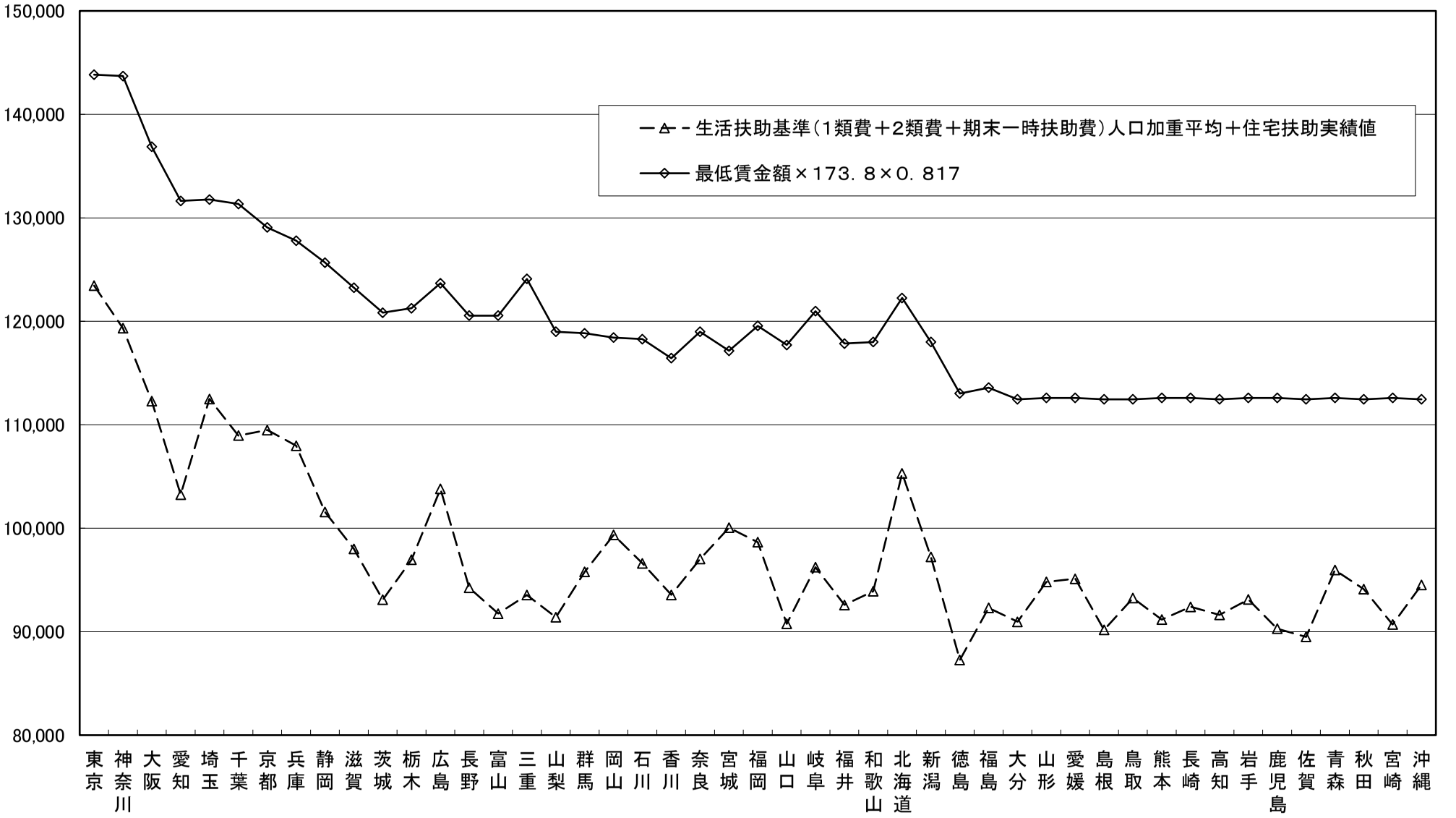

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータは令和元年度、最低賃金のデータは令和2年度のもの。
注4）0．817は時間額790円で月173．8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和元年度データに基づく乖離額（Ａ）	令和２年度地域別最低賃金引上げ額（Ｂ）	最新の乖離額（Ｃ）（＝Ａ－Ｂ）	昨年度の目安小委で示した乖離額（Ｄ）	乖離の変動額（Ｅ）（＝Ｃ－Ｄ）	最低賃金の引上げによる影響額（e①）	可処分所得比率が低下（0.818→0.817）したことによる影響額（e②）	生活扶助基準の見直しによる影響額（e③）	住宅扶助実績値の増減による影響額（e④）
北海道	△119	0	△119	△125	6	0	1	4	1
青　森	△114	3	△117	△123	6	△3	1	8	0
岩　手	△134	3	△137	△144	7	△3	1	7	2
宮　城	△119	1	△120	△126	5	△1	1	4	1
秋　田	△127	2	△129	△136	7	△2	1	7	0
山　形	△122	3	△125	△131	6	△3	1	7	1
福　島	△148	2	△150	△157	7	△2	1	8	1
茨　城	△193	2	△195	△201	6	△2	1	8	△1
栃　木	△170	1	△171	△176	5	△1	1	6	△1
群　馬	△160	2	△162	△168	6	△2	1	6	1
埼　玉	△134	2	△136	△134	△2	△2	1	1	△2
千　葉	△156	2	△158	△155	△2	△2	1	2	△3
東　京	△144	0	△144	△143	△1	0	1	△5	3
神奈川	△171	1	△172	△167	△4	△1	1	△4	△1
新　潟	△145	1	△146	△152	6	△1	1	6	△0
富　山	△202	1	△203	△208	6	△1	1	5	1
石　川	△152	1	△153	△155	3	△1	1	6	△3
福　井	△177	1	△178	△183	5	△1	1	6	△1
山　梨	△193	1	△194	△207	12	△1	1	13	△1
長　野	△184	1	△185	△190	5	△1	1	7	△1
岐　阜	△173	1	△174	△183	9	△1	1	7	2
静　岡	△170	0	△170	△177	8	0	1	5	2
愛　知	△199	1	△200	△202	3	△1	1	2	1
三　重	△214	1	△215	△222	6	△1	1	6	1
滋　賀	△176	2	△178	△178	0	△2	1	5	△3
京　都	△138	0	△138	△139	1	0	1	△1	1
大　阪	△173	0	△173	△171	△2	0	1	△4	0
兵　庫	△139	1	△140	△140	△0	△1	1	△1	1
奈　良	△154	1	△155	△161	7	△1	1	6	1
和歌山	△169	1	△170	△178	8	△1	1	6	2
鳥　取	△133	2	△135	△141	6	△2	1	7	0
島　根	△155	2	△157	△165	8	△2	1	6	2
岡　山	△133	1	△134	△136	1	△1	1	2	△0
広　島	△140	0	△140	△142	2	0	1	1	0
山　口	△190	0	△190	△198	8	0	1	6	2
徳　島	△178	3	△181	△186	4	△3	1	7	△0
香　川	△159	2	△161	△168	7	△2	1	6	2
愛　媛	△120	3	△123	△129	6	△3	1	6	2
高　知	△145	2	△147	△153	6	△2	1	7	1
福　岡	△146	1	△147	△151	3	△1	1	3	1
佐　賀	△160	2	△162	△168	7	△2	1	7	1
長　崎	△139	3	△142	△150	7	△3	1	6	3
熊　本	△148	3	△151	△158	7	△3	1	7	2
大　分	△149	2	△151	△156	4	△2	1	6	△1
宮　崎	△151	3	△154	△159	5	△3	1	7	0
鹿児島	△154	3	△157	△161	4	△3	1	6	0
沖　縄	△124	2	△126	△133	6	△2	1	7	1

※１　最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙１「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※２　最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE＝ｅ①＋ｅ②＋ｅ③＋e④とならない。

資料 No.3

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

１．地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成23～令和２年度）

年度		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	２年度
地域別最低賃金額（対前年度差）		７３７ (7)	７４９ (12)	７６４ (15)	７８０ (16)	７９８ (18)	８２３ (25)	８４８ (25)	８７４ (26)	９０１ (27)	９０２ (1)
Ａランク	未満率（%）	1.5	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4
	影響率（%）	4.0	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5
Ｂランク	未満率（%）	1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5
	影響率（%）	2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4
Ｃランク	未満率（%）	1.8	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8
	影響率（%）	3.1	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5
Ｄランク	未満率（%）	2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8
	影響率（%）	3.4	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9
計	未満率（%）	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0
	影響率（%）	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成23～令和２年）

（注）１　地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
　　２　「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
　　３　「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
　　４　各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

２．地域別最低賃金の未満率と影響率

（1）都道府県別未満率と影響率（令和2年）

未満率（全国加重平均）２．０％
影響率（全国加重平均）４．７％

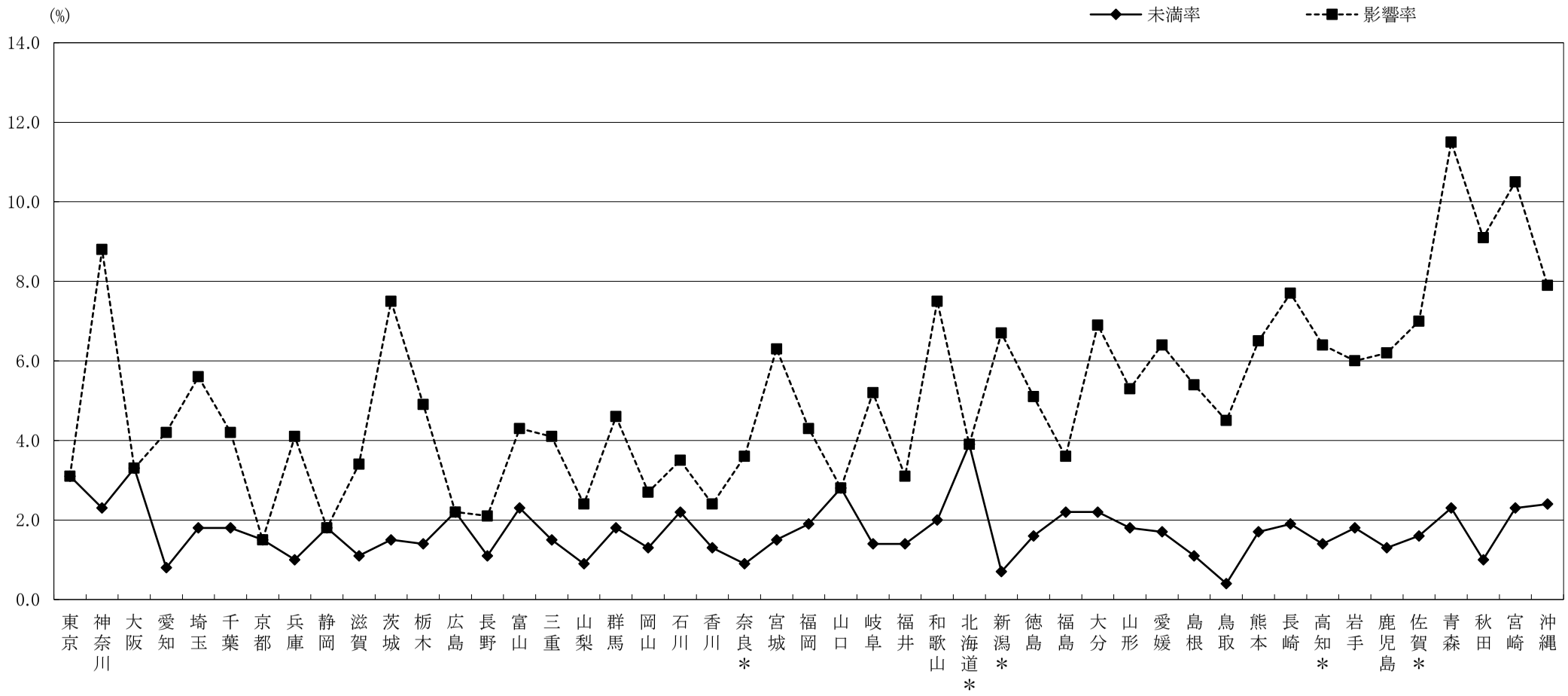

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	滋賀	茨城	栃木	広島	長野	富山	三重	山梨	群馬	岡山	石川	香川	奈良	宮城	福岡	山口	岐阜	福井	和歌山	北海道	新潟	徳島	福島	大分	山形	愛媛	島根	鳥取	熊本	長崎	高知	岩手	鹿児島	佐賀	青森	秋田	宮崎	沖縄	全国平均
未満率	3.1	2.3	3.3	0.8	1.8	1.8	1.5	1.0	1.8	1.1	1.5	1.4	2.2	1.1	2.3	1.5	0.9	1.8	1.3	2.2	1.3	0.9	1.5	1.9	2.8	1.4	1.4	2.0	3.9	0.7	1.6	2.2	2.2	1.8	1.7	1.1	0.4	1.7	1.9	1.4	1.8	1.3	1.6	2.3	1.0	2.3	2.4	2.0
影響率	3.1	8.8	3.3	4.2	5.6	4.2	1.5	4.1	1.8	3.4	7.5	4.9	2.2	2.1	4.3	4.1	2.4	4.6	2.7	3.5	2.4	3.6	6.3	4.3	2.8	5.2	3.1	7.5	3.9	6.7	5.1	3.6	6.9	5.3	6.4	5.4	4.5	6.5	7.7	6.4	6.0	6.2	7.0	11.5	9.1	10.5	7.9	4.7

資料出所　厚生労働省「令和２年最低賃金に関する基礎調査」
（注１）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
（注２）上記の影響率、未満率は、令和２年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
　　表のうち「＊」のある県の数値は事業所数による復元を、「＊」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

（2）賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率（令和2年）

未満率（全国加重平均） 2．0%
影響率（全国加重平均） 2．5%

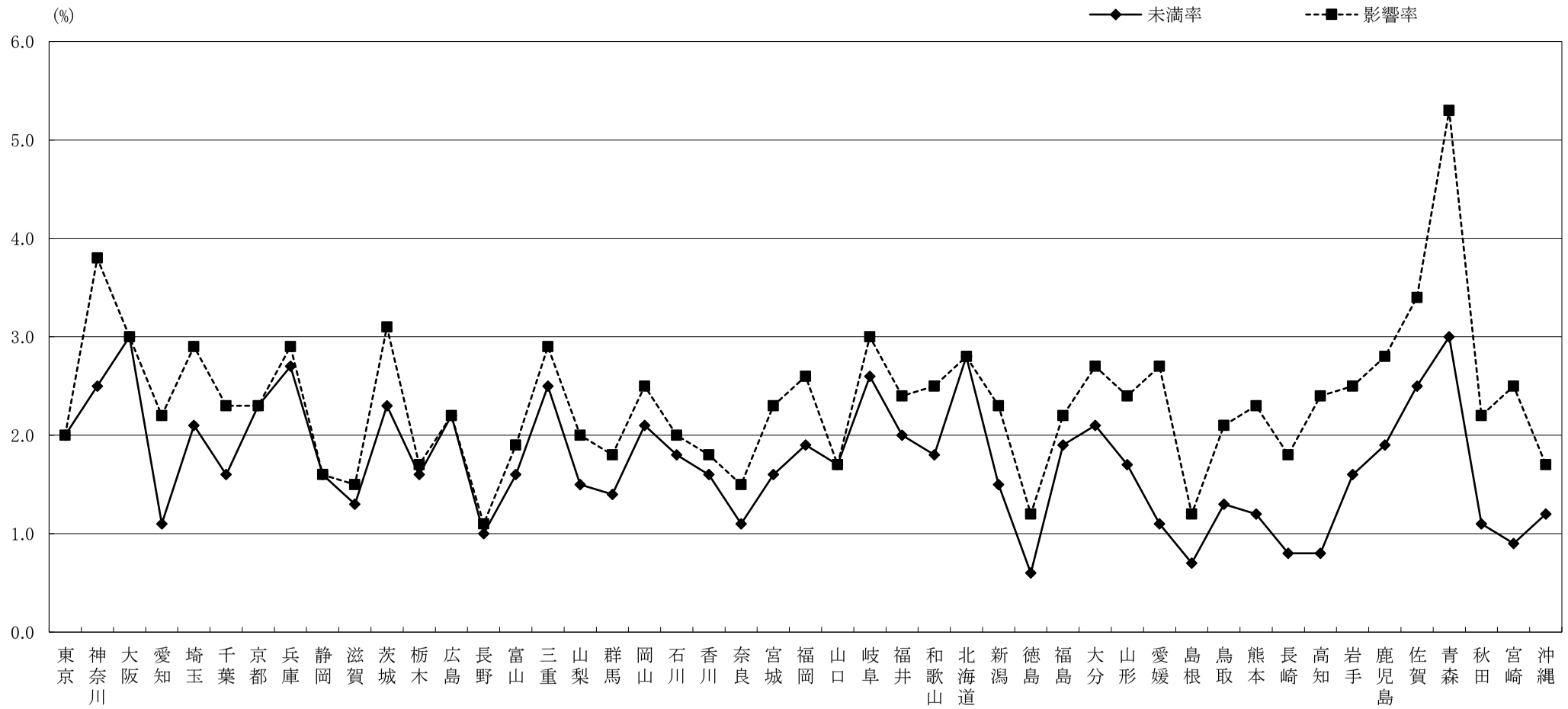

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	滋賀	茨城	栃木	広島	長野	富山	三重	山梨	群馬	岡山	石川	香川	奈良	宮城	福岡	山口	岐阜	福井	和歌山	北海道	新潟	徳島	福島	大分	山形	愛媛	島根	鳥取	熊本	長崎	高知	岩手	鹿児島	佐賀	青森	秋田	宮崎	沖縄	全国平均
未満率	2.0	2.5	3.0	1.1	2.1	1.6	2.3	2.7	1.6	1.3	2.3	1.6	2.2	1.0	1.6	2.5	1.5	1.4	2.1	1.8	1.6	1.1	1.6	1.9	1.7	2.6	2.0	1.8	2.8	1.5	0.6	1.9	2.1	1.7	1.1	0.7	1.3	1.2	0.8	0.8	1.6	1.9	2.5	3.0	1.1	0.9	1.2	2.0
影響率	2.0	3.8	3.0	2.2	2.9	2.3	2.3	2.9	1.6	1.5	3.1	1.7	2.2	1.1	1.9	2.9	2.0	1.8	2.5	2.0	1.8	1.5	2.3	2.6	1.7	3.0	2.4	2.5	2.8	2.3	1.2	2.2	2.7	2.4	2.7	1.2	2.1	2.3	1.8	2.4	2.5	2.8	3.4	5.3	2.2	2.5	1.7	2.5

資料出所　厚生労働省「令和２年賃金構造基本統計調査特別集計」
（注）１　事業所規模５人以上の民営事業所（５～９人の事業所については企業規模が５～９人の事業所に限る。）を対象としている。
　　２　未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したもの。

資料No.4

賃金分布に関する資料

（都道府県別、総合指数順）

資料No.4-1　時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）　･･･1

資料No.4-2　時間当たり賃金分布（一般労働者）　･･･14

資料No.4-3　時間当たり賃金分布（短時間労働者）　･･･27

時間当たり賃金分布（一般・短時間計）

資料No. 4－1

東京（A）

1013円

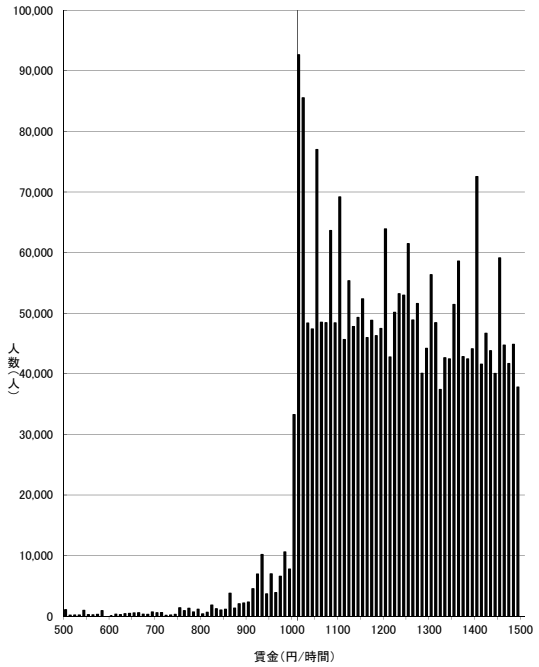

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

神奈川（A）

1011円

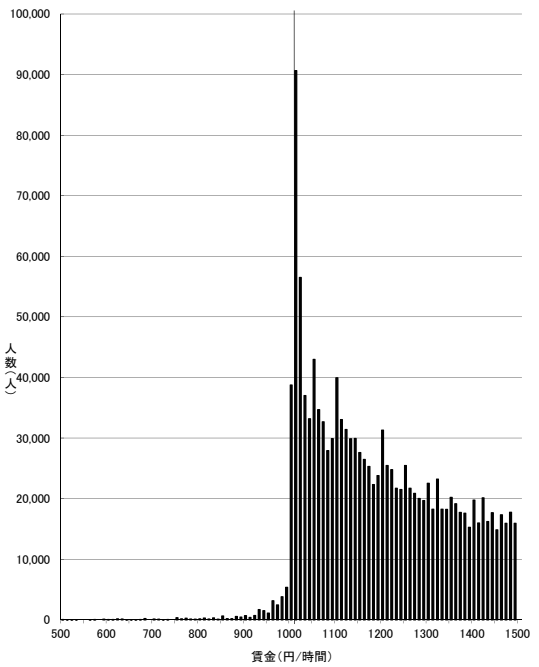

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪（A）

964円

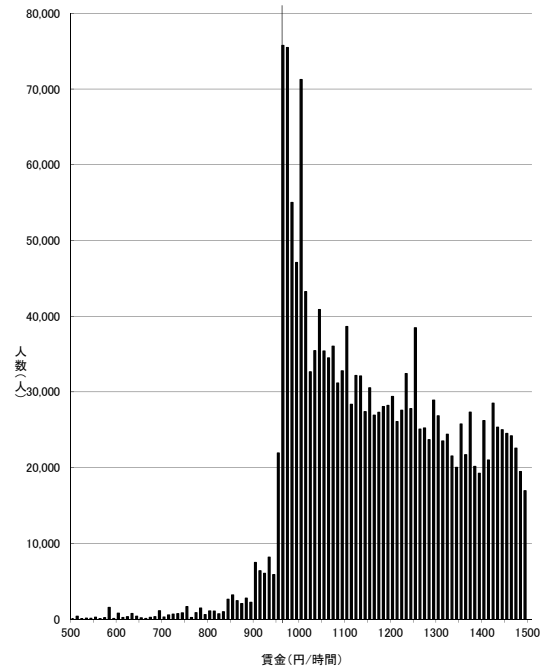

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛知（A）

926円

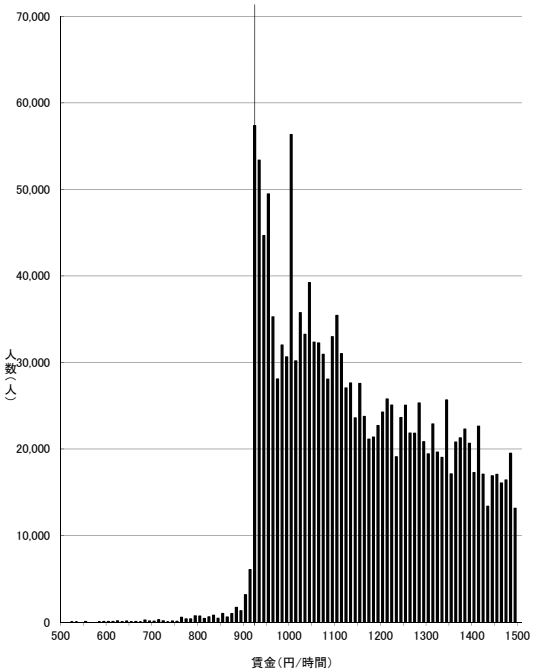

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉（A）

926円

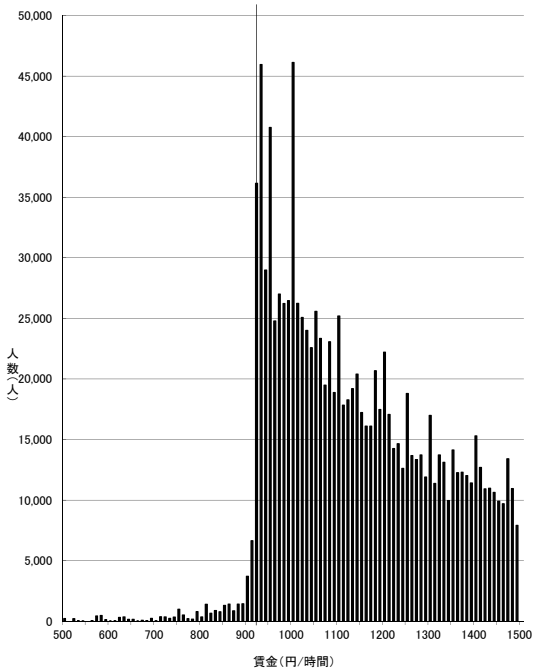

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉（A）

923円

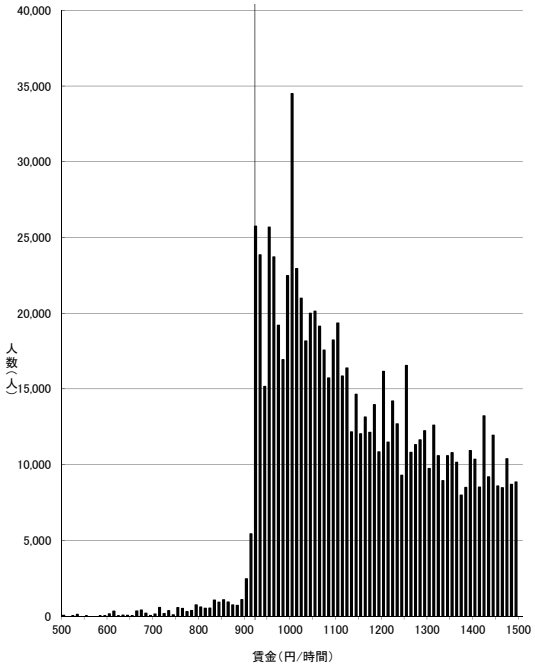

資料出所：厚生労働省「令和２年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都（B）

909円

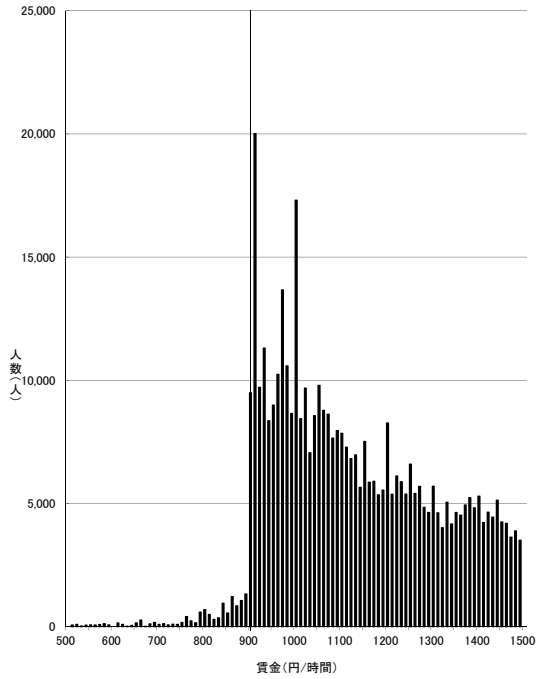

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫（B）

899円

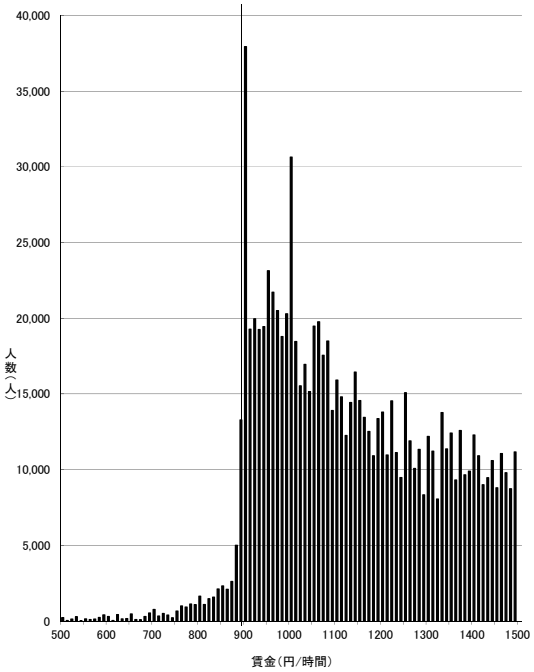

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡（B）

885円

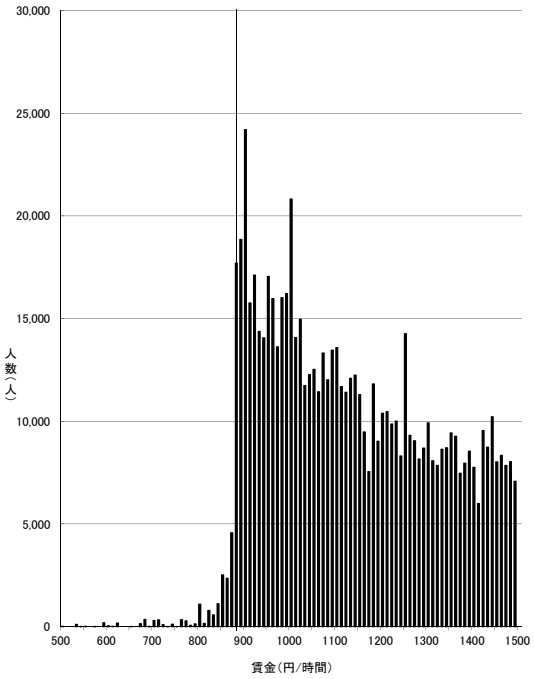

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀（B）

866円

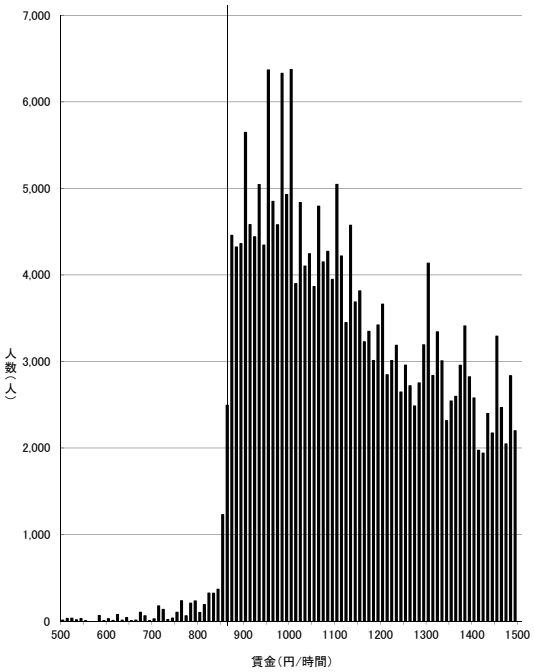

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城（B）

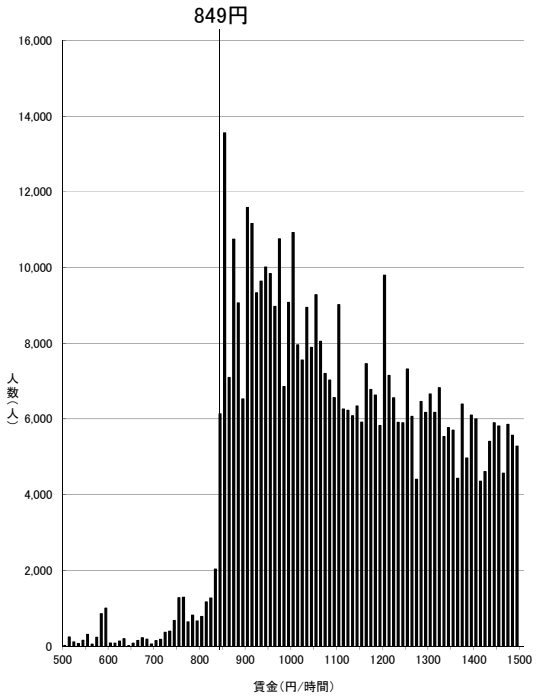

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木（B）

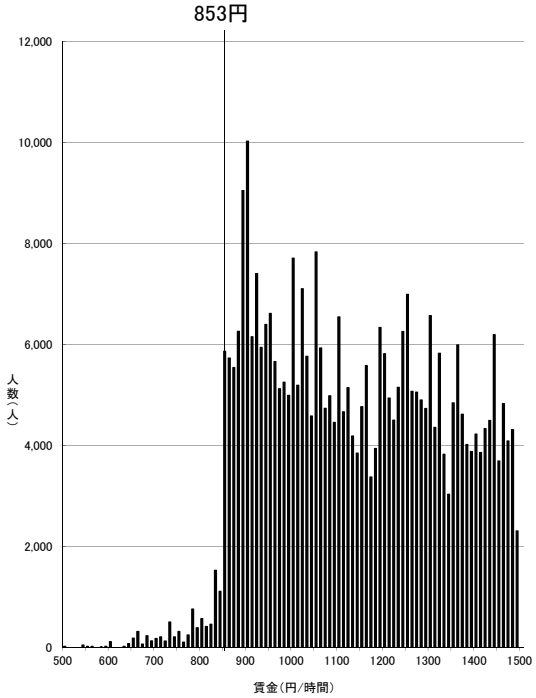

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島（B）

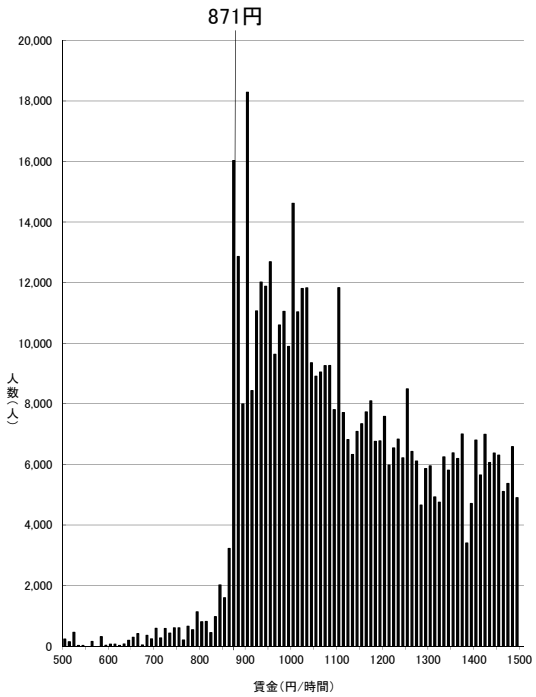

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野（B）

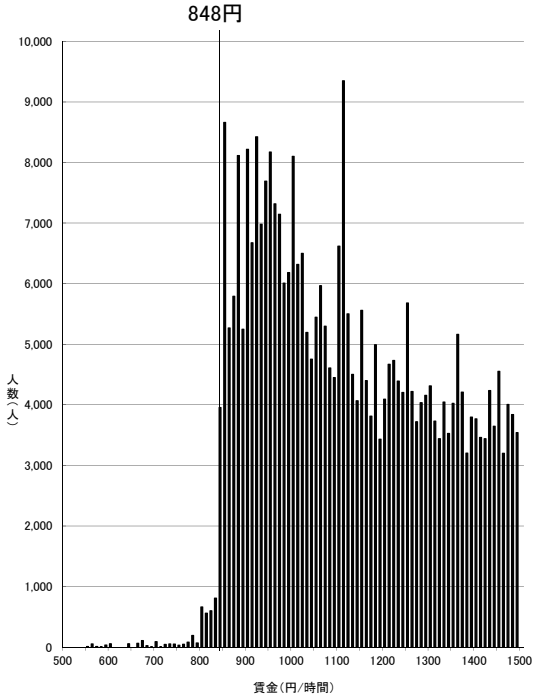

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山（B）

848円

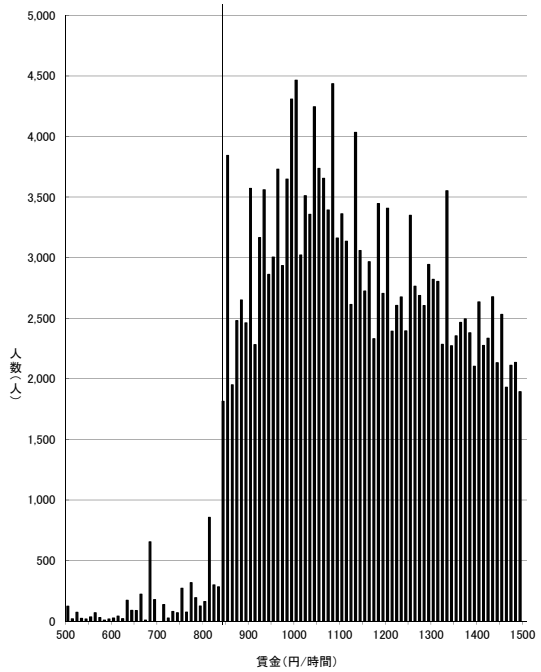

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重（B）

873円

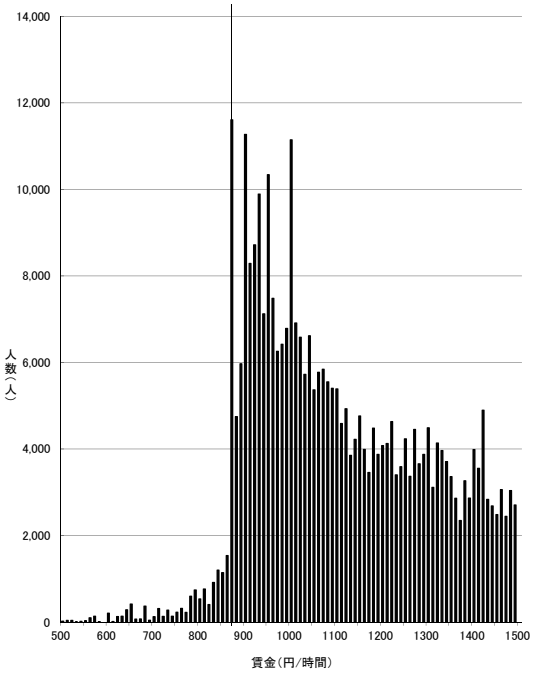

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨（B）

837円

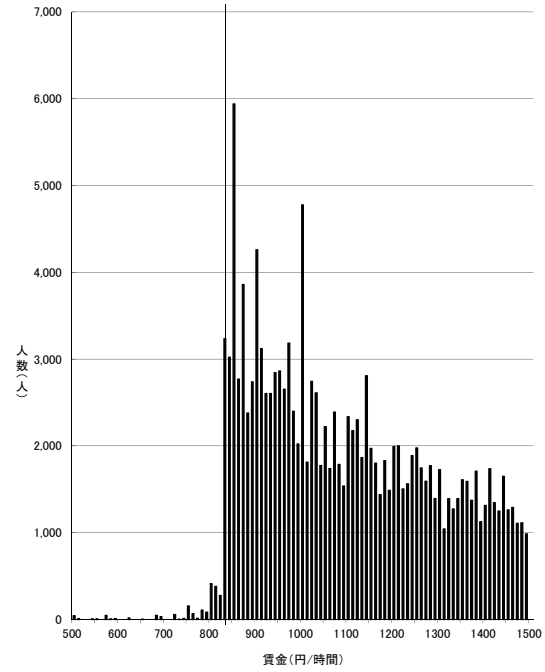

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬（C）

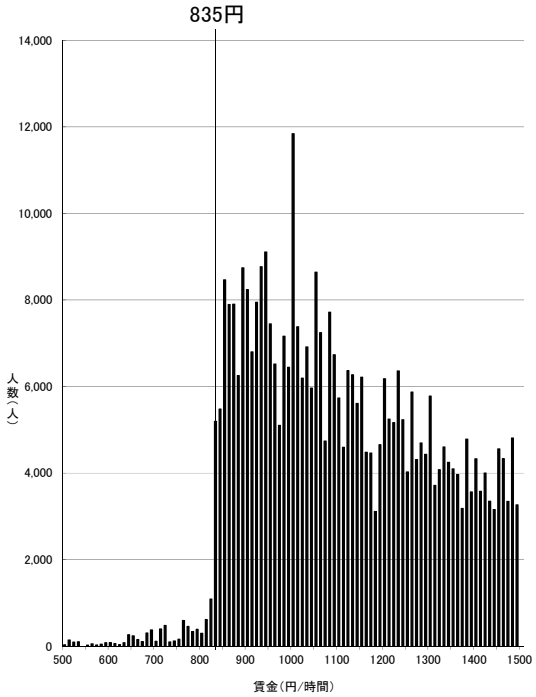

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山（C）

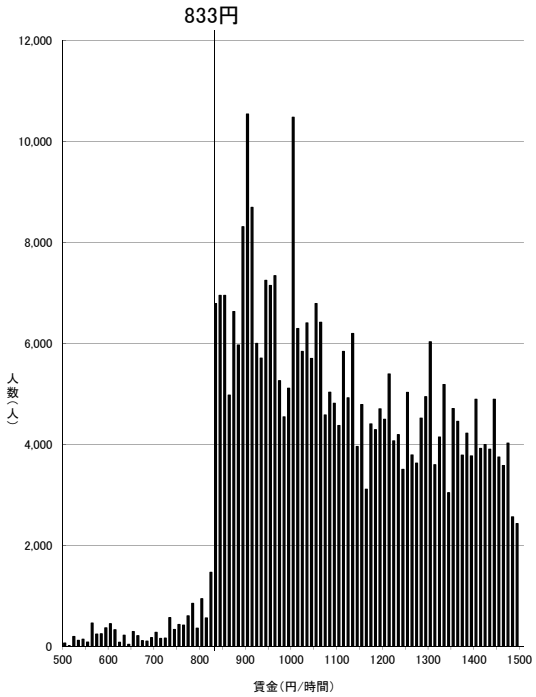

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川（C）

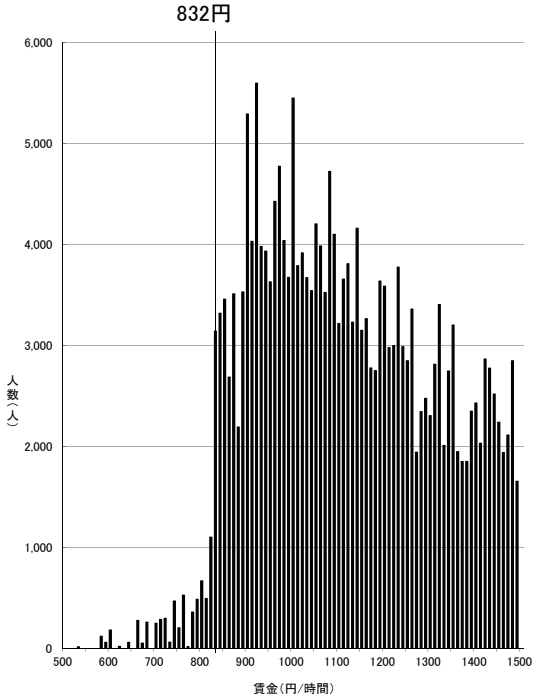

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川（C）

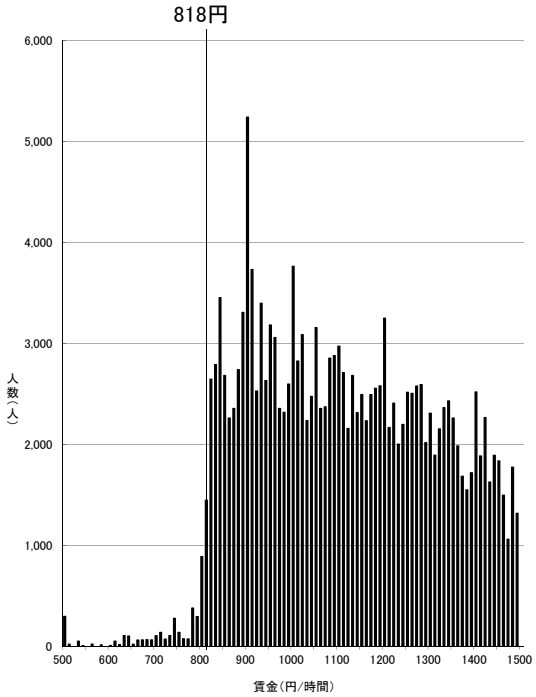

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良（C）

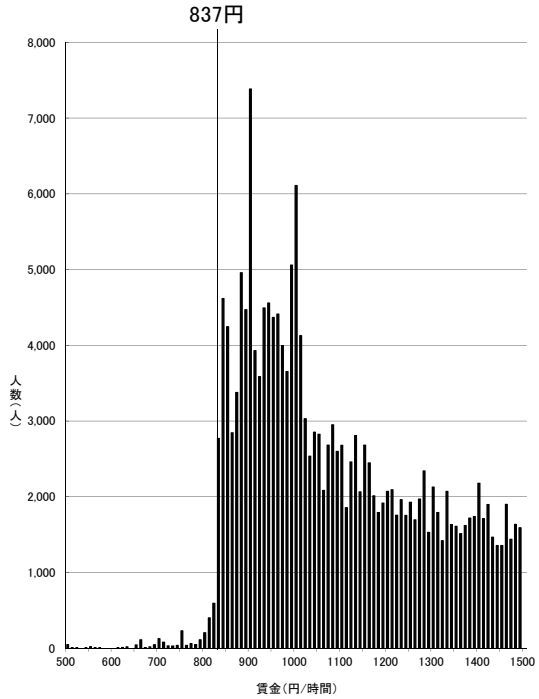

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城（C）

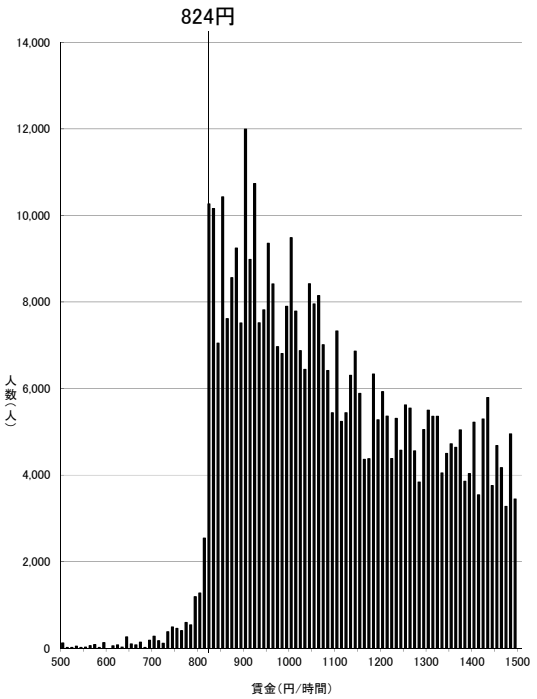

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡（C）

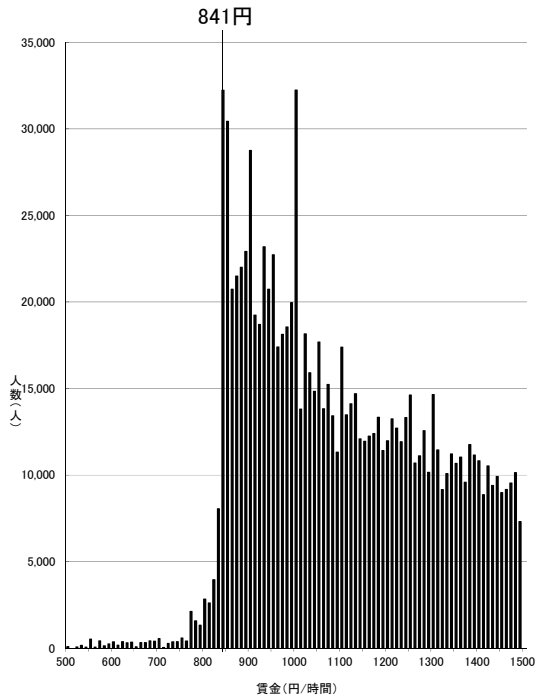

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口（C）

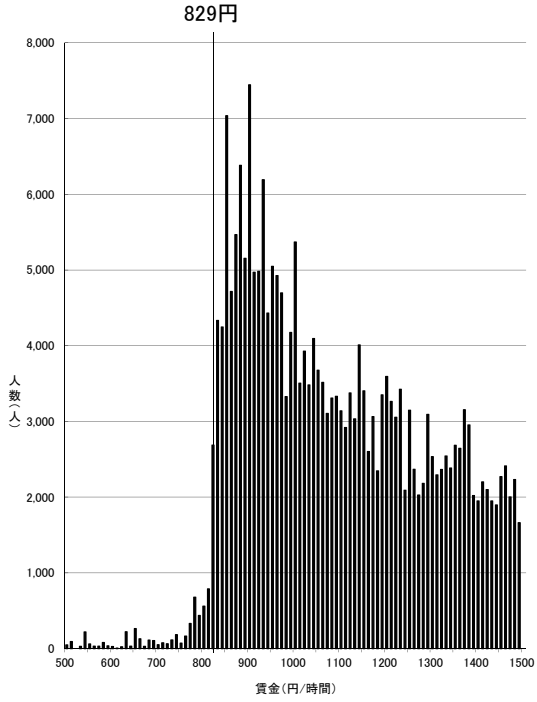

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜（C）

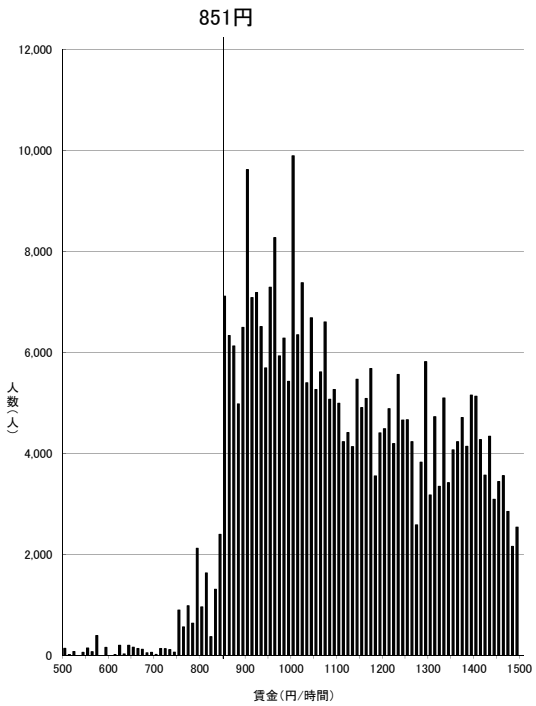

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井（C）

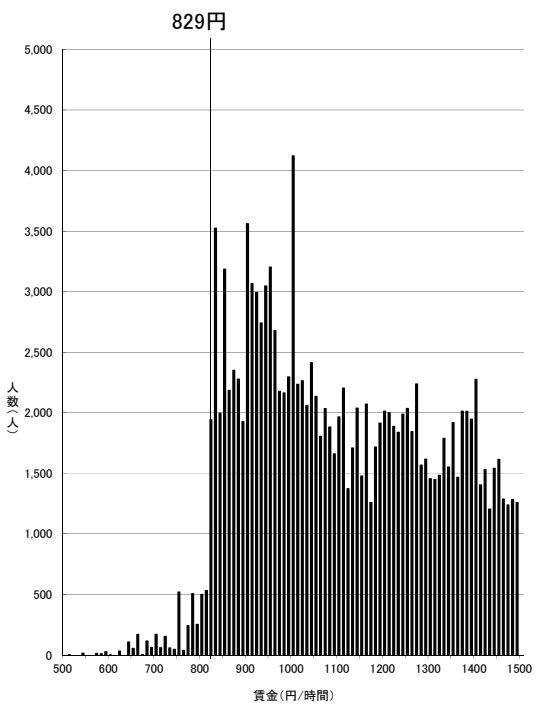

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山（C）

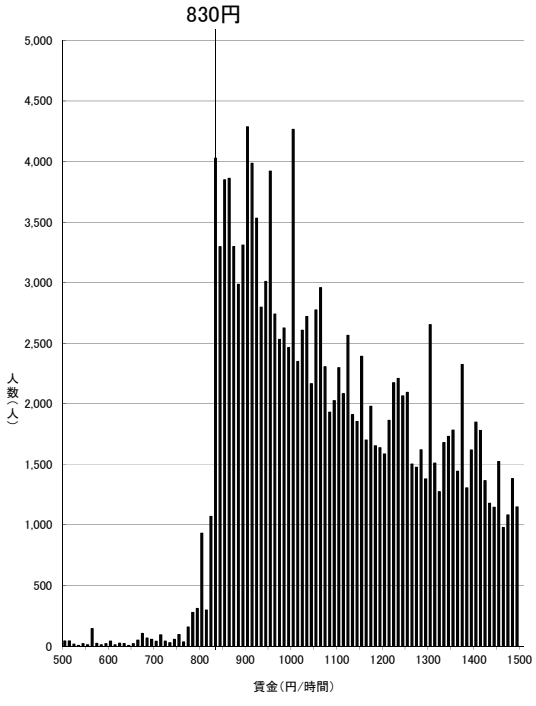

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道（C）

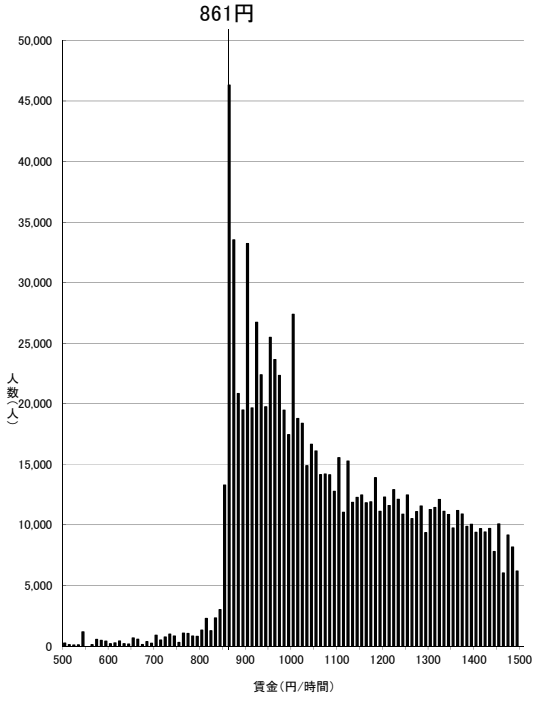

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟（C）

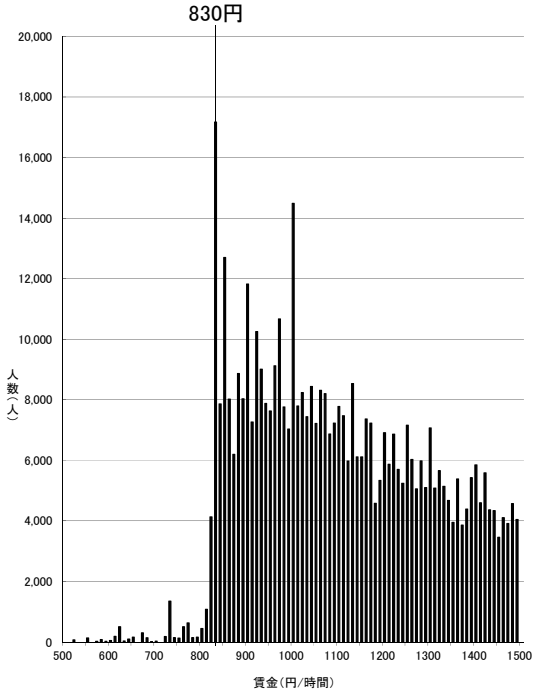

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島（C）

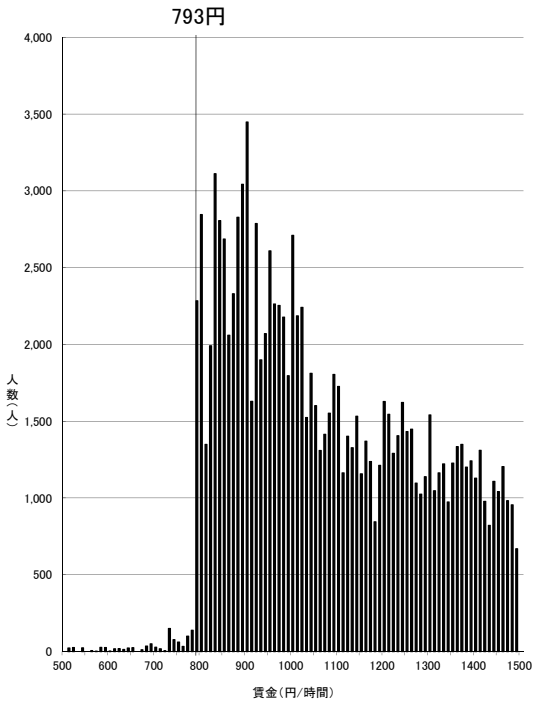

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島（D）

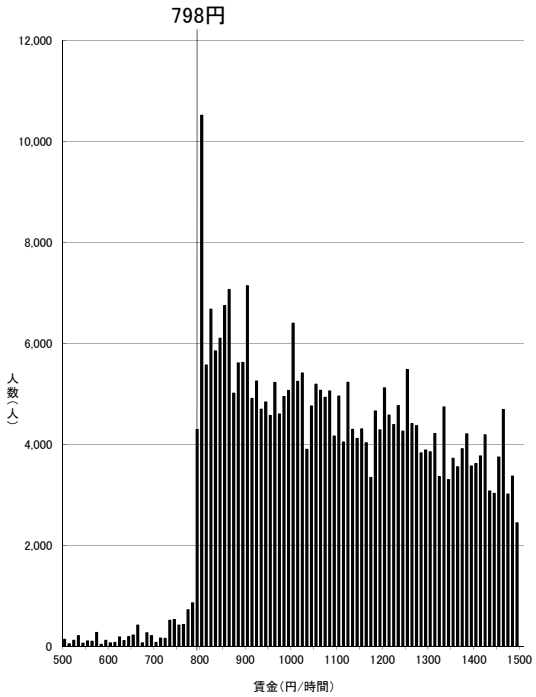

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分（D）

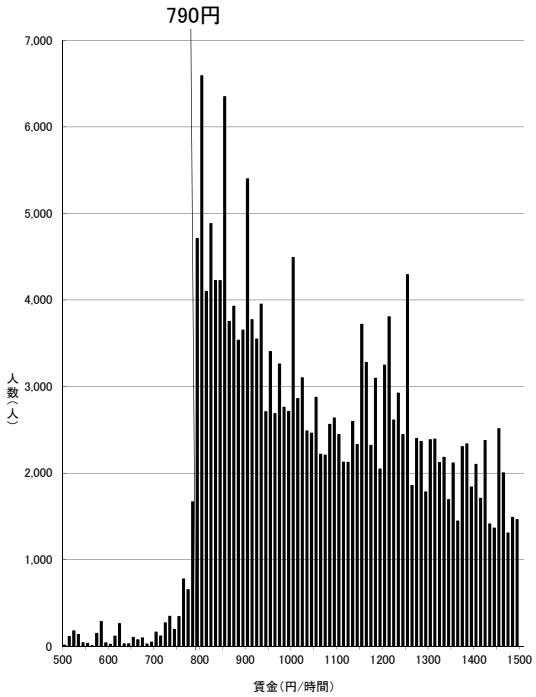

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形（D）

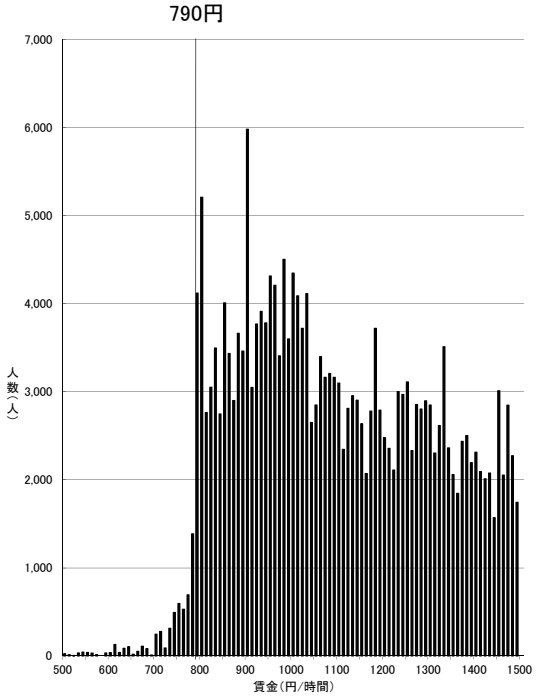

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛（D）

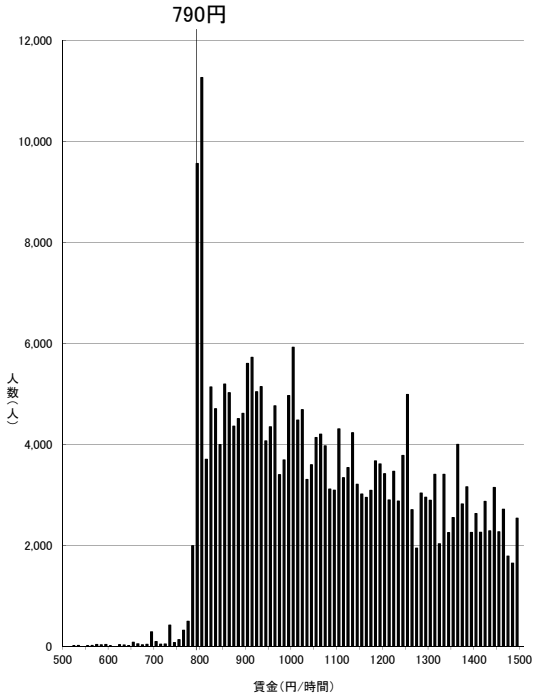

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根（D）

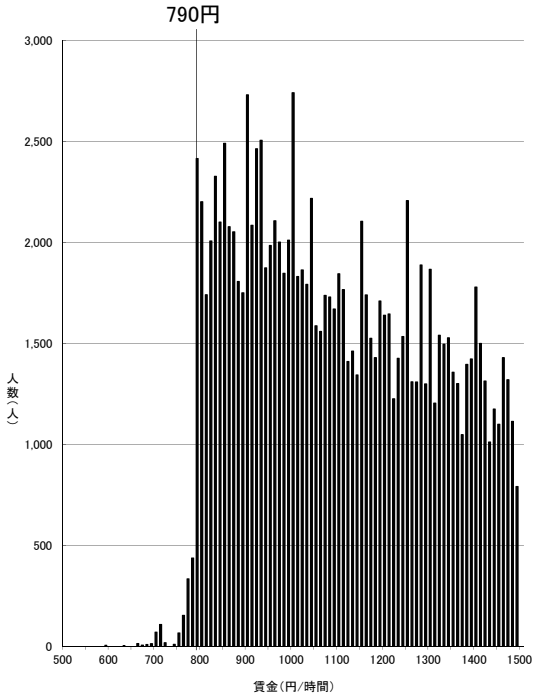

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取（D）

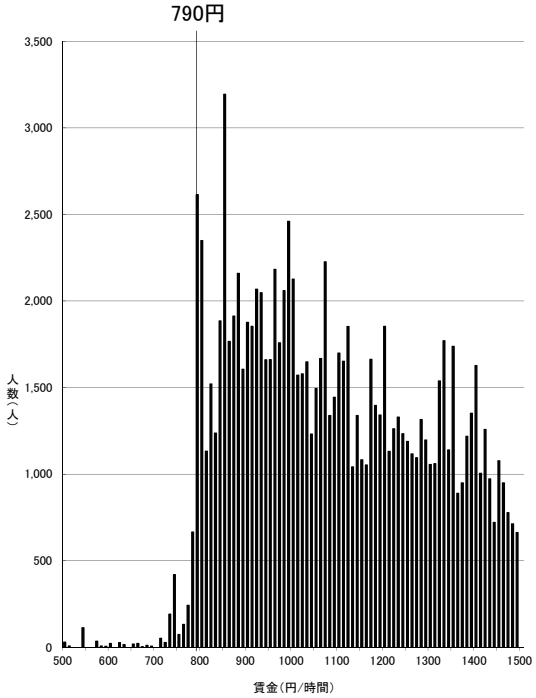

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本（D）

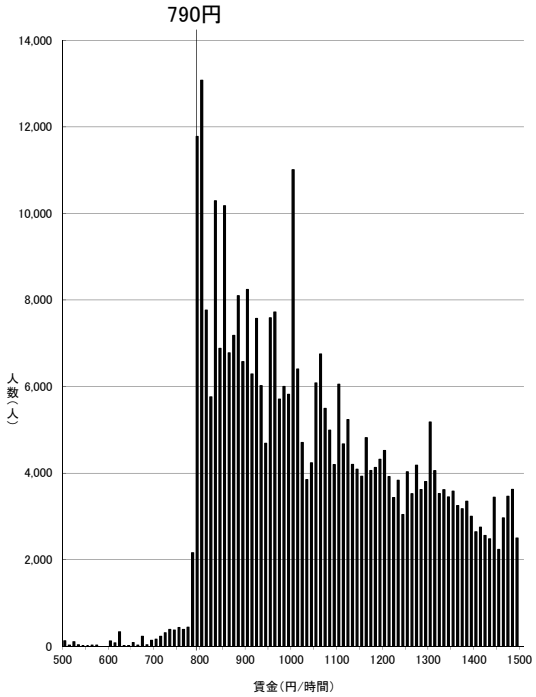

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎（D）

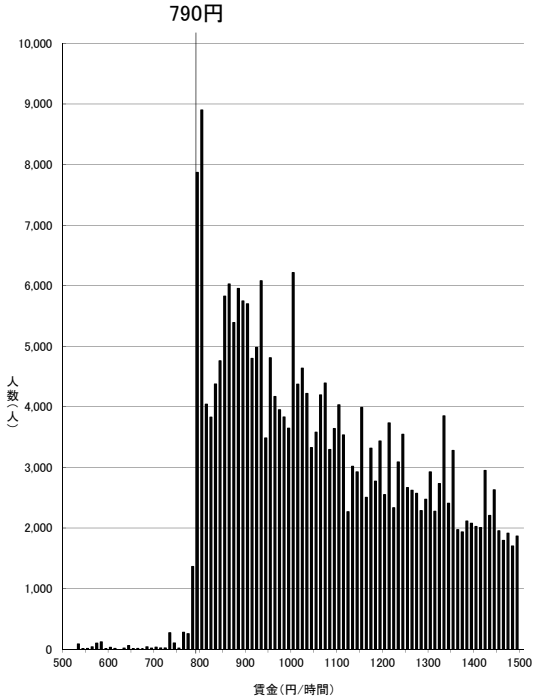

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知（D）

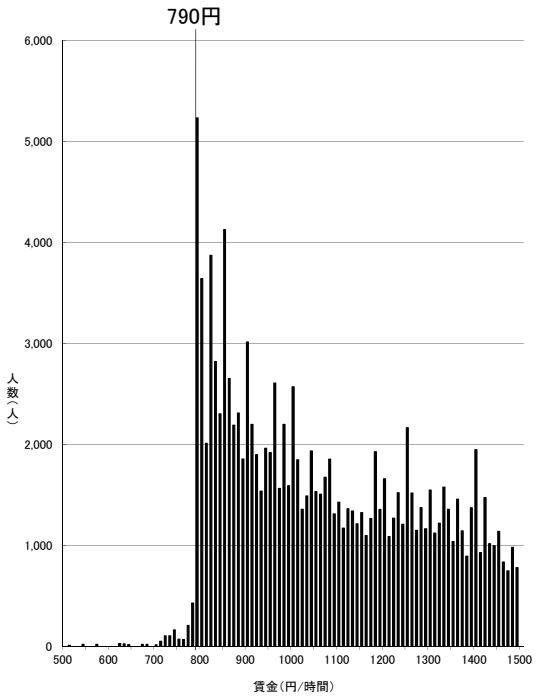

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手（D）

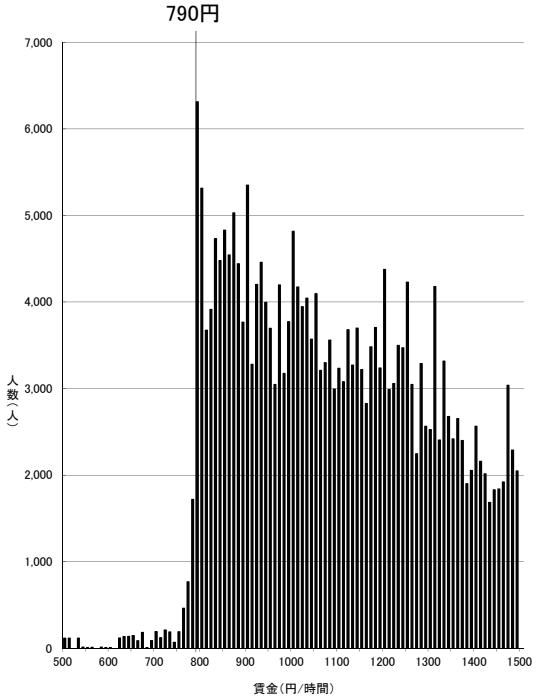

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島（D）

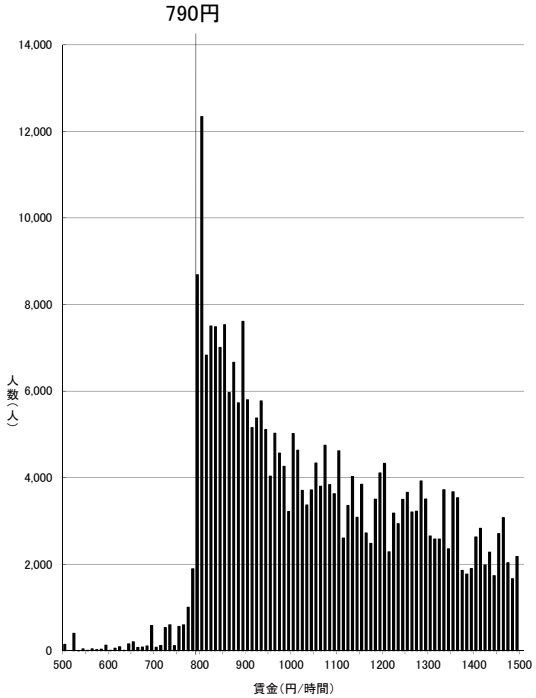

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀（D）

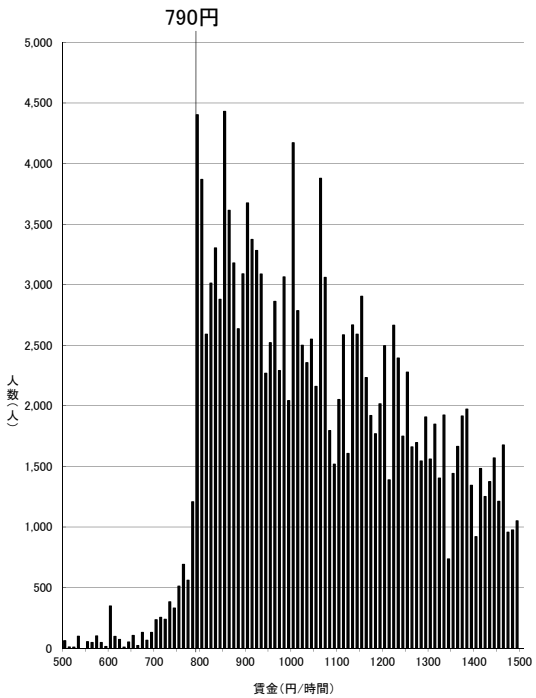

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森（D）

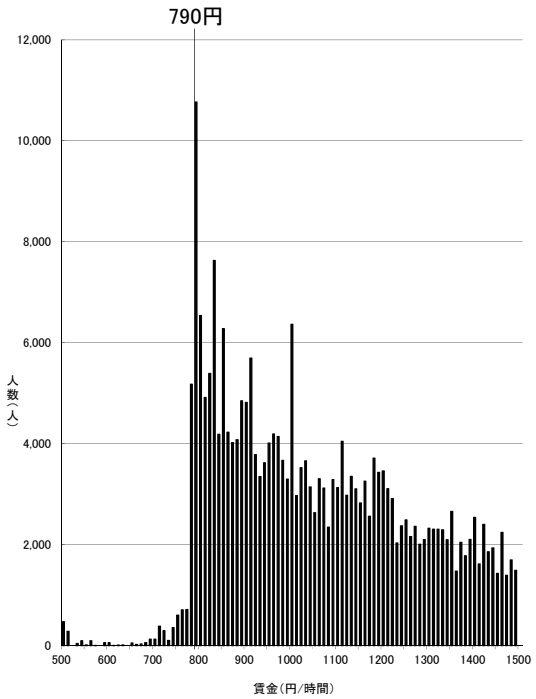

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田（D）

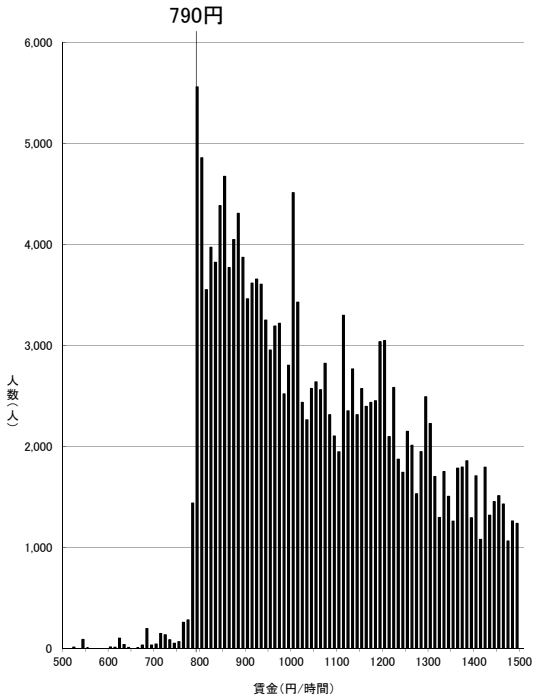

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎（D）

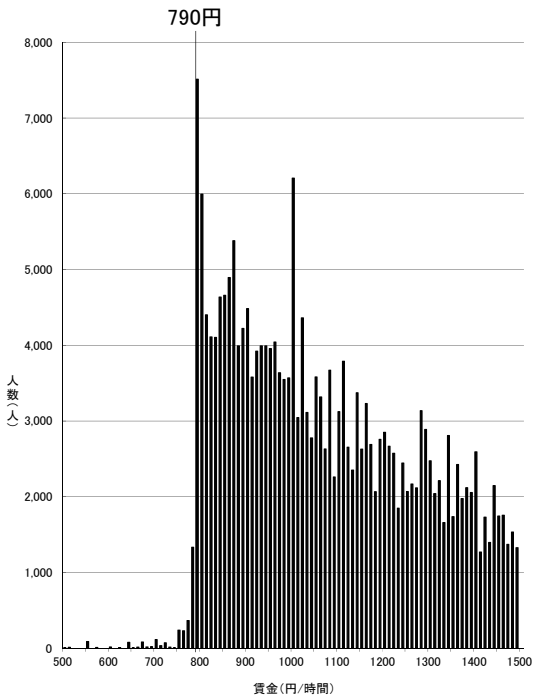

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄（D）

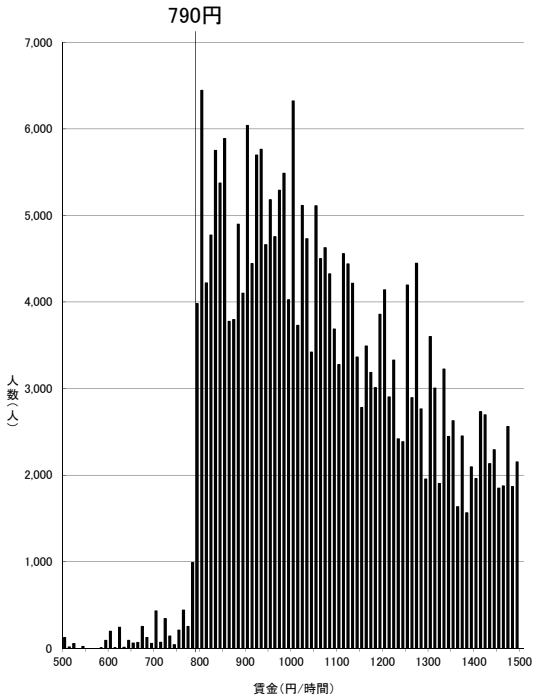

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

時間当たり賃金分布（一般労働者）

資料No. ４－２

東京（A）

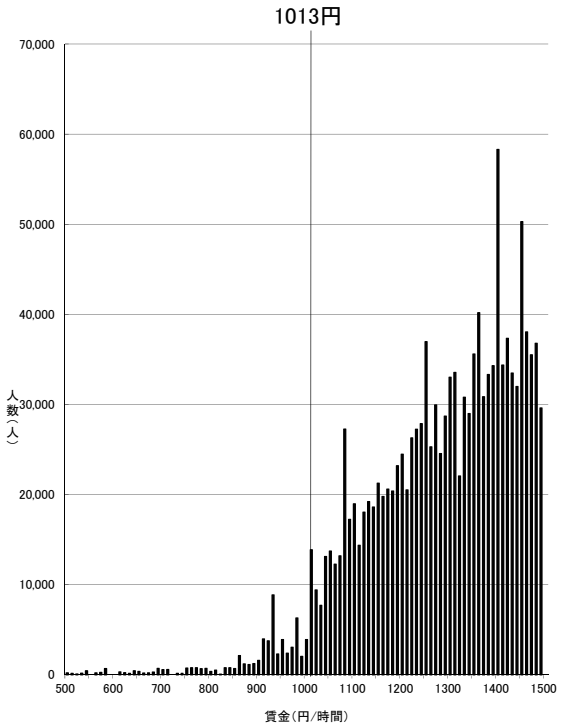

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川（A）

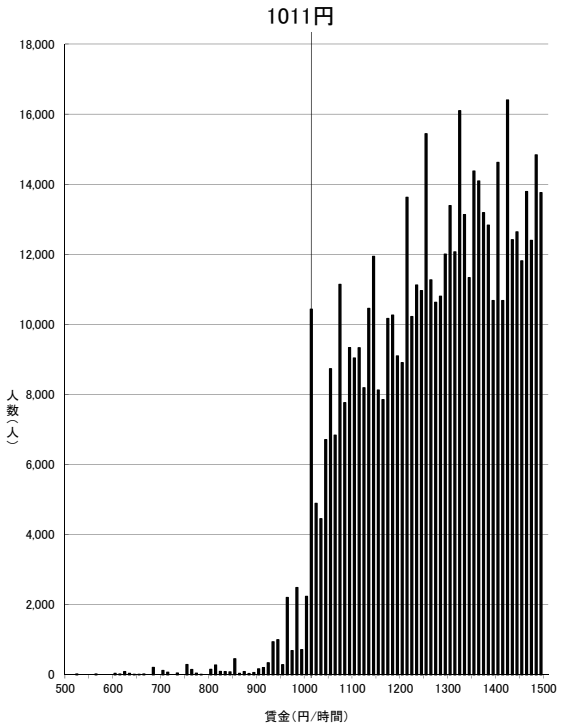

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪（A）

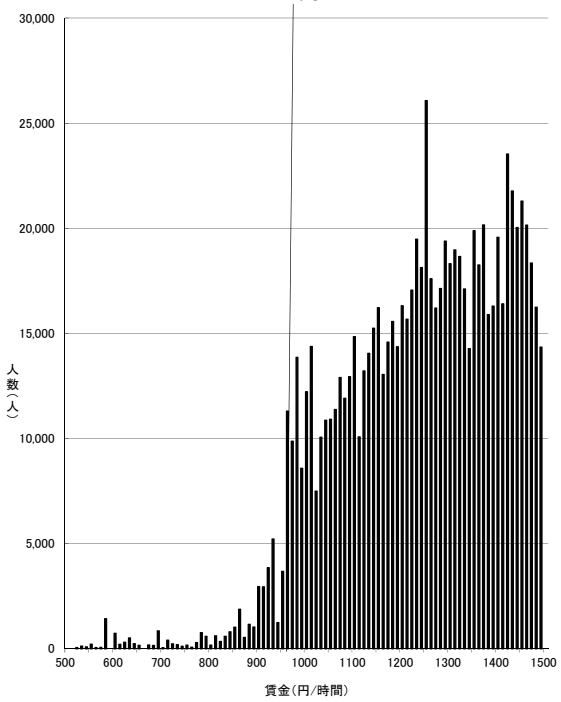

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知（A）

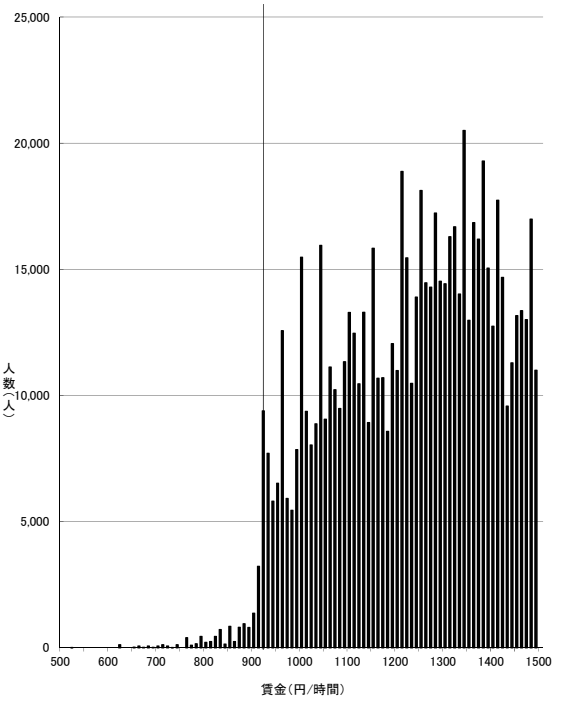

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉（A）

926円

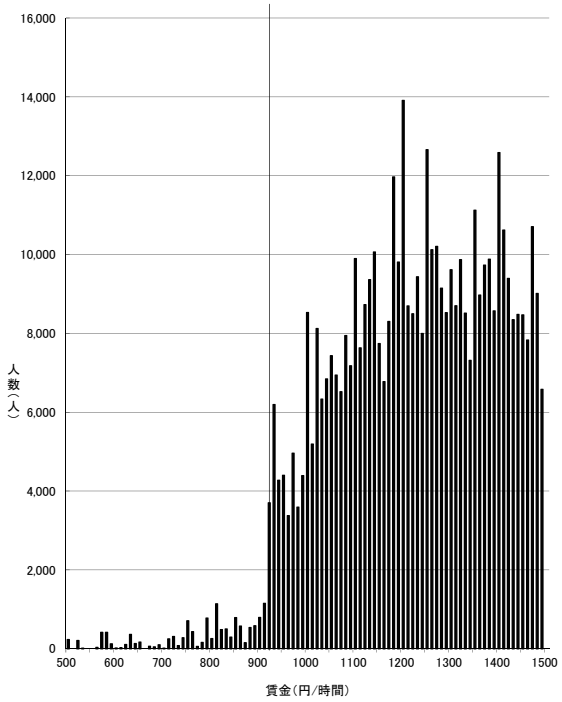

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉（A）

923円

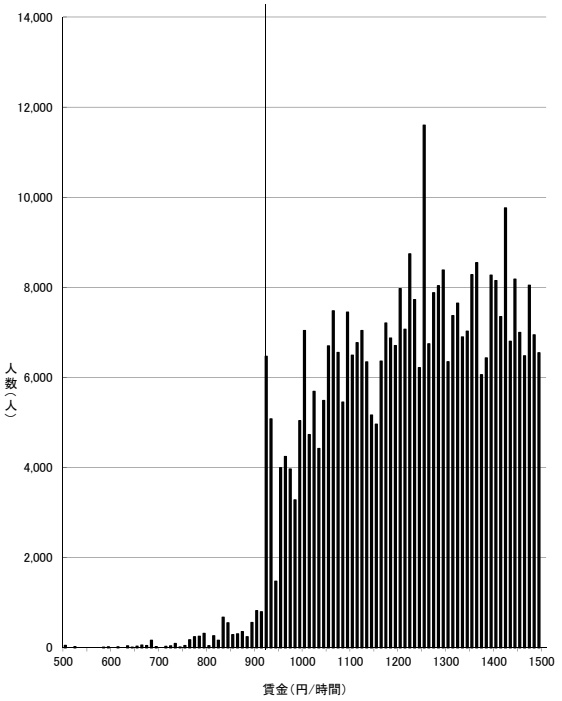

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都（B）

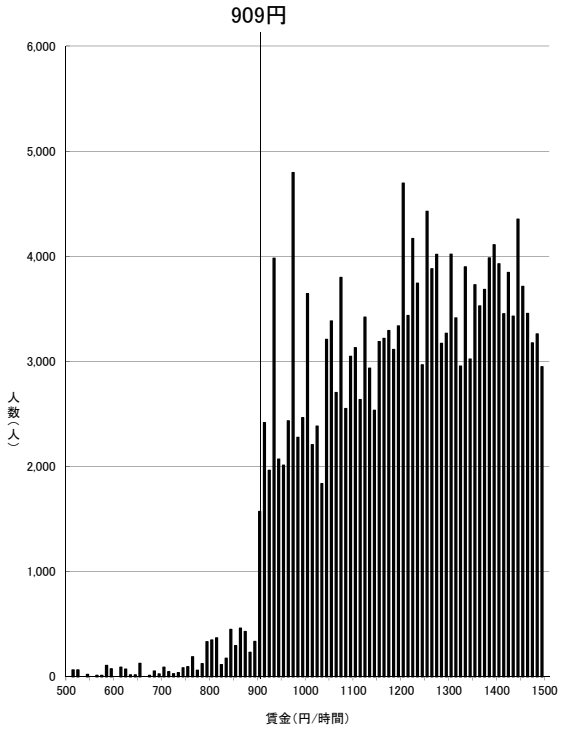

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫（B）

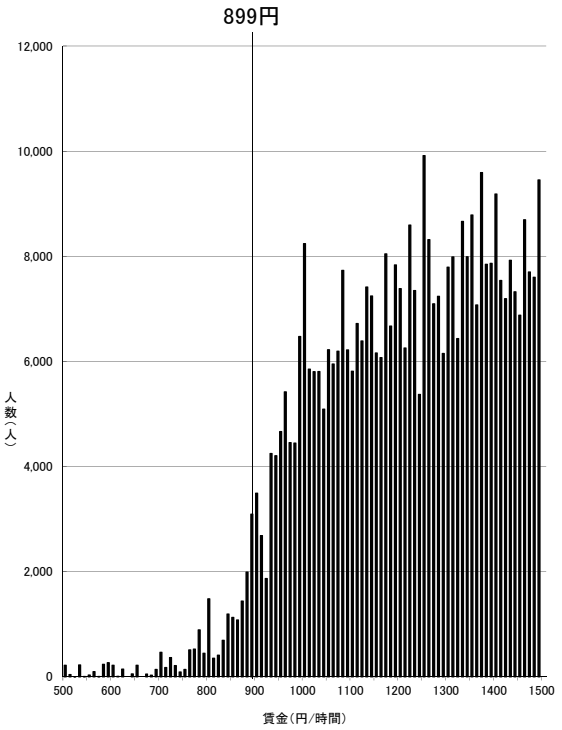

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡（B）

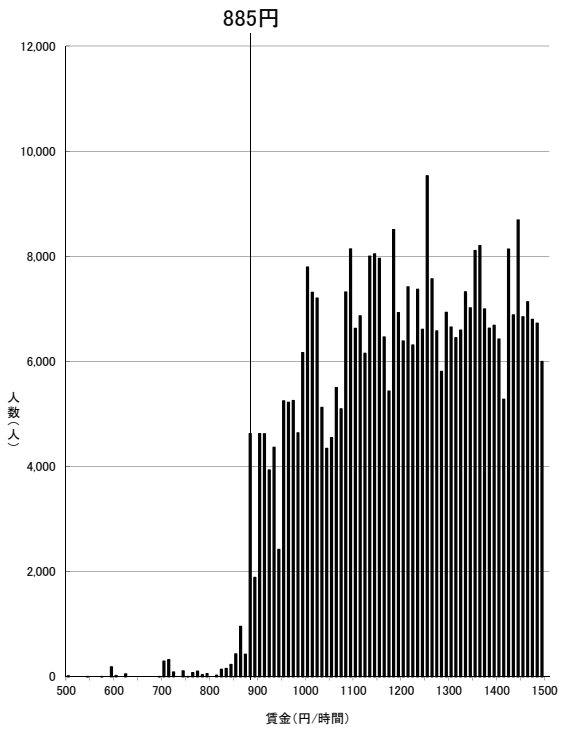

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀（B）

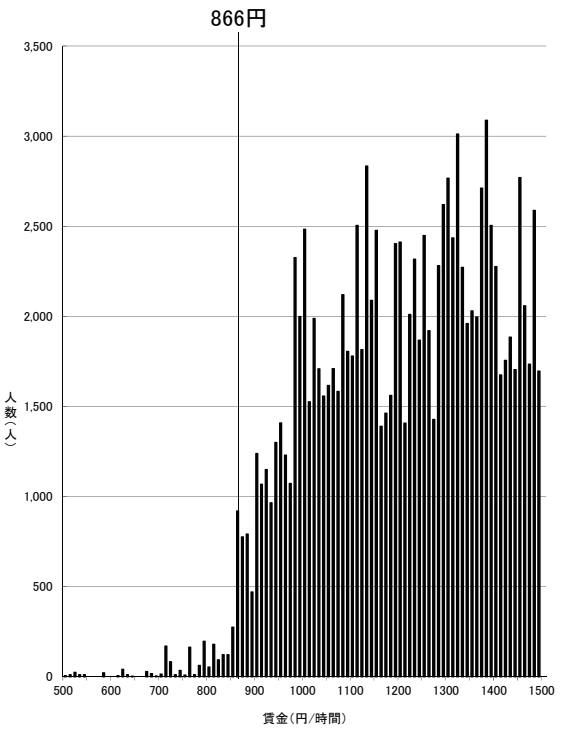

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城（B）

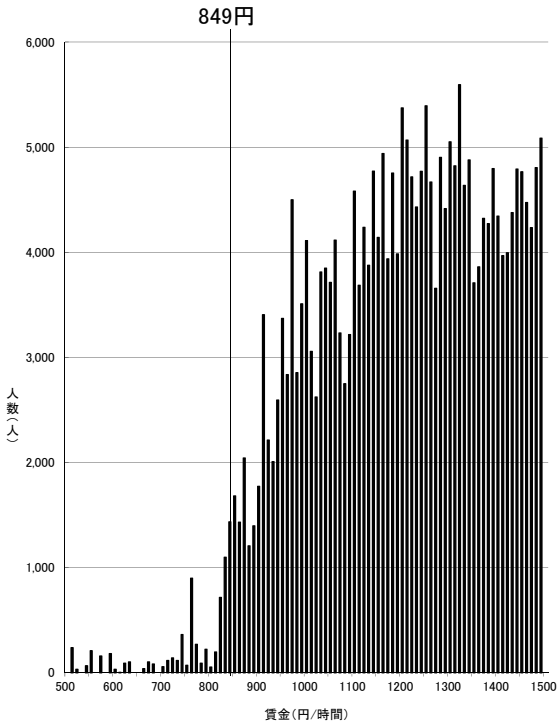

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木（B）

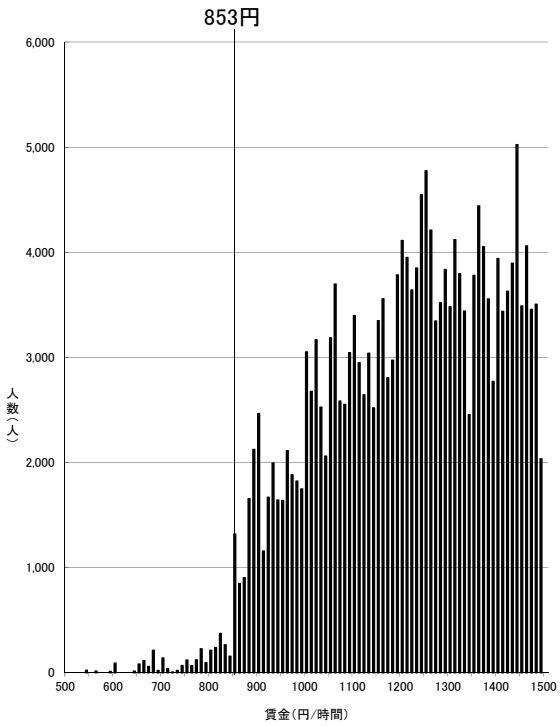

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島（B）

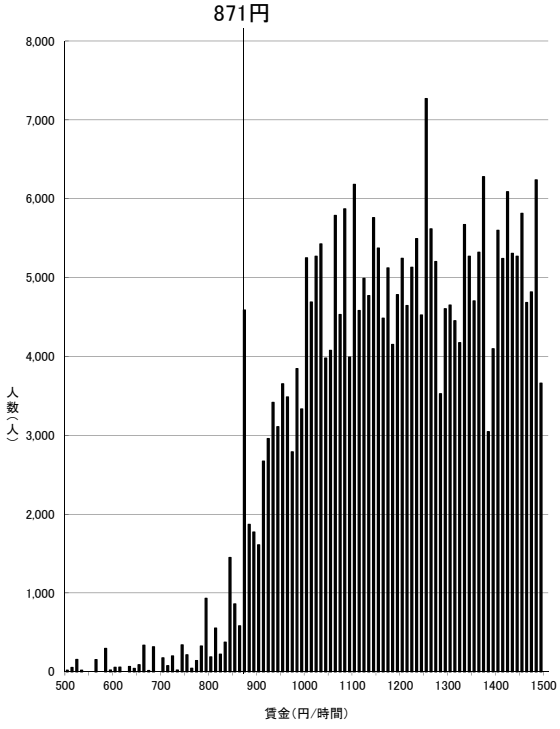

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野（B）

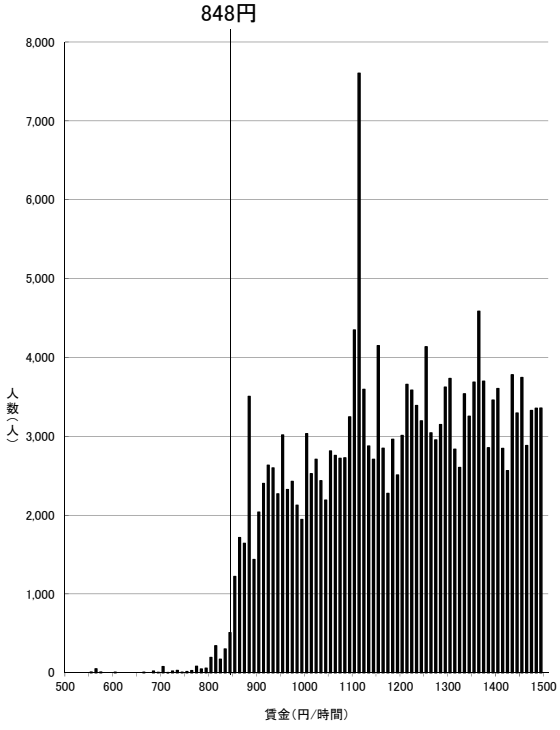

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山（B）

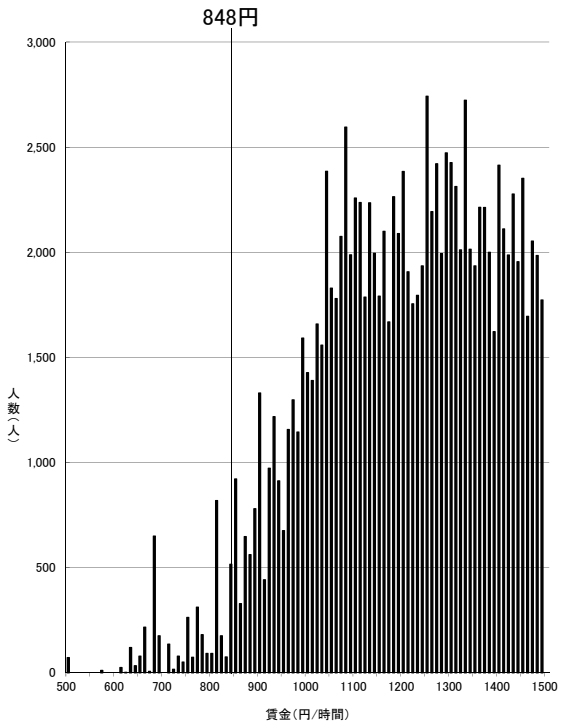

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重（B）

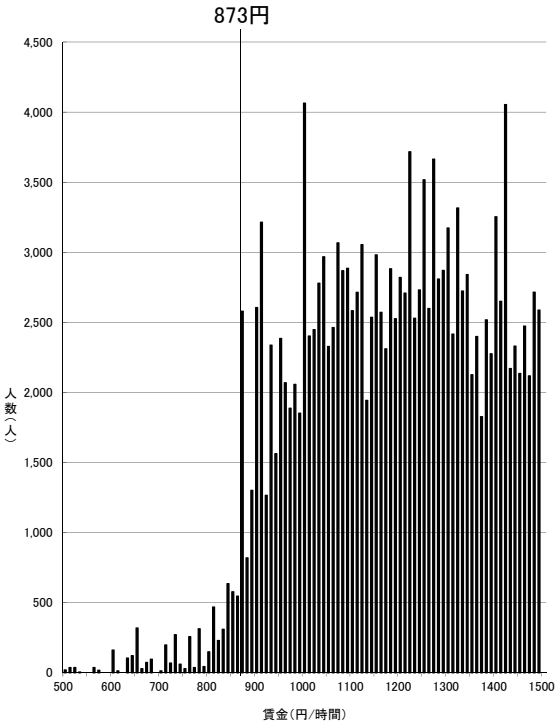

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨（B）

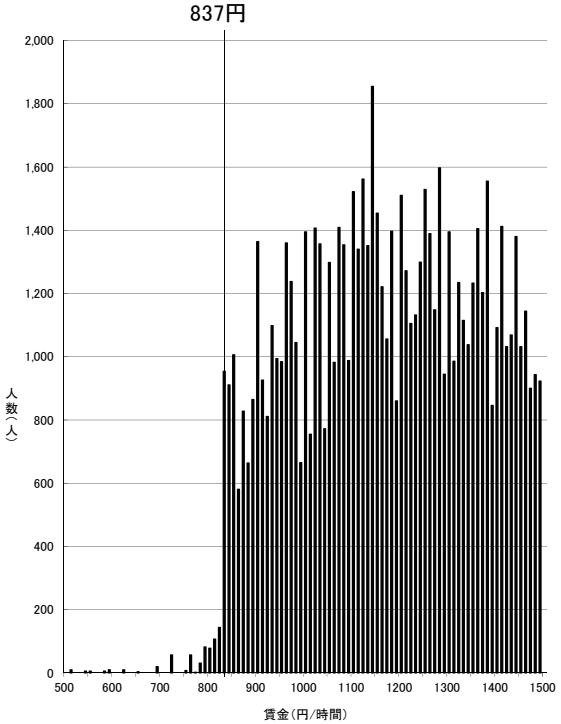

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬（C）

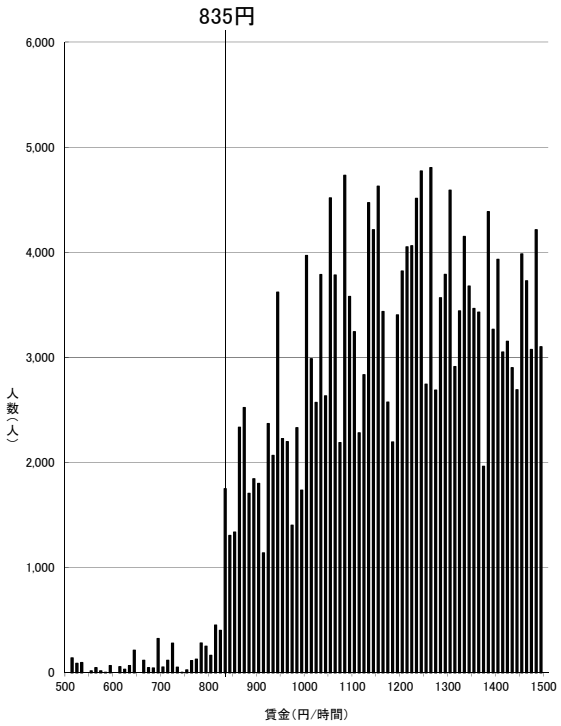

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山（C）

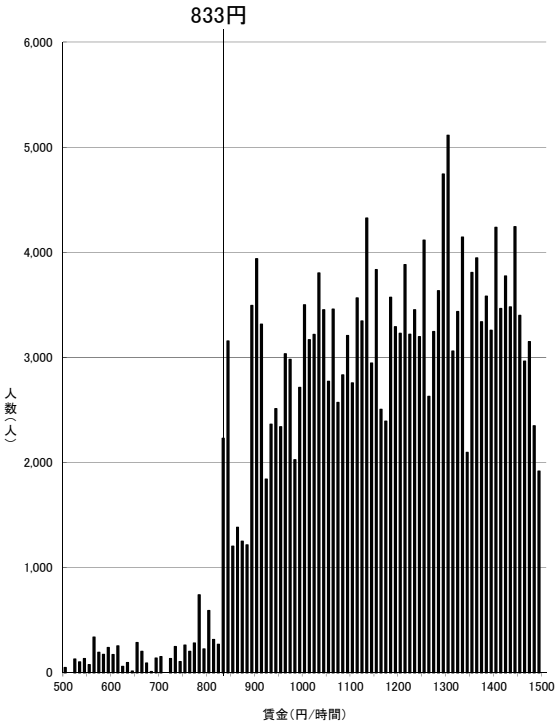

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川（C）

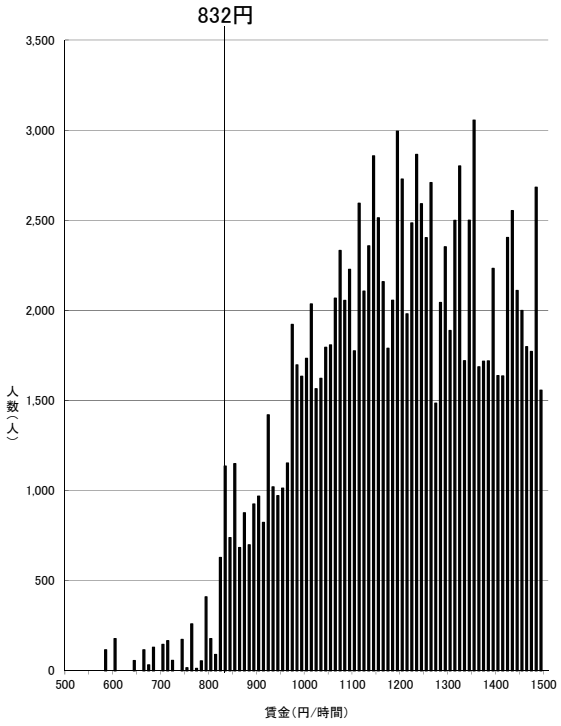

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川（C）

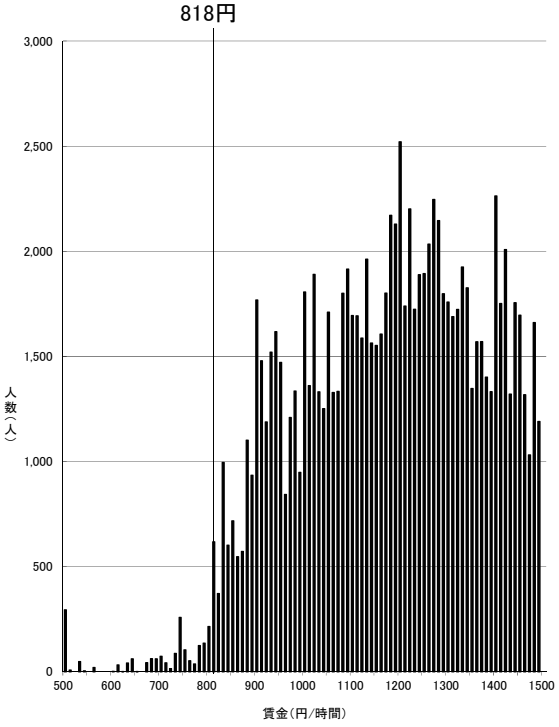

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良（C）

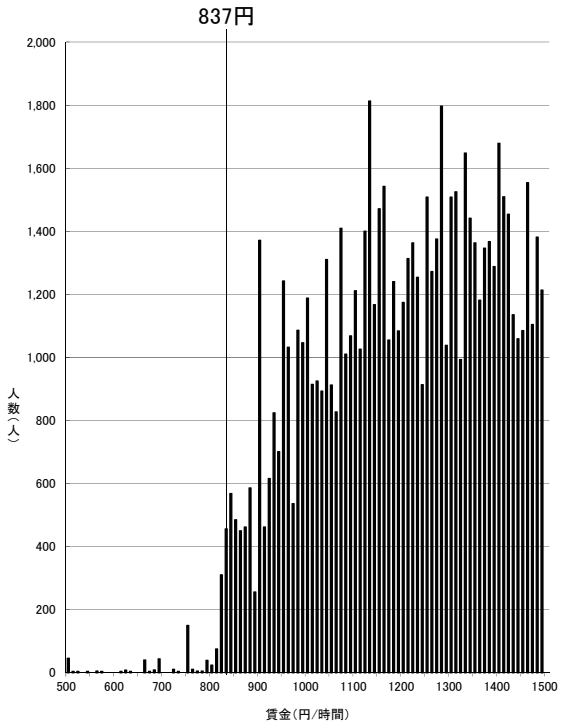

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城（C）

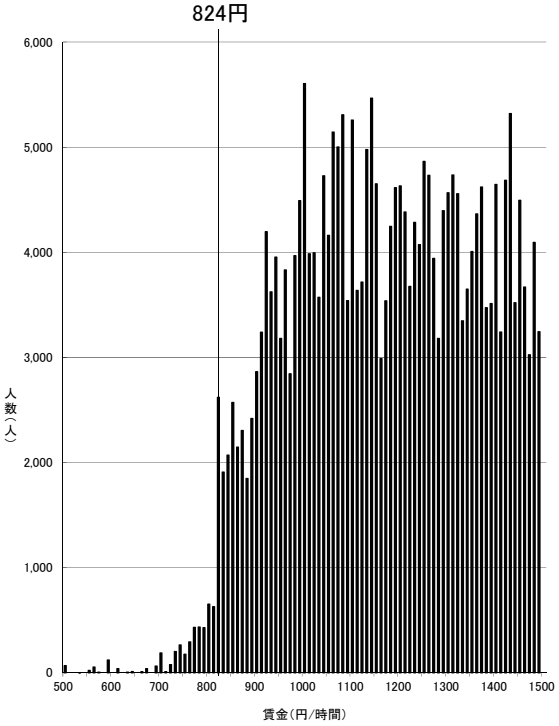

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡（C）

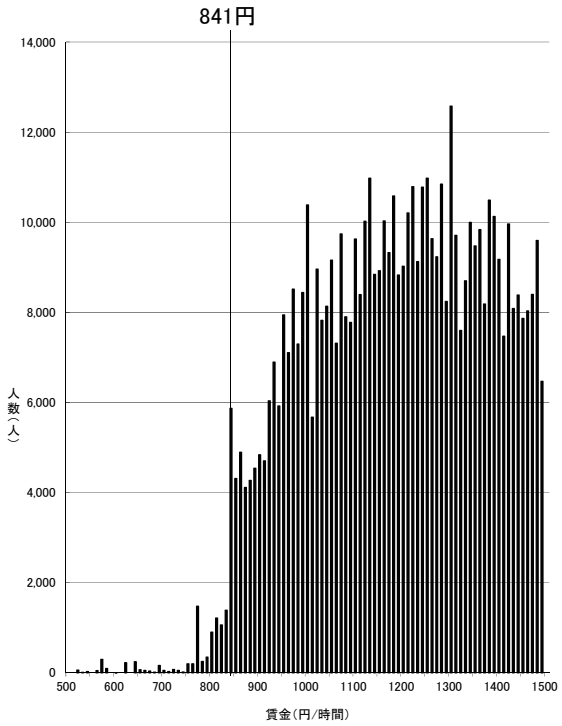

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口（C）

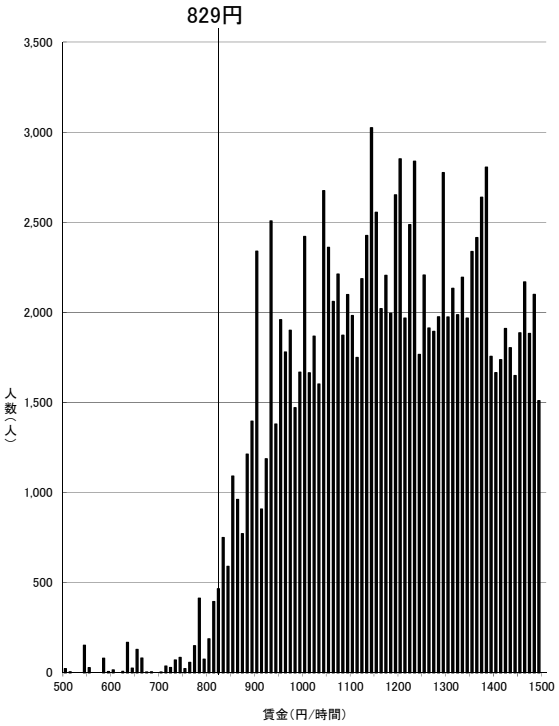

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜（C）

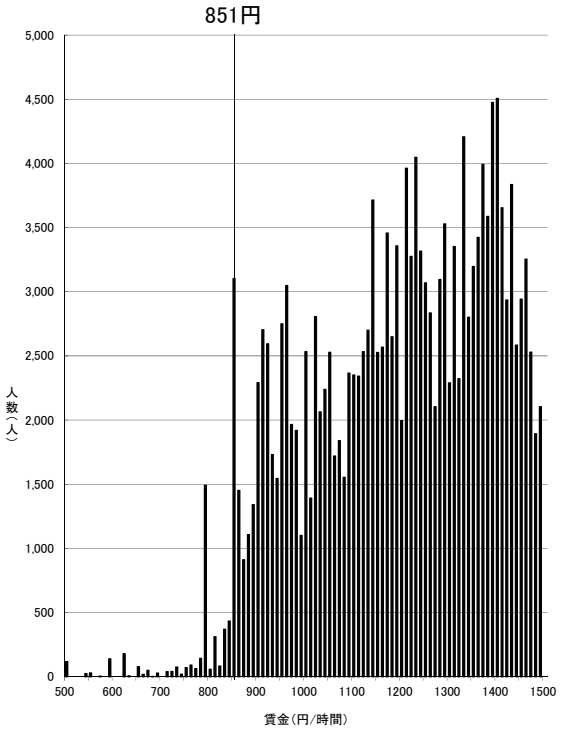

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井（C）

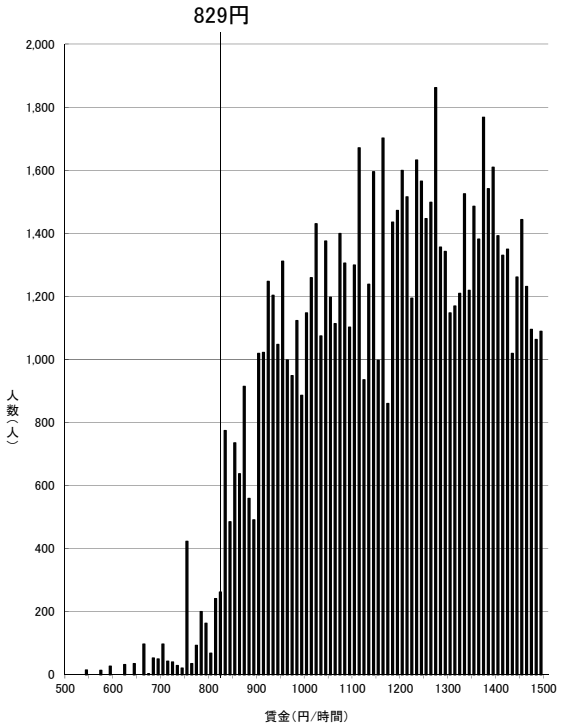

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山（C）

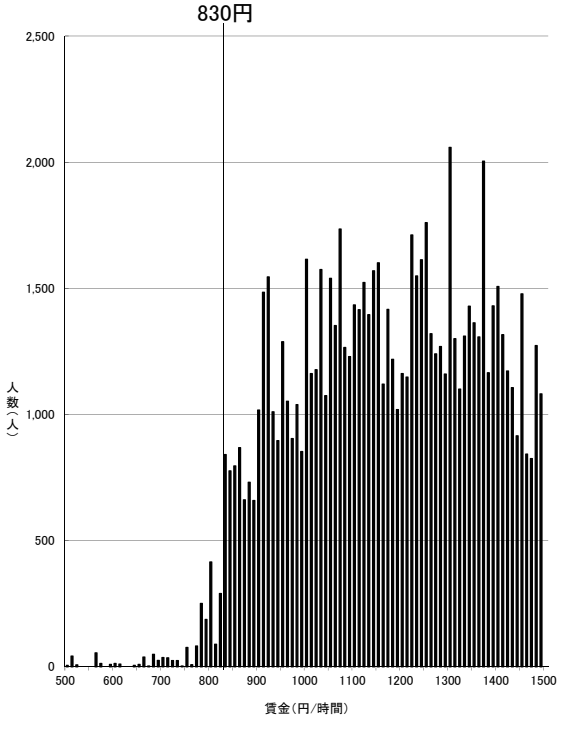

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道（C）

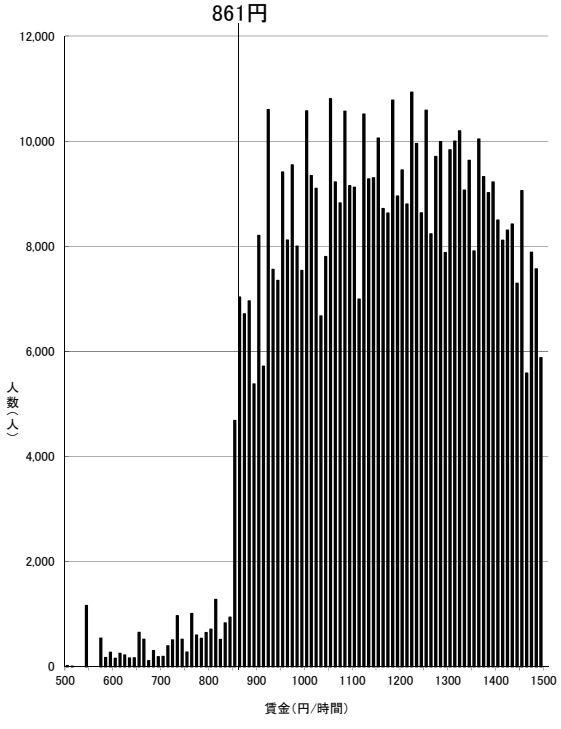

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟（C）

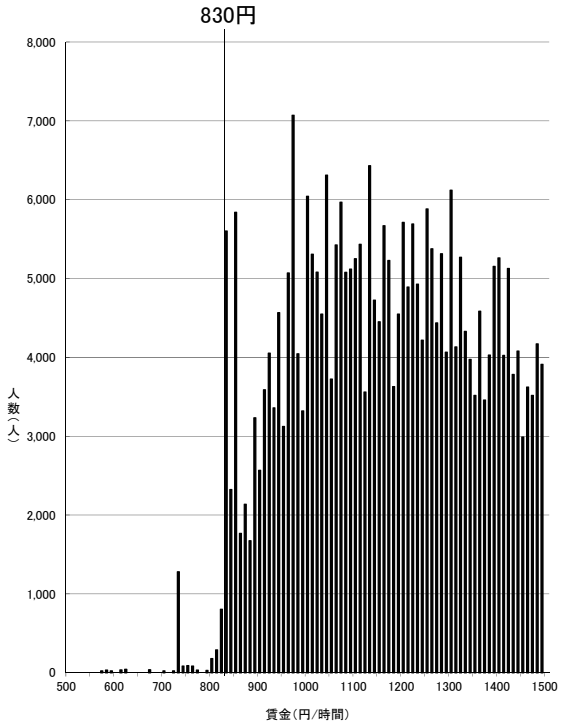

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島（C）

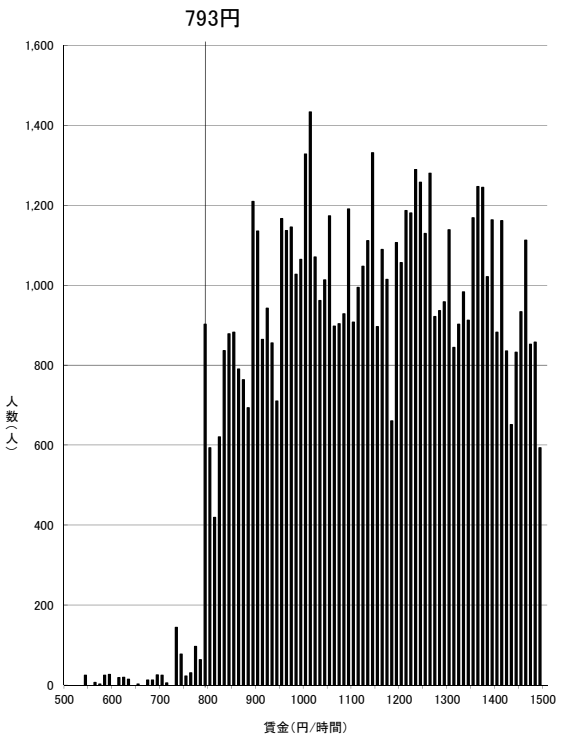

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島（D）

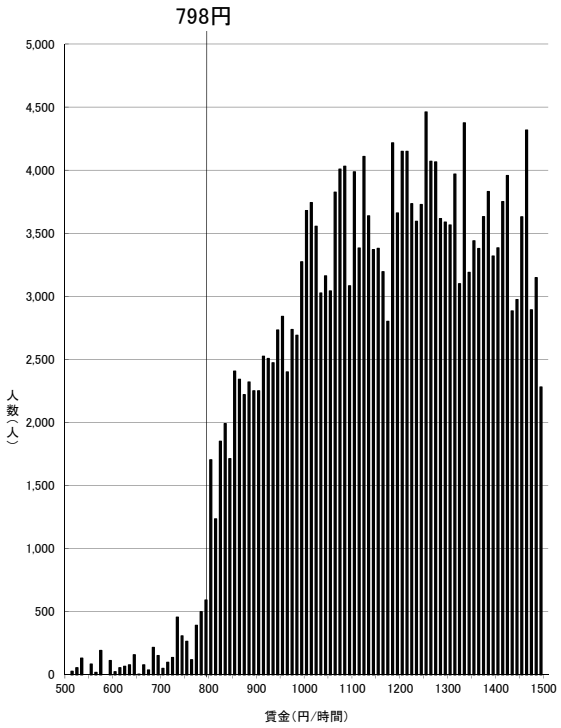

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分（D）

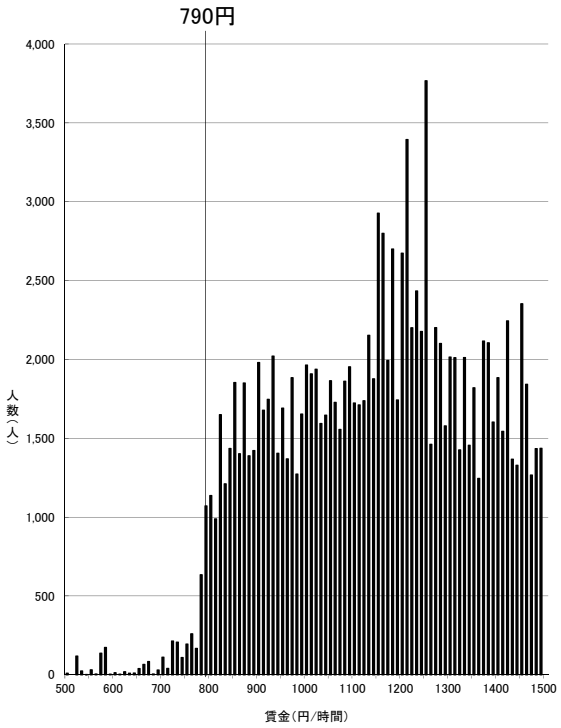

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形（D）

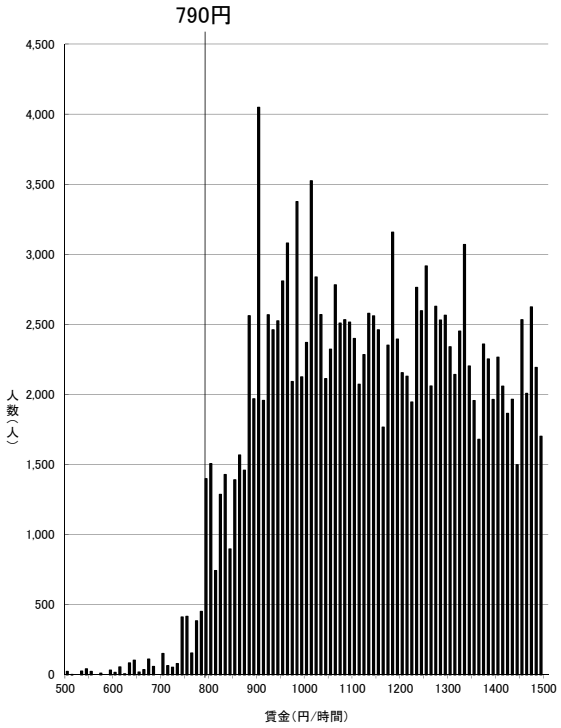

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛（D）

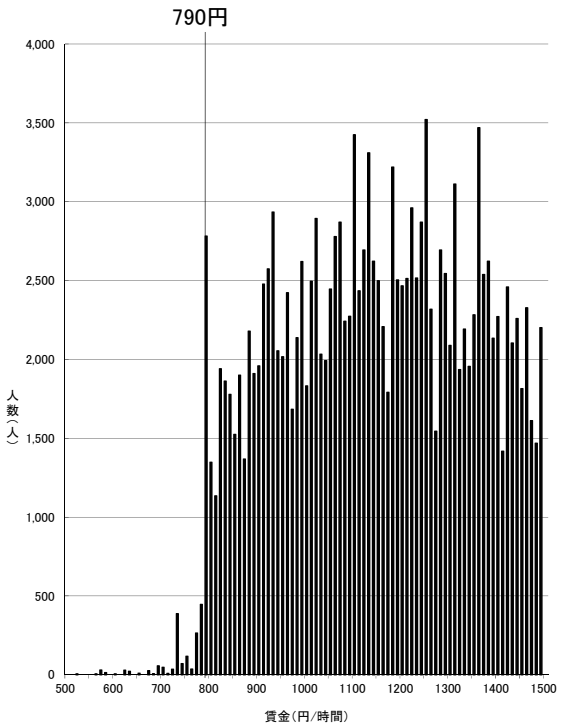

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根（D）

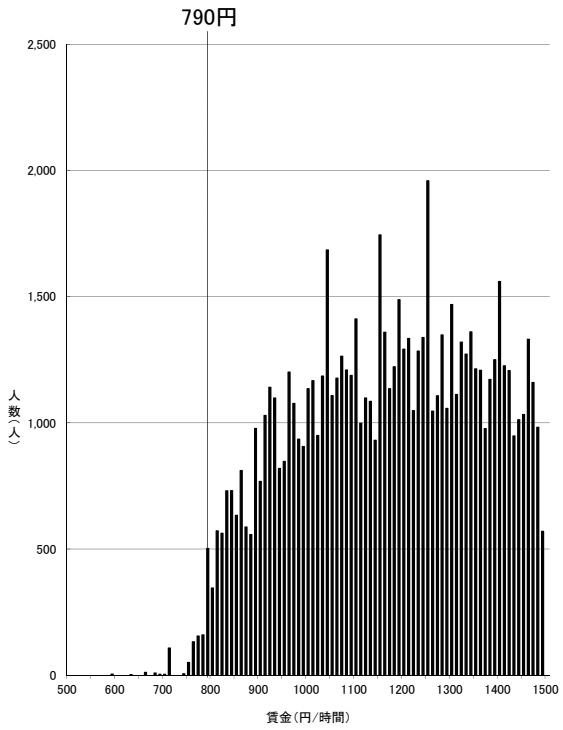

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取（D）

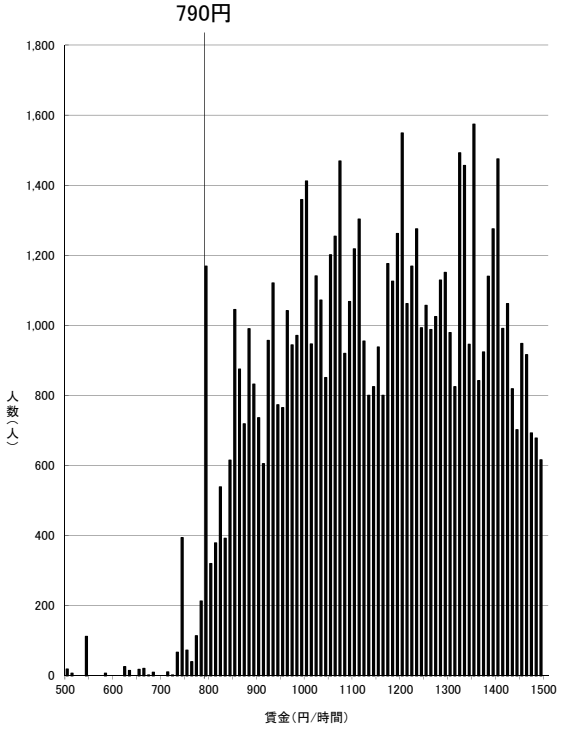

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本（D）

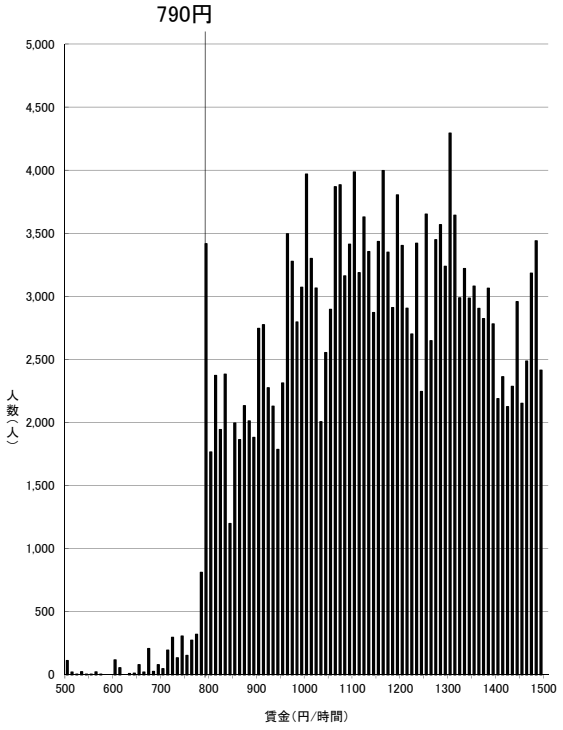

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎（D）

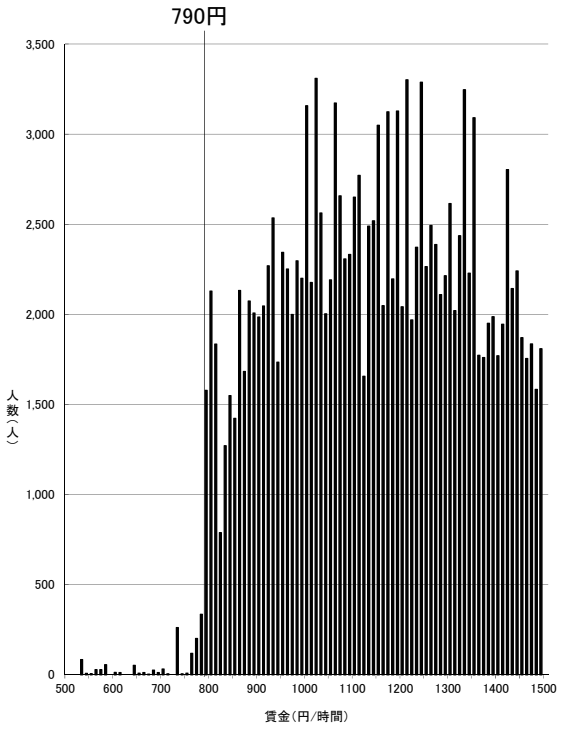

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知（D）

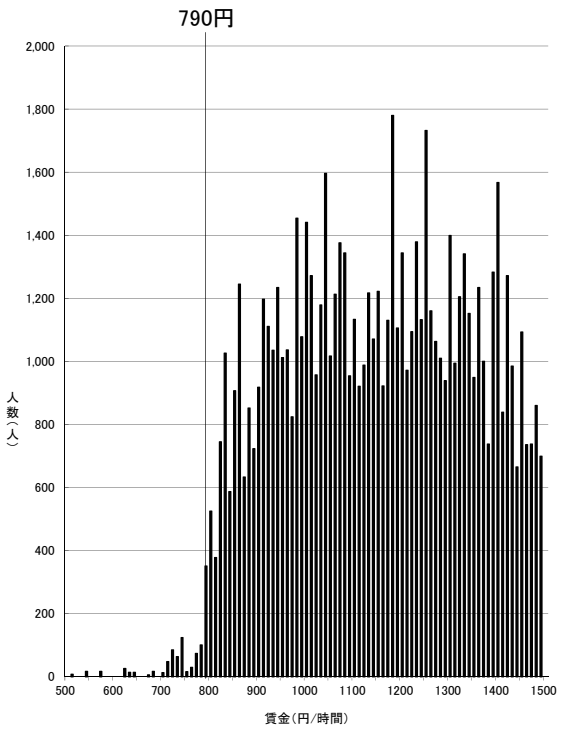

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手（D）

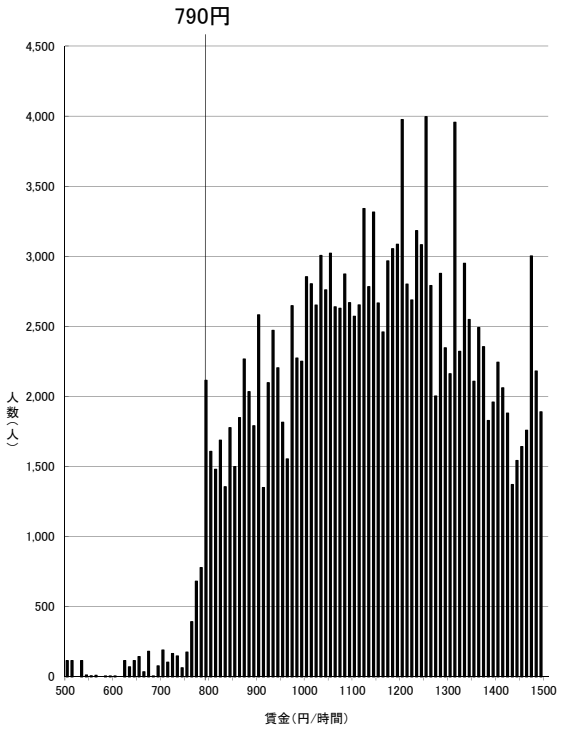

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島（D）

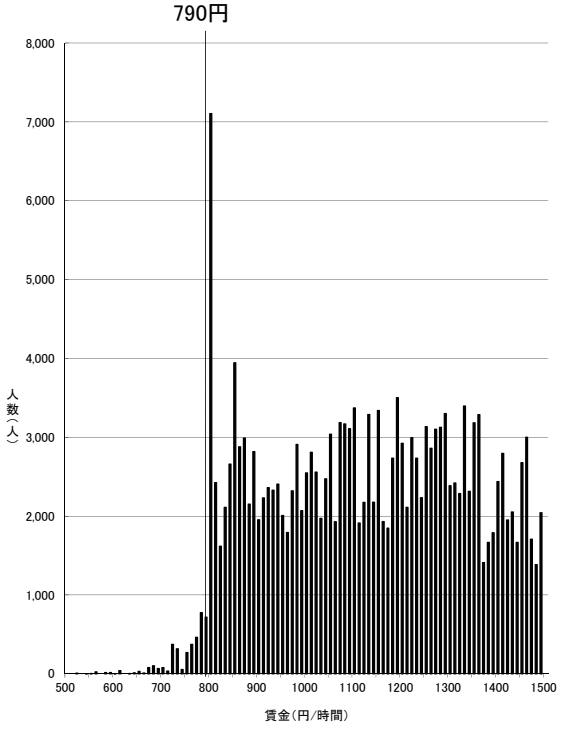

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀（D）

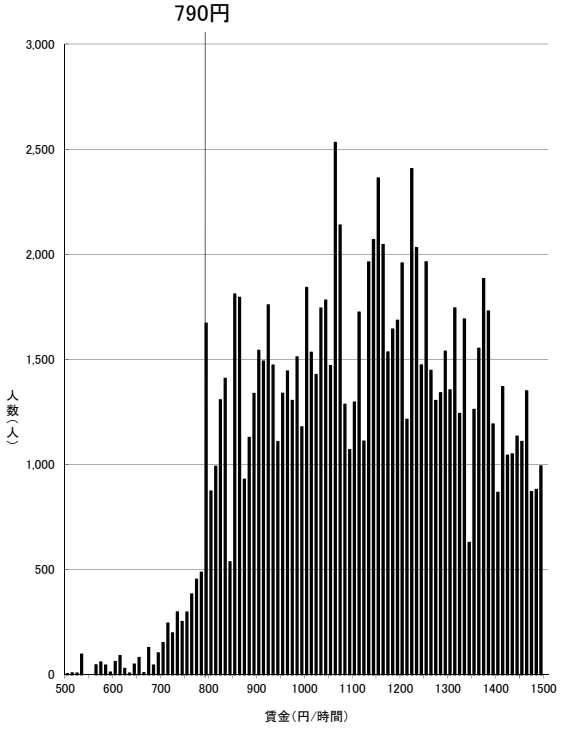

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森（D）

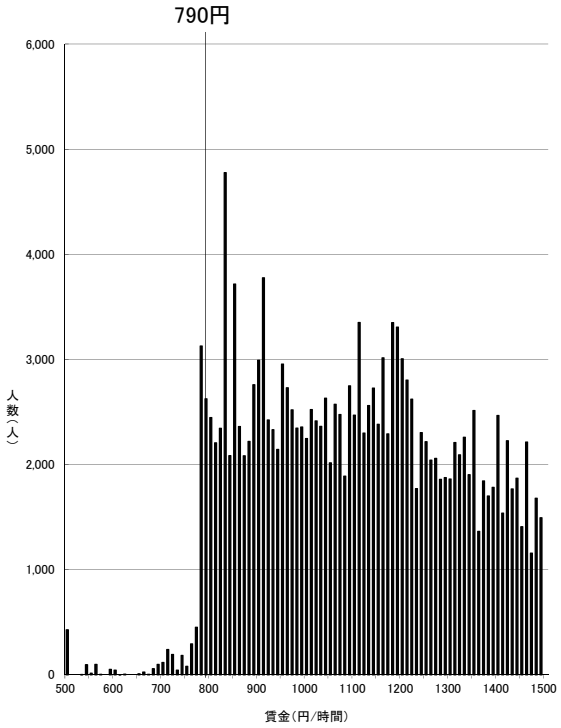

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田（D）

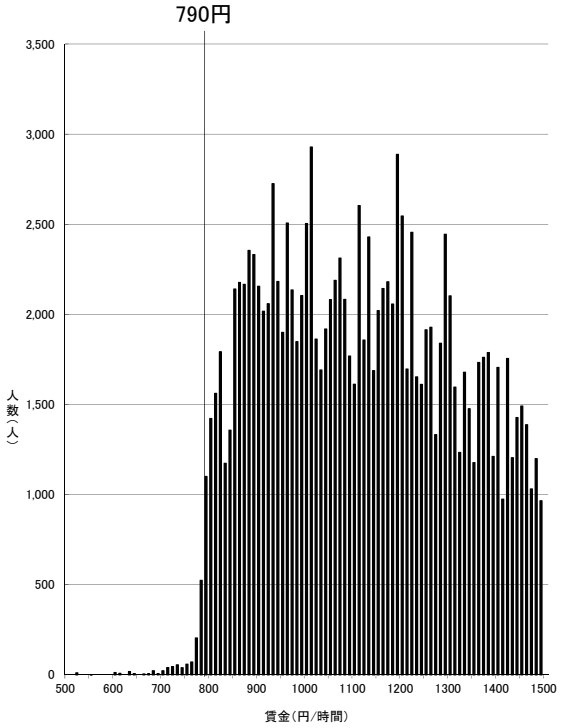

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎（D）

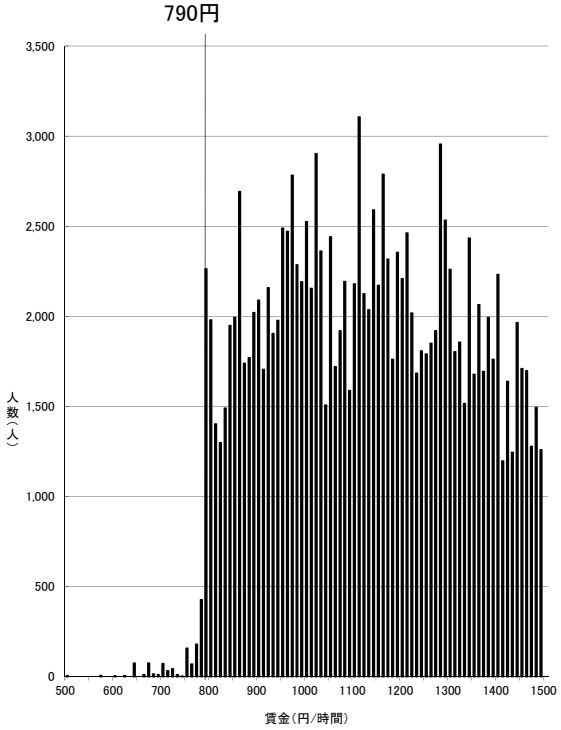

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄（D）

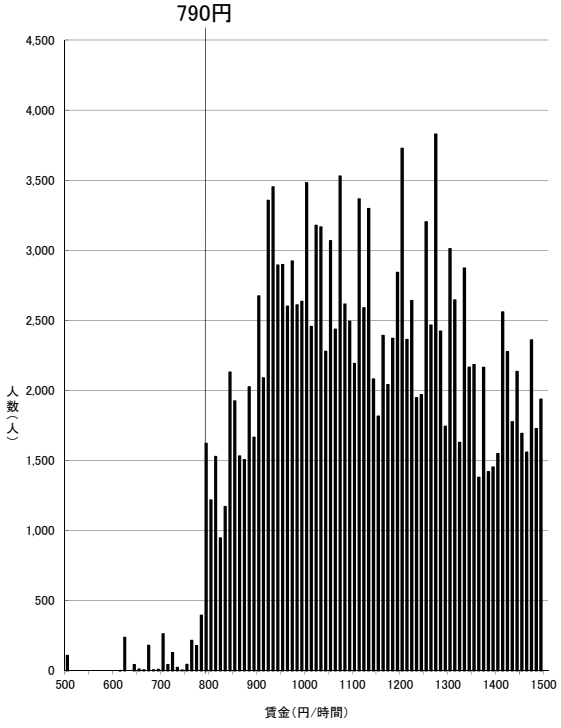

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

時間当たり賃金分布（短時間労働者）

資料No. ４－３

東京（A）

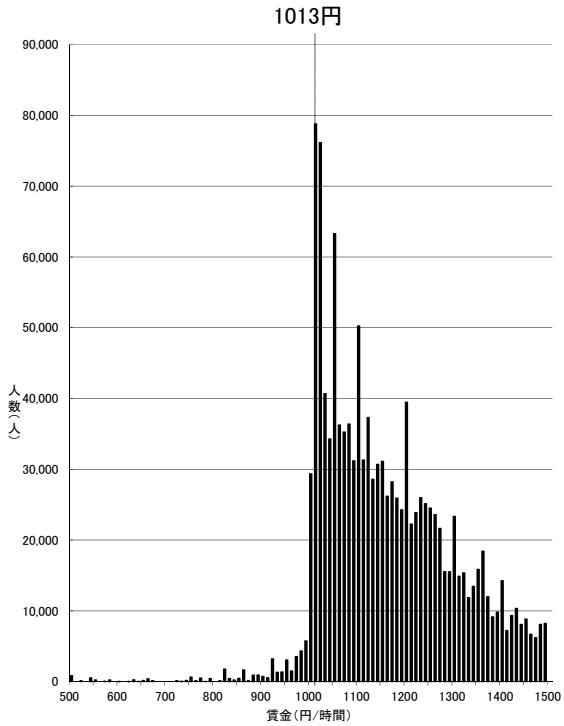

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川（A）

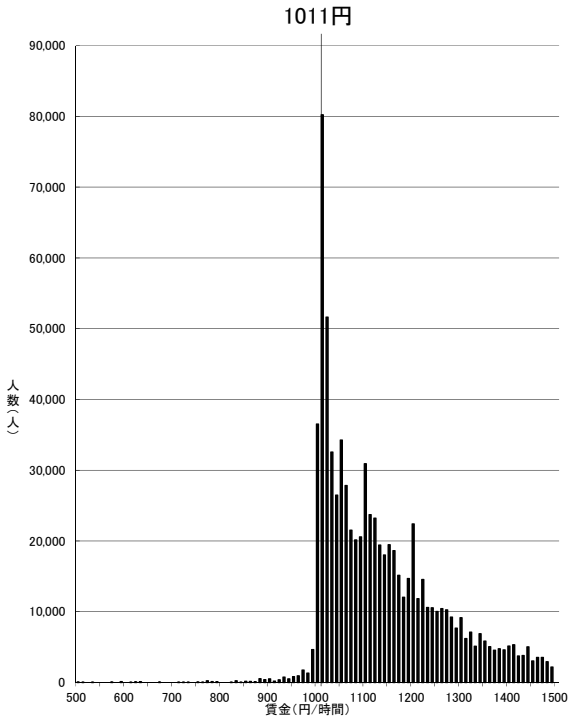

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪（A）

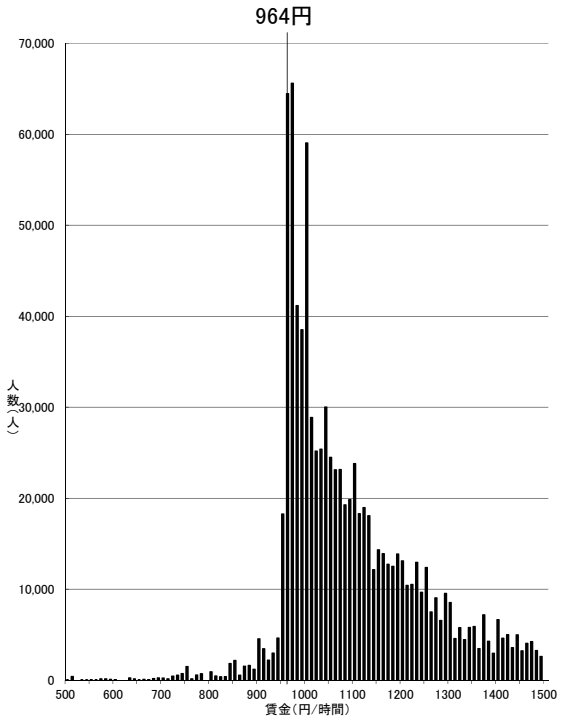

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知（A）

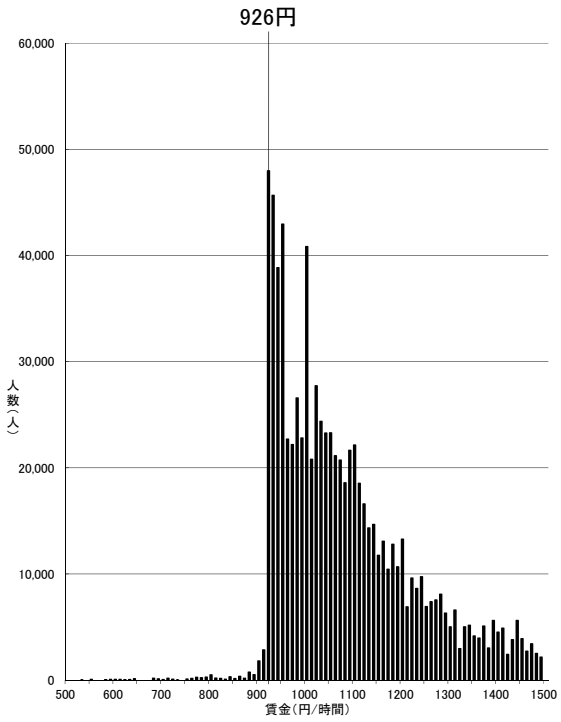

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉（A）

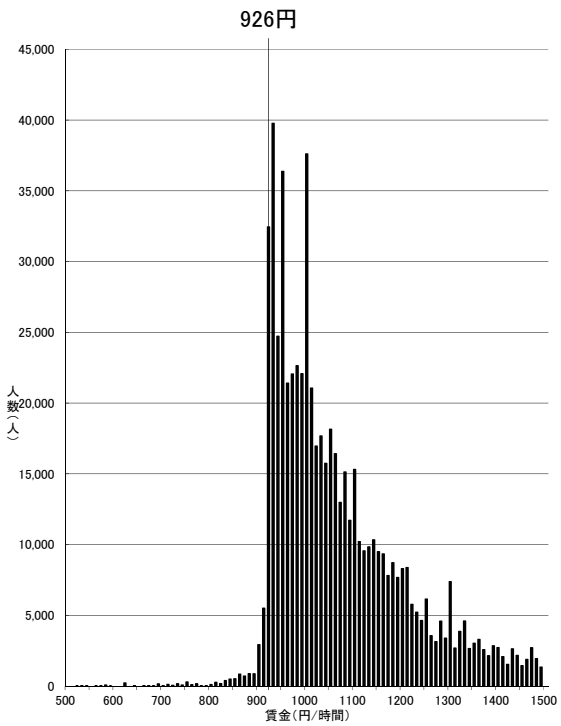

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉（A）

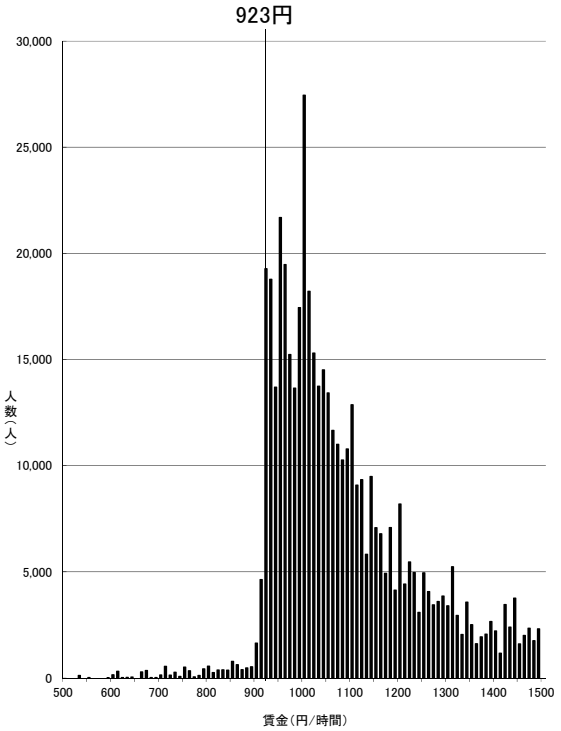

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都（B）

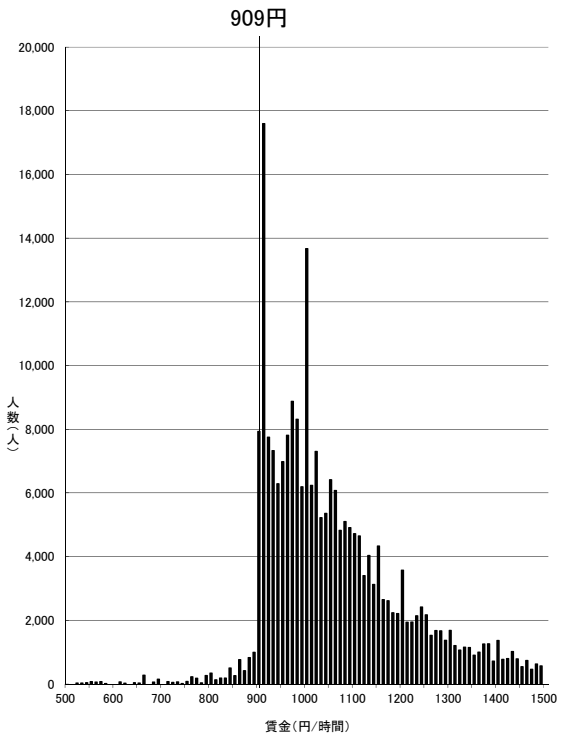

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫（B）

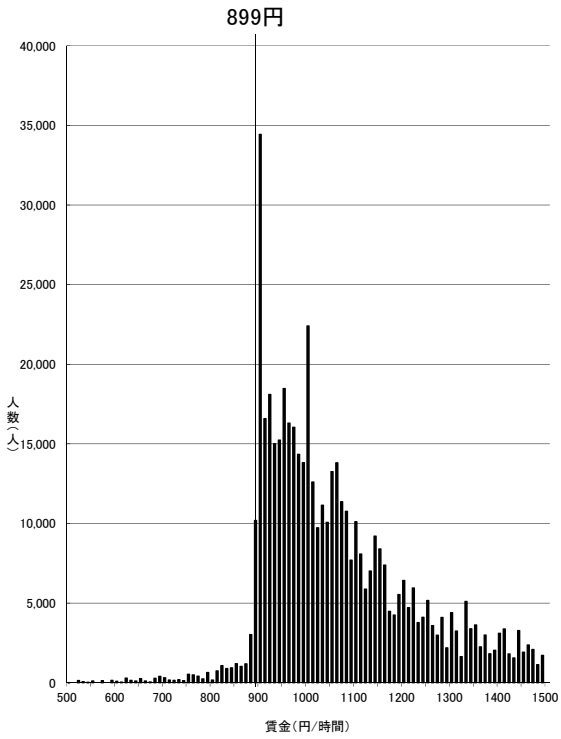

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡（B）

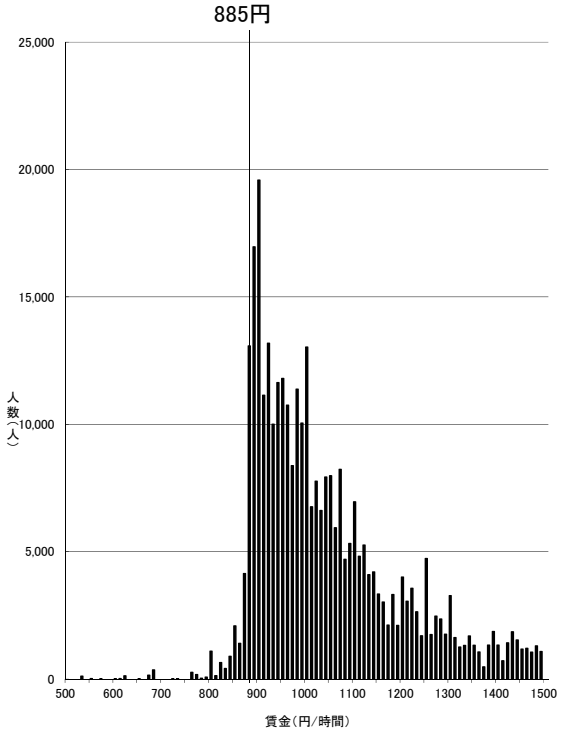

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀（B）

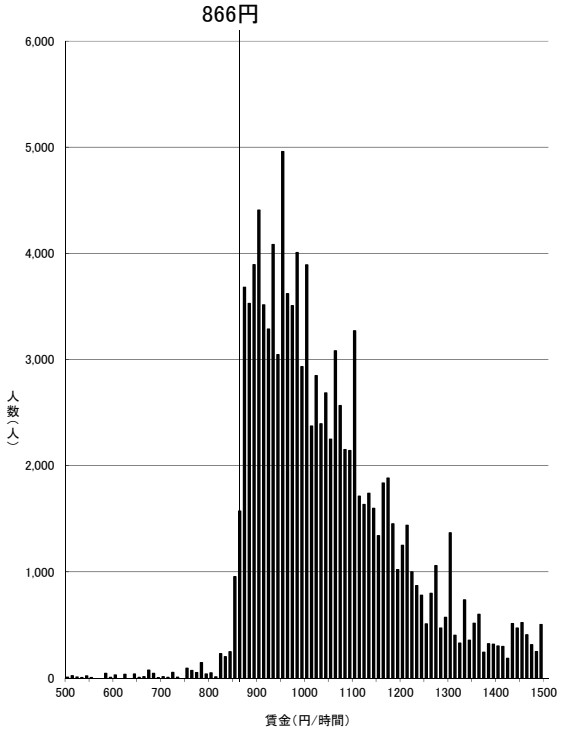

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城（B）

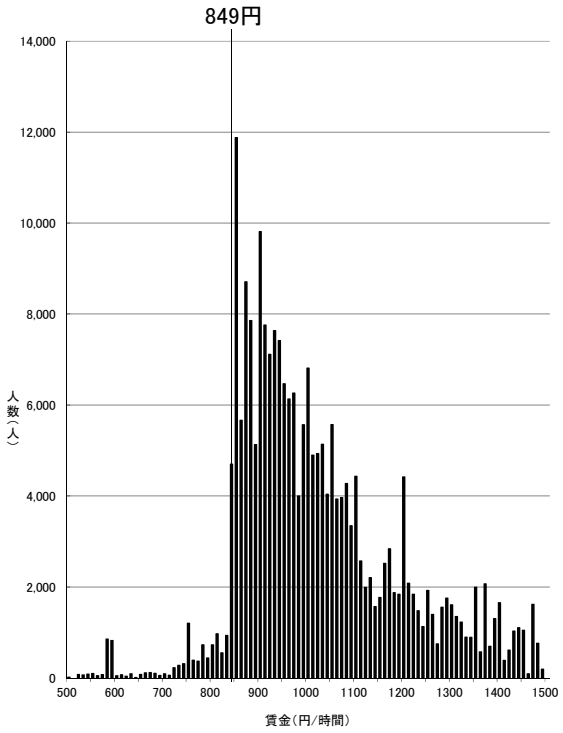

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木（B）

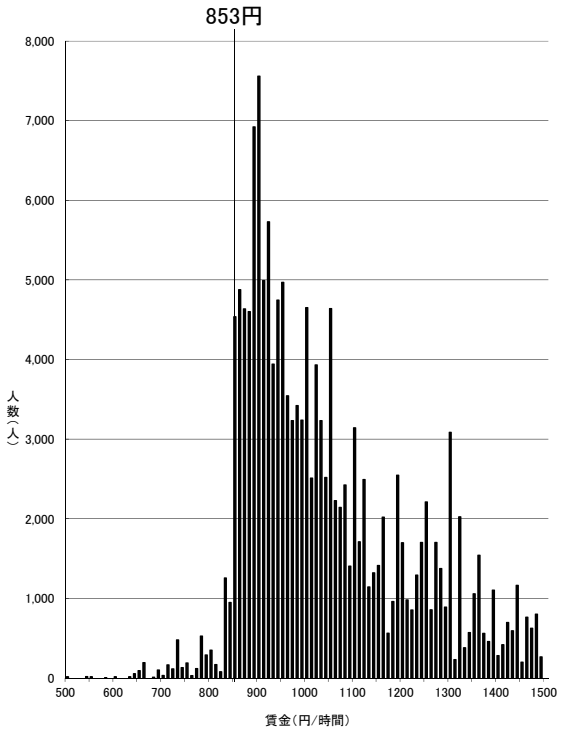

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島（B）

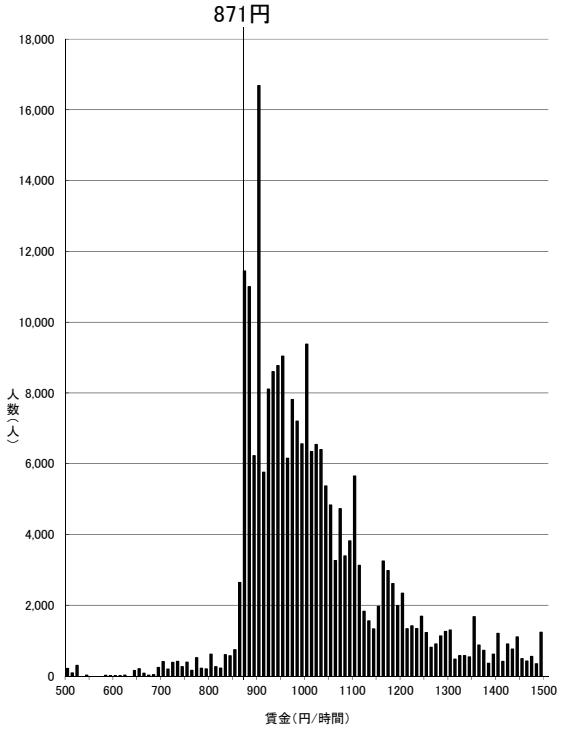

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野（B）

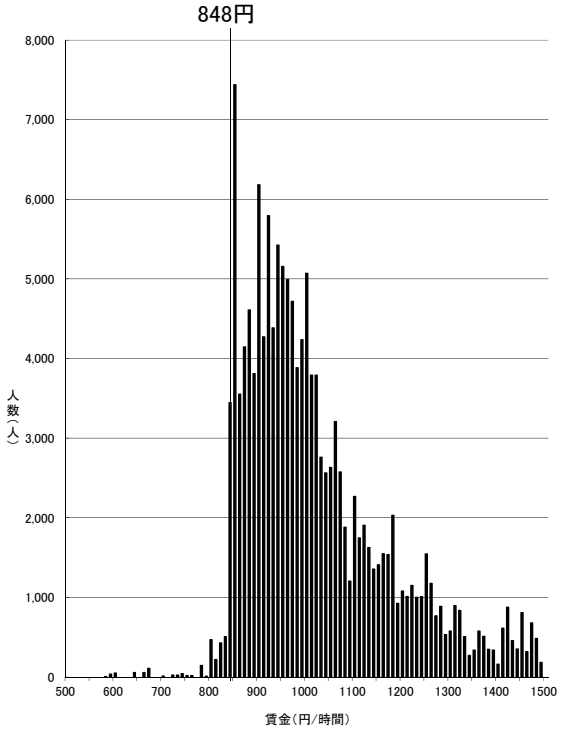

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山（B）

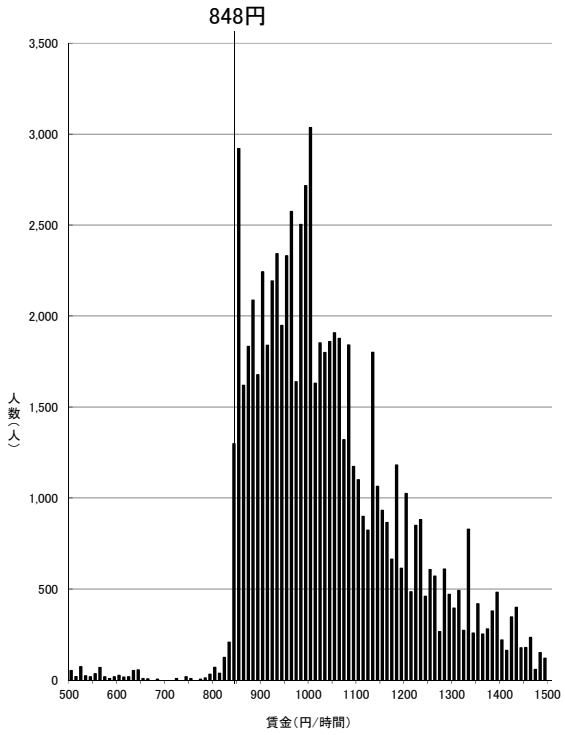

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重（B）

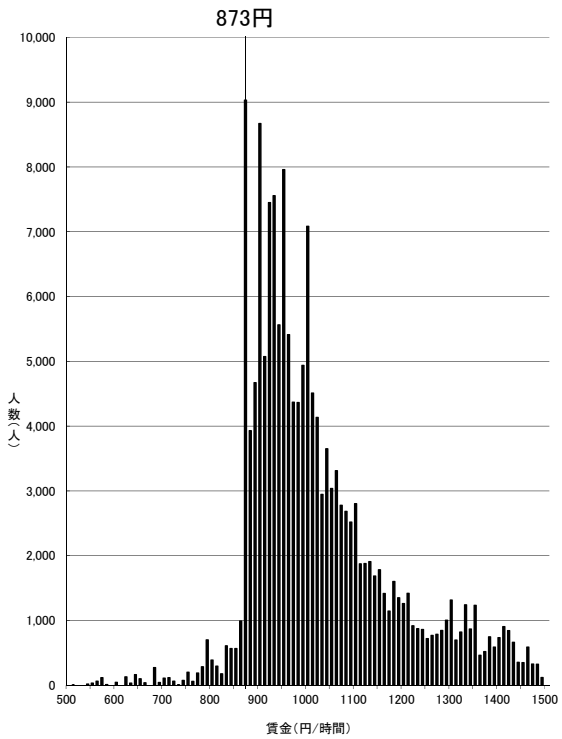

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨（B）

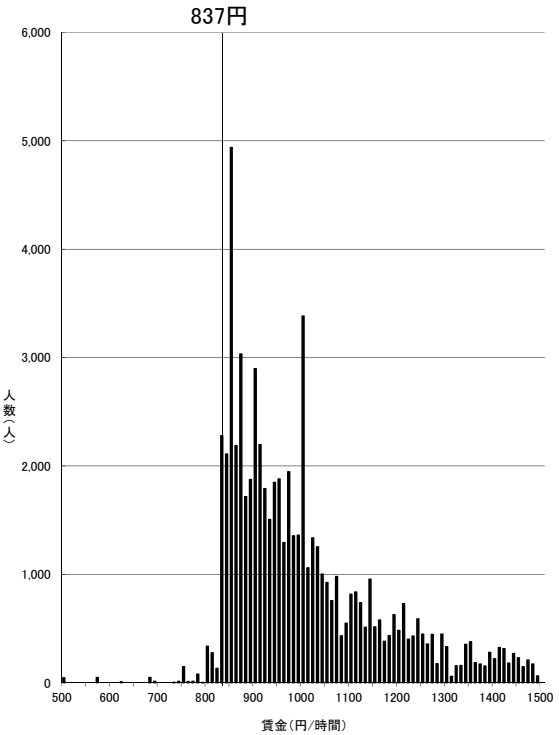

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬（C）

835円

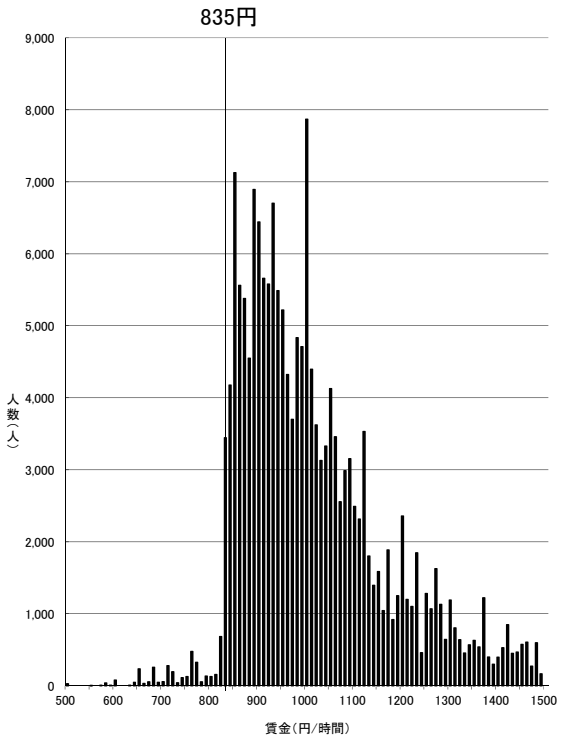

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山（C）

833円

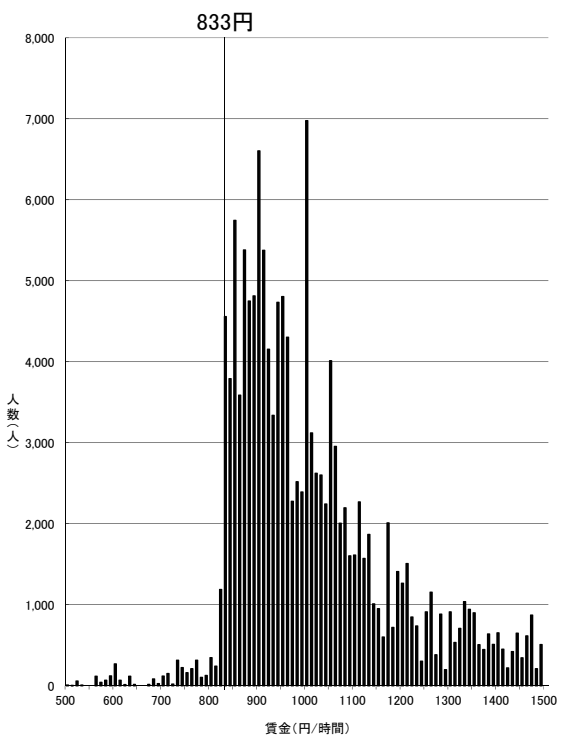

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川（C）

832円

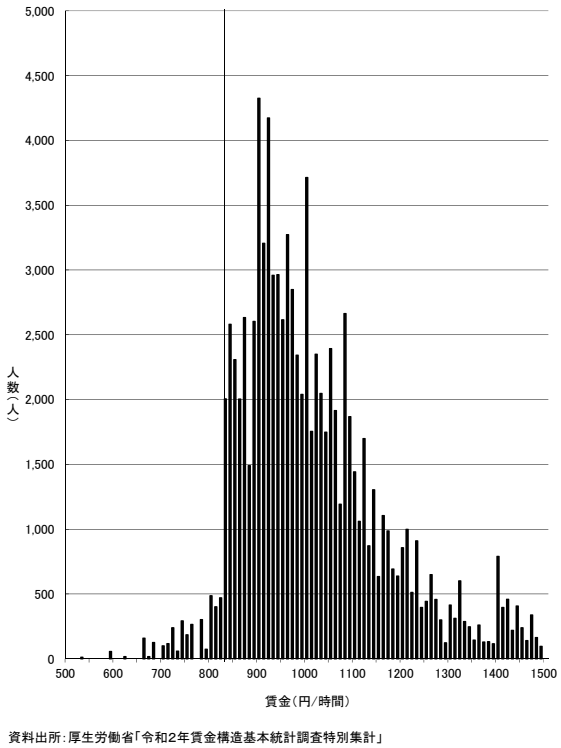

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川（C）

818円

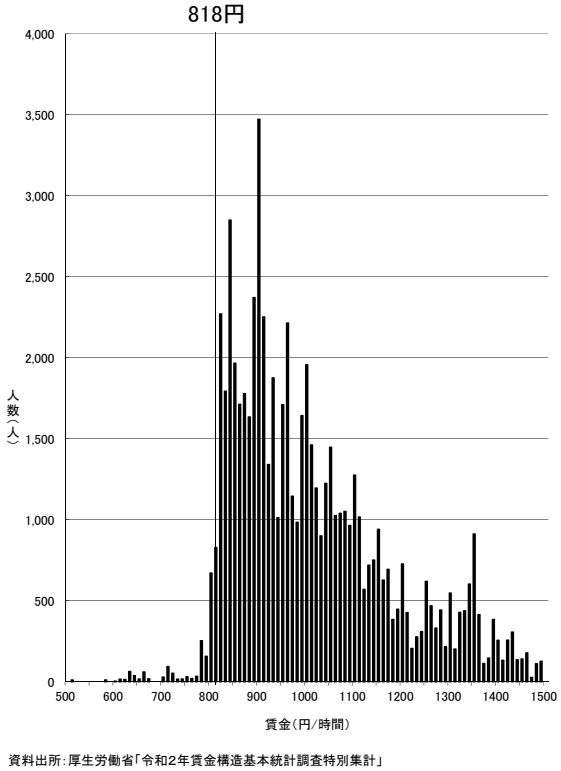

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良（C）

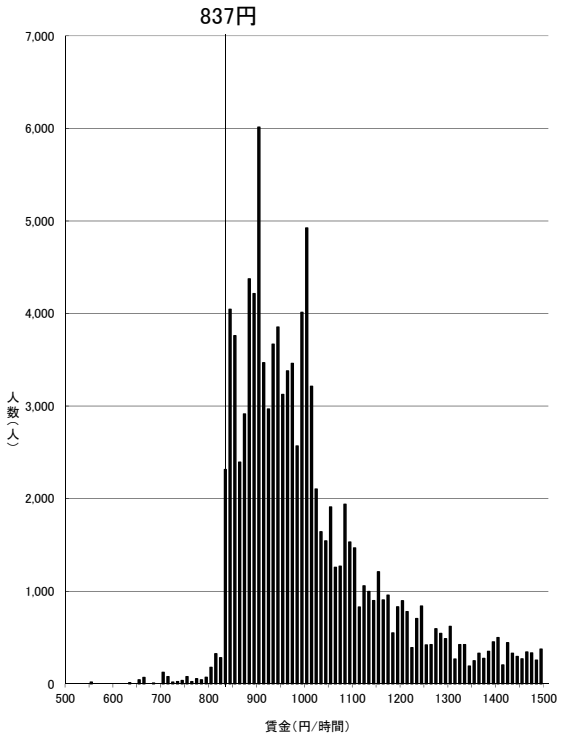

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

宮城（C）

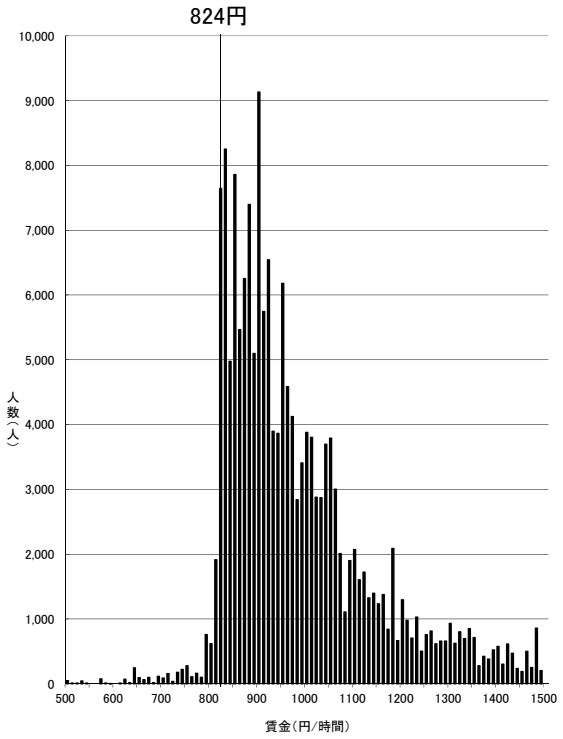

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

福岡（C）

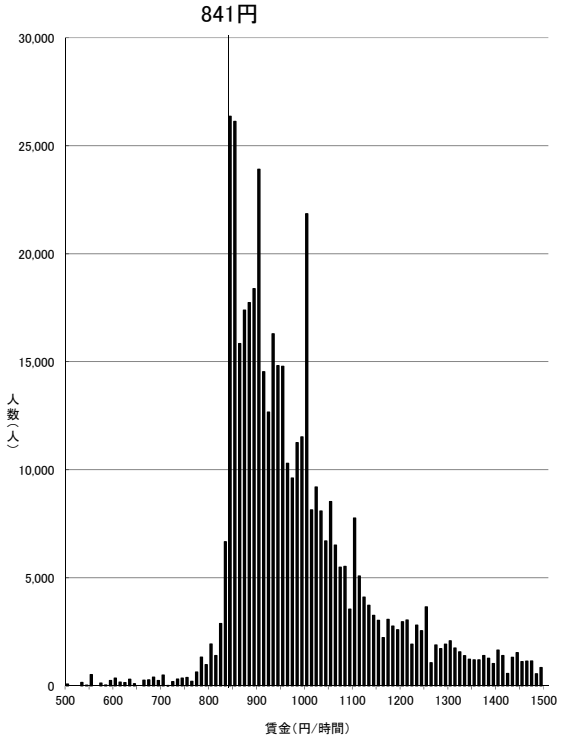

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

山口（C）

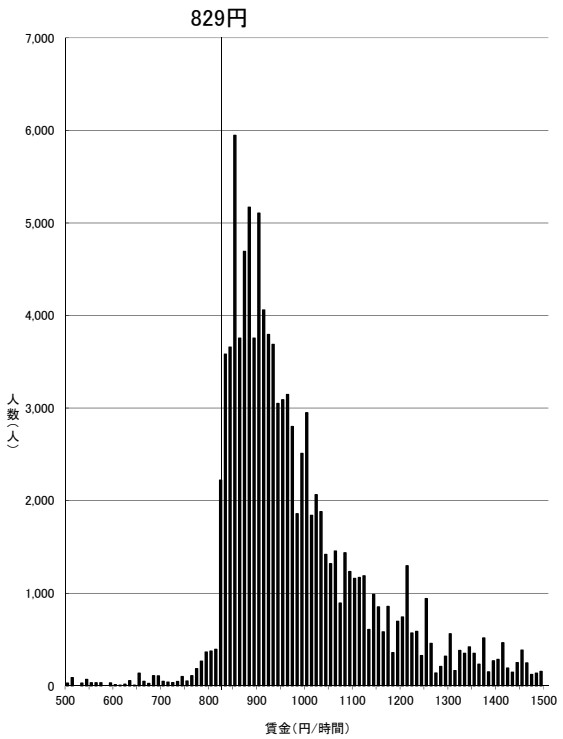

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

岐阜（C）

851円

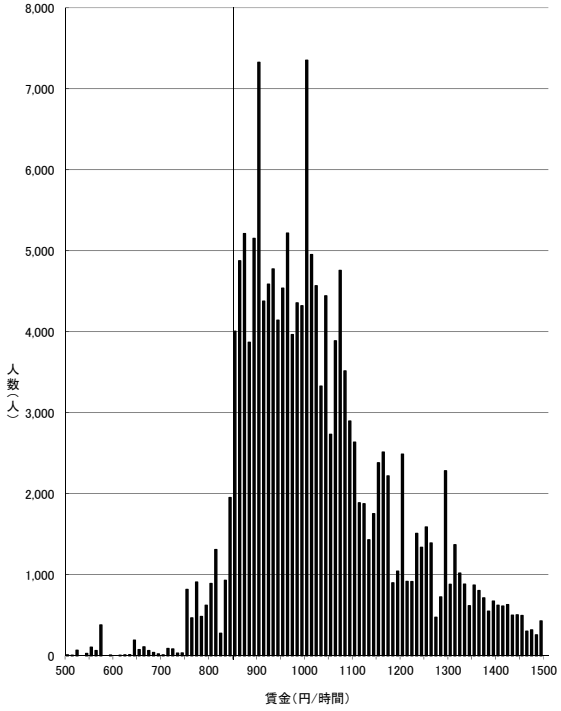

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井（C）

829円

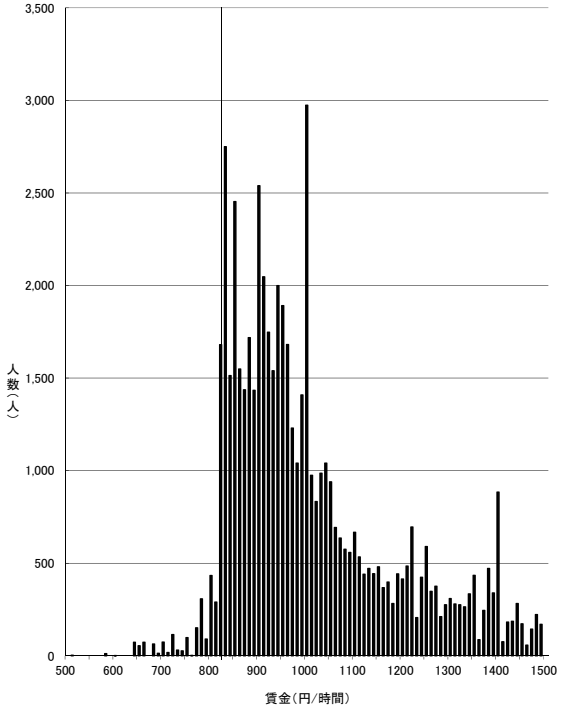

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山（C）

830円

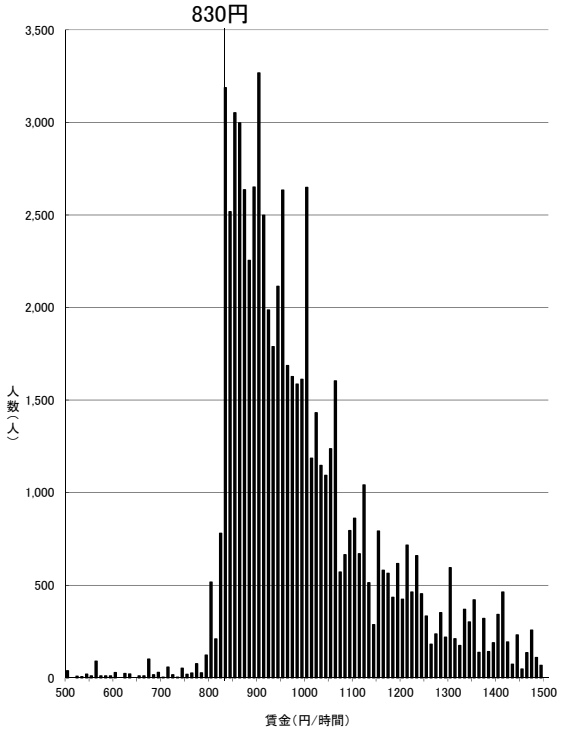

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道（C）

861円

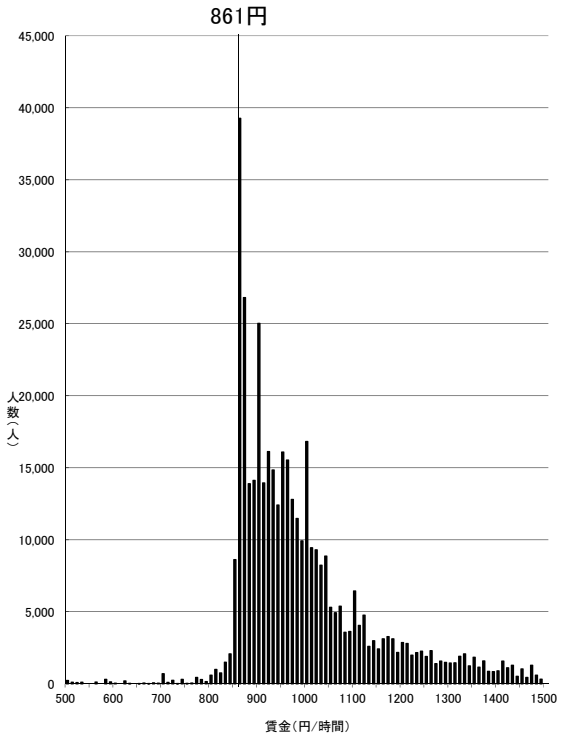

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟（C）

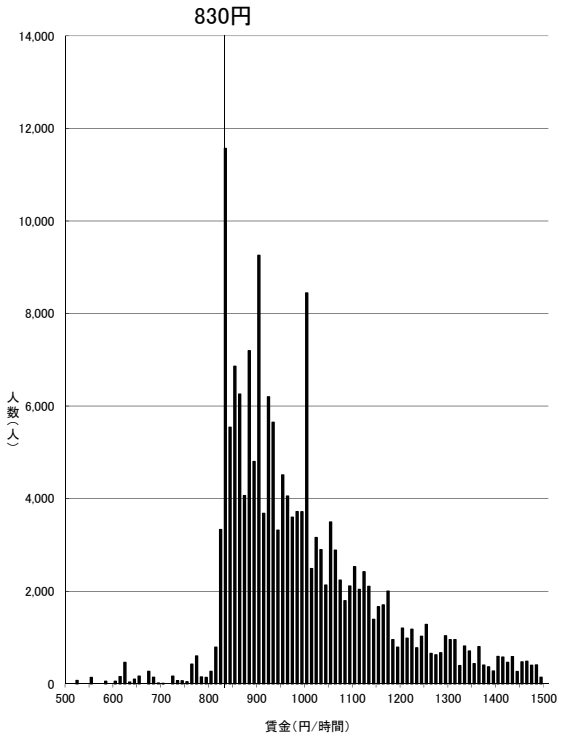

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島（C）

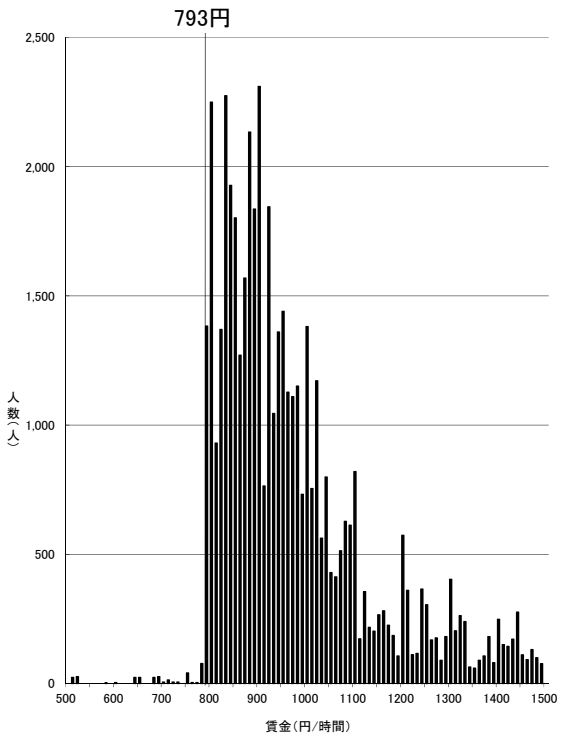

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島（D）

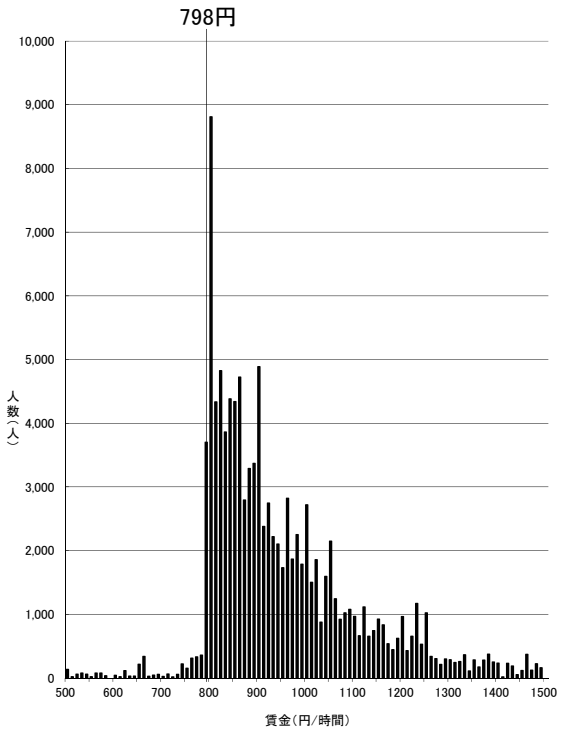

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

大分（D）

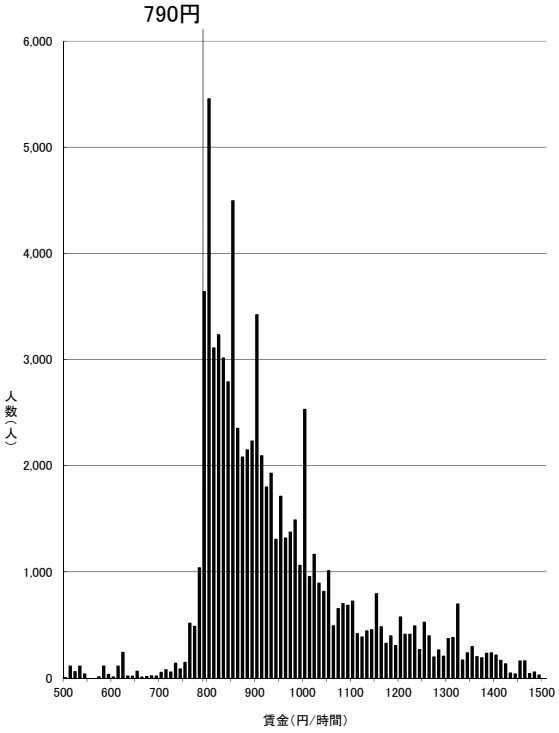

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

山形（D）

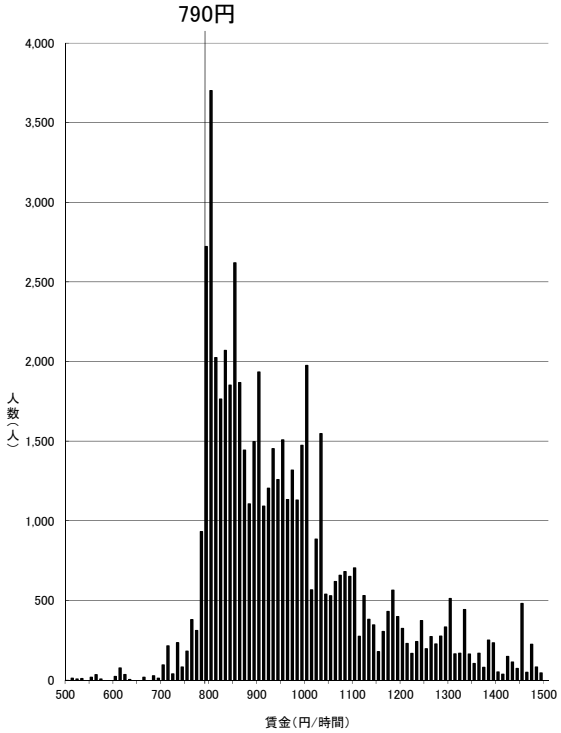

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

愛媛（D）

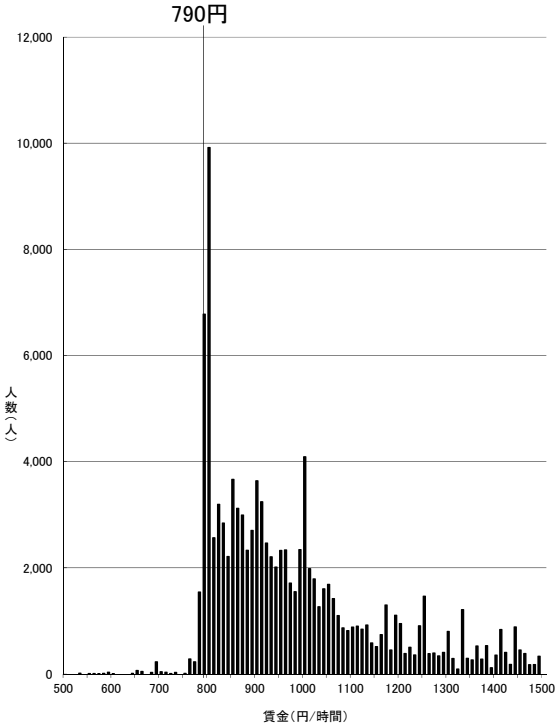

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

島根（D）

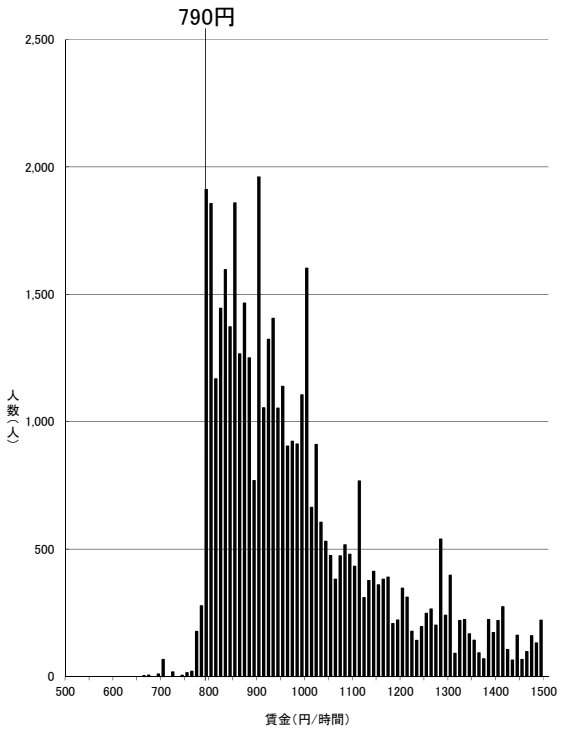

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取（D）

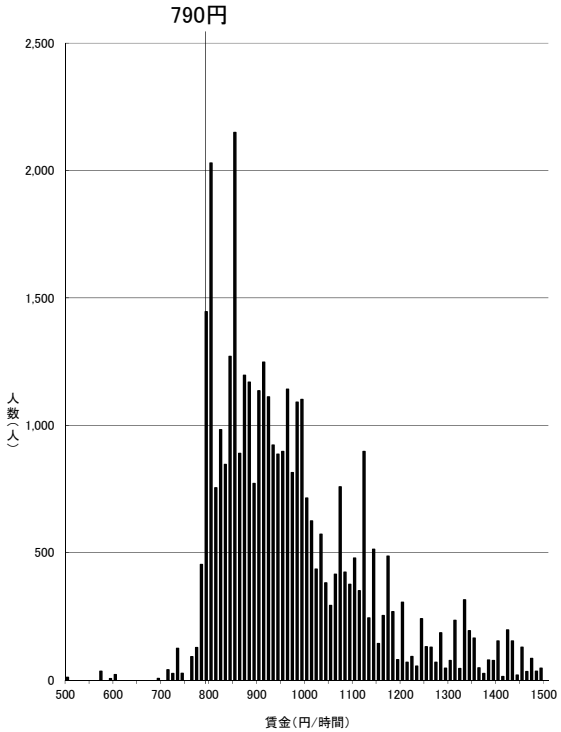

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本（D）

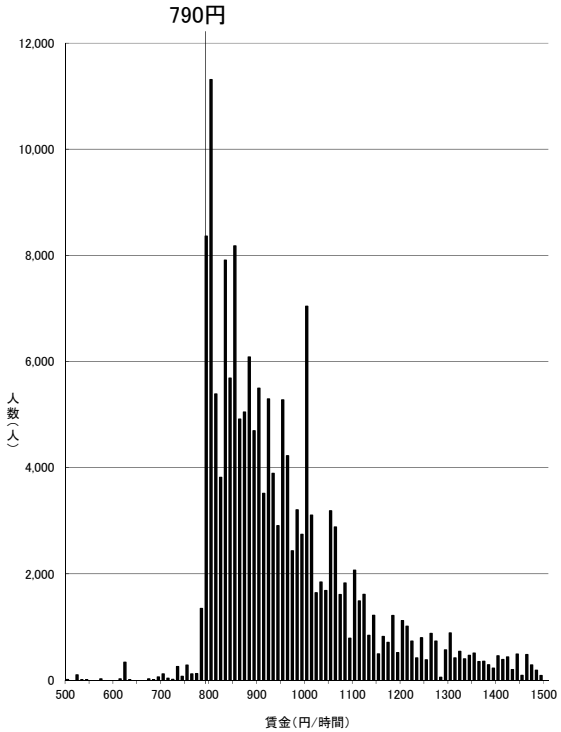

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎（D）

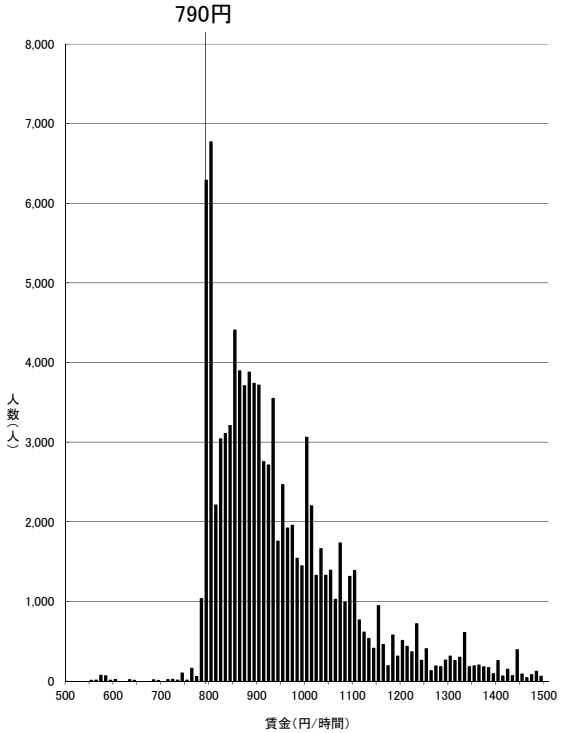

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知（D）

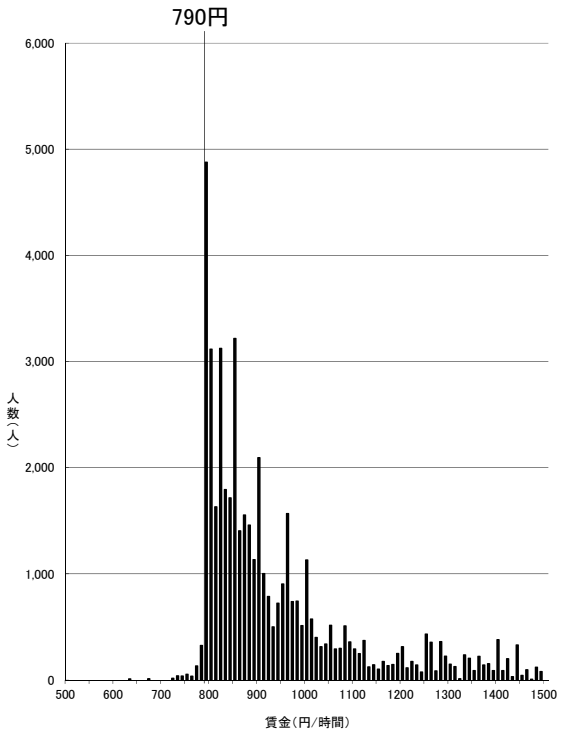

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

岩手（D）

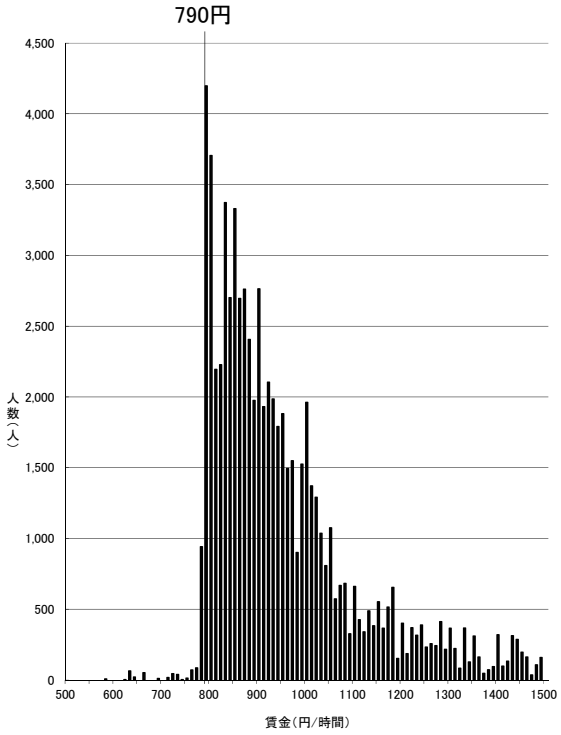

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

鹿児島（D）

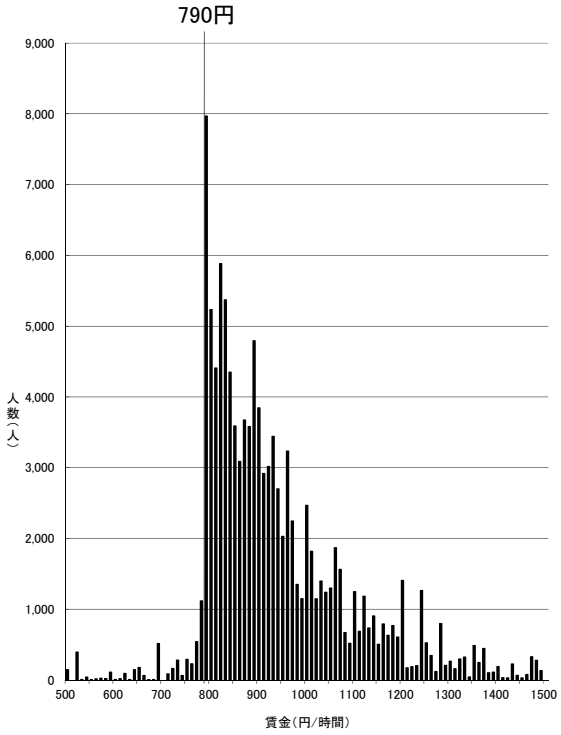

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

佐賀（D）

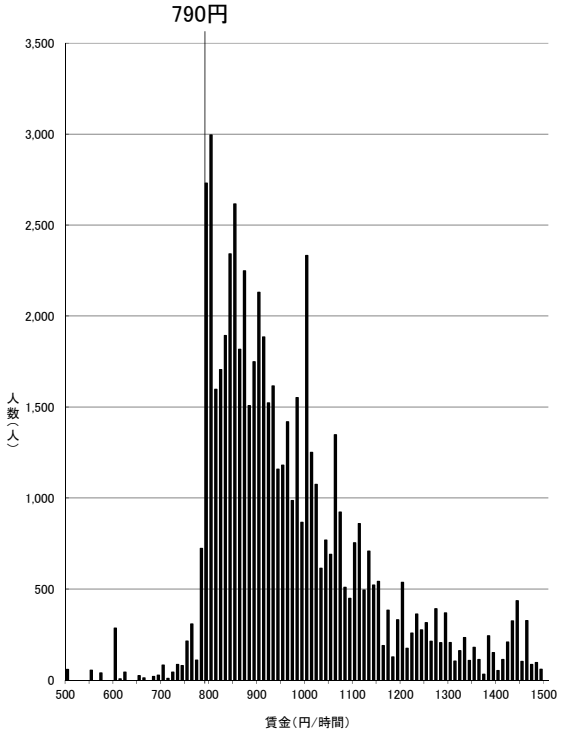

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

青森（D）

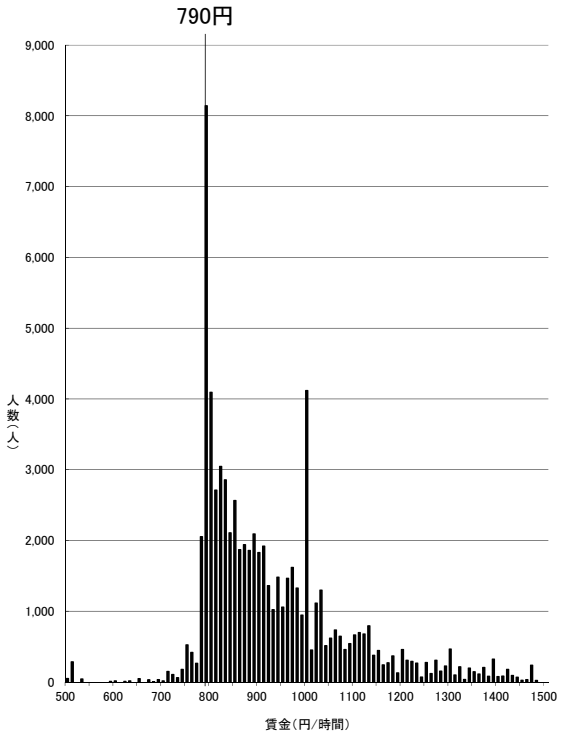

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田（D）

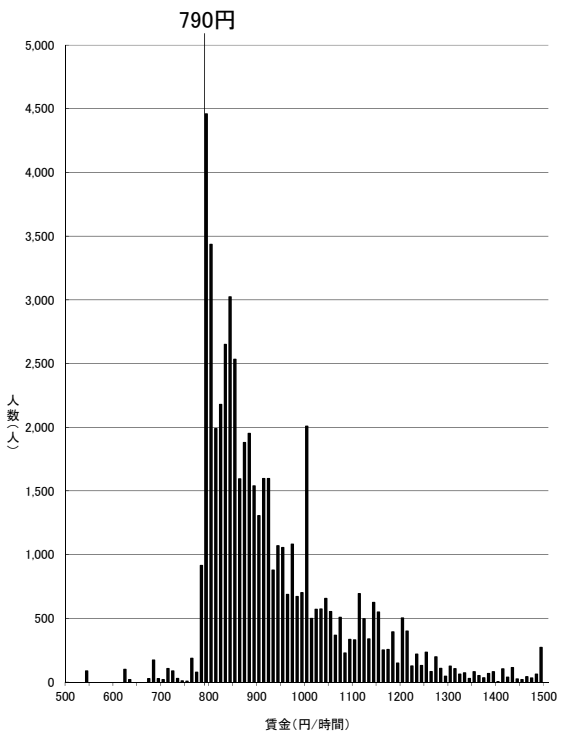

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎（D）

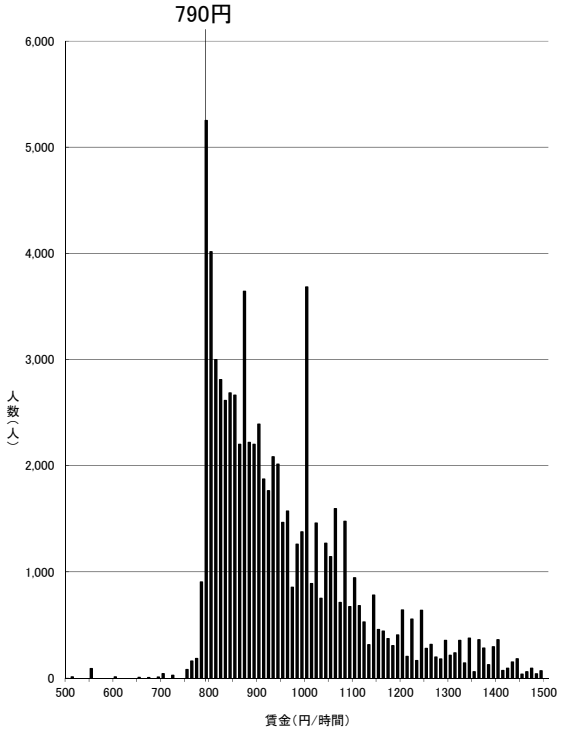

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄（D）

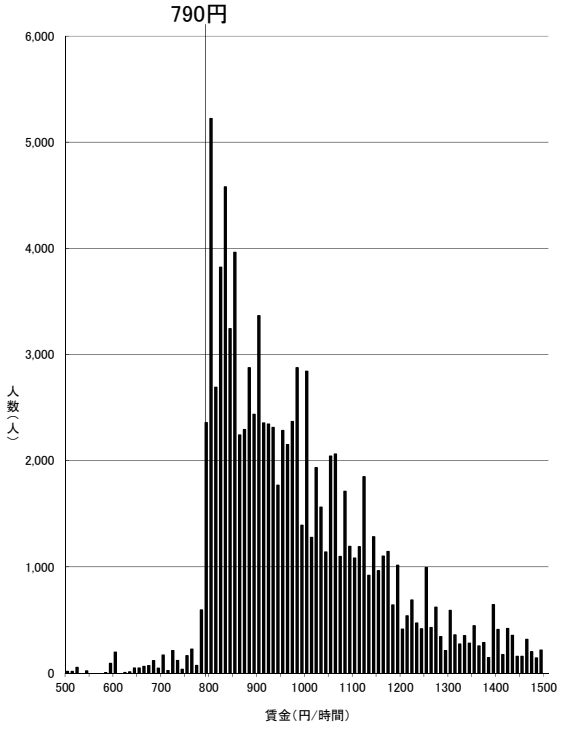

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

資料 No. 5

最新の経済指標の動向

（内閣府　月例経済報告（令和３年６月）主要経済指標）

Ⅰ　我が国経済

１　四半期 GDP 速報
２　個人消費
３　民間設備投資
４　住宅建設
５　公共投資
６　輸出・輸入・国際収支
７　生産・出荷・在庫
８　企業収支・業況判断
９　倒産
10　雇用情勢
11　物価
12　金融
13　景気ウォッチャー調査

Ⅱ　海外経済

１　アメリカ
２　アジア地域
３　ヨーロッパ地域
４　国際金融

Ⅰ．我が国経済

１．四半期別ＧＤＰ速報

2021年１－３月期（２次速報）の実質国内総生産は、前期比1.0%減（年率3.9%減）となった。

（実質値、季節調整済前期比、（　）内は寄与度、%）

	2019年（令和元年）	2020年（令和２年）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2020年				2021年	
					１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	（寄与度）
実質国内総支出(ＧＤＰ)	0.0	▲ 4.7	▲ 0.5	▲ 4.6	▲ 0.5	▲ 8.1	5.3	2.8	▲ 1.0	－
（前期比年率）					▲ 2.0	▲ 28.6	22.9	11.7	▲ 3.9	－
（前年同期比）					▲ 2.1	▲ 10.1	▲ 5.6	▲ 1.1	▲ 1.6	－
国内需要	(0.5)	(▲ 3.9)	(▲ 0.1)	(▲ 4.0)	(▲ 0.2)	(▲ 5.2)	(2.6)	(1.8)	▲ 0.8	(▲ 0.8)
民間需要	(0.0)	(▲ 4.6)	(▲ 0.6)	(▲ 4.8)	(▲ 0.2)	(▲ 5.4)	(2.0)	(1.3)	▲ 0.7	(▲ 0.5)
民間最終消費支出	▲ 0.3	▲ 5.9	▲ 1.0	▲ 6.0	▲ 0.8	▲ 8.3	5.1	2.2	▲ 1.5	(▲ 0.8)
民間住宅	3.9	▲ 7.1	2.5	▲ 7.1	▲ 3.7	0.6	▲ 5.7	0.0	1.2	(0.0)
民間企業設備	0.1	▲ 6.0	▲ 0.6	▲ 6.9	1.3	▲ 6.1	▲ 2.1	4.3	▲ 1.2	(▲ 0.2)
民間在庫変動	(0.0)	(▲ 0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.2)	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.2)	(▲ 0.5)	－	(0.4)
公的需要	(0.4)	(0.7)	(0.5)	(0.9)	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.7)	(0.5)	▲ 1.0	(▲ 0.3)
政府最終消費支出	1.9	2.7	2.0	3.2	▲ 0.2	0.2	2.9	1.8	▲ 1.1	(▲ 0.2)
公的固定資本形成	1.3	3.6	1.5	4.3	0.4	2.2	0.8	1.3	▲ 0.5	(▲ 0.0)
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.4)	(▲ 0.8)	(▲ 0.4)	(▲ 0.6)	(▲ 0.3)	(▲ 2.8)	(2.6)	(1.0)	－	(▲ 0.2)
財貨・サービスの輸出	▲ 1.5	▲ 11.7	▲ 2.2	▲ 10.5	▲ 4.7	▲ 17.5	7.3	11.7	2.2	(0.4)
財貨・サービスの輸入	1.0	▲ 7.3	0.2	▲ 6.9	▲ 3.0	▲ 0.7	▲ 8.2	4.8	3.9	(▲ 0.6)

最終需要	▲ 0.0	▲ 4.6	▲ 0.5	▲ 4.4	▲ 0.7	▲ 8.2	5.5	3.3	▲ 1.4	－
実質国民総所得(ＧＮＩ)	0.2	▲ 3.8	▲ 0.3	▲ 3.6	▲ 0.3	▲ 7.2	5.1	3.2	▲ 1.7	－
実質雇用者報酬	1.3	▲ 1.9	1.1	▲ 2.1	0.2	▲ 3.5	0.6	0.8	2.3	－

（名目値、季節調整済前期比、（　）内は寄与度、％）

	2019年（令和元年）	2020年（令和２年）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2020年				2021年		
					１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	（寄与度）	（実額）
名目国内総支出（ＧＤＰ）	0.7	▲ 3.8	0.3	▲ 3.9	▲ 0.6	▲ 7.8	5.6	2.4	▲ 1.3	－	－
（前年同期比）					▲ 1.1	▲ 8.9	▲ 4.5	▲ 0.8	▲ 1.7	－	－
（実額）	559.8	538.6	558.3	536.3	553.1	510.1	538.4	551.6	－	－	544.4
国内需要	(1.0)	(▲ 3.8)	(0.5)	(▲ 4.2)	(▲ 0.2)	(▲ 6.1)	(3.1)	(1.4)	▲ 0.4	(▲ 0.4)	543.0
民間需要	(0.4)	(▲ 4.5)	(▲ 0.1)	(▲ 5.0)	(▲ 0.1)	(▲ 6.0)	(2.3)	(1.1)	▲ 0.3	(▲ 0.2)	396.3
民間最終消費支出	0.2	▲ 5.6	▲ 0.3	▲ 6.0	▲ 0.8	▲ 8.5	5.1	1.8	▲ 1.2	(▲ 0.7)	289.3
民間住宅	5.1	▲ 6.1	4.1	▲ 6.7	▲ 3.7	▲ 0.6	▲ 5.0	▲ 0.2	2.2	(0.1)	20.0
民間企業設備	0.6	▲ 6.3	▲ 0.2	▲ 7.3	1.5	▲ 6.9	▲ 1.9	3.8	▲ 0.3	(▲ 0.0)	85.8
民間在庫変動	(0.0)	(▲ 0.2)	(▲ 0.0)	(▲ 0.2)	(0.2)	(▲ 0.2)	(0.0)	(▲ 0.4)	－	(0.4)	1.3
公的需要	(0.6)	(0.7)	(0.6)	(0.8)	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(0.8)	(0.3)	▲ 0.5	(▲ 0.1)	146.6
政府最終消費支出	2.2	2.3	2.4	2.6	▲ 0.5	▲ 0.8	3.5	1.2	▲ 0.6	(▲ 0.1)	115.7
公的固定資本形成	2.8	4.4	3.1	4.6	0.4	1.7	1.2	1.2	0.1	(0.0)	30.9
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.3)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.3)	(▲ 0.3)	(▲ 1.7)	(2.4)	(1.0)	－	(▲ 0.9)	1.4
財貨・サービスの輸出	▲ 4.4	▲ 14.0	▲ 5.4	▲ 12.0	▲ 4.9	▲ 20.3	10.1	11.2	4.4	(0.7)	93.4
財貨・サービスの輸入	▲ 2.7	▲ 14.0	▲ 4.2	▲ 13.3	▲ 2.9	▲ 9.8	▲ 6.0	4.5	10.9	(▲ 1.6)	92.0
最終需要	0.6	▲ 3.6	0.4	▲ 3.7	▲ 0.8	▲ 7.6	5.5	2.9	▲ 1.7	－	－
ＧＤＰデフレーター	0.6	0.9	0.9	0.6	▲ 0.0	0.3	0.2	▲ 0.4	▲ 0.3	－	－
（前年同期比）					1.0	1.4	1.2	0.2	▲ 0.1	－	－

（備考）内閣府「国民経済計算」により作成。
体系基準年（名目値のベンチマークとなる年）：2015年
基準年（デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年）：前暦年
実額は季節調整系列（単位：兆円）

実質・名目ＧＤＰの推移

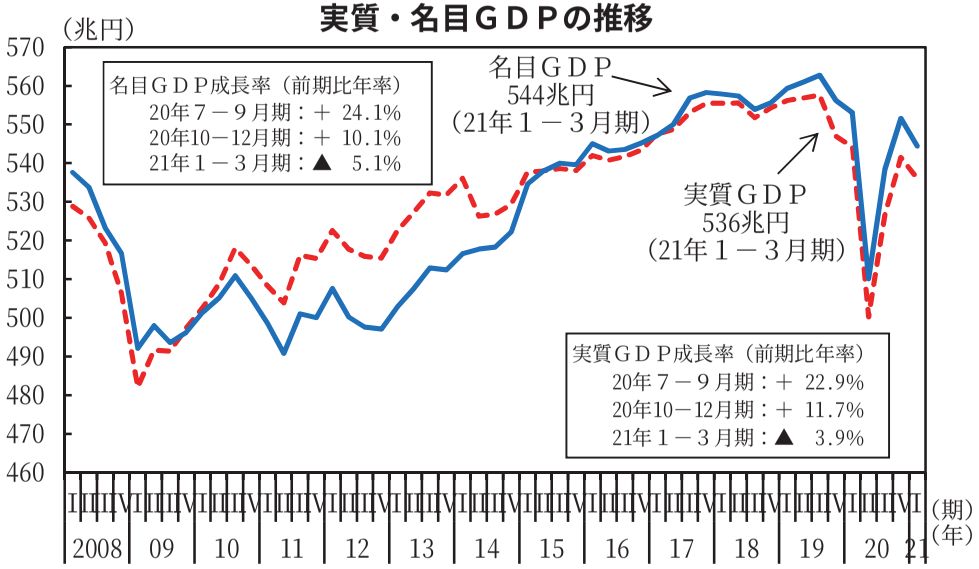

ＧＤＰギャップ

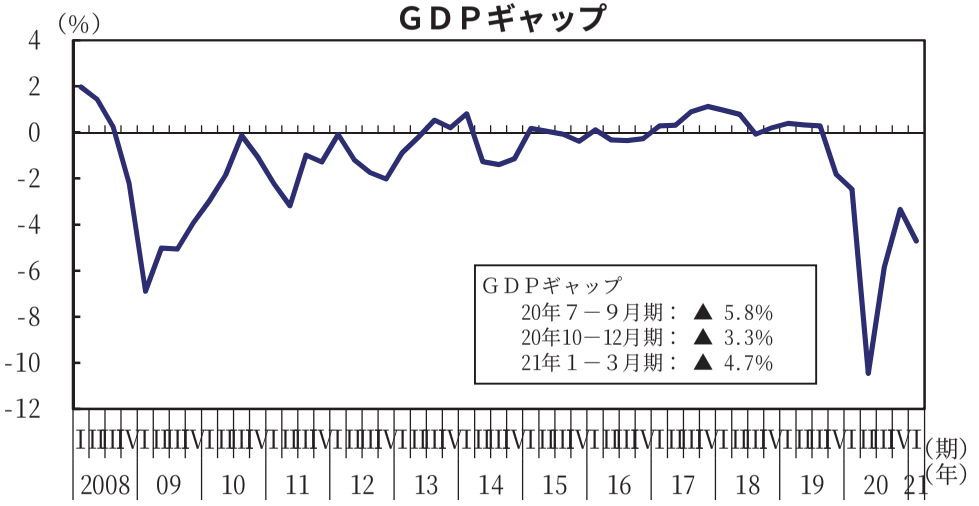

（備考）上図：内閣府「国民経済計算」により作成。
下図：内閣府試算値。

（参考）経済見通し等

（ （　）内は寄与度 ）

	2019年度（令和元年度）実績（%）	2020年度（令和２年度）実績見込み（%程度）	2021年度（令和３年度）見通し（%程度）
実質国内総生産	▲ 0.3	▲ 5.2	4.0
国内需要	(▲ 0.1)	(▲ 4.0)	(3.3)
民間需要	(▲ 0.6)	(▲ 4.9)	(2.4)
民間最終消費支出	▲ 0.9	▲ 6.0	3.9
民間住宅	2.5	▲ 6.7	1.8
民間企業設備	▲ 0.6	▲ 8.1	2.9
公的需要	(0.5)	(0.9)	(0.9)
政府最終消費支出	2.0	3.2	3.3
公的固定資本形成	1.5	5.4	3.3
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.2)	(▲ 1.2)	(0.7)
財貨・サービスの輸出	▲ 2.6	▲ 13.7	11.4
（控除）財貨・サービスの輸入	▲ 1.2	▲ 6.4	6.7
名目国内総生産	0.5	▲ 4.2	4.4
ＧＤＰデフレーター	0.9	1.0	0.3
消費者物価上昇率	0.5	▲ 0.6	0.4

（備考）内閣府「令和３年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

２.個人消費

個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

（金額等）　　（前年同期比（％）、[　]内は暦年前年比（％）、（　）内は季調済前期比（％）、〈　〉は季調済前月差（ポイント））

		[2020年] 2020年度	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年７－９月	10－12月	2021年１－３月	2021年２月	３月	４月	５月
消費総合指数（実質）		―	[▲0.4] ▲1.2	[▲6.2] ▲6.2	(4.9)	(2.1)	(▲1.5)	(0.9)	(1.0)	(▲0.8)	―
実質総雇用者所得		―	[0.6] 0.6	[▲1.9] ▲2.2	(0.5) ▲2.9	(0.6) ▲1.7	(1.0) ▲0.6	(0.5) ▲0.7	(0.1) 0.2	(0.2) 2.3	― ―
名目総雇用者所得		―	[1.3] 1.5	[▲1.6] ▲2.1	(0.5) ▲2.2	(0.2) ▲2.5	(1.3) ▲0.9	(0.5) ▲0.9	(0.3) 0.0	(▲0.2) 1.8	― ―
消費者態度指数		―	―	―	―	―	―	〈4.0〉	〈2.2〉	〈▲1.4〉	〈▲0.6〉
家計調査	実質消費支出	―	[0.9] ▲0.4	[▲5.3] ▲4.9	(3.1) ▲8.3	(4.1) 0.7	(▲3.9) ▲2.0	(2.4) ▲6.6	(7.2) 6.2	(0.1) 13.0	― ―
家計調査	実質消費支出（除く住居等）	―	― ―	[▲5.5] ▲4.7	(3.3) ▲7.9	(3.4) 0.7	(▲4.3) ▲1.7	(2.8) ▲5.5	(5.6) 5.7	(▲0.6) 11.5	― ―
販売側統計	小売業販売額（商業動態統計、名目）	[146.5兆円] 147.9兆円	[0.1] ▲0.4	[▲3.2] ▲2.8	(8.2) ▲4.5	(0.2) 2.1	(0.4) 0.5	(3.1) ▲1.5	(1.2) 5.2	(▲4.6) 11.9	― ―
販売側統計	百貨店販売額（全店、名目）	[4.7兆円] 4.6兆円	[▲2.3] ▲5.6	[▲25.5] ▲24.5	(64.7) ▲25.4	(0.9) ▲11.6	(▲7.3) ▲10.1	(20.0) ▲11.8	(2.6) 19.3	(▲10.1) 153.1	― ―
販売側統計	スーパー販売額（全店、名目）	[14.8兆円] 15.1兆円	[▲0.5] 0.2	[3.4] 2.9	(▲0.7) 2.4	(▲1.5) 3.6	(0.9) 0.6	(3.2) ▲0.8	(▲2.5) ▲2.2	(0.7) ▲0.2	― ―
販売側統計	ｺﾝﾋﾞﾆｴﾝｽｽﾄｱ販売額（全店、名目）	[11.6兆円] 11.6兆円	[1.7] 1.0	[▲4.4] ▲5.0	(2.7) ▲5.6	(3.3) ▲3.2	(▲0.5) ▲2.8	(1.9) ▲6.6	(▲0.5) 2.5	(▲0.1) 8.2	― ―
販売側統計	機械器具小売業販売額	[9.4兆円] 10.3兆円	[2.0] 0.4	[2.6] 6.6	(3.5) ▲5.5	(4.2) 22.3	(1.1) 13.0	(7.2) 11.2	(1.1) 14.9	(▲4.3) 23.8	― ―
販売側統計	新車販売台数（登録・届出）（乗用車、軽を含む）	[381.0万台] 385.8万台	[▲2.1] ▲4.4	[▲11.4] ▲7.5	(30.2) ▲14.1	(4.5) 15.4	(▲4.9) 4.2	(▲5.6) ▲0.0	(2.2) 5.2	(4.6) 31.5	(▲7.1) 50.0

（備考）１．内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、総務省「労働力調査（基本集計）」、「家計調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Ｐは速報値。なお、消費総合指数及び総雇用者所得は内閣府推計値。新車販売台数の季節調整は内閣府による。

２．名目総雇用者所得は、毎月勤労統計調査の現金給与総額に、労働力調査の非農林業雇用者数を乗じることで作成。実質総雇用者所得は、名目総雇用者所得を、国民経済計算における家計最終消費支出デフレーター（除く持ち家の帰属家賃）（月次の値は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合））で除することにより作成。

３．消費総合指数及び総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。

４．2020年の名目消費支出は277,926円(月平均)。家計調査の実質消費支出（除く住居等）は、二人以上の世帯の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。
2019年（暦年・年度）の値は、調査方法の変更の影響による変動を調整した推計値（変動調整値）。実質消費支出（除く住居等）の前年同期比については、暦年、年度及び四半期の変動調整値は公表されていない。

５．小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計（経済産業省）により作成。なお、2020年３月より、調査の見直しにより小売業、スーパー、機械器具小売業で不連続が生じている。リンク係数（経済産業省公表）を用いて内閣府で算出した場合の2020年の暦年値は、小売業：147.7兆円、スーパー：15.0兆円、機械器具：10.0兆円。また、21年３月分からの調査見直しによる不連続をリンク係数を用いて処理した場合、コンビニエンスストアの2020年暦年は11.6兆円、年度は11.5兆円。

消費総合指数と実質総雇用者所得

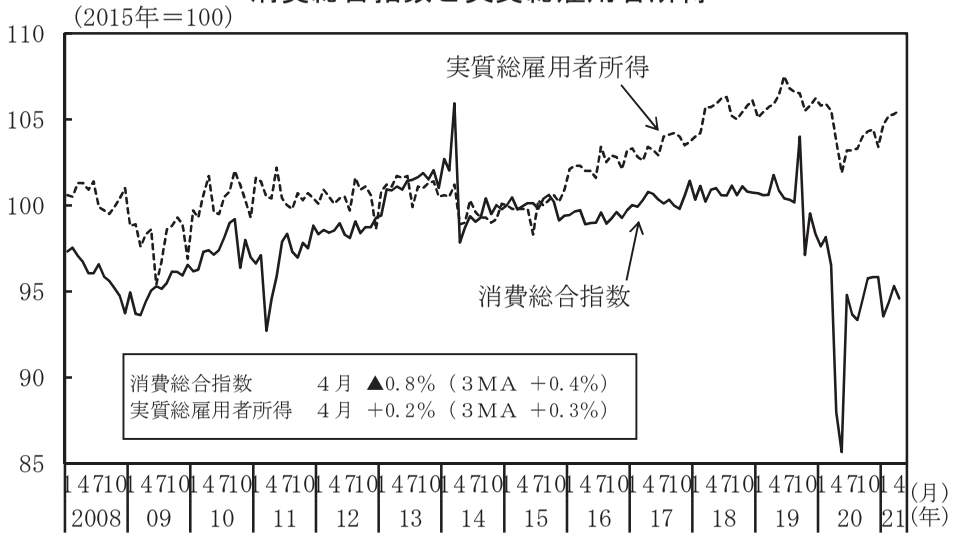

新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額

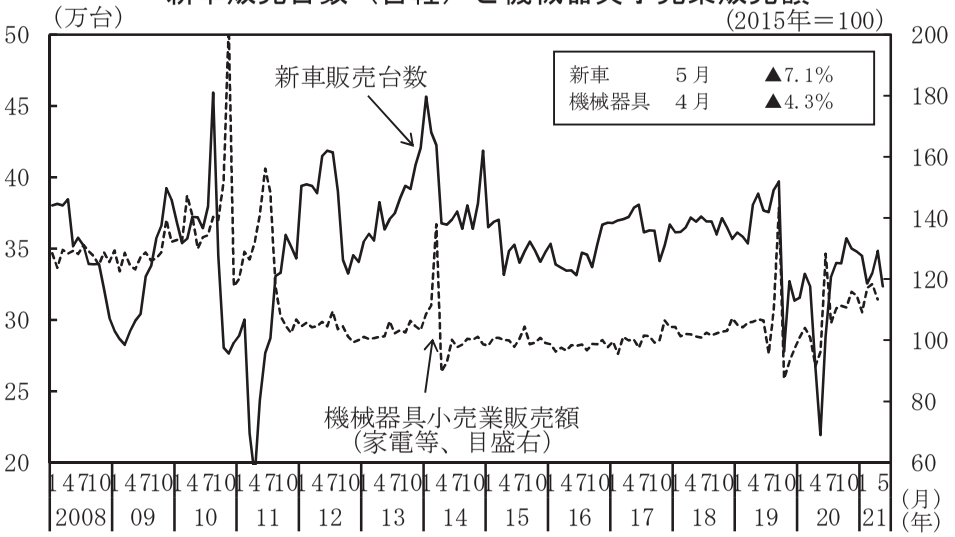

消費者態度指数と平均消費性向

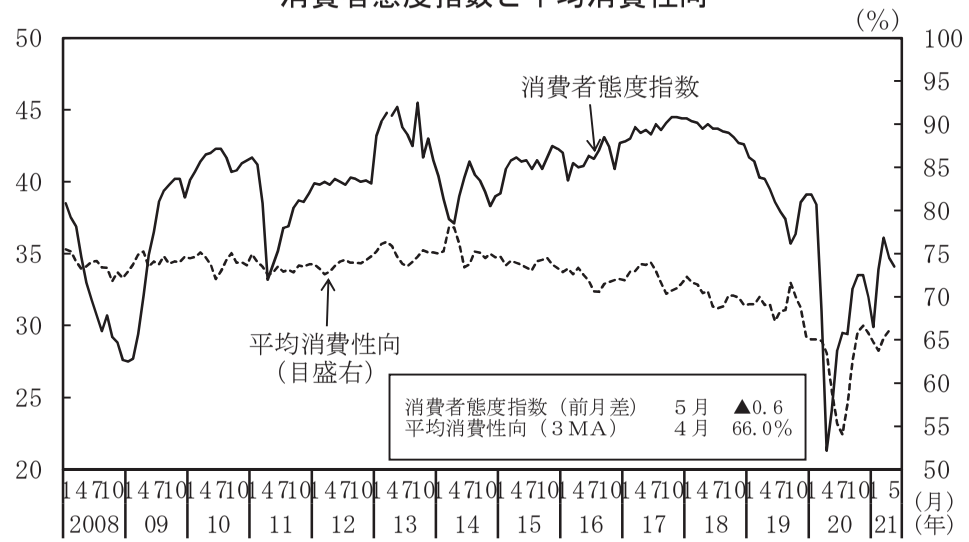

（備考）上図：消費総合指数と実質総雇用者所得はともに内閣府推計値。季節調整値。
下図：内閣府「消費動向調査」、総務省「家計調査」により作成。
平均消費性向（季節調整値、二人以上の世帯のうち勤労者世帯）は後方３か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。
消費者態度指数（季節調整値、二人以上の世帯）は、2013年４月より訪問留置調査から郵送調査に調査方法を変更。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。なお、2013年４月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

外食売上高と旅行取扱額

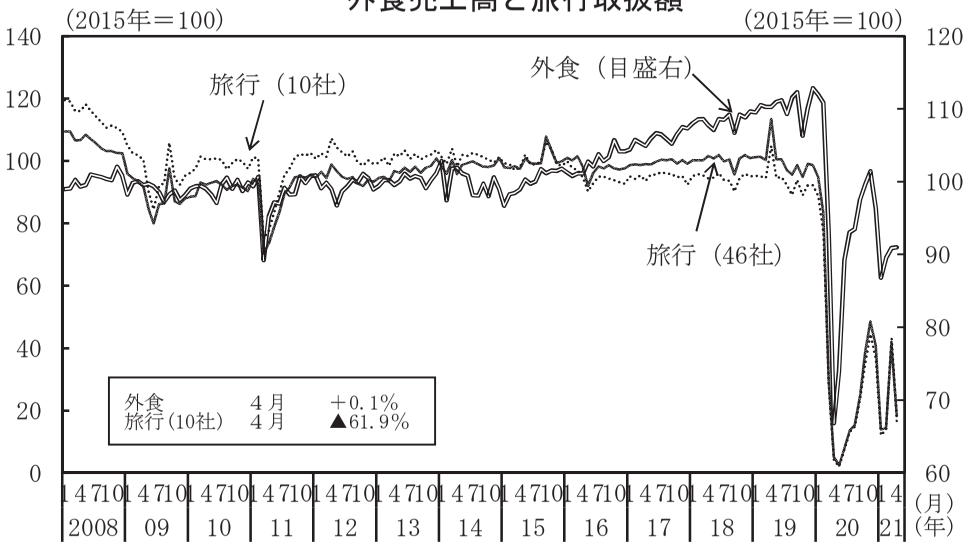

（備考）上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバーベース。機械器具小売業販売額は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
下図：外食売上高は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。旅行取扱額のうち10社は鉄道旅客協会「販売概況」、参考（46社）は観光庁「主要旅行業者の旅行取扱状況速報」により作成。10社及び46社については、各時点において回答企業数が異なる場合があるため、2015年の取扱額を基準に公表値の前年比を用いて延伸したうえで、2015年を基準に指数化。内閣府による季節調整値。

３．民間設備投資

設備投資は、持ち直している。

（前年同期比、（　）内は季調済前期比、％）

法人企業統計季報	［2020年実額］ 2020年度実額	［2019年］ 2019年度	［2020年］ 2020年度	2020年度 上期	2020年度 下期	2020年 ４－６月期	７－９月期	10－12月期	2021年 １－３月期
全産業	［47.2兆円］ 46.0兆円	［3.1］ 1.2	［▲ 6.1］ ▲ 8.5	▲ 11.0	▲ 6.5	（▲ 6.9） ▲ 11.3	（▲ 0.5） ▲ 10.6	（▲ 0.4） ▲ 4.8	（▲ 0.4） ▲ 7.8
製造業	［16.0兆円］ 15.7兆円	［▲ 0.1］ ▲ 3.9	［▲ 8.2］ ▲ 8.6	▲ 10.0	▲ 7.4	（▲ 5.2） ▲ 9.7	（▲ 0.7） ▲ 10.3	（▲ 1.7） ▲ 8.5	（0.5） ▲ 6.4
非製造業	［31.2兆円］ 30.3兆円	［4.8］ 4.1	［▲ 4.9］ ▲ 8.5	▲ 11.4	▲ 6.1	（▲ 7.8） ▲ 12.1	（▲ 0.4） ▲ 10.8	（0.3） ▲ 2.6	（▲ 0.9） ▲ 8.5
大中堅企業	［36.4兆円］ 35.1兆円	［3.1］ 1.3	［▲ 4.6］ ▲ 8.9	▲ 10.0	▲ 7.9	（▲ 9.7） ▲ 10.0	（1.0） ▲ 10.1	（▲ 2.6） ▲ 4.2	（▲ 2.6） ▲ 10.5
中小企業	［10.8兆円］ 10.9兆円	［3.0］ 0.8	［▲ 10.7］ ▲ 7.5	▲ 13.6	▲ 1.4	（3.6） ▲ 15.2	（▲ 5.7） ▲ 12.1	（7.6） ▲ 6.6	（6.6） 3.8

（備考）１．年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実額はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
２．ソフトウェア投資を含む。

（前年同期（月）比、（　）内は季調済前期（月）比、％）

	［2020年実額］ 2020年度実額	［2019年］ 2019年度	［2020年］ 2020年度	2020年 ７－９月	10－12月	2021年 １－３月	2021年 ２月	３月	４月	
資本財出荷指数 （除く輸送機械）	―	［▲ 5.8］ ▲ 5.5	［▲ 9.5］ ▲ 6.6	（▲ 1.6） ▲ 18.7	（5.2） ▲ 0.4	（7.8） 5.2	（▲ 0.9） 6.3	（▲ 4.7） 8.2	（14.5） 20.7	
資本財総供給指数 （除く輸送機械）	―	［▲ 3.5］ ▲ 2.9	［▲ 6.7］ ▲ 4.4	（▲ 4.6） ▲ 13.1	（5.0） ▲ 2.9	（5.7） 4.6	（7.9） 12.6	（▲ 8.7） 4.2	P （9.1） P 8.0	
機械受注 （船舶・電力を除く民需）	［9.6兆円］ 9.5兆円	［▲ 0.7］ ▲ 0.3	［▲ 8.4］ ▲ 8.8	（▲ 0.3） ▲ 14.1	（12.9） 1.2	（▲ 5.3） ▲ 2.5	（▲ 8.5） ▲ 7.1	（3.7） ▲ 2.0	（0.6） 6.5	4－6月期見通し （2.5）
建築着工　工事費予定額 （民間非居住用）	［8.7兆円］ 8.8兆円	［▲ 1.9］ ▲ 1.4	［▲ 9.2］ ▲ 7.7	（▲ 16.3） ▲ 18.0	（5.4） ▲ 10.0	（4.2） 3.0	（10.3） 7.7	（▲ 7.4） ▲ 14.6	（4.4） ▲ 4.2	

（備考）１．Ｐは速報値。
２．建築着工工事費予定額（民間非居住用）は、建築着工統計調査報告（国土交通省）を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、（ ）内は原数値の前期（月）比としている。

主要機関の設備投資アンケート調査結果

（前年度比、％）

機関名	日本銀行						日本政策投資銀行		日本経済新聞社		内閣府・財務省	
調査名	全国企業短期経済観測調査						全国設備投資計画調査		設備投資動向調査		法人企業景気予測調査	
調査対象企業	全規模		大企業		中小企業		資本金10億円以上		上場企業、資本金１億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2019年度	2020年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
全産業	▲ 5.1	2.3	▲ 4.0	3.2	▲ 11.7	▲ 2.1	1.9	3.9	▲ 9.7	10.8	▲ 9.2	7.4
（除く電力）	▲ 5.2	2.4	▲ 4.1	3.4	▲ 11.6	▲ 2.1	2.3	2.3	―	―	▲ 9.6	7.8
製造業	▲ 4.6	3.3	▲ 3.5	2.8	▲ 12.1	3.6	1.6	8.1	▲ 12.4	16.3	▲ 9.1	10.7
非製造業	▲ 5.5	1.2	▲ 4.5	3.8	▲ 11.4	▲ 5.8	2.1	1.4	▲ 5.7	3.2	▲ 9.2	5.8
（除く電力）	▲ 5.9	1.2	▲ 5.0	4.3	▲ 11.3	▲ 5.8	2.7	▲ 1.5	―	―	▲ 9.8	6.4
電力	▲ 2.1	0.6	▲ 1.3	0.7	▲ 16.4	11.7	▲ 0.2	26.0	―	―	7.9	▲ 7.5
調査時点	2021年２月～３月						2020年６月		2021年４月		2021年５月	
発表時期	2021年４月						2020年８月		2021年６月		2021年６月	
回答社数	9,478		1,883		4,932		1,784		928		11,133	

（備考）１．日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリース会計対応ベース。
２．日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。
３．内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額（除く土地購入額）。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。

製造業・非製造業の設備投資（名目額）

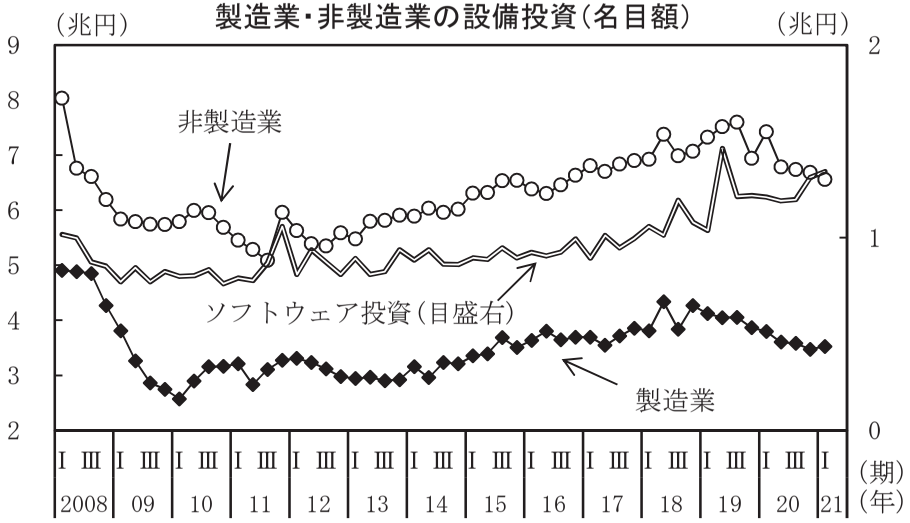

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資（当期末）、季節調整値。
ソフトウェア投資は季節調整値。

資本財総供給と機械受注

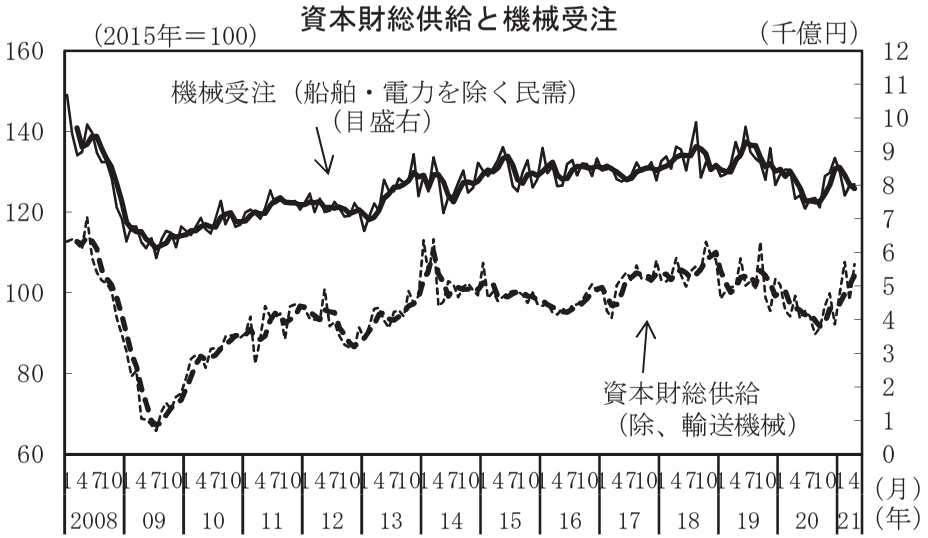

（備考）１．経済産業省「鉱工業総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
２．太線は後方３か月移動平均。

建築着工工事費予定額（民間非居住用）

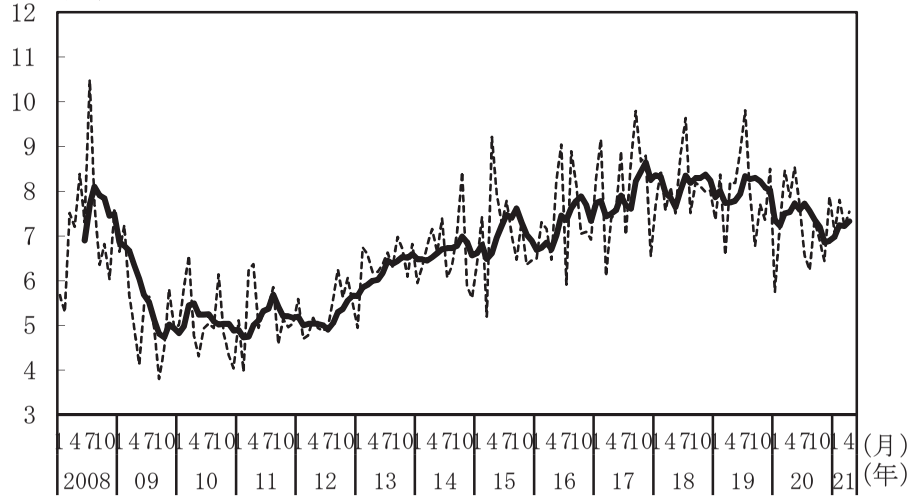

（備考）１．国土交通省「建築着工統計」により作成。
２．太線は後方６か月移動平均。

設備投資計画

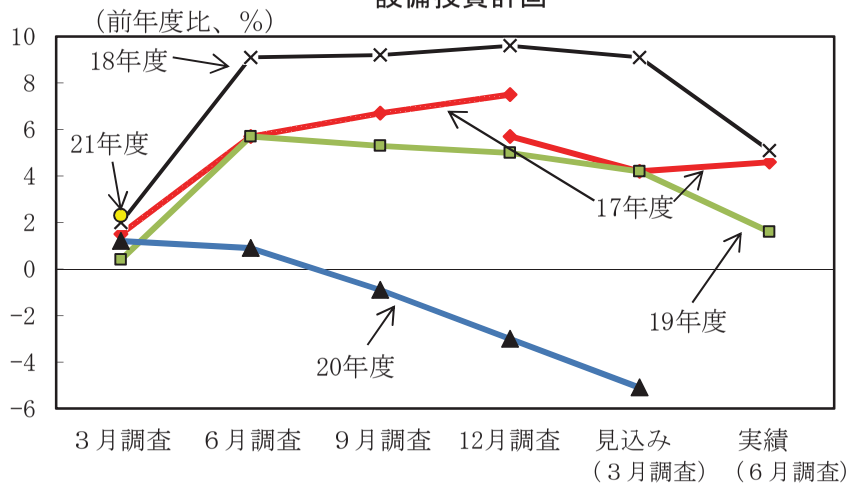

（備考）１．日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
２．2018年３月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、
グラフが不連続となっている。

４．住宅建設

住宅建設は、底堅い動きとなっている。

（前年同期（月）比、［　］内は暦年前年比、（　）内は季調済前期（月）比、％）

	［　2019年　］ 2019年度	［　2020年　］ 2020年度	2020年 ７－９月	10－12月	2021年 １－３月	2021年 ２月	３月	４月
新設住宅着工戸数　（万戸）	［　90.5］	［　81.5］						
（万戸）	88.4	81.2	81.3	80.5	83.0	80.8	88.0	88.3
	［　▲ 4.0］	［　▲ 9.9］	（　0.6）	（　▲ 1.0）	（　3.1）	（　0.8）	（　9.0）	（　0.3）
	▲ 7.3	▲ 8.1	▲ 10.1	▲ 7.0	▲ 1.6	▲ 3.7	1.5	7.1
建築主が民間	［　▲ 3.8］	［　▲ 10.0］	（　0.7）	（　▲ 0.7）	（　2.5）	（　0.7）	（　8.2）	（　0.1）
	▲ 7.3	▲ 7.9	▲ 10.3	▲ 6.8	▲ 0.9	▲ 3.4	2.3	6.5
持　　家	［　1.9］	［　▲ 9.6］	（　3.0）	（　4.4）	（　3.9）	（　1.5）	（　▲ 0.4）	（　▲ 1.1）
	▲ 1.5	▲ 7.1	▲ 9.9	▲ 0.9	3.4	4.3	0.1	8.8
貸　　家	［　▲ 13.7］	［　▲ 10.4］	（　0.1）	（　▲ 5.2）	（　4.3）	（　13.2）	（　8.3）	（　3.3）
	▲ 14.2	▲ 9.4	▲ 9.7	▲ 10.4	▲ 5.1	▲ 0.4	2.6	13.6
分　　譲	［　4.9］	［　▲ 10.2］	（　▲ 1.5）	（　▲ 2.9）	（　2.9）	（　▲ 13.9）	（　22.9）	（　▲ 1.7）
	▲ 2.8	▲ 7.9	▲ 11.7	▲ 11.4	▲ 1.9	▲ 14.6	2.8	▲ 0.3
一戸建て	［　3.6］	［　▲ 11.5］	（　▲ 8.4）	（　3.9）	（　6.0）	（　0.2）	（　2.6）	（　▲ 1.3）
	0.8	▲ 11.6	▲ 18.5	▲ 11.9	▲ 4.3	▲ 4.0	▲ 2.7	▲ 0.7
マンション	［　6.5］	［　▲ 8.7］	（　6.8）	（　▲ 10.1）	（　▲ 0.9）	（　▲ 30.7）	（　57.6）	（　▲ 2.3）
	▲ 7.1	▲ 3.2	▲ 3.6	▲ 10.7	1.2	▲ 26.8	9.6	0.1
着工床面積	［　▲ 0.6］	［　▲ 11.2］	（　▲ 0.8）	（　0.2）	（　3.3）	（　3.1）	（　8.0）	（　0.6）
	▲ 4.5	▲ 9.3	▲ 13.1	▲ 7.7	▲ 1.0	▲ 2.9	▲ 0.2	5.3
建築主が民間	［　▲ 0.4］	［　▲ 11.3］	（　▲ 0.6）	（　0.4）	（　2.9）	（　2.8）	（　7.5）	（　0.6）
	▲ 4.5	▲ 9.2	▲ 13.3	▲ 7.5	▲ 0.4	▲ 2.7	0.7	5.0
工事費予定額平米単価　（万円）	［　19.9］	［　20.1］						
（万円）	20.0	20.1	20.4	19.7	20.2	19.9	20.6	19.9
	［　3.3］	［　0.6］						
	2.9	0.5	▲ 0.5	▲ 1.3	0.7	▲ 1.7	2.0	▲ 1.2

（備考）　１．国土交通省「建築着工統計」により作成。

２．「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。

３．「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。

４．「工事費予定額平米単価」は、「居住専用＋居住産業併用×０．７」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

住宅着工戸数（季節調整値）

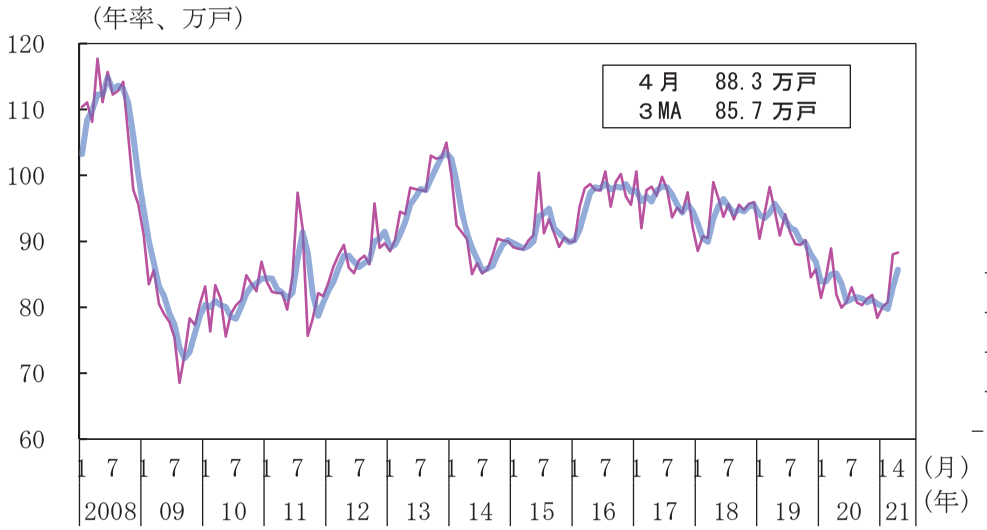

住宅景況判断指数（受注戸数）

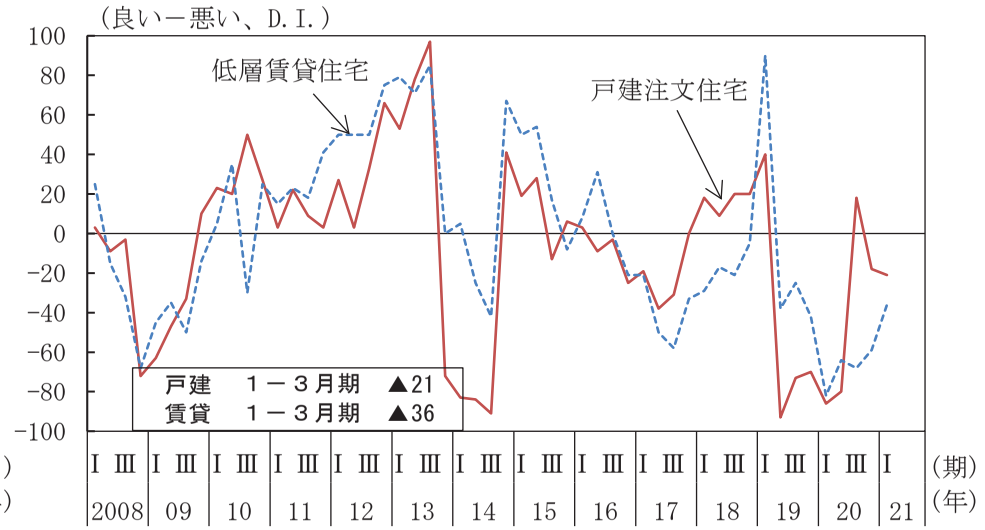

利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）

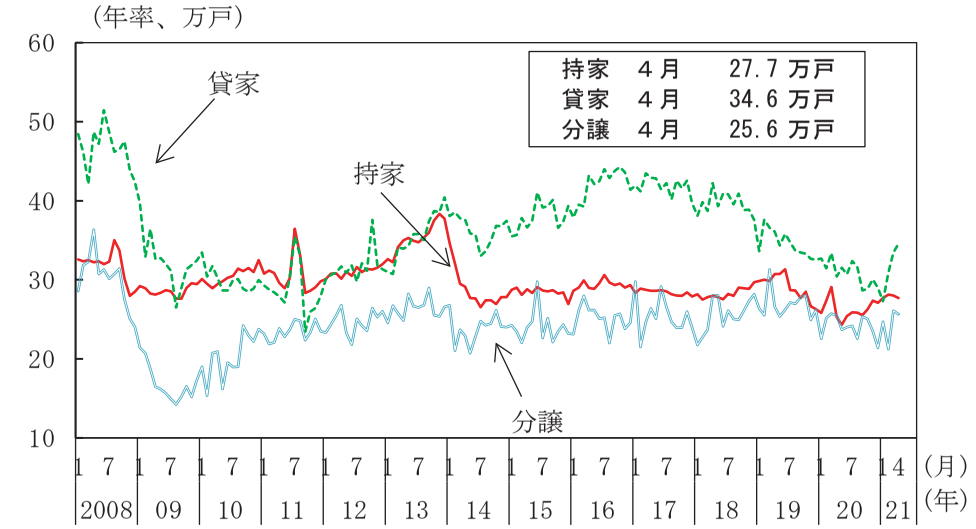

首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）

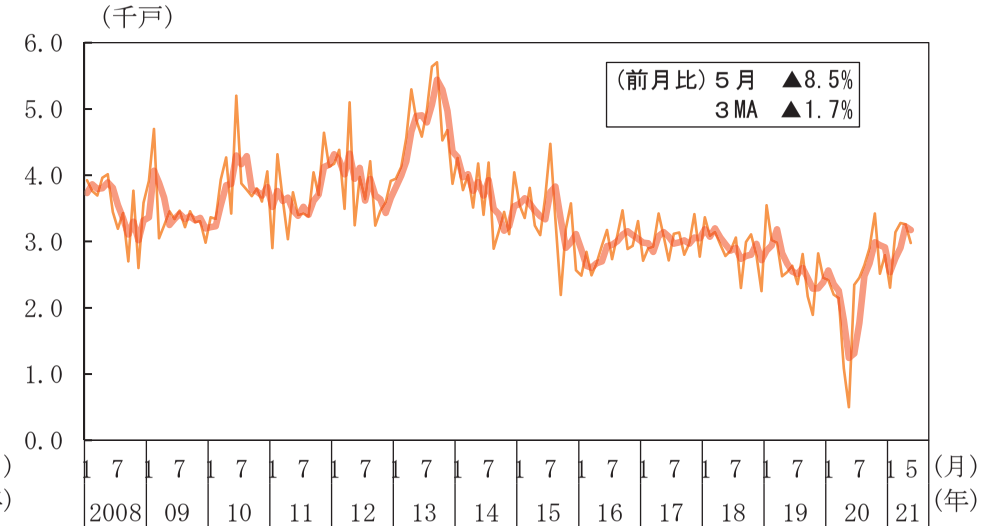

（備考）１．国土交通省「建築着工統計」、（一社）住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、（株）不動産経済研究所資料により作成。太線は後方３か月移動平均。
２．住宅景況判断指数（受注戸数）は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比（実績）について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の５段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値（-100～+100）。
３．首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

５．公共投資

公共投資は、高水準で底堅く推移している。

（前年同期（月）比、[　]内は暦年前年比、（　）内は季調済前期（月）比、%）

	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年10-12月	2021年1-3月	2021年２月	３月	４月	５月
公共工事受注額	[　10.1] 7.7	[　5.5] 8.1	(▲ 5.6) 8.5	(2.8) 9.1	(▲ 15.6) ▲ 8.6	(9.6) 11.3	(21.8) 12.1	－ －
公共工事受注額（大手50社）	[▲ 2.2] ▲ 3.2	[　18.3] 29.6	(17.6) 42.3	(30.5) 29.5	(▲ 26.1) 7.1	(59.9) 26.9	(▲ 47.0) ▲ 14.1	－ －
公共工事請負金額	[　6.6] 6.8	[　3.8] 2.3	(▲ 8.9) ▲ 3.4	(2.3) ▲ 1.1	(▲ 12.3) ▲ 7.3	(10.0) 1.9	(▲ 8.4) ▲ 9.2	(15.0) 6.3
公共工事出来高	[　9.9] 10.8	[　7.6] 6.8	(1.4) 7.0	(0.1) 5.8	(▲ 0.6) 5.8	(1.4) 5.5	(▲ 2.1) 2.3	－ －
公的固定資本形成（名目）	[　2.8] 3.1	[　4.4] 4.6	(1.2) 4.6	(0.1) 4.1				

（備考）１．内閣府「四半期GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
２．公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における１件500万円以上の工事。
３．「建設工事受注動態統計調査」（大手50社除く）は、2021年４月分から推計方法を変更したため、2021年３月までの数値と４月以降の数値は推計方法が異なる。
なお、2021年1月以降における前年同期（月）比は、新しい推計方法に基づいて参考値として再集計した前年同期（月）の額に対する比。
４．公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

（参考）
①国の公共事業関係費（一般会計）

年度		2018	2019	2020	2021
当初予算	（億円）	59,789	60,596 [69,099]	60,669 [68,571]	60,695
	（前年度比、%）	0.0	1.3 [　15.6]	0.1 [▲ 0.8]	0.0
補正後予算	（億円）	75,536	84,752	92,692	－
	（前年度比、%）	8.3	12.2	9.4	－

②地方の普通建設事業費　（前年度比、%）

調査機関	総務省		時事通信社		日経グローカル	
区分	（当初予算）		（当初予算）		（当初予算）	
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
普通建設事業費	2.2	9.8	▲ 2.9	▲ 12.0	▲ 1.8	▲ 12.9
うち補助事業費	▲ 1.5	10.2	1.2	▲ 16.6	▲ 0.2	▲ 16.5
うち単独事業費	7.9	10.3	▲ 8.3	▲ 5.8	▲ 3.9	▲ 8.7
調査対象	普通会計、当初予算。 都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

（備考）１．財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、（株）日本経済新聞社「日経グローカル」調査などにより作成。
２．①における2019年度及び2020年度当初予算の［　］内は、「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」などの「臨時・特別の措置」分を含む計数とその比較。

公共工事出来高（金額・季節調整値）

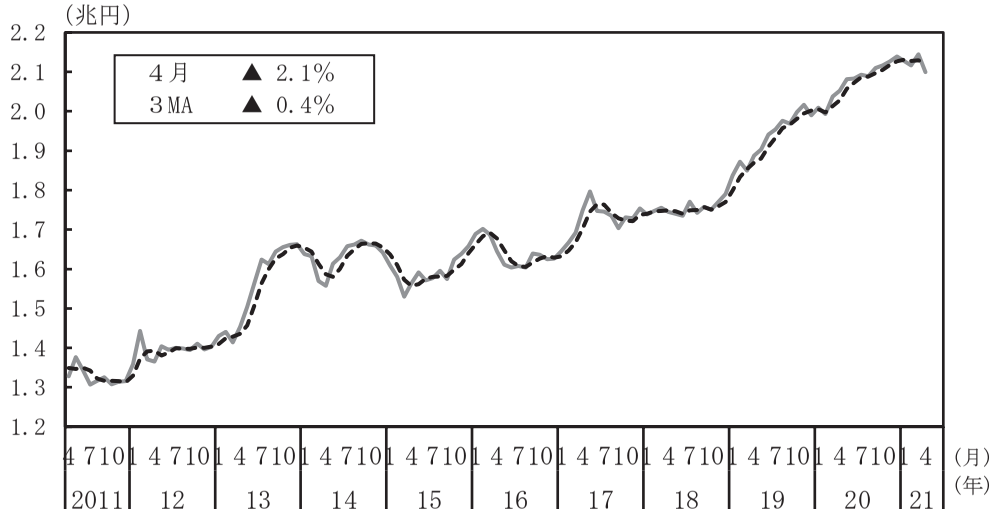

公共工事手持ち工事高（金額・季節調整値）

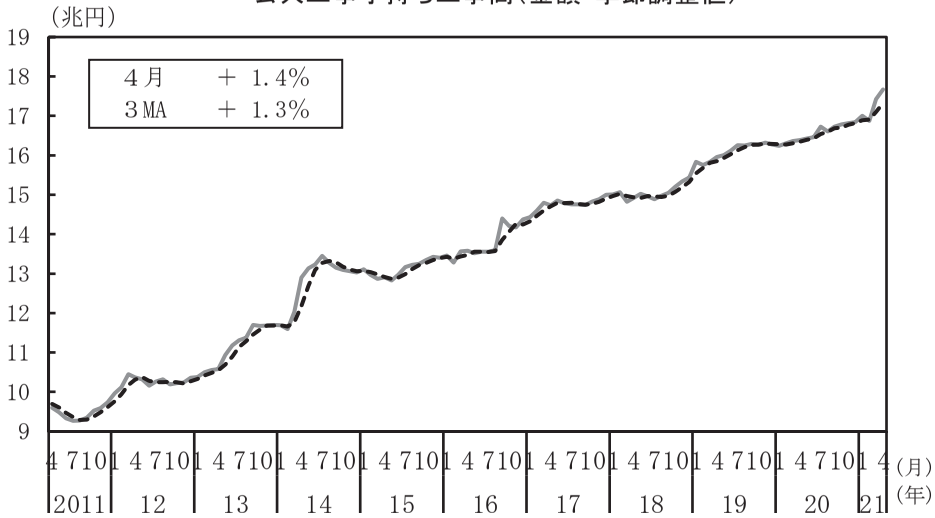

公共工事請負（金額・季節調整値）

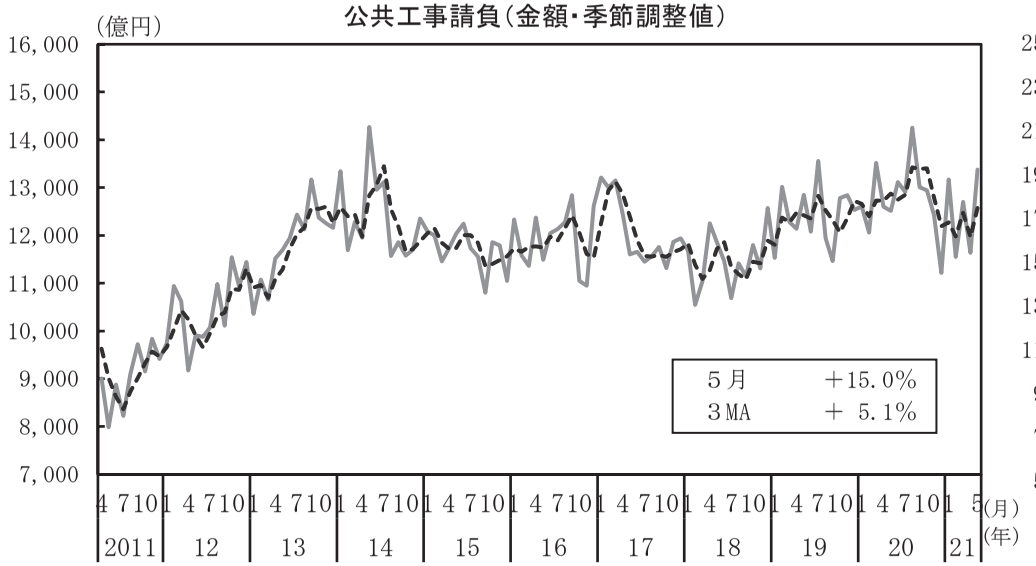

公共工事請負（金額・原数値）

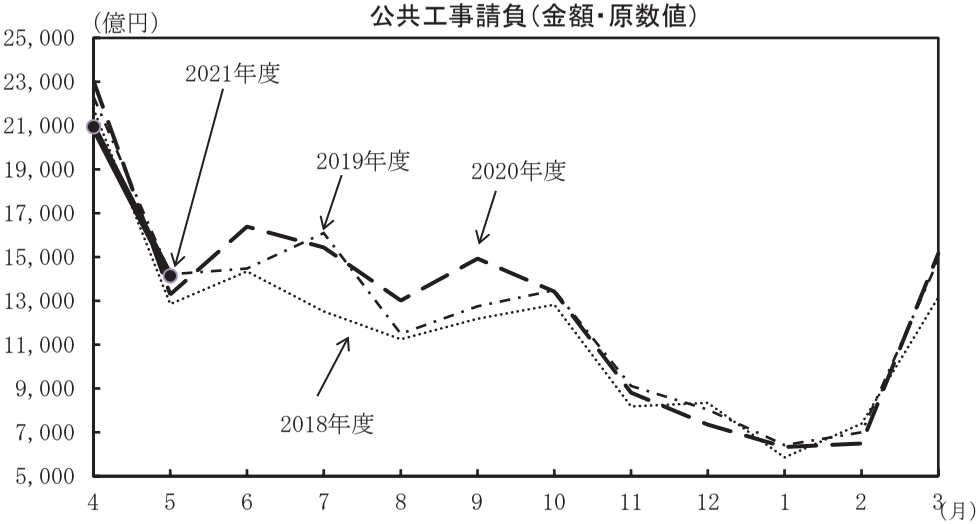

（備考）

左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方３か月移動平均。

左下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は、後方３か月移動平均。

（備考）

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方３か月移動平均。

右下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。

６．輸出・輸入・国際収支

輸出は、緩やかな増加が続いている。
輸入は、持ち直しの動きがみられる。
貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

（前年同期（月）比、［　］内は暦年前年比、（　）内は季節調整済前期（月）比、％、Ｐは速報値）

	［2019年］ 2019年度	［2020年］ 2020年度	2020年 10－12月	2021年 １－３月	2021年 3月	4月	5月
輸出数量	［▲4.3］ ▲4.4	［▲11.8］ ▲9.4	（ 12.0） ▲ 1.8	（ 3.4） 4.6	（ 5.8） 12.6	（ 0.1） 28.4	P （ ▲ 2.4） P 38.6
輸入数量	［▲1.1］ ▲2.4	［▲6.4］ ▲3.4	（ 3.8） ▲ 3.2	（ 3.5） 6.0	（ ▲ 4.5） 3.9	P （ 7.3） P 1.2	P （ ▲ 4.1） P 6.9
貿易・サービス収支（億円）	［▲9,318］ ▲12,332	［▲7,250］ P 1,716	16,362	P 4,767	P 4,119	P ▲ 1,650	―
貿易収支（億円）	［1,503］ 4,839	［30,106］ P 39,047	24,360	P 14,395	P 7,893	P 3,281	―
第一次所得収支（億円）	［215,749］ 216,409	［208,090］ P 207,797	54,407	P 52,018	P 14,405	P 19,324	―
経常収支（億円）	［192,732］ 189,273	［175,347］ P 182,038	64,101	P 50,523	P 16,965	P 15,528	―
金融収支（億円）（原数値）	［248,843］ 207,987	［153,955］ P 153,009	36,951	P 48,842	P 23,204	P ▲ 2,427	―

地域別輸出入数量指数

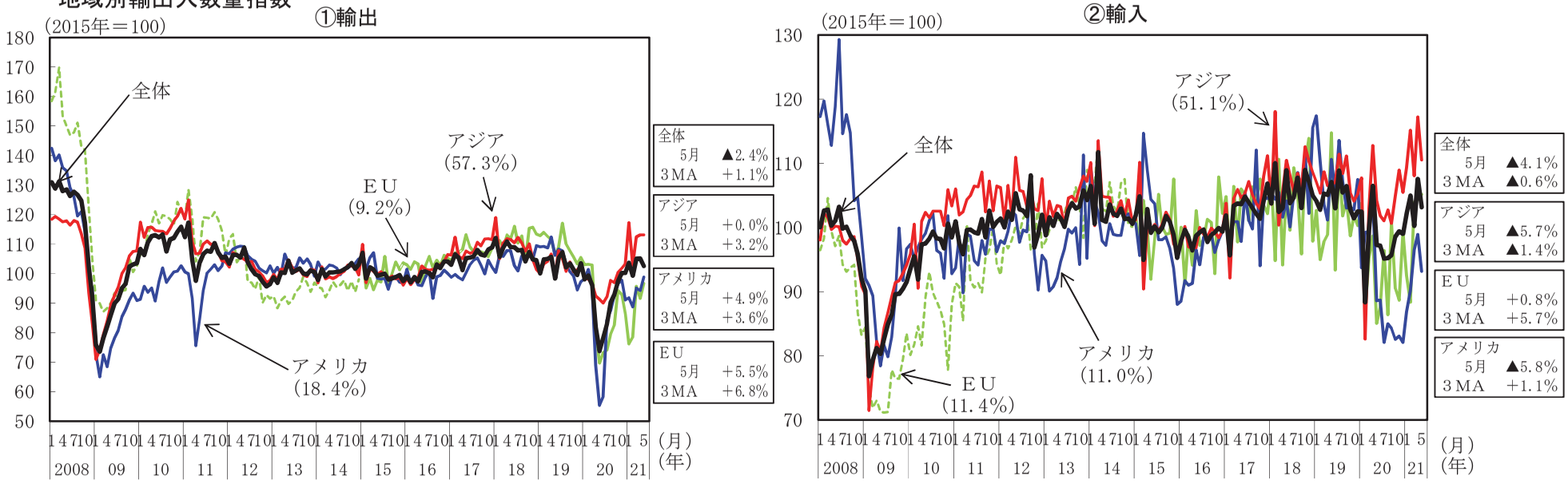

（備考）　財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2020年の金額ウェイト。なお、ＥＵについて、2015年以降は英国を除く27か国ベース。

品目別輸出入数量指数

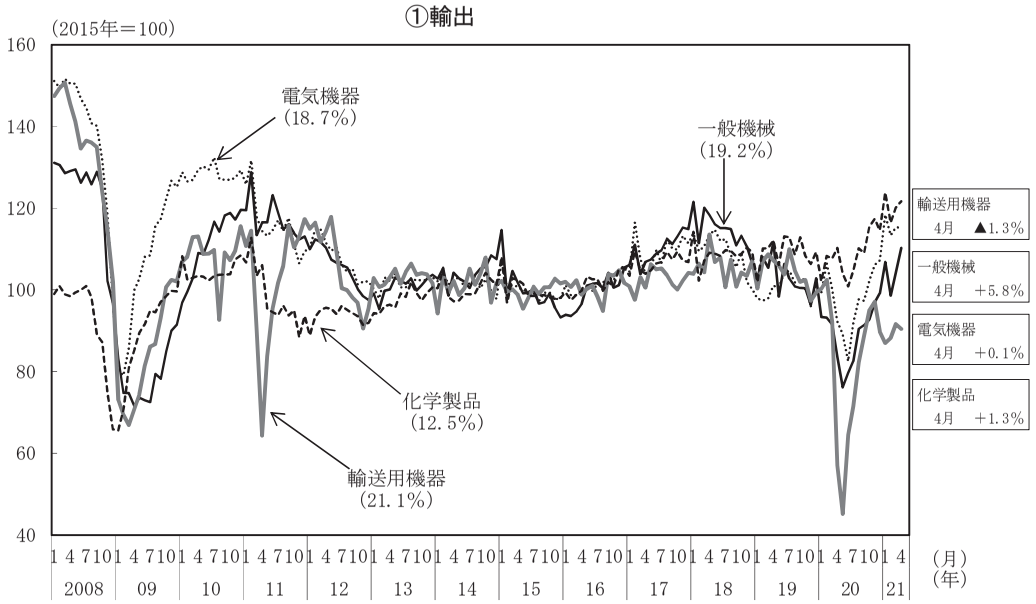

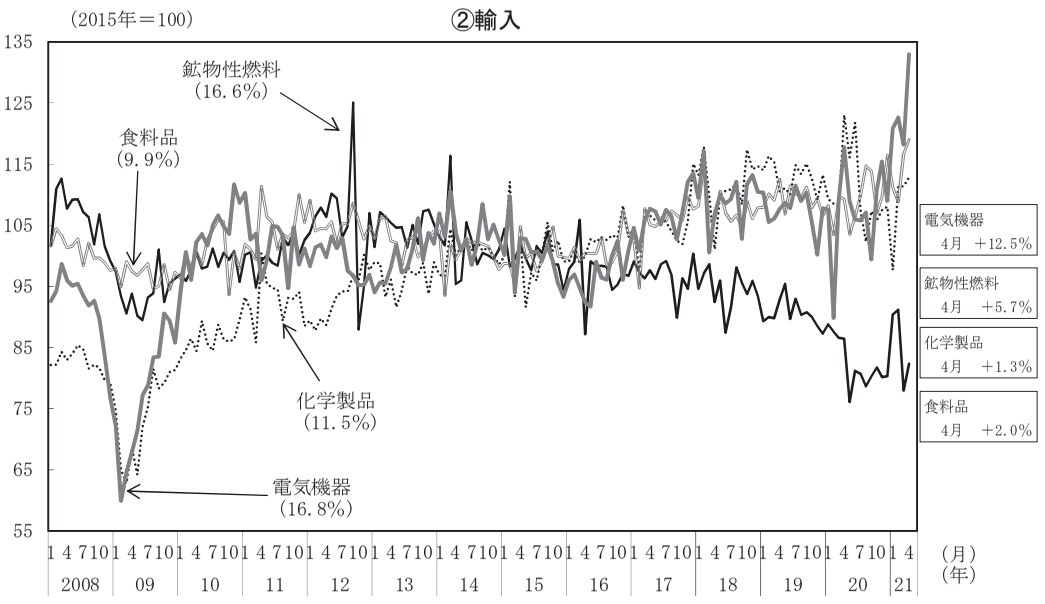

(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2020年の金額ウェイト。

経常収支

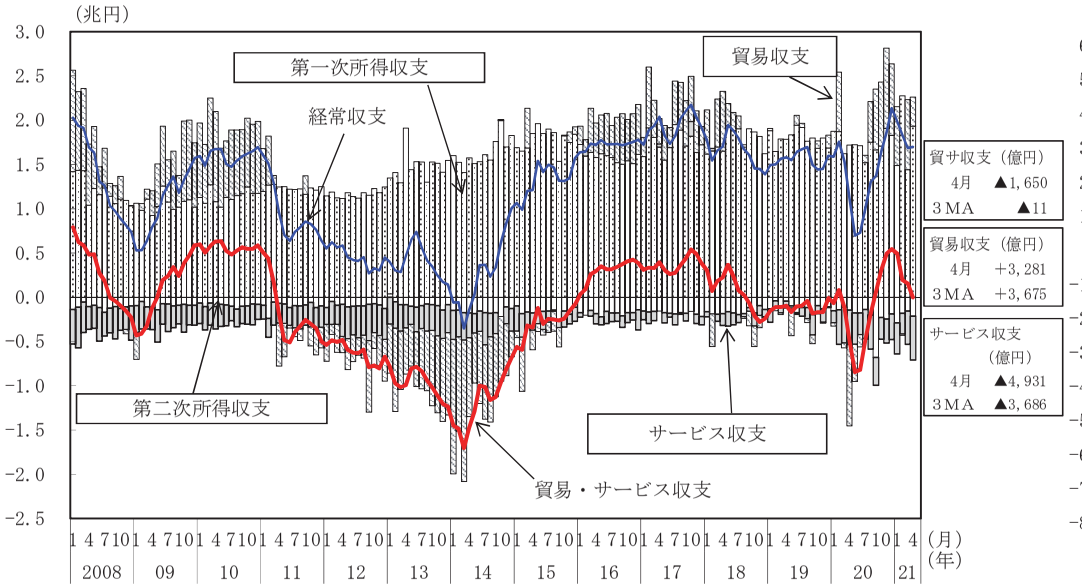

サービス収支

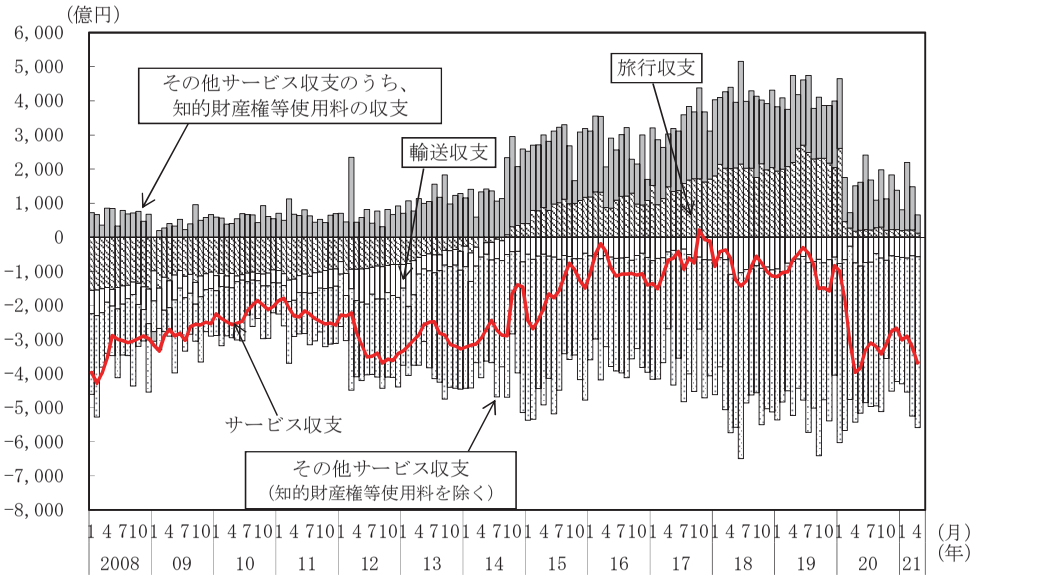

(備考) 1．財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支（知的財産権等使用料を除く）は、内閣府による季節調整値。
2．積上げは単月の値。折線は後方３か月移動平均の値。

７．生産・出荷・在庫

生産は、持ち直している。

（%）

	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年 ７－９月期	10－12月期	2021年 １－３月期	2021年 ２月	３月	４月
鉱工業生産指数	[▲ 3.0] ▲ 3.8	[▲ 10.4] ▲ 9.5	(9.0) ▲ 13.0	(5.7) ▲ 3.5	(2.9) ▲ 1.0	(▲ 1.3) ▲ 2.0	(1.7) 3.4	(2.9) 15.8
鉱工業出荷指数	[▲ 2.7] ▲ 3.6	[▲ 10.6] ▲ 9.8	(9.2) ▲ 13.5	(5.9) ▲ 3.5	(2.0) ▲ 1.4	(▲ 1.3) ▲ 3.2	(0.4) 3.4	(3.1) 16.2
鉱工業在庫指数	[1.2] 2.8	[▲ 8.4] ▲ 9.8	(▲ 3.2) ▲ 5.7	(▲ 1.6) ▲ 8.4	(▲ 1.3) ▲ 9.8	(▲ 0.7) ▲ 9.5	(0.4) ▲ 9.8	(▲ 0.1) ▲ 9.8
製造工業生産能力指数 (2015年＝100)	[98.2] 98.2	[97.3] 97.0	97.3	97.3	97.0	97.1	97.0	96.7
製造工業稼働率指数 (2015年＝100)	[99.9] 98.2	[87.1] 87.4	(85.1)	(92.6)	(95.6)	(93.0)	(98.2)	(99.3)
第３次産業 活動指数	[0.3] ▲ 0.7	[▲ 6.9] P ▲ 6.9	(6.4) ▲ 8.6	(2.3) ▲ 2.9	P (▲ 0.7) P ▲ 3.0	(▲ 0.3) ▲ 5.6	P (2.4) P 1.7	P (▲ 0.7) P 9.9

予測調査
５月　▲1.7%
６月　5.0%

（備考）１．経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第３次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
２．鉱工業生産・出荷・在庫指数、第３次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の［］内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期（月）比、上段の（）内は季節調整済前期（月）比。
３．製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の［］内は原数値（暦年）。四半期次・月次は原数値。
４．製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の［］内は原数値（暦年）。四半期次・月次は季節調整値。

鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移

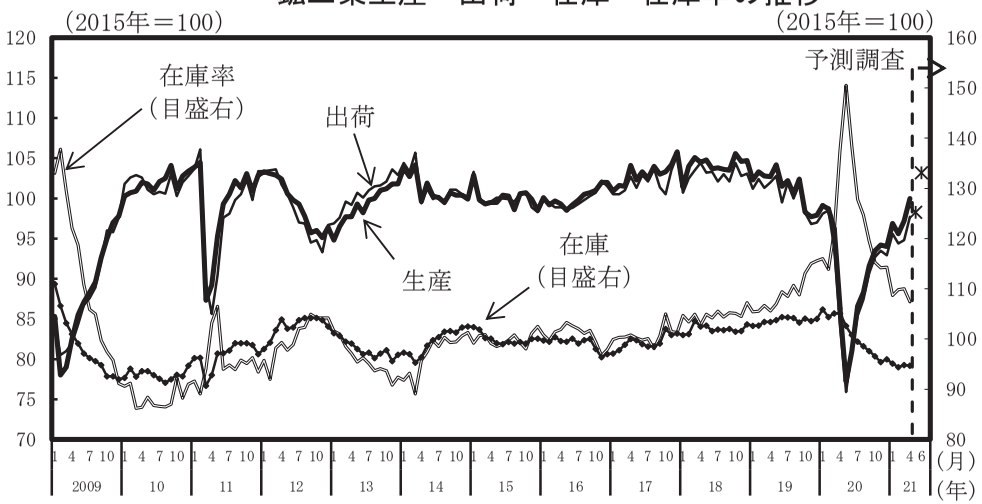

業種別の動向①

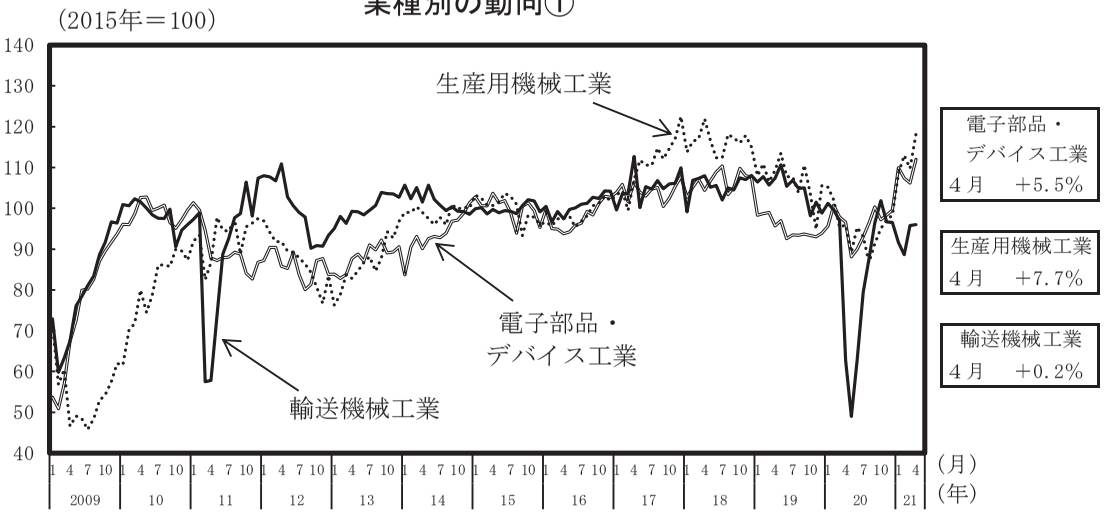

出荷・在庫ギャップの推移

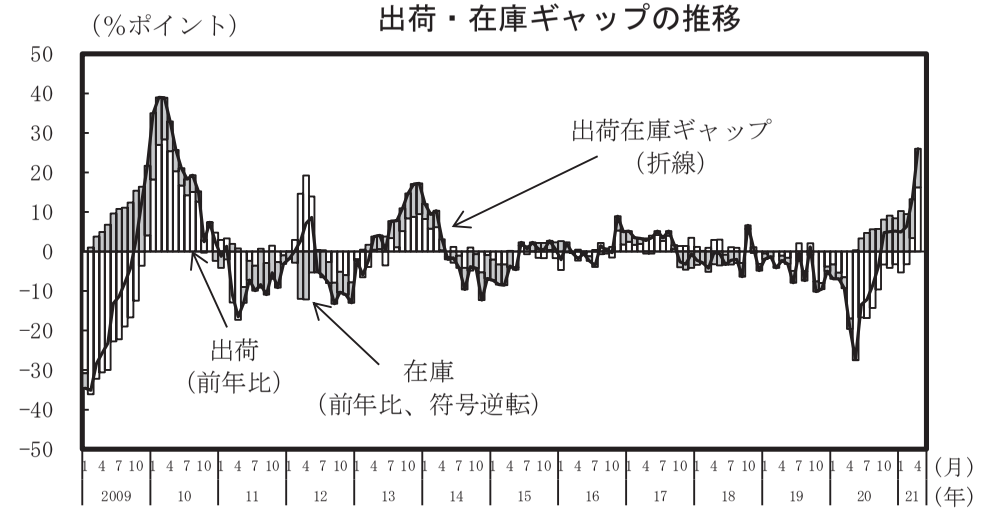

業種別の動向②

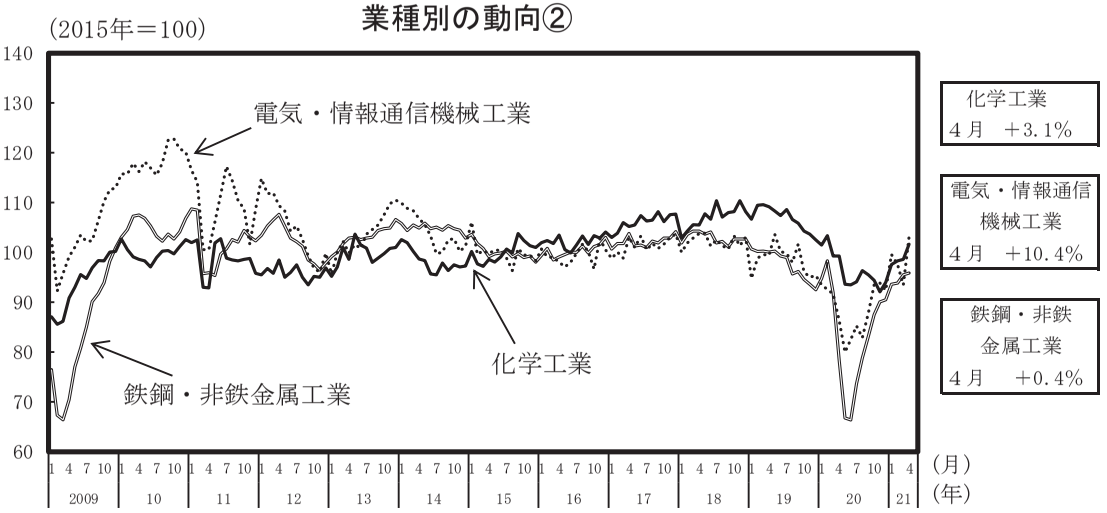

（備考）経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ＝出荷（前年比）－在庫（前年比）。

８．企業収益・業況判断

企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。
企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2021年３月調査）」　　（前年同期比、％）

経常利益		2018年度	2019年度	2020年度　実績見込み			2021年度　計画		
		実　績	実　績		上期	下期		上期	下期
全規模	全産業	0.4	▲ 9.6	▲ 30.3	▲ 42.6	▲ 15.2	8.6	10.9	6.7
大企業	製造業	▲ 0.9	▲ 17.5	▲ 17.5	▲ 36.6	9.6	1.8	2.3	1.5
	非製造業	▲ 0.1	▲ 7.8	▲ 42.3	▲ 45.5	▲ 38.0	5.6	3.5	8.0
中小企業	製造業	▲ 1.8	▲ 18.1	▲ 25.5	▲ 51.6	5.1	20.6	55.4	1.8
	非製造業	1.1	0.7	▲ 30.1	▲ 42.9	▲ 18.1	22.9	27.1	20.1

財務省「法人企業統計季報」　　（前年同期比、(　)内は季調済前期比、％）

経常利益	2019年	2020年	2019年度	2020年度	2020年４－６月	７－９月	10－12月	2021年１－３月
全規模全産業	▲ 3.5	▲ 27.3	▲ 13.1	▲ 15.6	▲ 46.6 (▲ 23.7)	▲ 28.4 (32.1)	▲ 0.7 (18.9)	26.0 (5.6)
製造業	▲ 17.6	▲ 21.7	▲ 21.6	▲ 4.3	▲ 48.7 (▲ 27.0)	▲ 27.1 (45.5)	21.9 (34.8)	63.2 (12.5)
非製造業	4.6	▲ 29.8	▲ 8.6	▲ 20.9	▲ 45.5 (▲ 22.2)	▲ 29.1 (26.4)	▲ 11.2 (11.0)	10.9 (1.4)
大中堅企業	▲ 6.3	▲ 26.8	▲ 16.5	▲ 12.2	▲ 35.3 (4.3)	▲ 25.5 (8.2)	▲ 9.4 (8.6)	41.2 (12.3)
中小企業	4.4	▲ 28.4	▲ 3.7	▲ 23.9	▲ 79.6 (▲ 76.7)	▲ 35.4 (235.2)	24.6 (47.2)	1.6 (▲ 7.9)

（備考）大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

（％ポイント）

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2021年３月調査）」　　→　見込み

業況判断ＤＩ		2019年9月	12月	2020年3月	6月	9月	12月	2021年3月	6月
全規模	全産業	＋ 8	＋ 4	▲ 4	▲ 31	▲ 28	▲ 15	▲ 8	▲ 10
	製造業	▲ 1	▲ 4	▲ 12	▲ 39	▲ 37	▲ 20	▲ 6	▲ 7
	非製造業	＋ 14	＋ 11	＋ 1	▲ 25	▲ 21	▲ 11	▲ 9	▲ 12
大企業	製造業	＋ 5	＋ 0	▲ 8	▲ 34	▲ 27	▲ 10	＋ 5	＋ 4
	非製造業	＋ 21	＋ 20	＋ 8	▲ 17	▲ 12	▲ 5	▲ 1	▲ 1
中小企業	製造業	▲ 4	▲ 9	▲ 15	▲ 45	▲ 44	▲ 27	▲ 13	▲ 12
	非製造業	＋ 10	＋ 7	▲ 1	▲ 26	▲ 22	▲ 12	▲ 11	▲ 16

（備考）ＤＩ＝「良い」とみる企業の割合（％）－「悪い」とみる企業の割合（％）

＜企業収益＞

経常利益額の推移

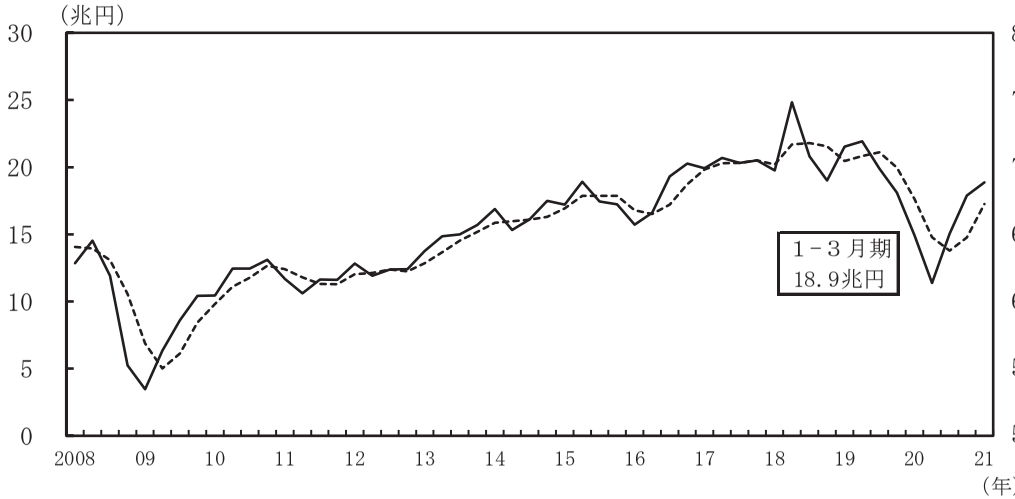

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．季節調整値。点線は後方３四半期移動平均。

労働分配率の推移

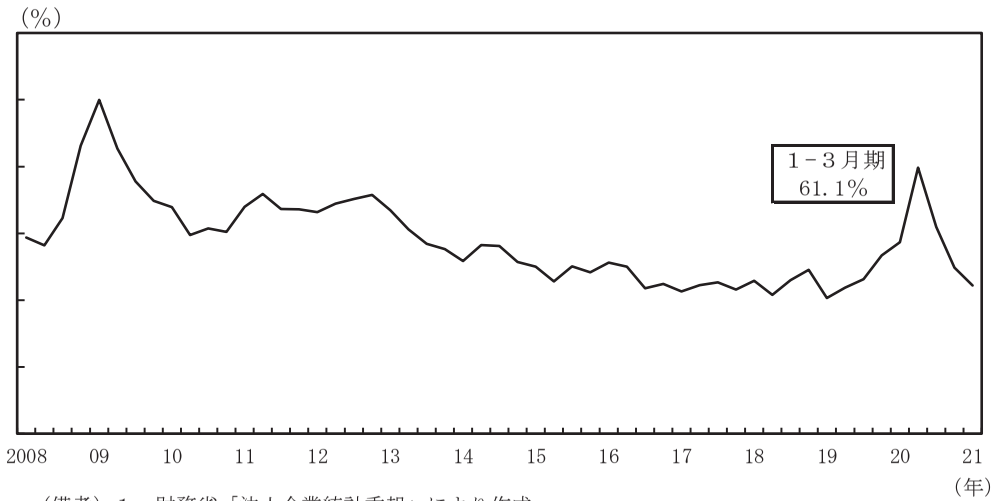

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．労働分配率＝人件費／（人件費＋営業利益＋減価償却費＋受取利息）
３．内閣府の試算による季節調整値。

＜企業の景況感＞

日銀短観の業況判断ＤＩの推移

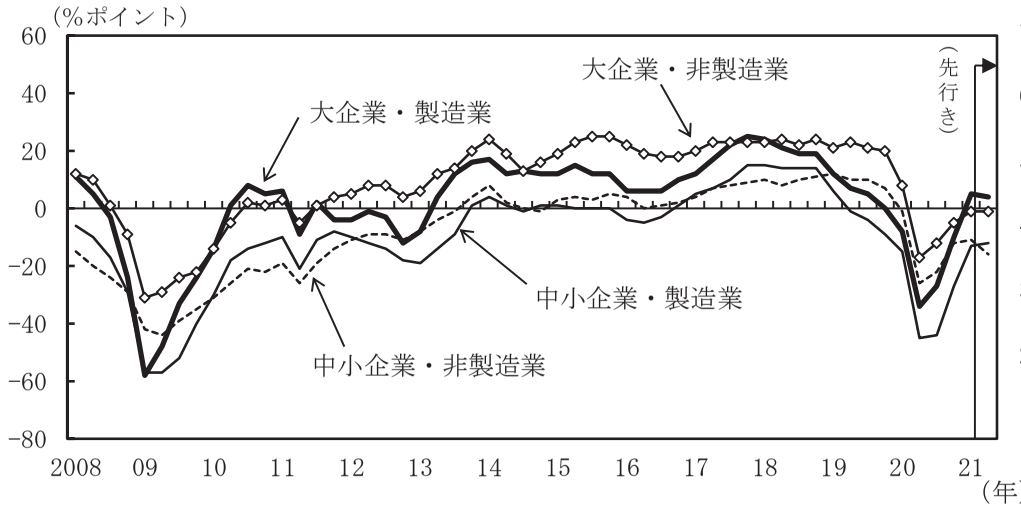

（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。ＤＩは「良い」－「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移

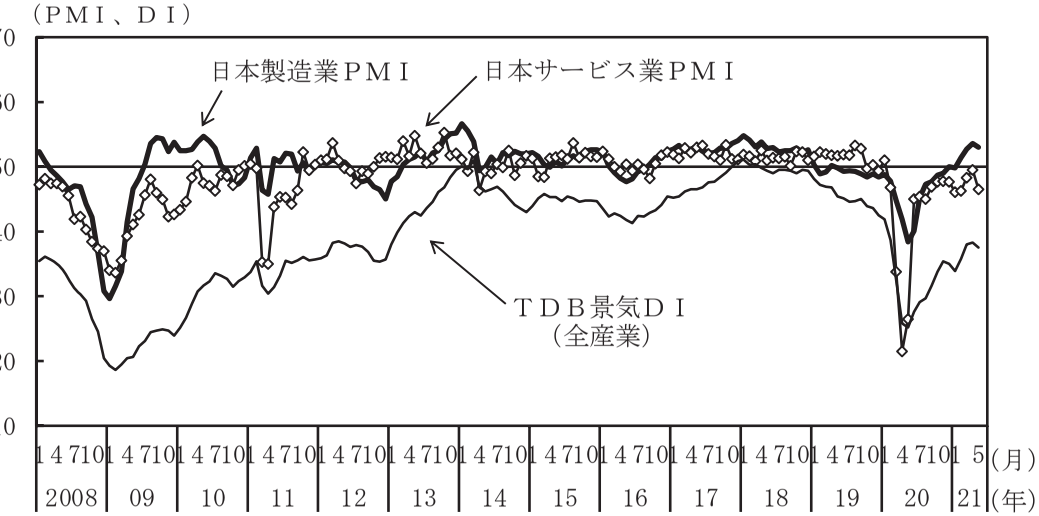

（備考）１．IHS Markit社、（株）帝国データバンク「ＴＤＢ景気動向調査（全国）」により作成。
２．ＰＭＩは、「前月に比べ増加（改善）」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を２で除した値を足した値（季節調整値）。ＤＩは、景気の現状について７段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

９．倒産

倒産件数は、減少している。

（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」　　（前年比は原数値、［　］内は暦年前年比、（ ）内は季調済前期（月）比、％）

	［2018年］ 2018年度	［2019年］ 2019年度	［2020年］ 2020年度	2020年10-12月期	2021年1-3月期	2021年3月	4月	5月
企業倒産件数	［8,235］ 8,110	［8,383］ 8,631	［7,773］ 7,163	1,751	1,554	634	477	472
前年比（％）	［▲2.0］ ▲3.0	［1.7］ 6.4	［▲7.2］ ▲17.0	▲20.8	▲28.1	▲14.3	▲35.8	50.3
前月比（％）				（▲13.3）	（▲7.8）	（14.9）	（▲17.8）	（▲1.7）
負債金額（億円）	［14,854］ 16,187	［14,232］ 12,647	［12,200］ 12,084	3,189	2,903	1,414	840	1,686
前年比（％）	［▲53.1］ ▲47.5	［▲4.1］ ▲21.8	［▲14.2］ ▲4.4	▲13.3	▲3.8	33.5	▲41.9	107.3
大型倒産除く（億円）	［6,967］ 6,922	［6,958］ 7,065	［6,112］ 5,563	1,305	1,281	508	347	380
前年比（％）	［▲0.1］ ▲2.3	［▲0.1］ 2.0	［▲12.1］ ▲21.2	▲27.2	▲29.9	▲18.7	▲45.1	14.6

倒産件数の推移

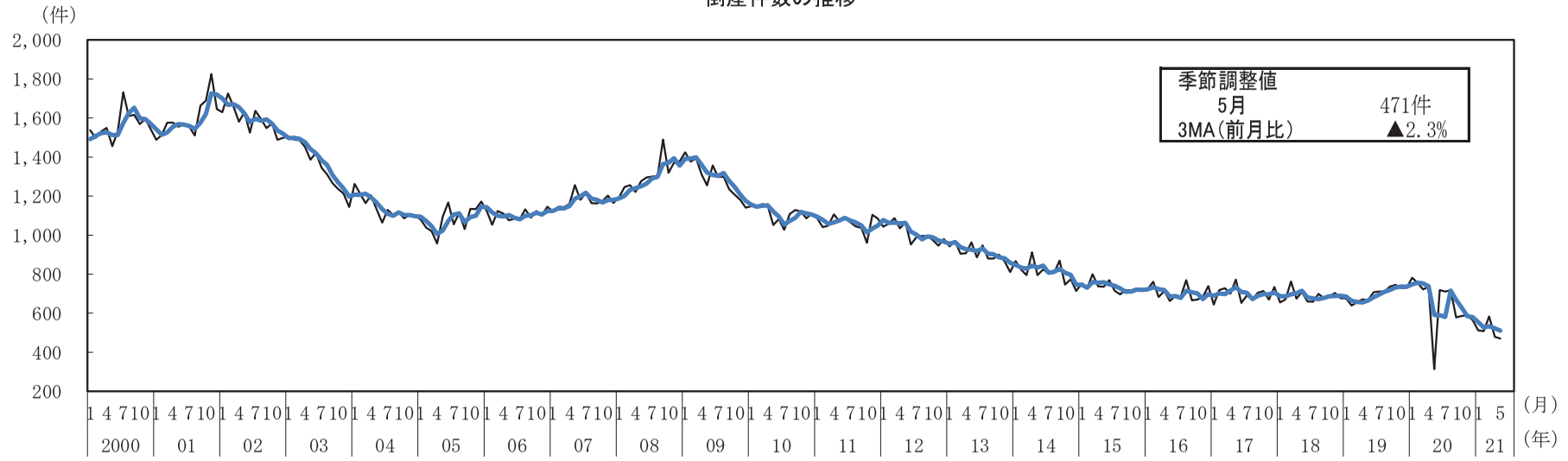

（備考）１．（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」により作成。
２．内閣府による季節調整値。太線は後方３か月移動平均。

倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）

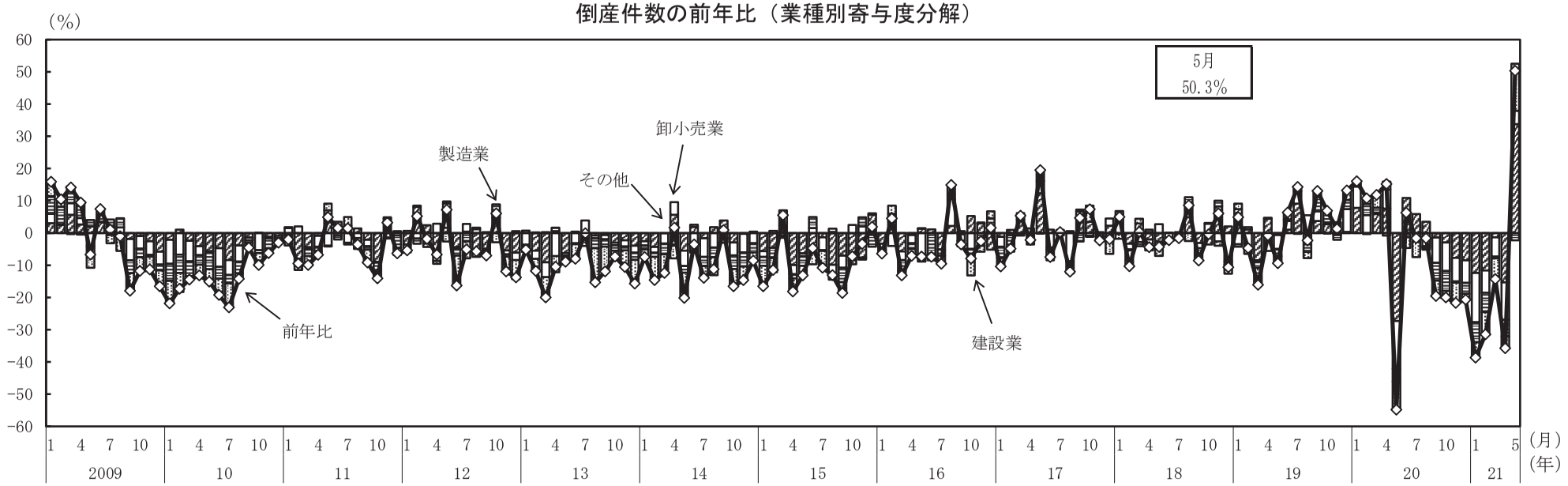

（備考）（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」により作成。

中小企業資金繰りＤＩ推移

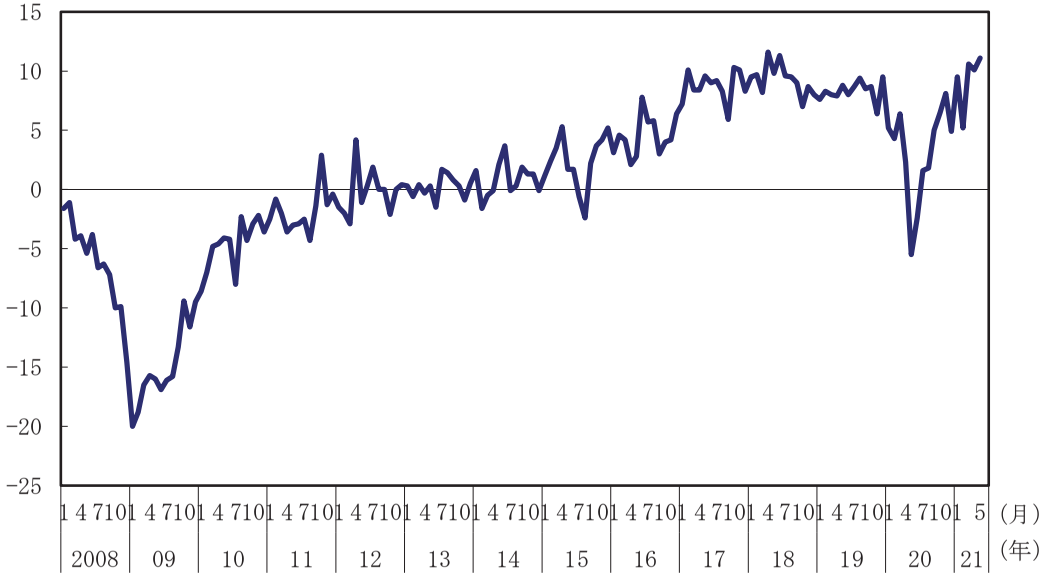

（備考）（株）日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。

中小企業仕入・販売価格ＤＩ推移

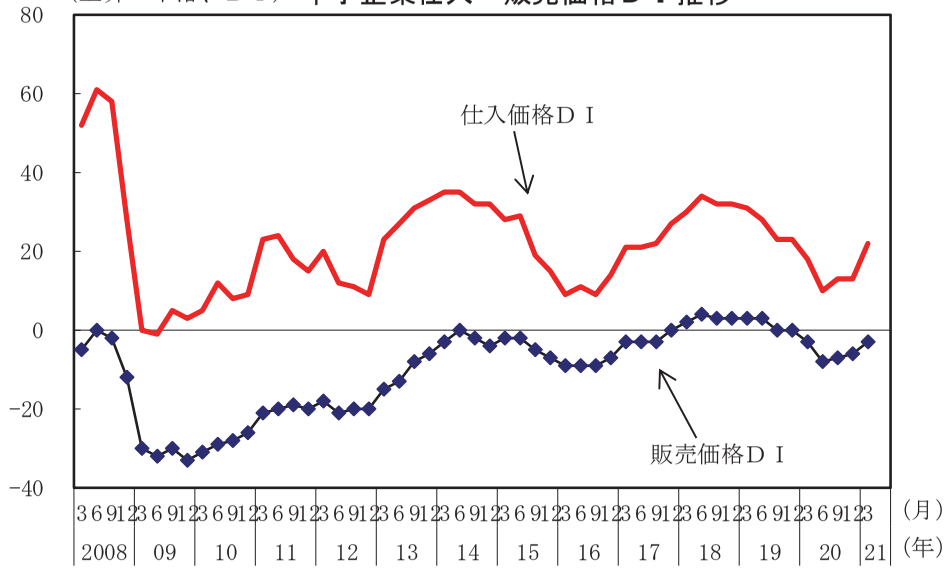

（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

10. 雇用情勢

雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。

（前年同期（月）比、[ ]内は暦年ベース、 () 内は季調済前期（月）比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値）

	2019年度[年]	2020年度[年]	2020年７－９月	10-12月	2021年１－３月	2021年２月	３月	４月
完全失業率 （%）	2.3 [2.4]	2.9 [2.8]	3.0	3.0	2.8	2.9	2.6	2.8
うち15～24歳	3.8 [3.8]	4.8 [4.6]	4.6	5.0	5.2	4.9	4.8	4.3
完全失業者数総数 （万人）	162 [162]	199 [191]	202	210	195	203	180	194
うち非自発的な離職による者	37 [37]	59 [54]	60	65	61	66	53	60
雇用者数	1.1 [1.1]	▲1.0 [▲0.5]	▲1.2 (0.2)	▲0.7 (0.6)	▲0.7 (0.3)	▲0.7 (0.2)	▲0.7 (0.0)	0.4 (▲0.7)
常用労働者数（労働者計）	1.9 [2.0]	0.7 [1.0]	0.6 (0.4)	0.7 (0.5)	0.6 (0.5)	0.6 (0.2)	0.7 (0.4)	1.2 (0.1)
新規求人数	▲5.4 [▲1.8]	▲20.8 [▲21.7]	▲24.7 (4.5)	▲21.2 (3.7)	▲9.1 (▲1.5)	▲14.6 (▲2.8)	▲0.7 (8.0)	15.2 (▲4.3)
有効求人数	▲4.3 [▲1.6]	▲22.3 [▲21.0]	▲24.7 (▲1.3)	▲22.1 (2.2)	▲14.4 (2.8)	▲15.4 (▲1.5)	▲10.0 (1.6)	▲1.4 (1.4)
有効求人倍率 （倍）	1.55 [1.60]	1.10 [1.18]	1.06	1.04	1.10	1.09	1.10	1.09
正社員 （倍）	1.12 [1.14]	0.83 [0.88]	0.81	0.78	0.82	0.82	0.84	0.88
求人広告掲載件数 （万件）	150.9 [147.5]	78.8 [95.3]	71.0	81.4	87.3	88.3	88.7	86.1
所定外労働時間（残業時間等）	▲2.5 [▲1.9]	▲13.9 [▲13.2]	▲14.6 (11.1)	▲9.6 (2.9)	▲6.6 (1.5)	▲9.7 (▲2.0)	▲1.9 (4.9)	12.2 (1.9)
製造業	▲9.6 [▲8.5]	▲19.8 [▲20.7]	▲26.8 (6.3)	▲11.7 (12.9)	▲5.5 (4.8)	▲7.7 (▲4.4)	▲2.8 (4.0)	15.9 (3.9)
現金給与総額（１人当たり・名目）	0.0 [▲0.4]	▲1.5 [▲1.2]	▲1.2 (0.4)	▲2.1 (▲0.3)	▲0.3 (1.0)	▲0.4 (0.6)	0.6 (0.3)	1.4 (0.4)
※共通事業所	-	-	-	-	-	▲0.5	0.7	6.3
定期給与（名目）	0.1 [▲0.2]	▲0.8 [▲0.7]	▲1.0 (0.7)	▲0.7 (0.3)	▲0.1 (0.3)	▲0.5 (0.0)	0.5 (0.3)	1.2 (0.1)
※共通事業所	-	-	-	-	-	▲ 0.5	0.4	6.1

（備考）１．常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列（2019年５月以前は抽出調査、６月以降は全数調査）を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年１月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年１月に標本の部分入替え、同年６月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年１月及び2021年１月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Ｐは速報値。
２．定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。
３．求人広告掲載件数は(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。2018年１月より集計開始。

完全失業率と有効求人倍率の推移

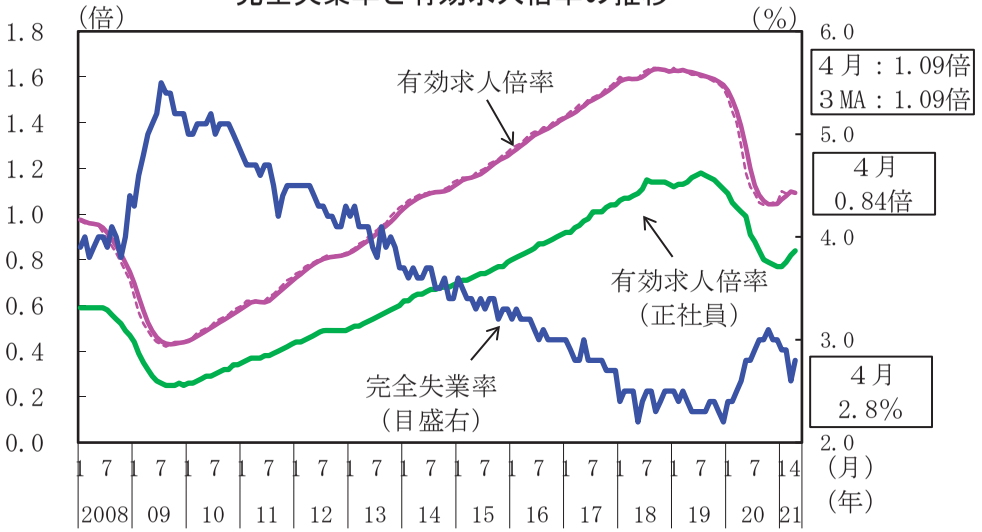

現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移

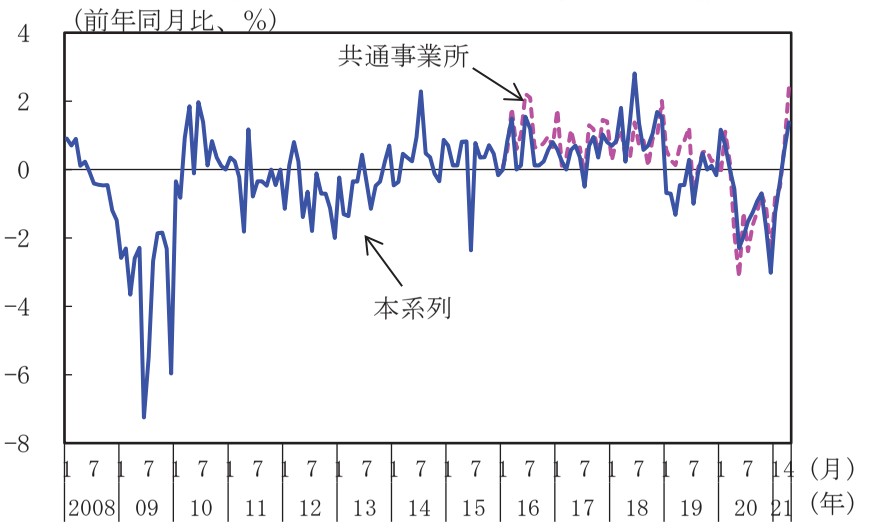

雇用者数、就業者数の推移

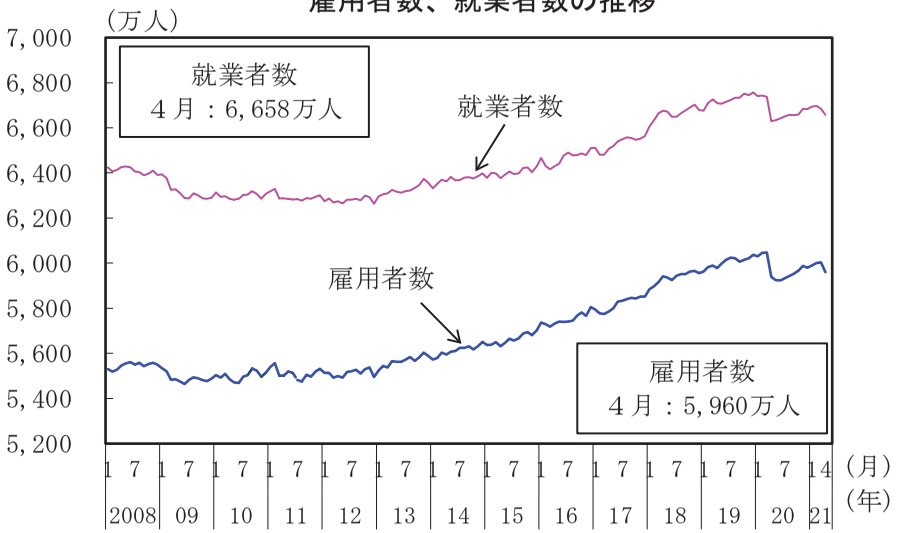

（備考）１．総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
２．総務省「労働力調査」の2011年３～８月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
３．有効求人倍率について、点線は単月、実線は３か月移動平均。

賃上げ率の推移

（備考）１．上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争（最終）回答集計結果」により作成。
２．本系列は、2018年１月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年１月に標本の部分入替え、同年６月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年１月及び2021年１月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。
共通事業所は、2016年１月より公表。
３．賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当込の賃上げ率。

11. 物価

国内企業物価は、上昇している。消費者物価は、横ばいとなっている。

（前年同期（月）比、[]内は暦年前年比、（ ）内は前期（月）比、＜＞内は季節調整済前期（月）比、％）

			[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年 7－9月	10-12月	2021年 1－3月	2021年 3月	4月	5月	消費者物価（東京都区部） 4月	 5月
国内企業物価			[0.2] 0.1	[▲ 1.2] ▲ 1.4	(0.9) ▲ 0.8	(▲ 0.2) ▲ 2.1	(1.5) ▲ 0.3	(1.0) 1.2	(0.9) 3.8	P (0.7) P 4.9		
	夏季電力料金調整後		[0.2] 0.2	[▲ 1.1] ▲ 1.4	(0.6) ▲ 0.8	(0.1) ▲ 2.1	(1.5) ▲ 0.3	(1.0) 1.2	(0.9) 3.8	P (0.7) P 4.9		
	（参考指数（消費税抜き））		[▲ 0.2] ▲ 0.6	[▲ 2.3] ▲ 2.2	(0.6) ▲ 2.3	(0.0) ▲ 2.2	－	－	－	－		
輸出物価			[▲ 3.8] ▲ 4.1	[▲ 3.1] ▲ 1.9	(1.0) ▲ 2.2	(0.4) ▲ 1.8	(3.4) 1.7	(2.8) 5.6	(1.6) 8.4	P (1.0) P 11.0		
輸入物価			[▲ 5.3] ▲ 6.1	[▲ 10.3] ▲ 9.9	(1.1) ▲ 11.4	(1.2) ▲ 10.6	(9.8) ▲ 1.5	(3.9) 5.8	(2.5) 15.3	P (2.2) P 25.4		
	契約通貨ベース		[▲ 4.2] ▲ 4.5	[▲ 9.2] ▲ 8.8	(2.0) ▲ 11.1	(2.3) ▲ 8.4	(8.8) 0.0	(1.7) 4.6	(2.2) 14.3	P (2.1) P 24.0		
企業向けサービス価格			[1.1] 1.4	[0.9] 0.5	(0.5) 1.3	(0.5) ▲ 0.3	(0.1) 0.1	(0.7) 0.7	P (▲ 0.4) P 1.0			
	国際運輸を除くベース		[1.1] 1.4	[1.0] 0.5	< 0.6 > 1.4	< 0.3 > ▲ 0.2	< 0.2 > 0.2	< 0.1 > 0.6	P < ▲ 0.2 > P 0.9			
消費者物価	総合	固定基準	[0.5] 0.5	[0.0] ▲ 0.2	< 0.0 > 0.2	< ▲ 0.6 > ▲ 0.8	< 0.5 > ▲ 0.4	< 0.2 > ▲ 0.2	< ▲ 0.4 > ▲ 0.4	< 0.3 > ▲ 0.1	<▲0.4> ▲0.6	< 0.3> ▲0.4
		連鎖基準	[0.5] －	[0.0] －	－	－	－	< 0.1 > ▲ 0.2	< ▲ 0.7 > ▲ 0.7	< 0.3 > ▲ 0.4		
	生鮮食品	固定基準	[▲ 3.1] ▲ 0.9	[3.3] 3.5	(7.3) 9.5	(▲ 8.1) ▲ 0.1	(▲ 1.9) ▲ 0.6	(▲ 2.0) ▲ 1.5	(▲ 1.1) ▲ 7.3	(1.7) ▲ 5.2		
	エネルギー	固定基準	[1.4] 0.1	[▲ 4.2] ▲ 5.8	(0.0) ▲ 3.8	(▲ 3.0) ▲ 7.2	(0.8) ▲ 6.7	(2.3) ▲ 4.3	(1.9) 0.7	(1.8) 4.2		
	生鮮食品を除く総合	固定基準	[0.6] 0.6	[▲ 0.2] ▲ 0.4	< 0.0 > ▲ 0.2	< ▲ 0.3 > ▲ 0.9	< 0.6 > ▲ 0.4	< 0.2 > ▲ 0.1	< ▲ 0.5 > ▲ 0.1	< 0.2 > 0.1	<▲0.4> ▲0.2	< 0.3> ▲0.2
		連鎖基準	[0.6] －	[▲ 0.2] －	－	－	－	< 0.2 > ▲ 0.2	< ▲ 0.8 > ▲ 0.5	< 0.2 > ▲ 0.2		
		（政策等による特殊要因を除く）	[0.5] －	[▲ 0.3] －	－	－	－	< 0.2 > ▲ 0.1	< 0.0 > 0.4	< 0.2 > 0.7		
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準	[0.6] 0.6	[0.2] 0.1	< ▲ 0.1 > 0.1	< ▲ 0.2 > ▲ 0.3	< 0.6 > 0.2	< 0.1 > 0.3	< ▲ 0.7 > ▲ 0.2	< 0.1 > ▲ 0.2	<▲0.6> 0.0	< 0.2> ▲0.1
		連鎖基準	[0.5] －	[0.2] －	－	－	－	< 0.0 > 0.2	< ▲ 1.0 > ▲ 0.5	< 0.1 > ▲ 0.6		
		（政策等による特殊要因を除く）	[0.5] －	[0.1] －	－	－	－	< 0.0 > 0.3	< ▲ 0.2 > 0.4	< 0.1 > 0.4		

（備考）１．消費者物価、国内企業物価及び企業向けサービス価格は2015年基準。Ｐは速報値。
２．国内企業物価のうち「参考指数（消費税抜き）」は、消費税率引上げによる直接の影響が生じた期間（2019年10月～2020年10月）のみ記載。
３．企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送（除外航タンカー）、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整済前期（月）比は、内閣府試算値。
４．消費者物価の四半期前期比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同期比は内閣府で算出。
５．消費者物価のうち「政策等による特殊要因を除く」とは、消費税率引上げ、幼児教育・保育無償化、Ｇｏ Ｔｏトラベル事業及び2021年４月の通信料（携帯電話）下落等による直接の影響を除いた数値（内閣府試算値）。

企業物価の推移

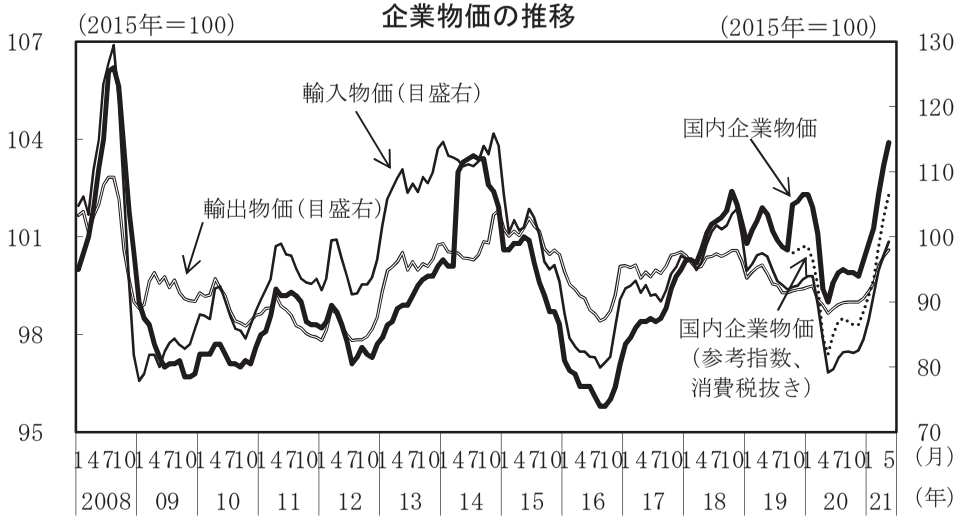

（備考）１．日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。
２．国内企業物価（参考指数、消費税抜き）は、2019年10月以降を掲載。

燃料価格の推移

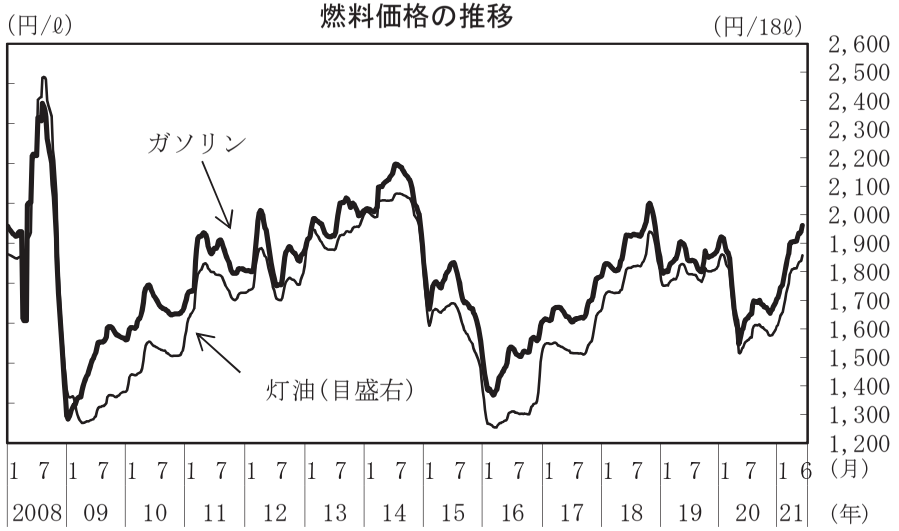

（備考）資源エネルギー庁「石油製品価格調査」により作成。価格は税込み。

消費者物価の推移

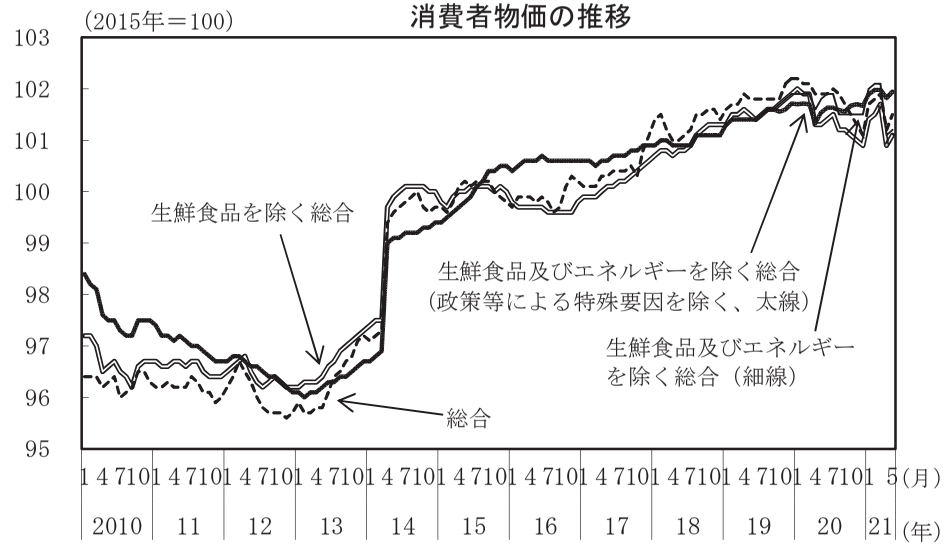

（備考）１．総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。
２．「政策等による特殊要因を除く」とは、2019年10月の消費税率引上げ、幼児教育・保育無償化、Ｇｏ Ｔｏトラベル事業及び2021年４月の通信料（携帯電話）下落等による直接の影響を除いた数値（内閣府試算値）。

予想物価上昇率と１年後の物価上昇予想世帯割合

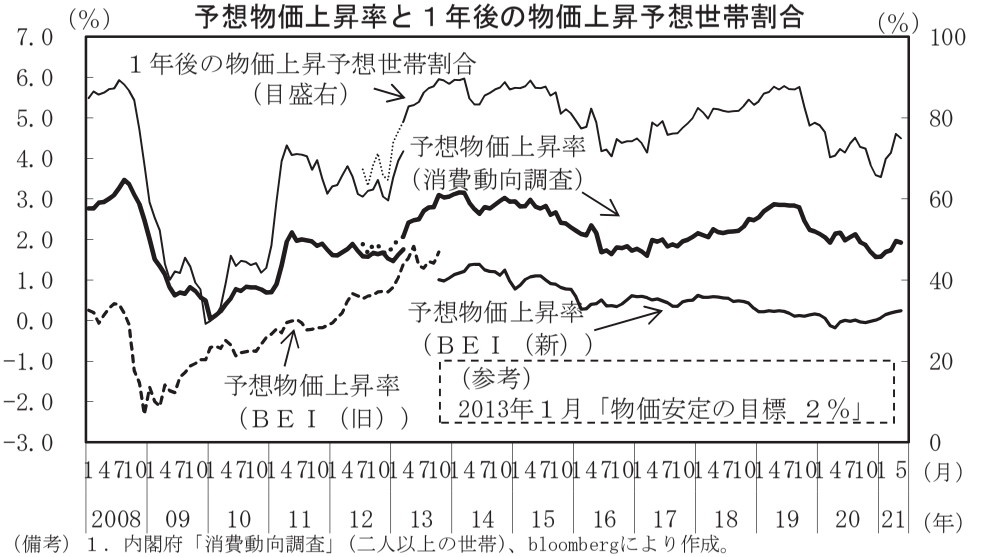

（備考）１．内閣府「消費動向調査」（二人以上の世帯）、bloombergにより作成。
２．「消費動向調査」は、2013年４月から郵送調査への変更等があったため、それ以前の訪問留置調査の数値と不連続が生じている。点線部（2012年７月から2013年３月）は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
３．予想物価上昇率（消費動向調査）は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
４．ＢＥＩ（ブレーク・イーブン・インフレ率）は、物価連動国債売買参加者による物価予想。それぞれの時点で残存期間が最長のもの（ＢＥＩ(旧)は旧物価連動国債、ＢＥＩ(新)は新物価連動国債（残存10年物））を使用。

12. 金融

株価（日経平均株価）は、28,500円台から29,400円台まで上昇した後、28,000円台まで下落し、その後28,800円台まで上昇した。
対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、109円台から110円台まで円安方向に推移した。

（%、ポイント、円）

	2019年	2020年	2019年度	2020年度	2020年		2021年	2021年			
					7－9月	10－12月	1－3月	3月	4月	5月	6/22
コールレート（無担保翌日物）	-0.052	-0.035	-0.046	-0.031	-0.039	-0.026	-0.016	-0.017	-0.012	-0.017	-0.029
ユーロ円TIBOR（3か月物）	0.031	-0.034	0.027	-0.051	-0.065	-0.055	-0.055	-0.056	-0.065	-0.065	-0.065
国債流通利回り	-0.101	0.002	-0.105	0.030	0.023	0.021	0.074	0.102	0.090	0.078	0.050
株式相場											6/22
東証株価指数(TOPIX)	1,595	1,597	1,596	1,675	1,595	1,707	1,903	1,947	1,941	1,908	1,959
日経平均株価	21,697	22,705	21,890	24,459	22,906	25,194	29,001	29,315	29,426	28,517	28,884
円相場											6/22
（対米ドル）	108.99	106.73	108.65	106.09	106.20	104.49	106.09	108.65	109.13	109.19	110.38
（対ユーロ）	122.02	121.87	120.80	123.74	124.05	124.61	127.80	129.39	130.39	132.76	131.51
（韓国ウォン・1円当たり）	10.70	11.05	10.88	10.94	11.19	10.70	10.51	10.40	10.26	10.29	6/21 10.26
日銀当座預金残高	3,969,489	4,418,178	3,999,624	4,666,015	4,619,060	4,860,406	4,952,914	5,093,352	5,292,040	5,242,320	
（億円、前年比）	3.6	11.3	3.4	16.7	15.0	20.8	25.0	28.7	29.4	24.9	
マネタリーベース	5,090,077	5,552,289	5,128,020	5,804,620	5,751,824	6,035,876	6,118,033	6,133,816	6,448,961	6,499,142	
（億円、前年比）					(31.9)	(24.2)	(12.5)	(11.2)	(53.6)	(7.9)	
	3.6	9.1	3.2	13.2	11.9	17.0	19.8	20.8	24.3	22.4	
マネーストックM2	10,269,920	10,936,277	10,345,607	11,183,116	11,173,582	11,309,040	11,413,599	11,436,974	11,618,798	11,680,371	
（億円、前年比）					(13.7)	(6.3)	(6.9)	(4.1)	(5.9)	(0.2)	
	2.4	6.5	2.6	8.1	8.5	9.1	9.5	9.4	9.2	7.9	
マネーストック広義流動性	18,032,563	18,767,501	18,135,565	19,028,342	19,013,591	19,164,950	19,299,318	19,321,510	19,697,171	19,956,284	
（億円、前年比）					(8.4)	(4.1)	(4.6)	(2.8)	(16.6)	(12.8)	
	1.7	4.1	1.9	4.9	5.2	5.5	5.7	5.7	6.8	7.3	
銀行貸出	2.3	4.8	2.2	5.8	6.4	5.9	5.8	5.9	4.3	2.2	
普通社債発行額	28.5	0.3	28.2	▲4.6	▲12.0	19.7	▲10.8	▲28.3	48.5	16.3	

（備考）１．コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。
２．国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。
３．円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。円相場（韓国ウォン）はインターバンク直物ＮＹ17時時点。
４．日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。
５．マネタリーベースは、平均残高の前年同期（月）比。（）内は季調済前期比年率。
６．マネーストックは、平均残高。（）内は季調済前期比年率。
７．銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高の前年同期（月）比。
８．普通社債発行額は、国内発行分（円建て外債及び資産担保型社債を含む）の前年同期（月）比。
９．マネーストック（広義流動性）は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い遡及改定を実施。

為替

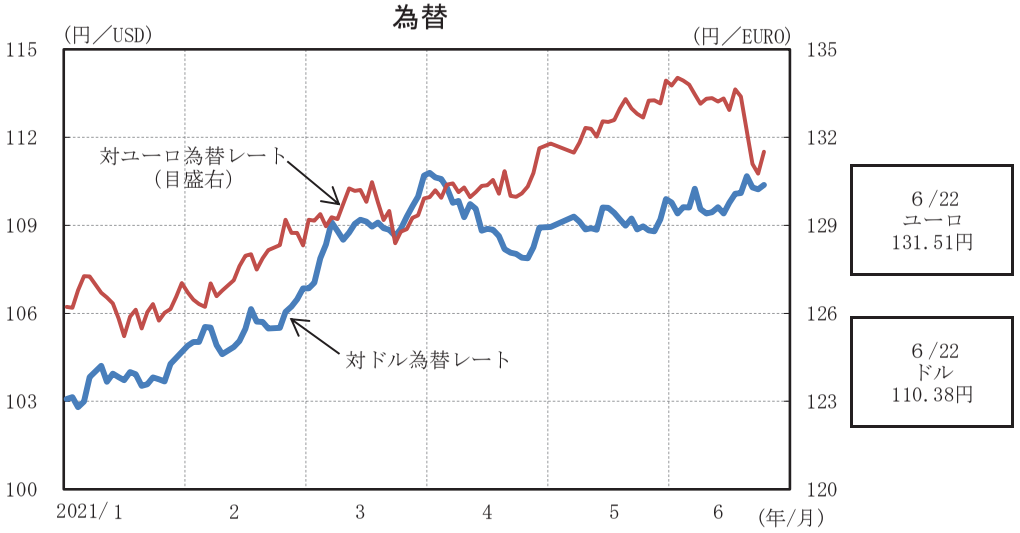

6/22
ユーロ
131.51円

6/22
ドル
110.38円

（備考）１．日経NEEDSにより作成。
２．対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。

日経平均株価

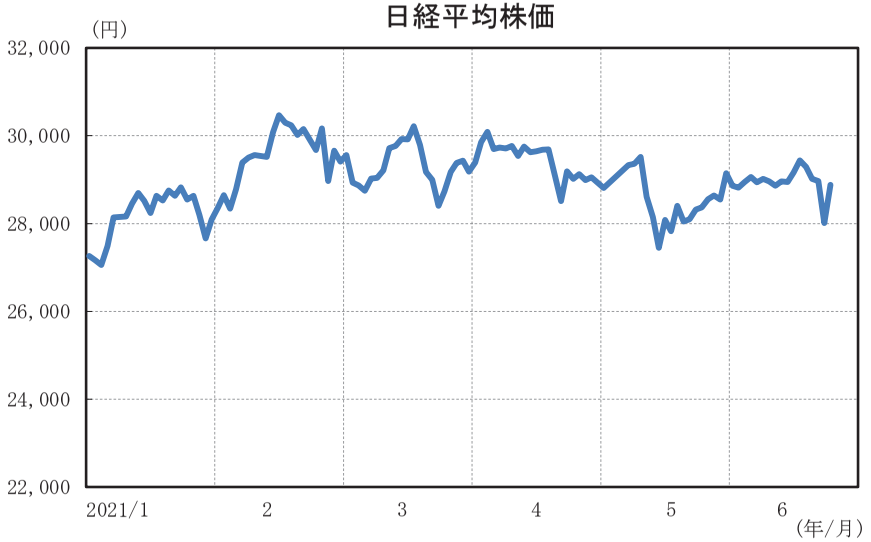

6/22
28,884円

（備考）日経NEEDSにより作成。

金利

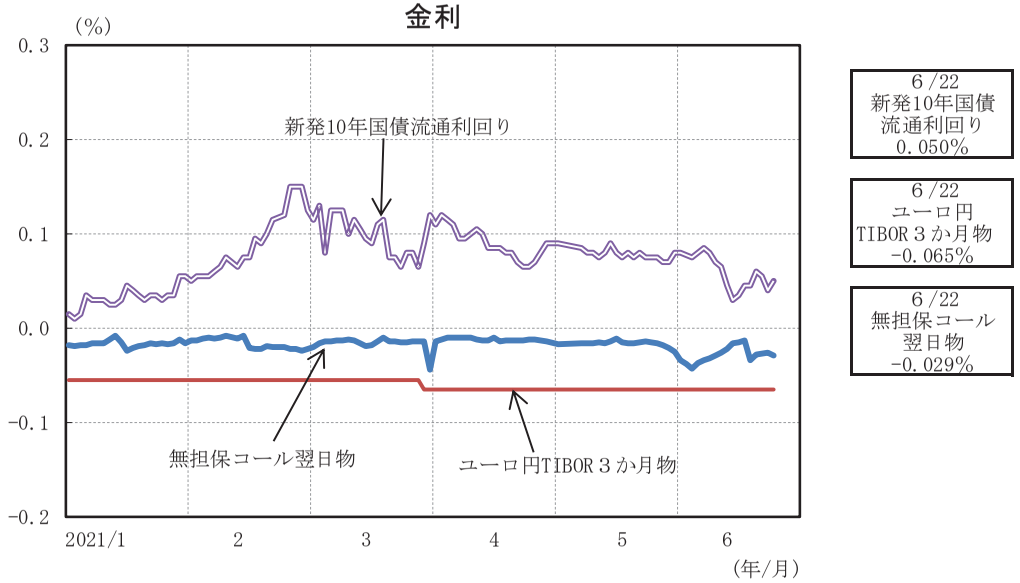

6/22
新発10年国債
流通利回り
0.050%

6/22
ユーロ円
TIBOR３か月物
-0.065%

6/22
無担保コール
翌日物
-0.029%

（備考）日経NEEDSにより作成。

社債と国債の流通利回りスプレッド

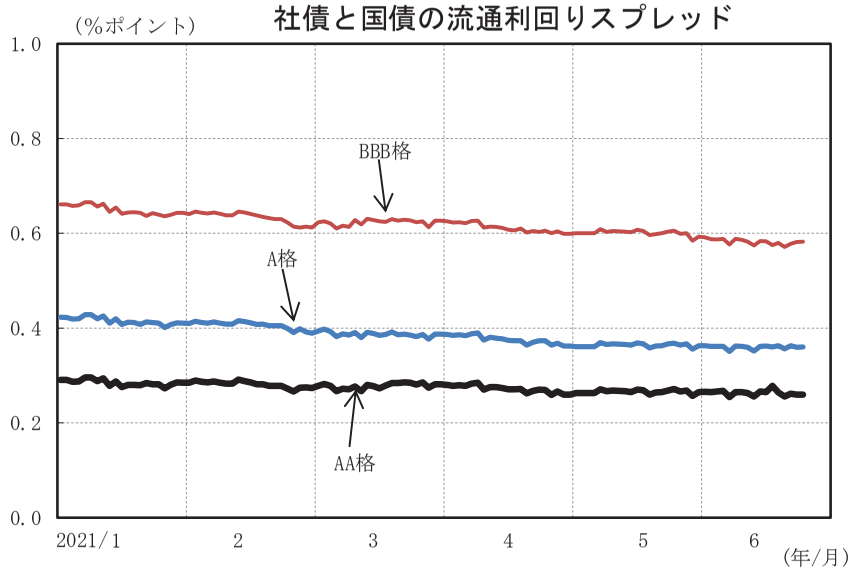

6/22
BBB格
0.583%

6/22
A格
0.361%

6/22
AA格
0.260%

（備考）１．Bloombergにより作成。
２．社債は残存年数３年以上７年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数５年の流通利回りを使用。
３．格付けは格付投資情報センター（R＆I）ベース。

日本銀行バランスシート・マネタリーベース

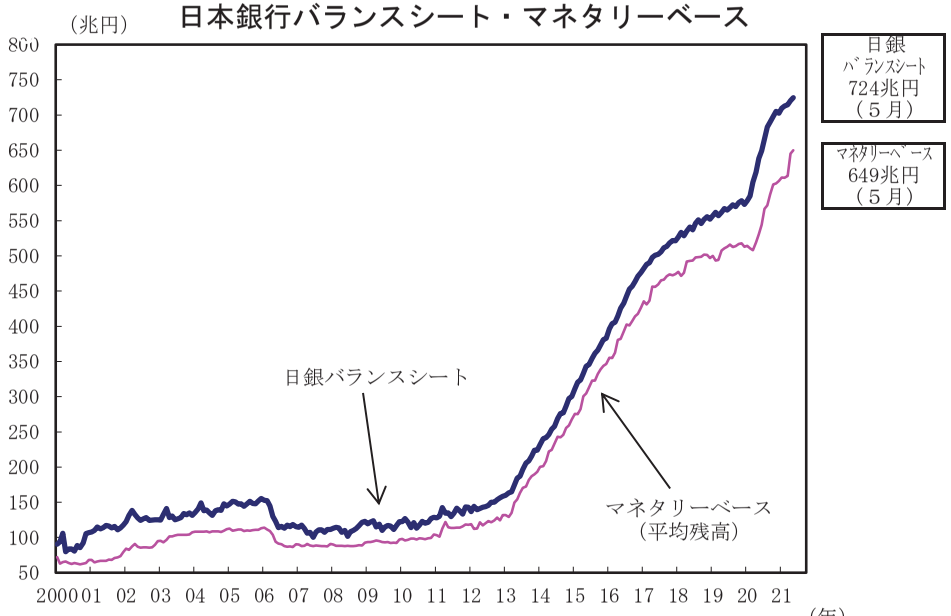

（備考）日本銀行「マネタリーベース」、「日本銀行勘定」により作成。

Ｍ２および銀行貸出（前年同月比）

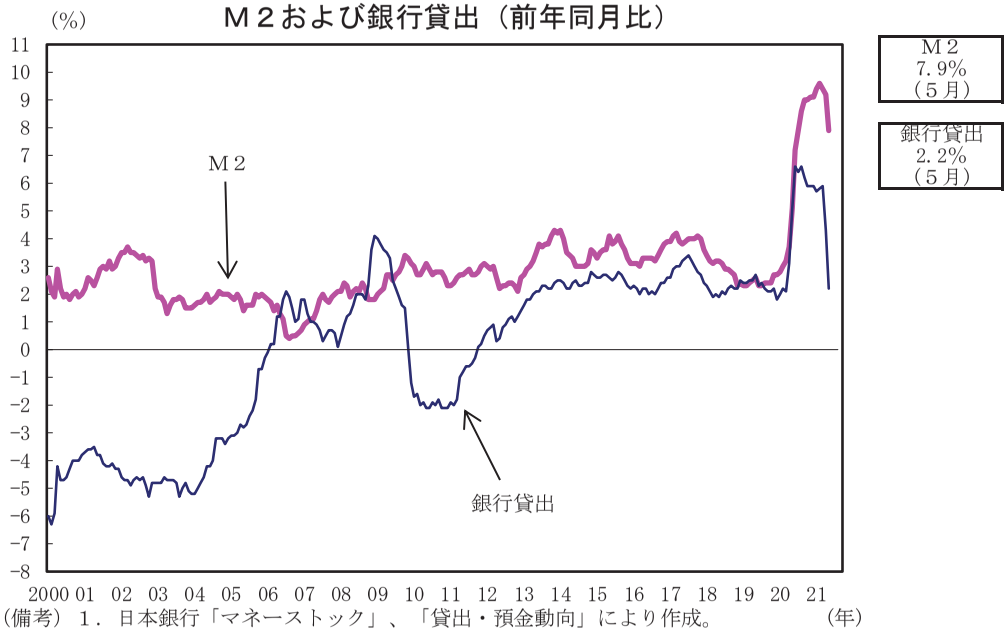

（備考）１．日本銀行「マネーストック」、「貸出・預金動向」により作成。
２．銀行貸出は、銀行計（都銀等、地銀、地銀Ⅱの合計）の平残の前年同月比。

為替レート（長期系列）

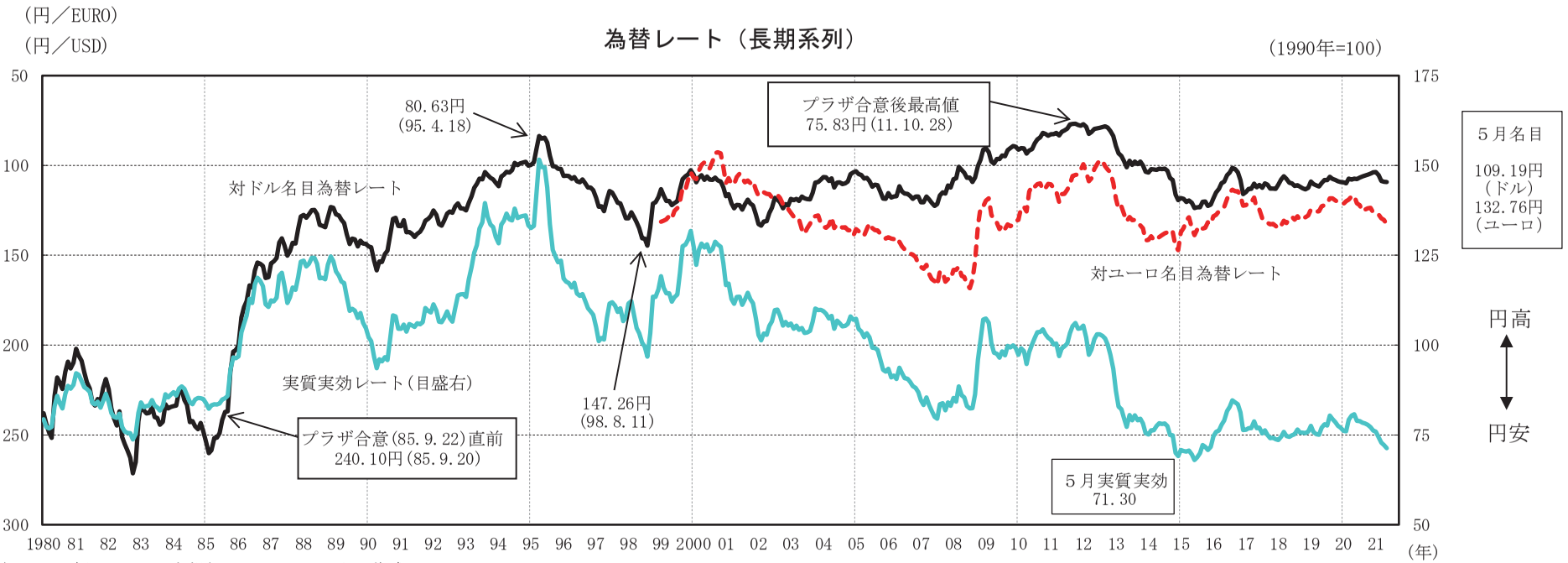

（備考）１．日経NEEDS、日本銀行、Bloombergにより作成。
２．対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場（月中平均）。対ユーロ名目為替レートは直物17時時点（月中平均）。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。
ただし、対ドル名目為替レートの日次で記した値は直物のニューヨーク17時時点。

株価（長期系列）

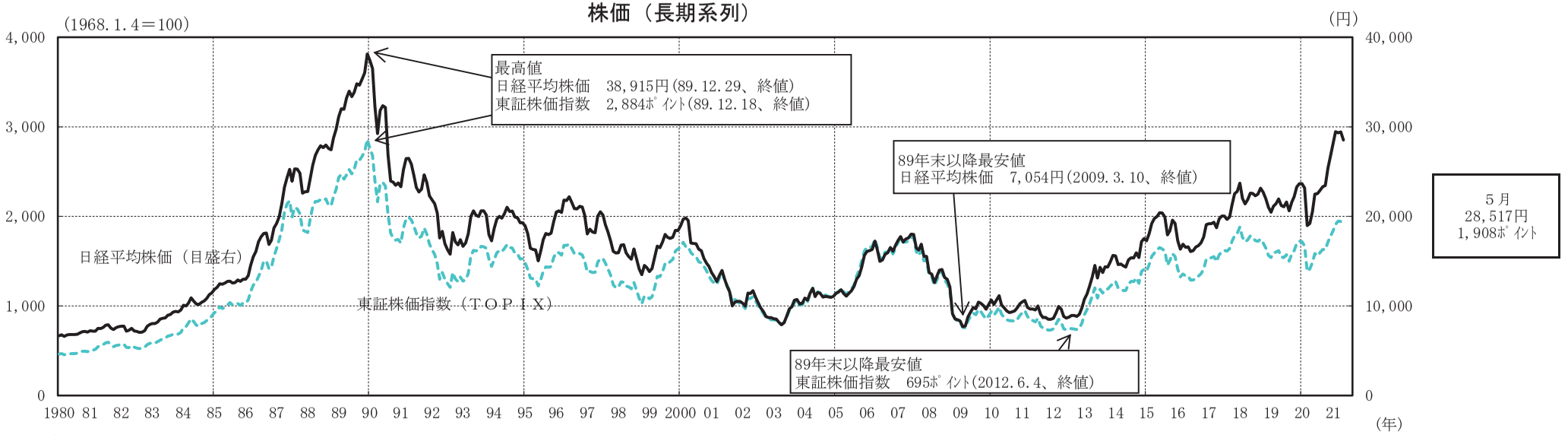

（備考）１．日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。
２．東証株価指数は、1968年１月４日時点を100として算出。

金利（長期系列）

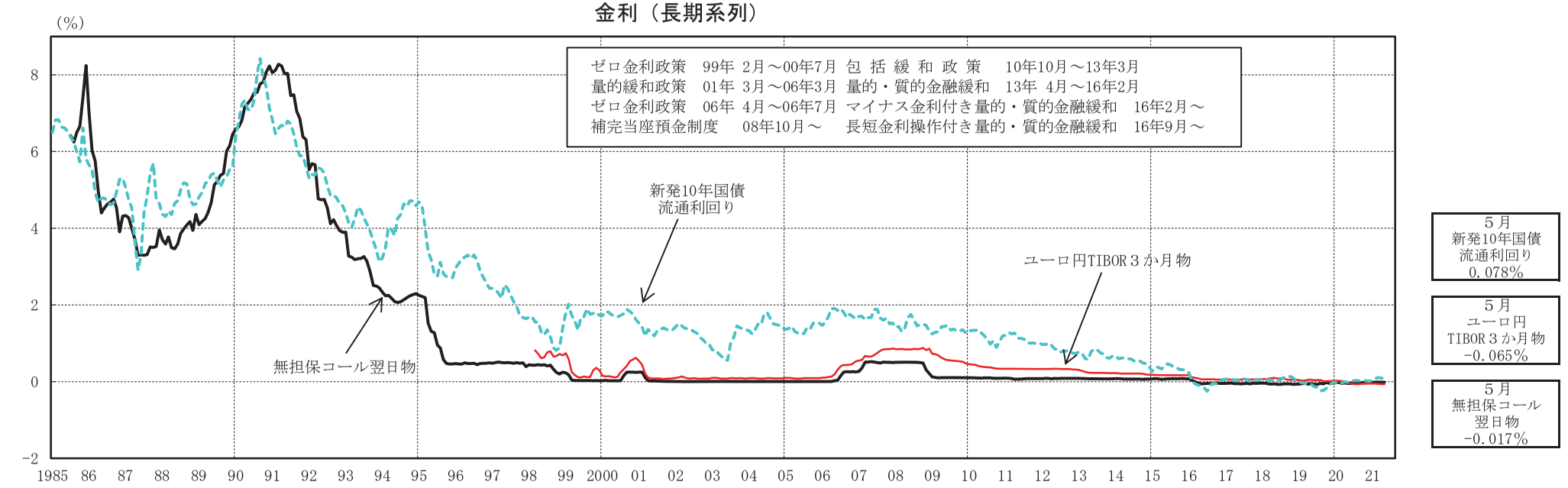

（備考）１．日経NEEDS、Bloombergにより作成。
２．新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR３か月物ともに月中平均。

13. 景気ウォッチャー調査

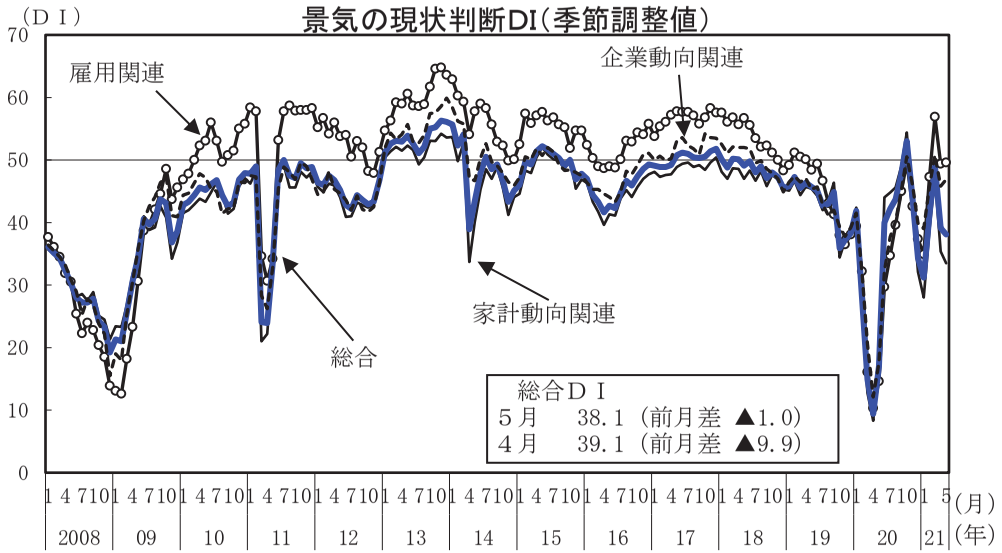

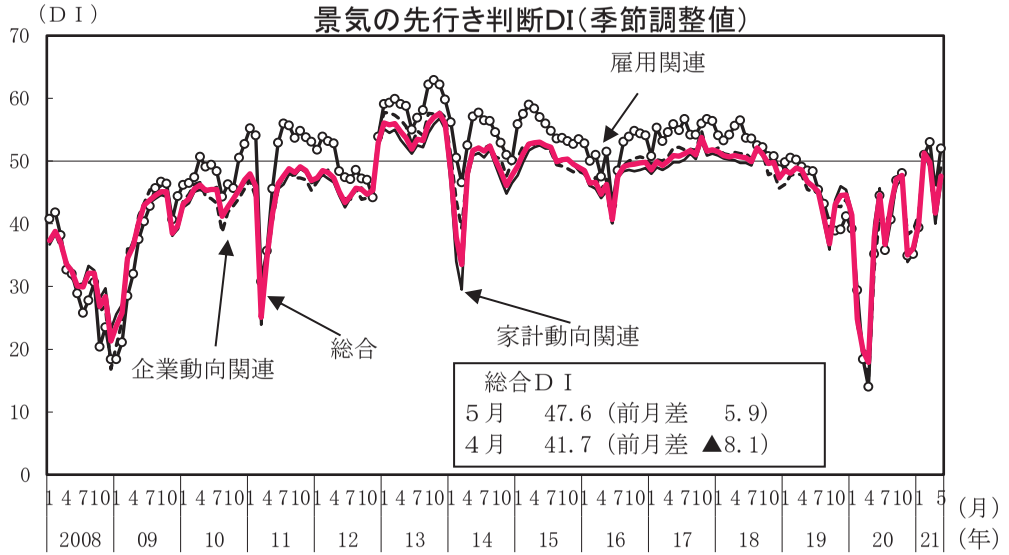

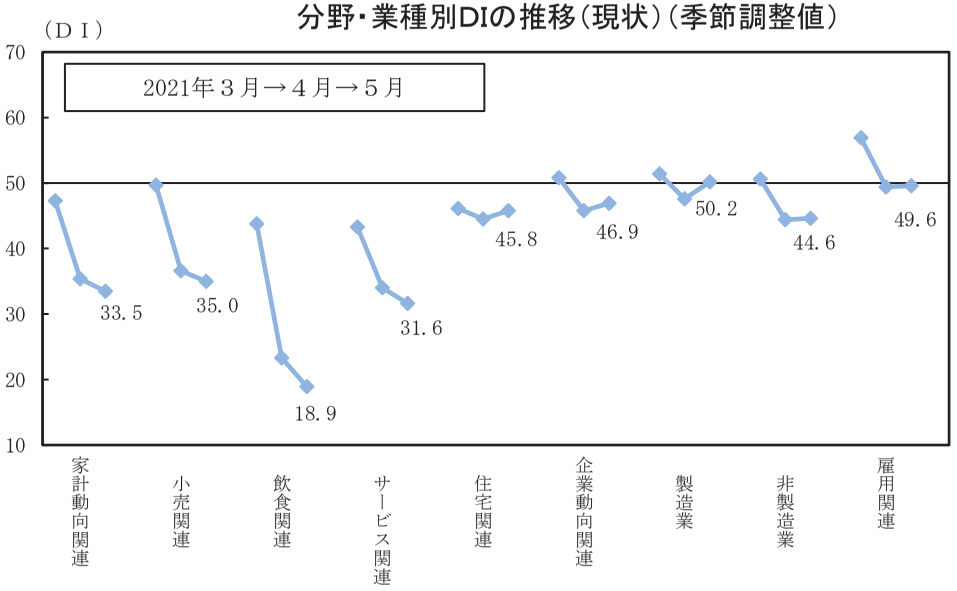

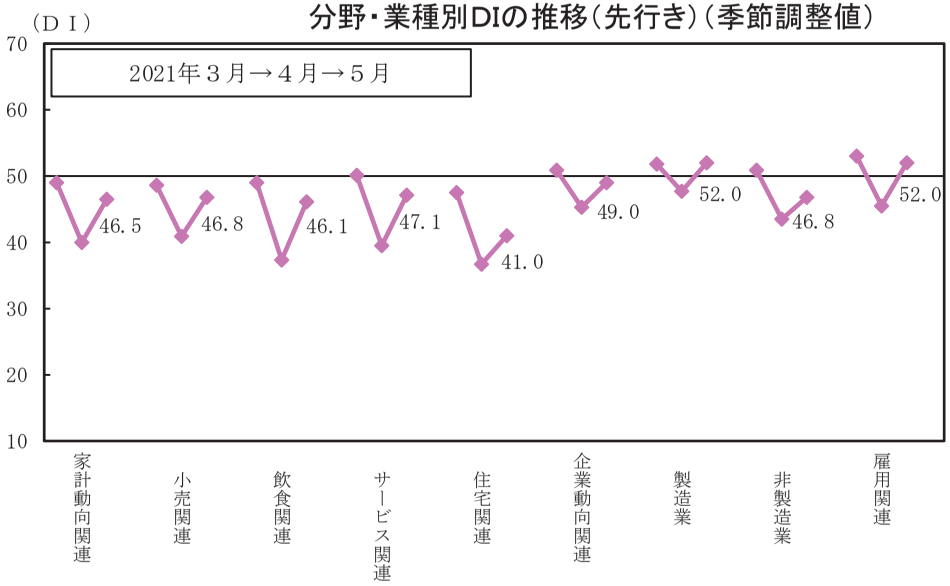

（備考）現状判断ＤＩ、先行き判断ＤＩは各々、景気ウォッチャーによる、３か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した２～３か月先の景気の良し悪しの判断である。

（参考１）　景気動向指数

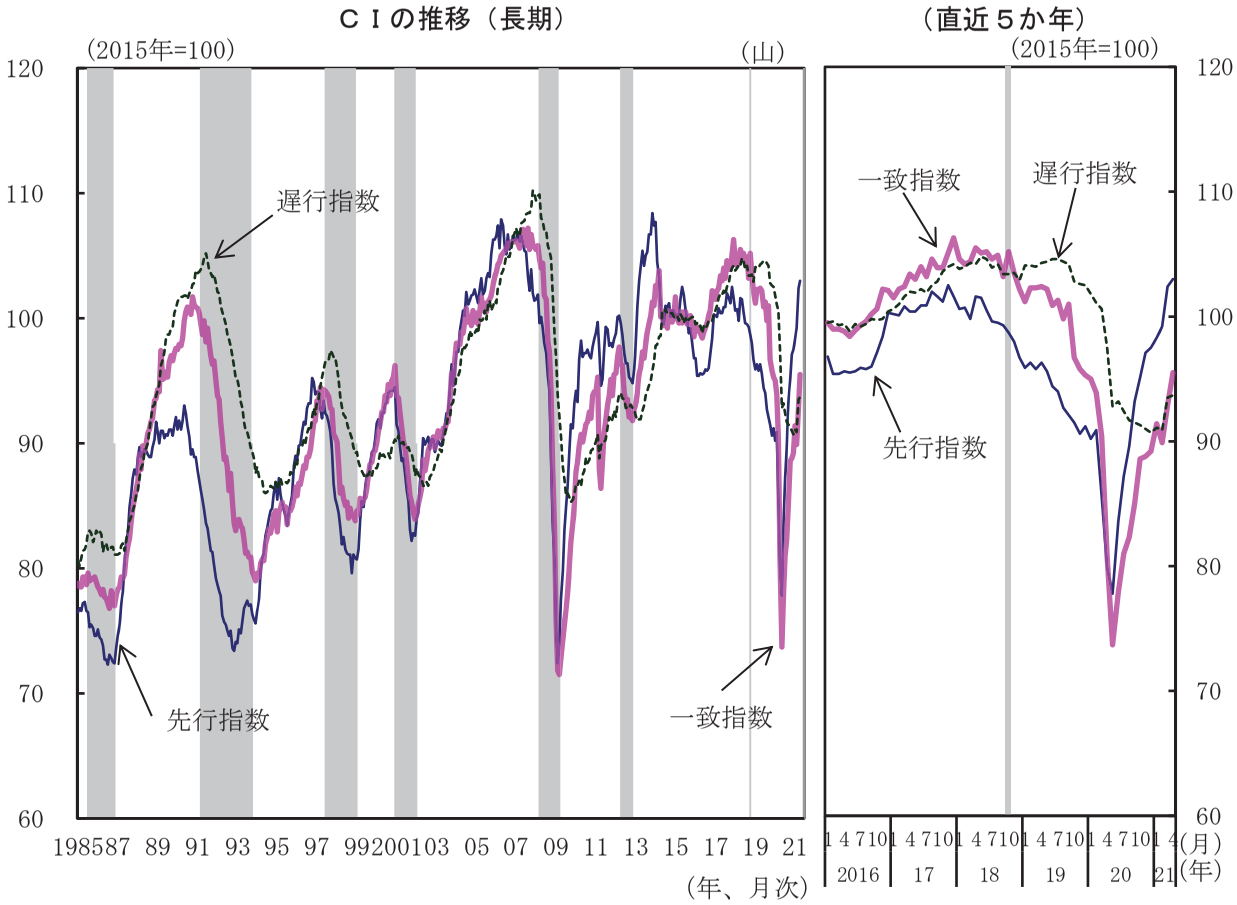

（備考）内閣府「景気動向指数」により作成。景気基準日付は内閣府による。
ただし、「神武（景気）」・「岩戸（景気）」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
なお、グラフのシャドー部分は景気後退期を示す。また、2018年10月の山は暫定。

一致指数採用系列の寄与度

		21年１月	２月	３月	４月
一致指数		91.4	89.9	92.9	95.5
寄与度	生産指数(鉱工業)	0.35	-0.15	0.19	0.36
	鉱工業用生産財出荷指数	0.36	-0.21	0.38	0.19
	耐久消費財出荷指数	0.16	-0.49	0.30	-0.05
	労働投入量指数(調査産業計)	0.15	-0.31	0.50	-0.00
	投資財出荷指数(除輸送機械)	0.57	-0.11	-0.03	0.75
	商業販売額(小売業、前年比)	-0.19	0.08	0.58	0.75
	商業販売額(卸売業、前年比)	-0.04	0.08	0.39	0.74
	営業利益(全産業)	0.05	0.05	0.05	0.00
	有効求人倍率(除学卒)	0.55	-0.09	0.12	-0.11
	輸出数量指数	0.26	-0.33	0.44	0.02

景気基準日付

循環	谷（年/月）	山（年/月）	谷（年/月）	期間（か月）		
				拡張	後退	全循環
1		1951/6	51/10		4	
2	51/10	54/1	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31（神武）	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42（岩戸）	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57（いざなぎ）	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51（バブル）	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11	（暫定）18/10		71		
第2～第15循環の平均				36.2	16.1	52.4

（参考２）　地価・住宅価格の推移

地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）

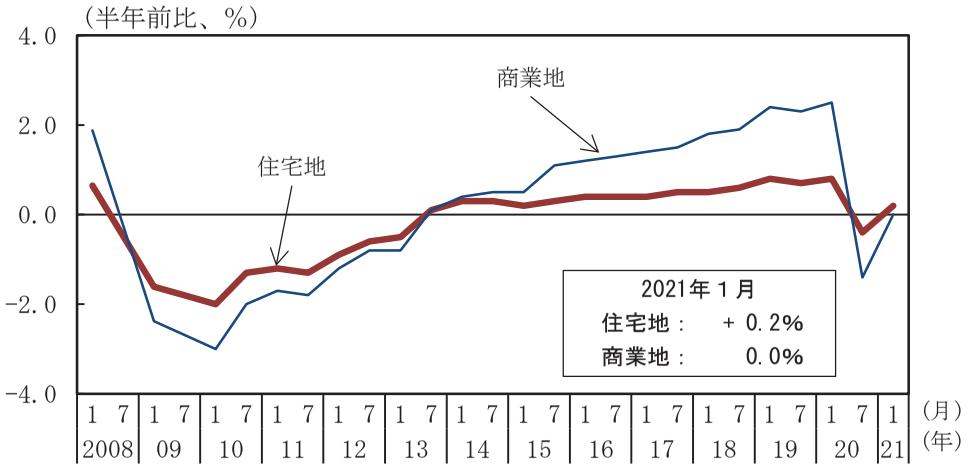

市街地価格指数

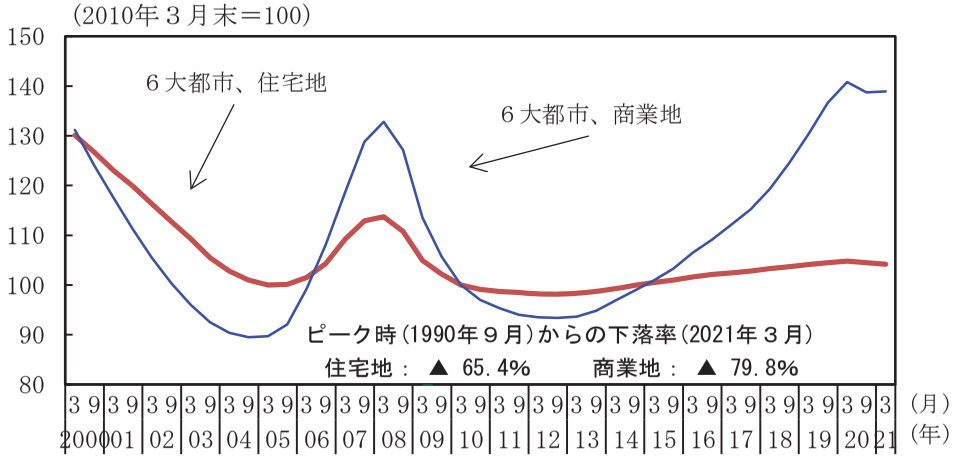

主要都市の高度利用地地価

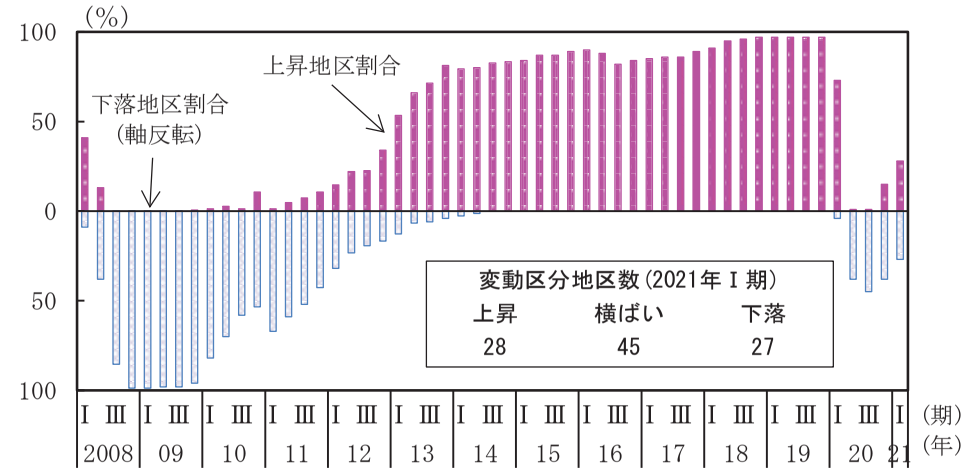

不動研住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）

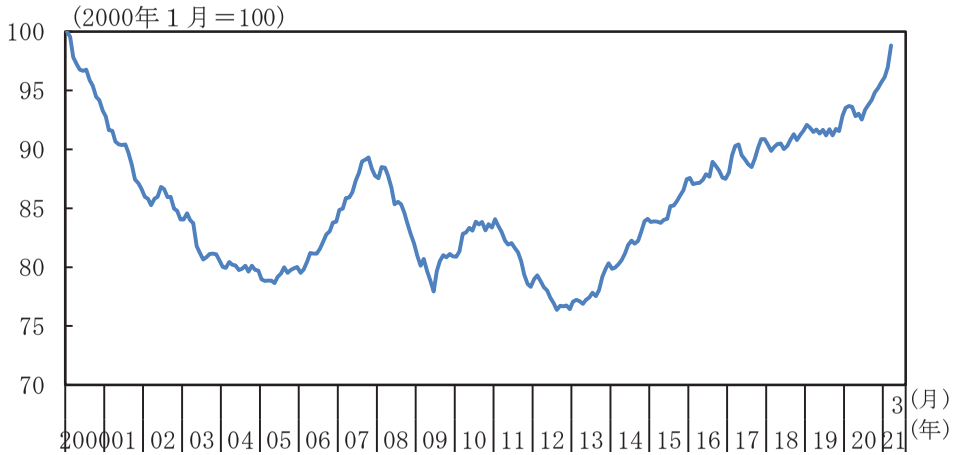

（備考）１．国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」、
（一財）日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動研住宅価格指数」により作成。
２．地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したもの。
３．６大都市とは、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（６大都市）のピークは1990年９月。
４．四半期は、Ⅰ期：1/1～4/1、Ⅱ期：4/1～7/1、Ⅲ期：7/1～10/1、Ⅳ期：10/1～1/1。

（参考3） 地域経済
(1) 鉱工業生産

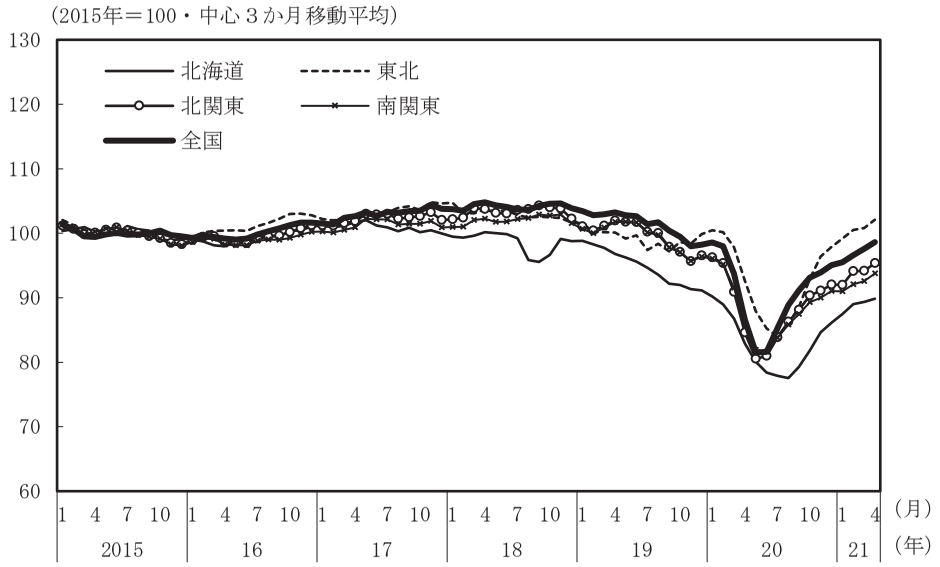

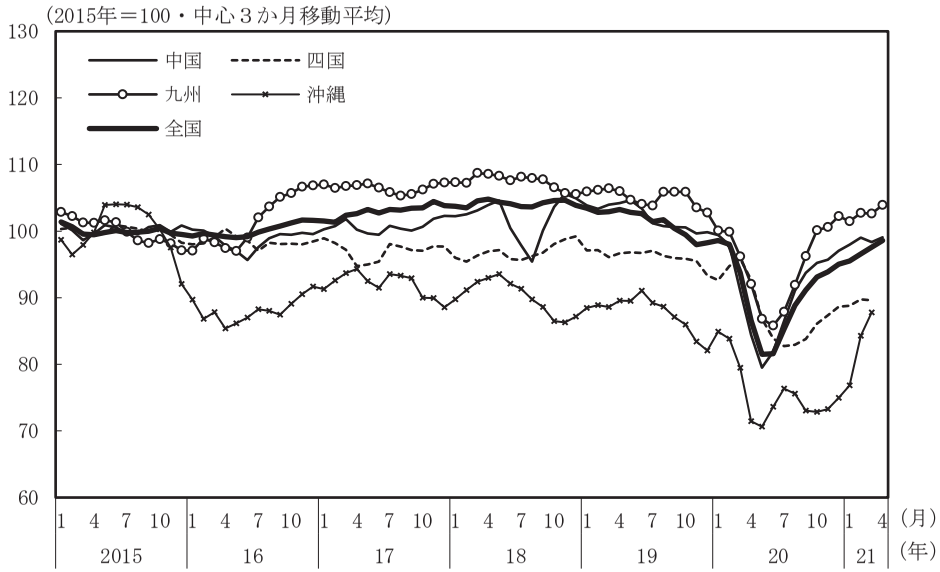

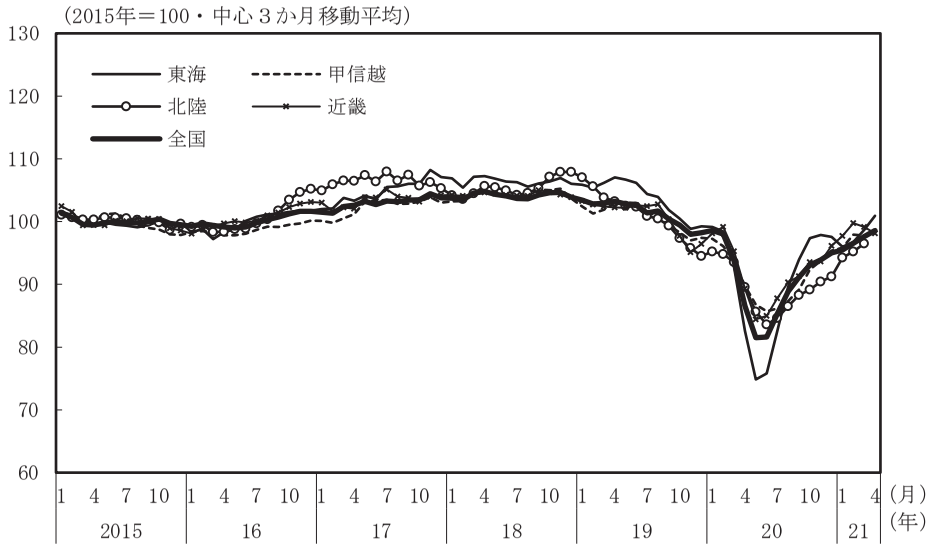

(備考)

1．経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2．北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法について」を参照。
3. 基準年は平成27年。
4. 直近月は、2か月平均。
5. 北陸、四国、沖縄は3月まで更新。その他地域は、4月まで更新。

地域名		都道府県名
北海道		北海道
東北		青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越		新潟、山梨、長野
東海		静岡、岐阜、愛知、三重
北陸		富山、石川、福井
近畿		滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国		鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国		徳島、香川、愛媛、高知
九州		福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄		沖縄

(2) 完全失業率

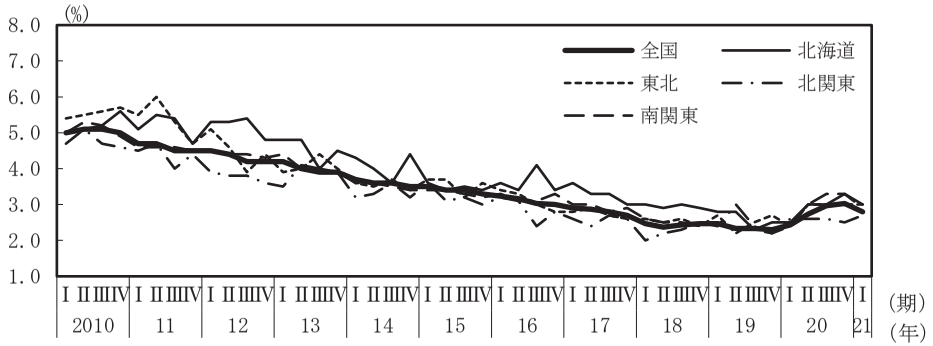

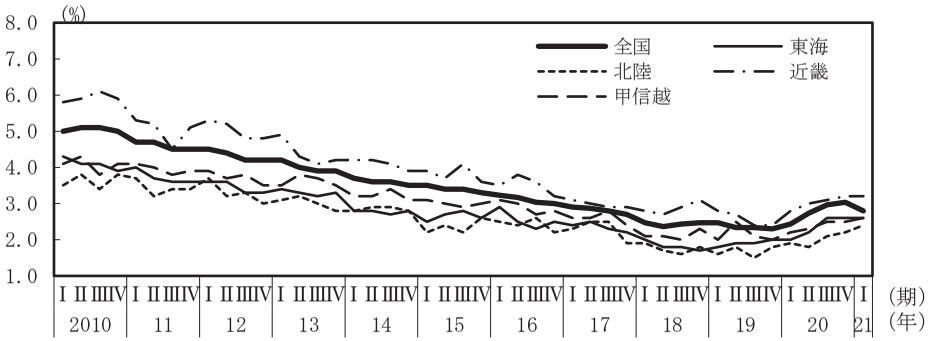

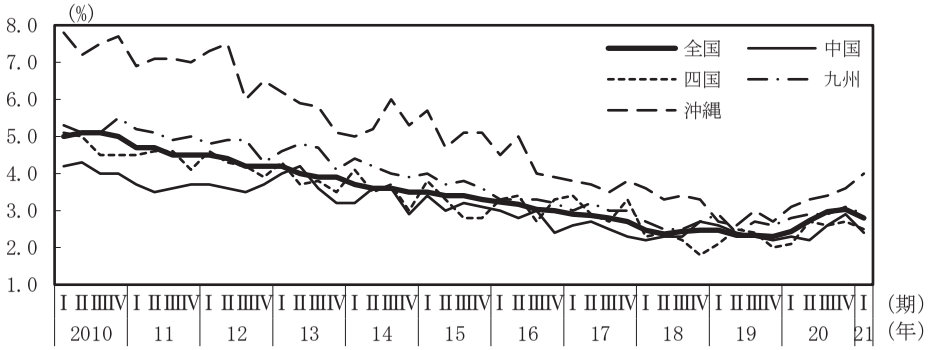

(備考)
1．総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2．北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3．季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率

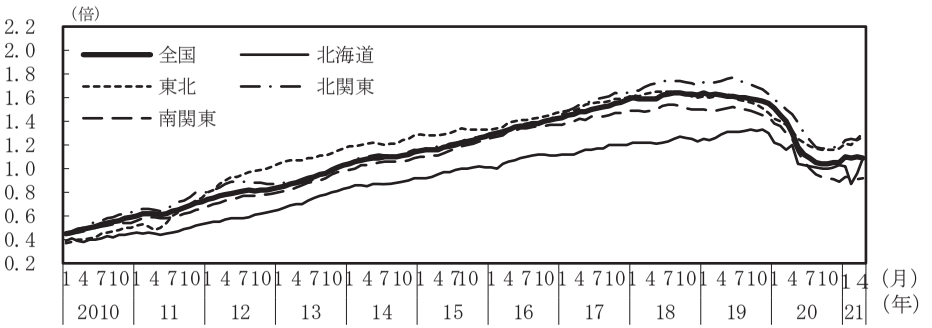

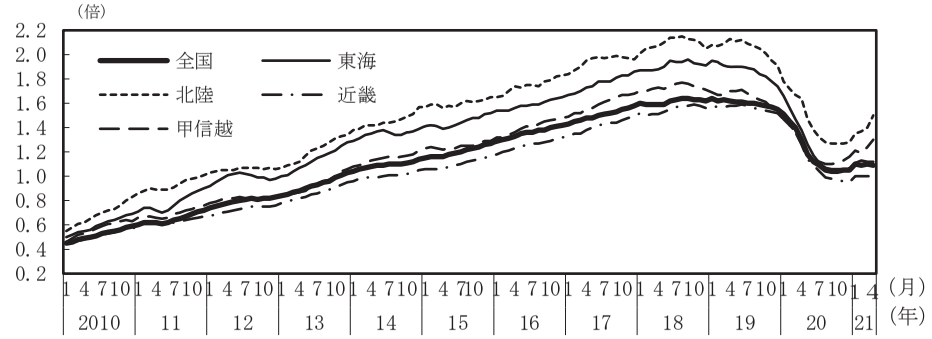

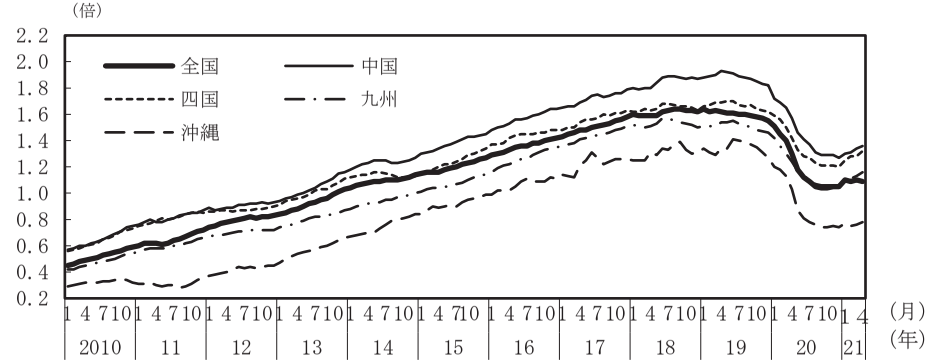

(備考)
1．厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2．すべての地域でパートタイムを含む。
3．有効求人数、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

Ⅱ．海外経済

		５月月例	６月月例
世界経済		世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、感染の再拡大によるリスクに十分留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、感染の再拡大によるリスクに十分留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
アメリカ		アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。 先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。 先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
アジア地域	中国	中国では、景気は緩やかに回復している。 先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	中国では、景気は緩やかに回復している。 先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
	その他アジア	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。 ただし、足下の感染の再拡大が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。 ただし、足下の感染の再拡大が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいても、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。 先行きについては、**当面、感染症の影響が続くと見込まれる。また、**金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいても、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。 先行きについては、**経済活動の再開が段階的に進められるなかで、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、圏内外の感染の動向や**金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
	英国	英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

（注）下線部は先月から変更した部分。

１．アメリカ

〇アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。

①実質ＧＤＰ成長率（２次推計値）
2021年１－３月期は前期比年率＋6.4%成長

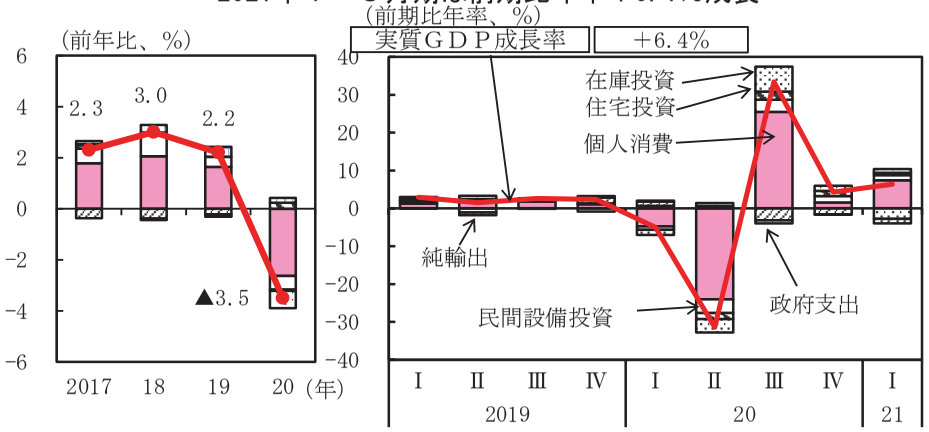

（備考）2021年１－３月期の寄与度（%）は以下のとおり。個人消費：＋7.4、民間設備投資：＋1.4、住宅投資：＋0.6、在庫投資：▲2.8、政府支出：＋1.0、純輸出：▲1.2。

消費者信頼感指数

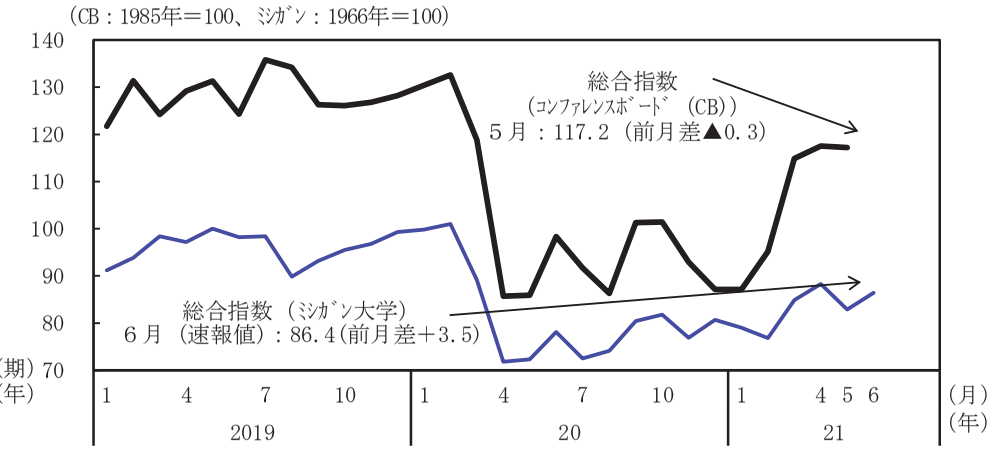

②消費は着実に持ち直し、
自動車販売台数は増加傾向

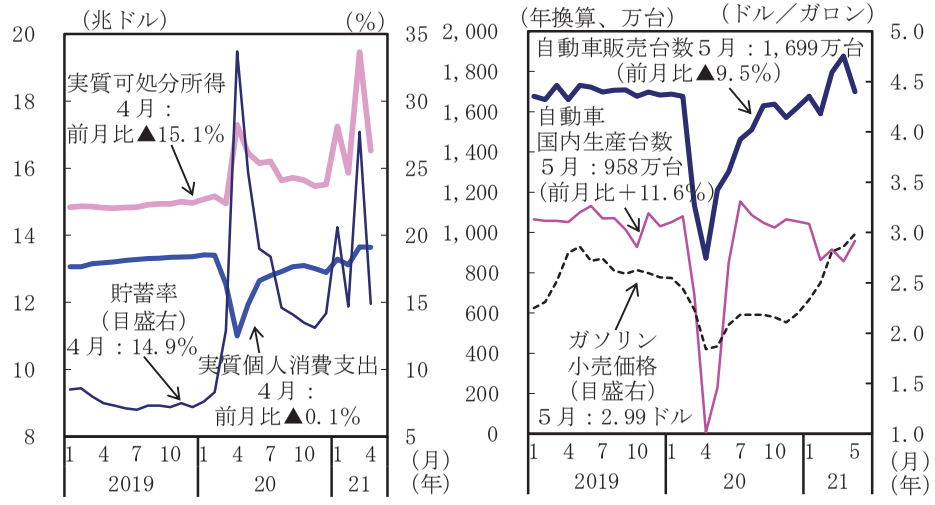

（備考）月次の値は年率換算。

③住宅着工は緩やかに増加、住宅価格は上昇

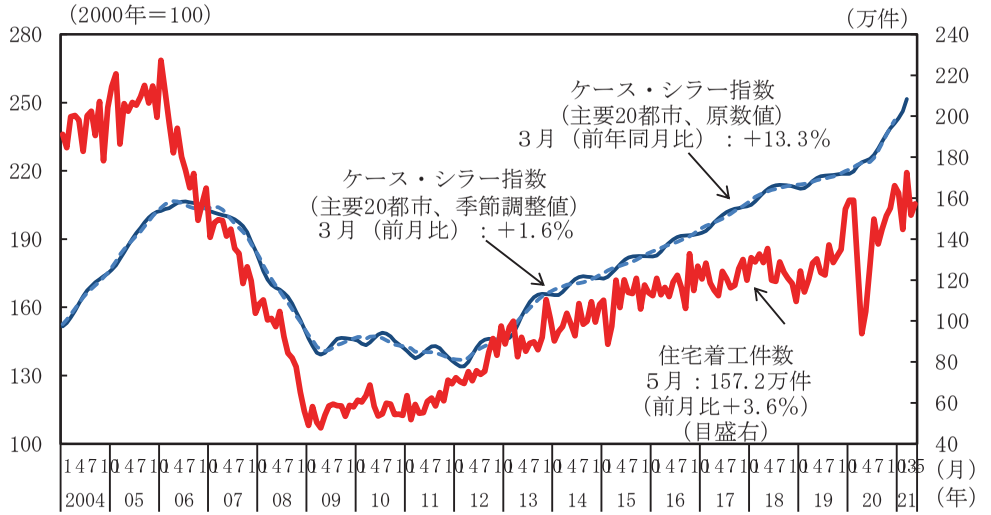

④設備投資は緩やかに増加

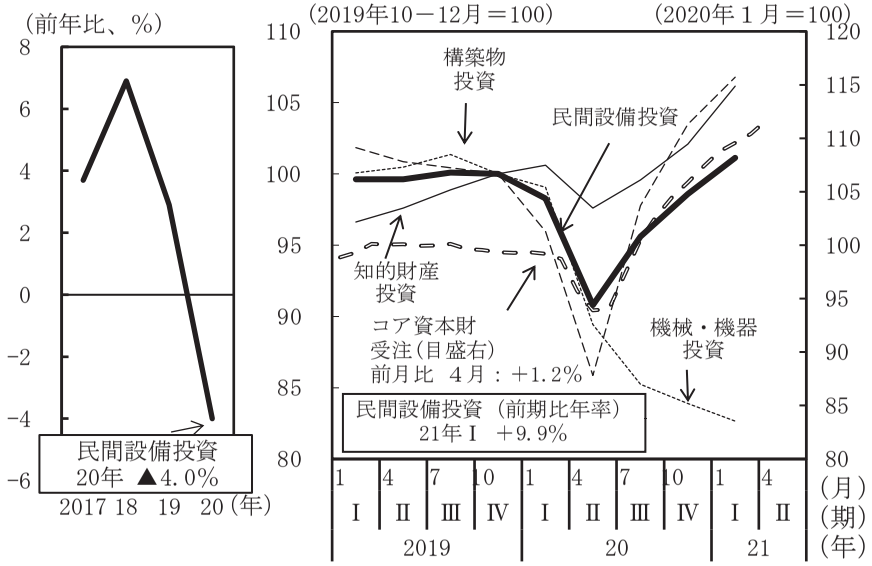

（備考）コア資本財受注は３か月移動平均値。

⑤生産は足踏みがみられる

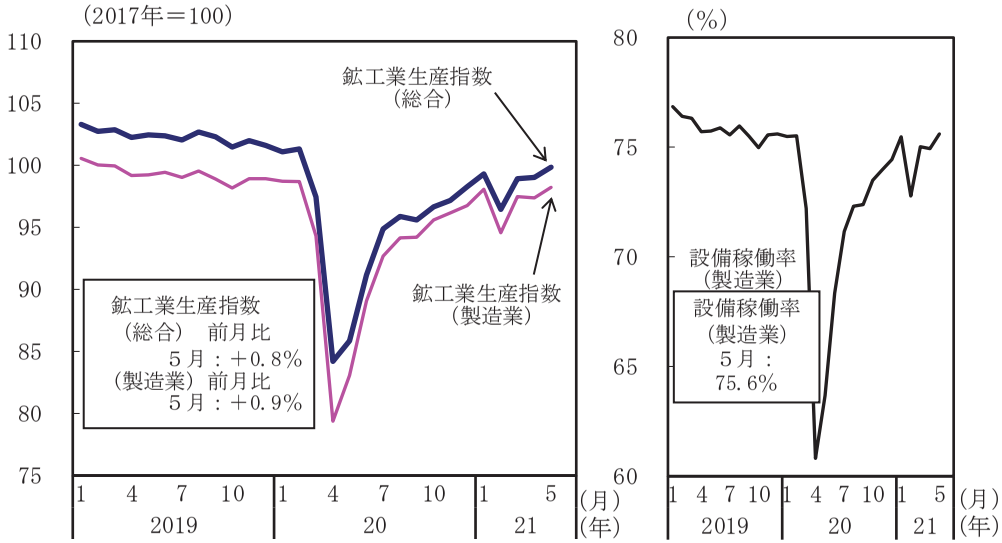

製造業　：景況指数は堅調に推移
非製造業：景況指数は堅調に推移

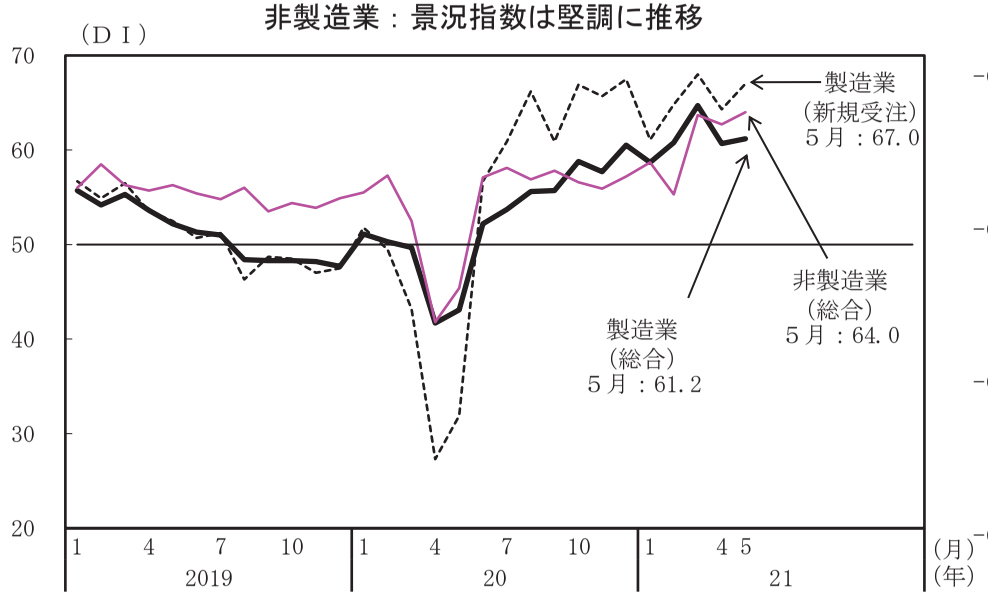

⑥財輸出は持ち直し

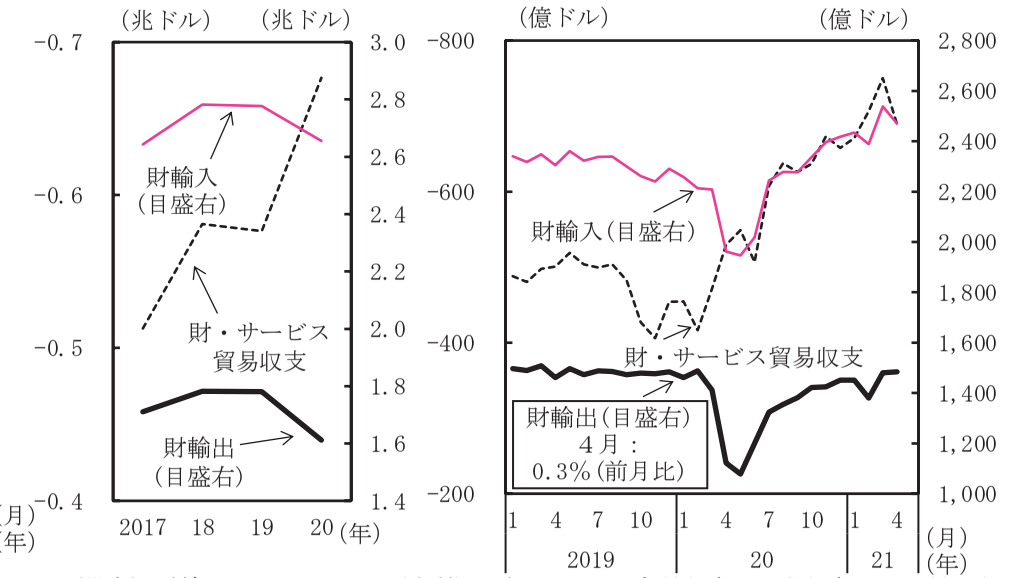

（備考）財輸出入は通関ベース（実質）、財・サービス貿易収支は国際収支ベース（名目）。

⑦雇用者数は増加、失業率はやや低下

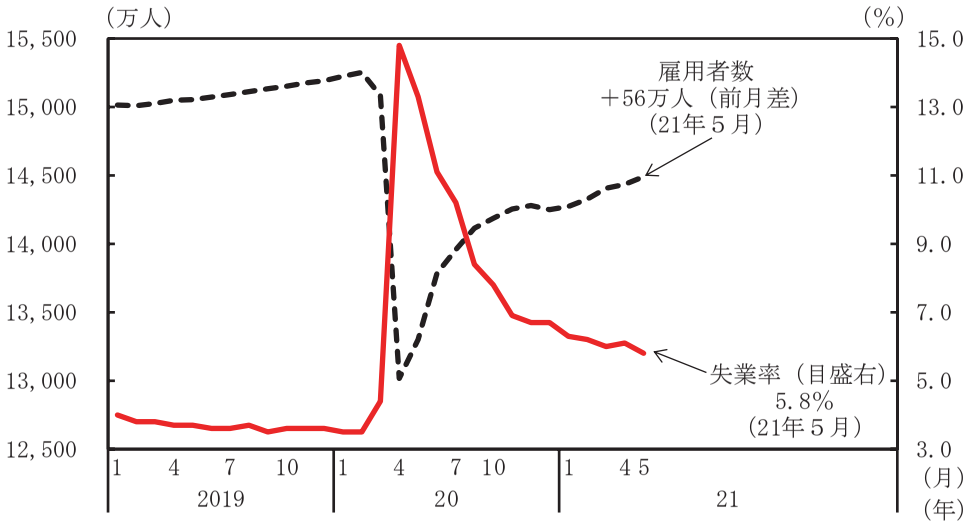

（備考） 雇用者数は非農業部門。

⑧コア物価上昇率は上昇

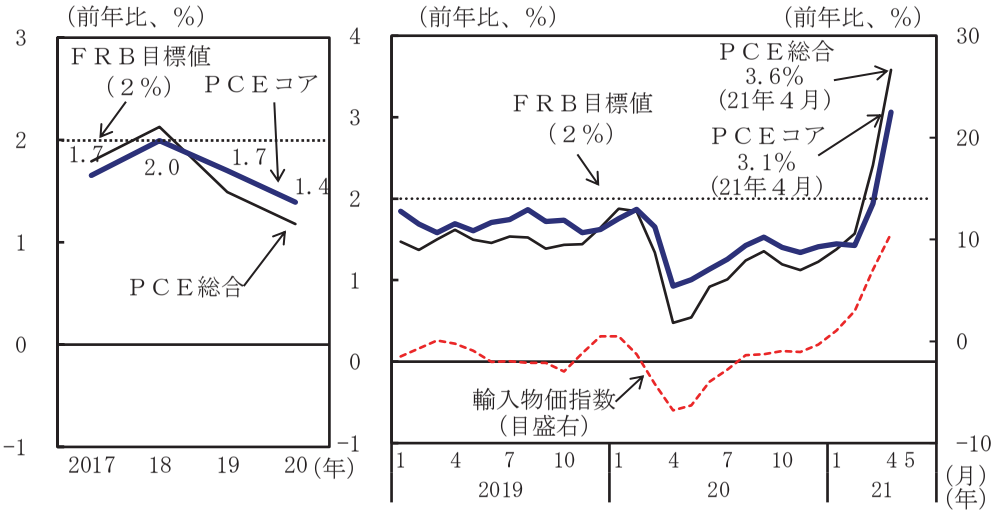

（備考） １．上図のＰＣＥは、個人消費支出デフレーターを指す。
２．コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

賃金の伸びは前年同月の影響により低水準

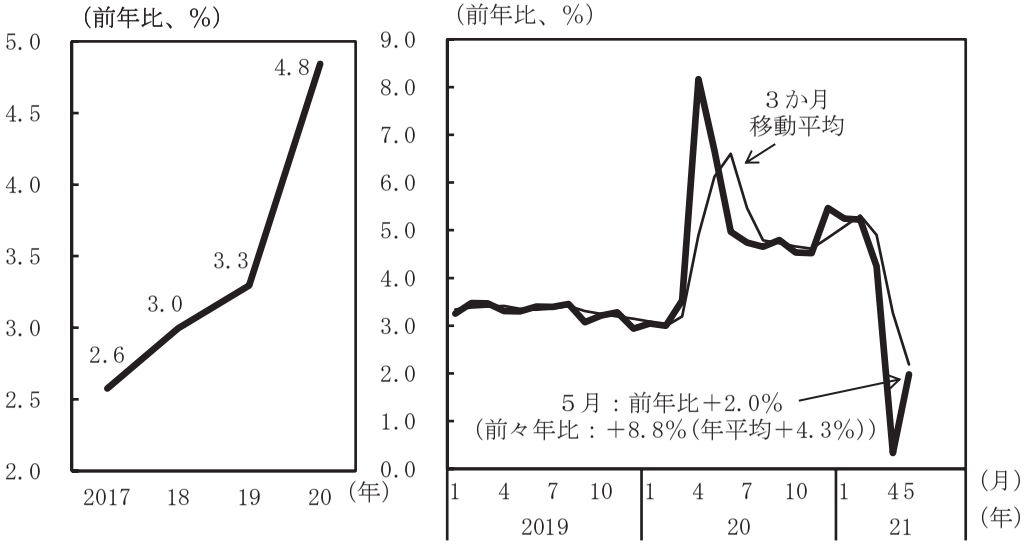

（備考）賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策

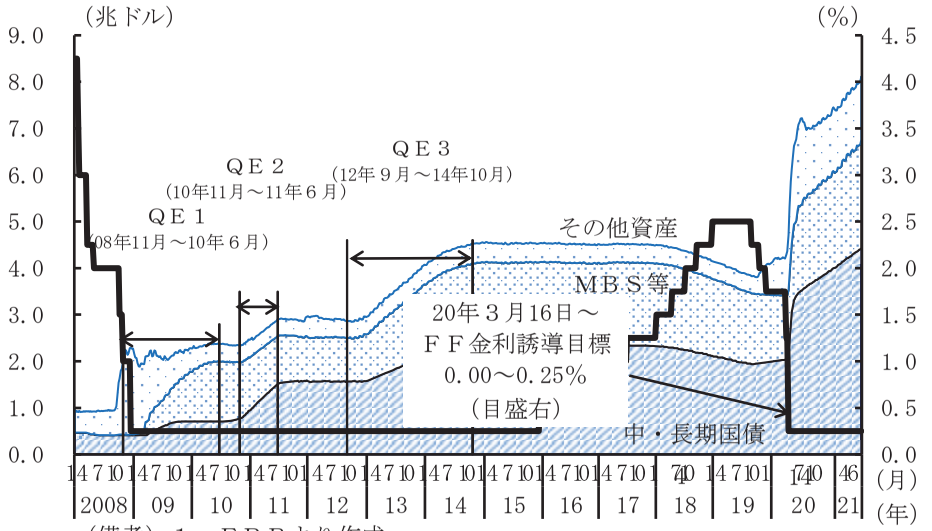

（備考） １．ＦＲＢより作成。
２．ＦＦ金利誘導目標については、上限を指す。

２．アジア地域

中国：

○中国では、景気は緩やかに回復している。

①実質ＧＤＰ成長率

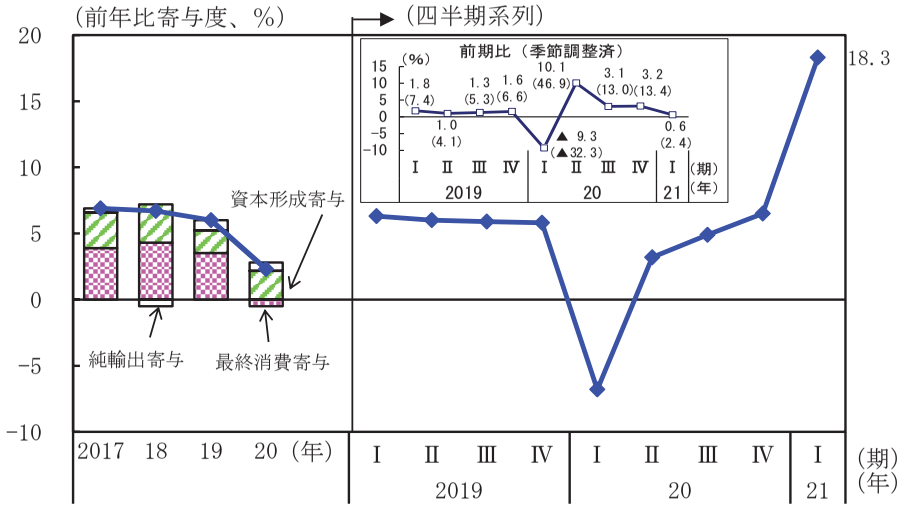

（備考）前期比のグラフの（　）内の数値は内閣府による年率換算。

貨物輸送（自動車、鉄道）

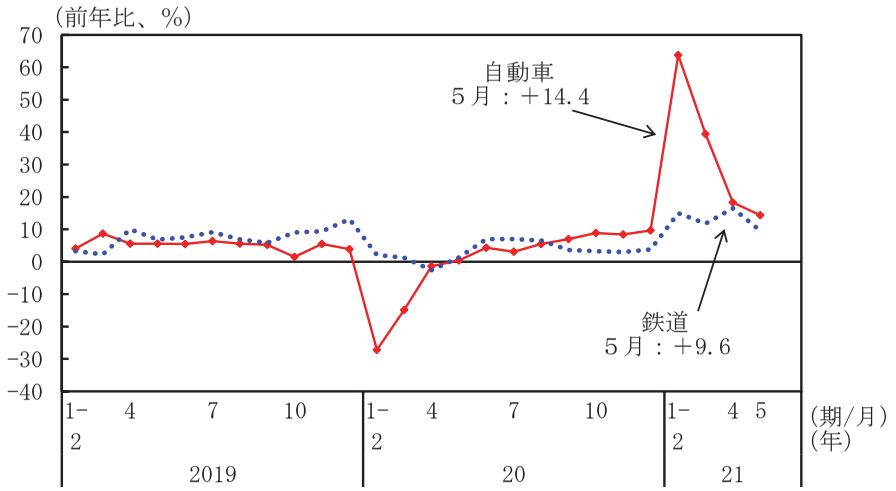

（備考）輸送量ベースの前年比。

製造業購買担当者指数（ＰＭＩ）はおおむね横ばい

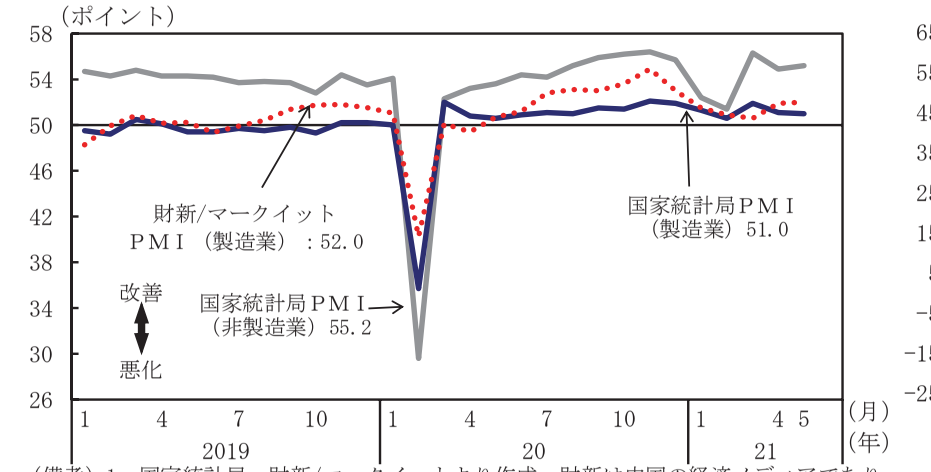

（備考）1. 国家統計局、財新/マークイットより作成。財新は中国の経済メディアであり、マークイット社との共同調査により、独自にＰＭＩを発表している。
2. 製造業・非製造業の業況に関わる各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。
3. 統計対象社数は、国家統計局が3,000社（製造業）、4,000社（非製造業）、財新/マークイットが500社以上。

②輸出は着実に増加している

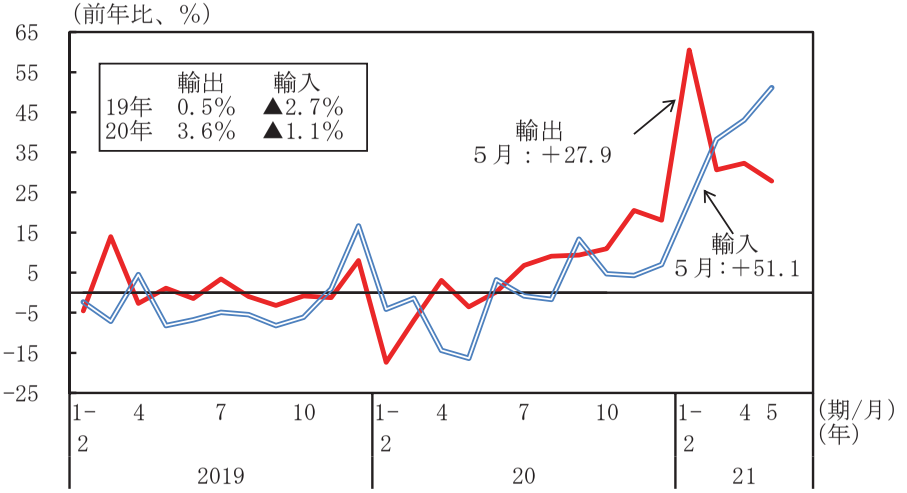

（備考）1. 輸出入ともドルベースの金額。
2. 春節（旧正月）休暇は、19年２月４～10日、20年１月24～２月２日、21年２月11～17日。

③消費は緩やかに持ち直している

社会消費品小売総額

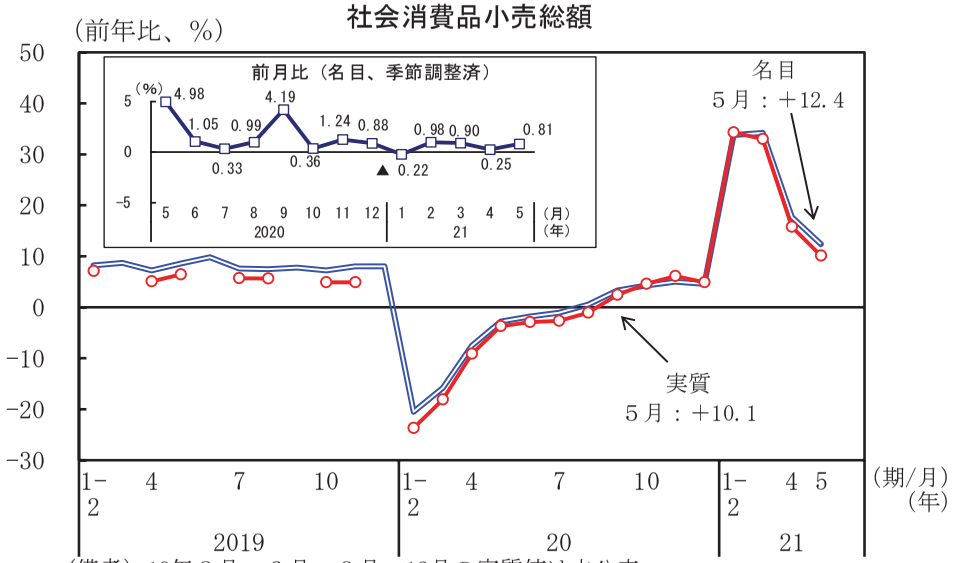

（備考）19年３月、６月、９月、12月の実質値は未公表。

④生産はこのところ伸びがやや低下している

鉱工業生産

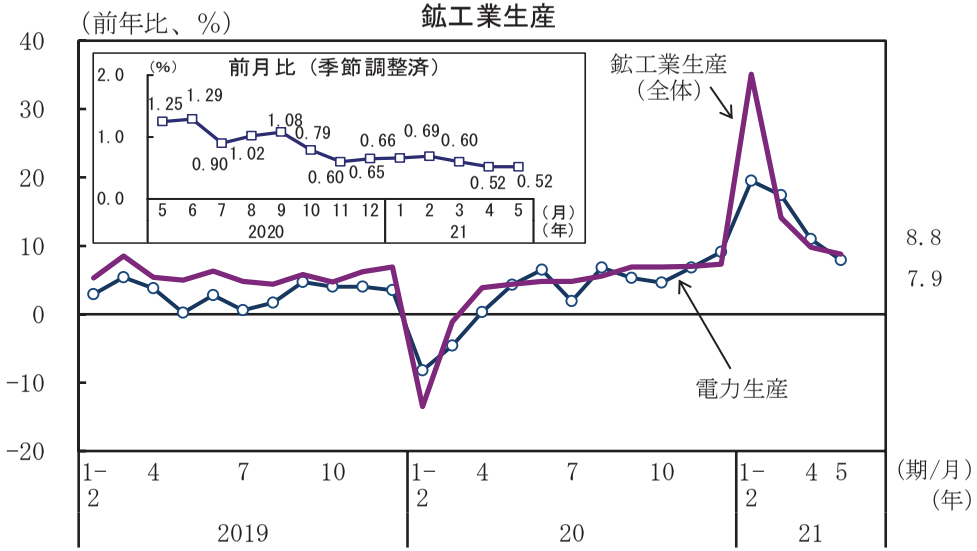

都市部調査失業率はこのところ低下している
乗用車販売台数はこのところ弱含んでいる

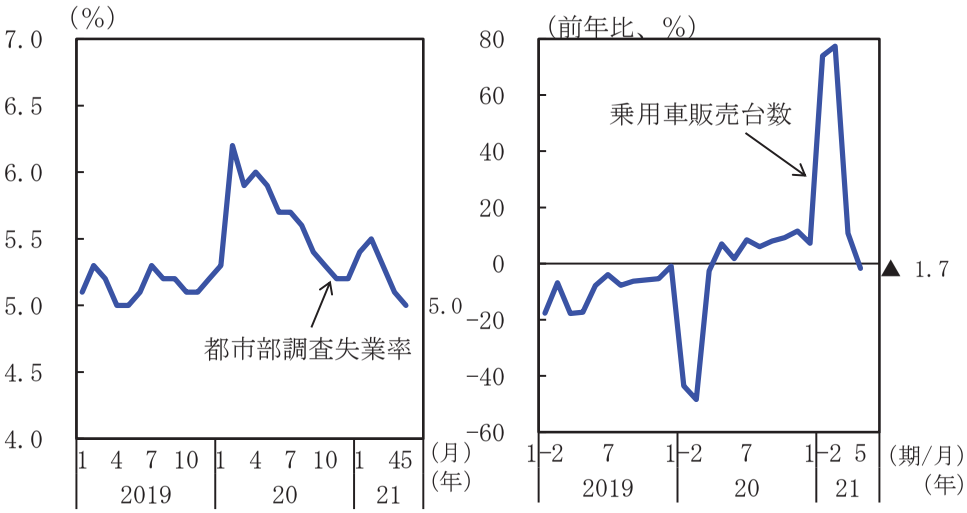

（備考）乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数（前年比）は、19年9.6％減、20年6.0％減。

⑤固定資産投資は持ち直している

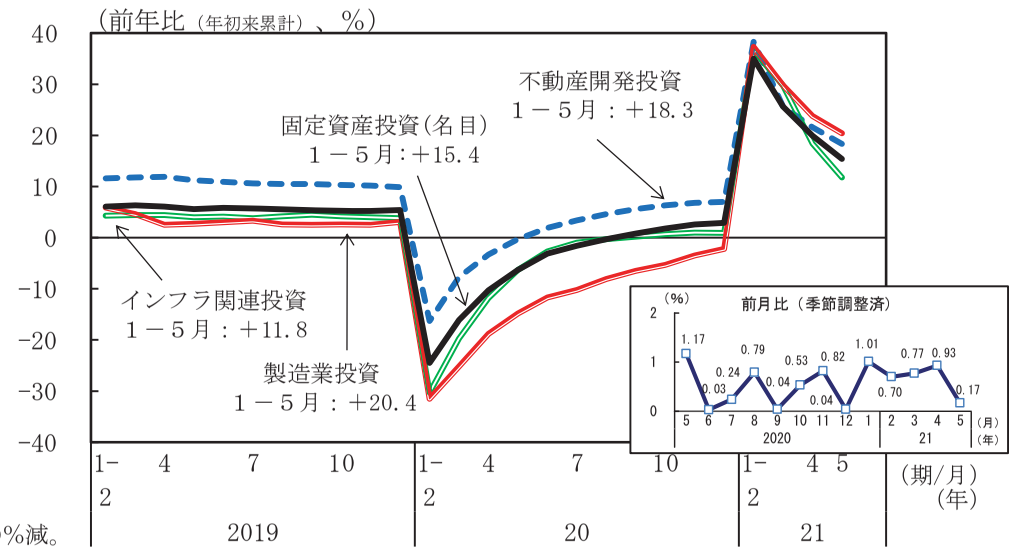

新築住宅販売価格は伸びが高まっている

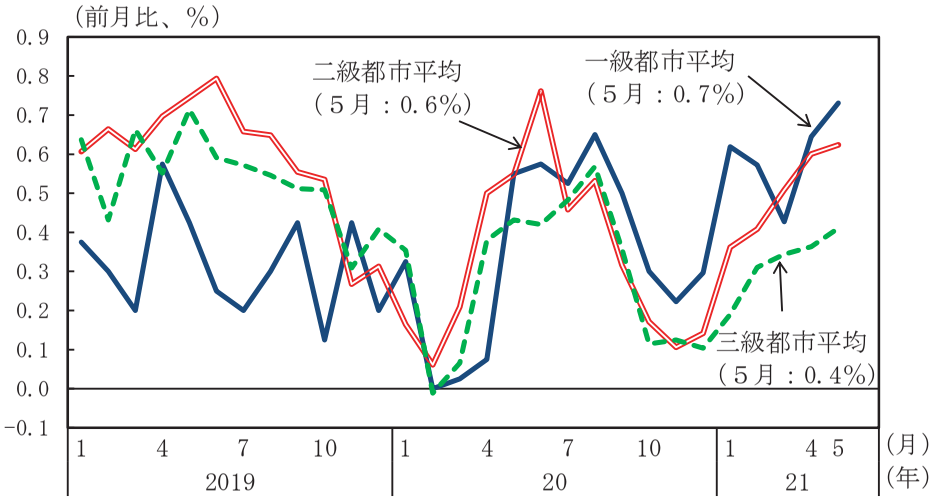

（備考）一級、二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向

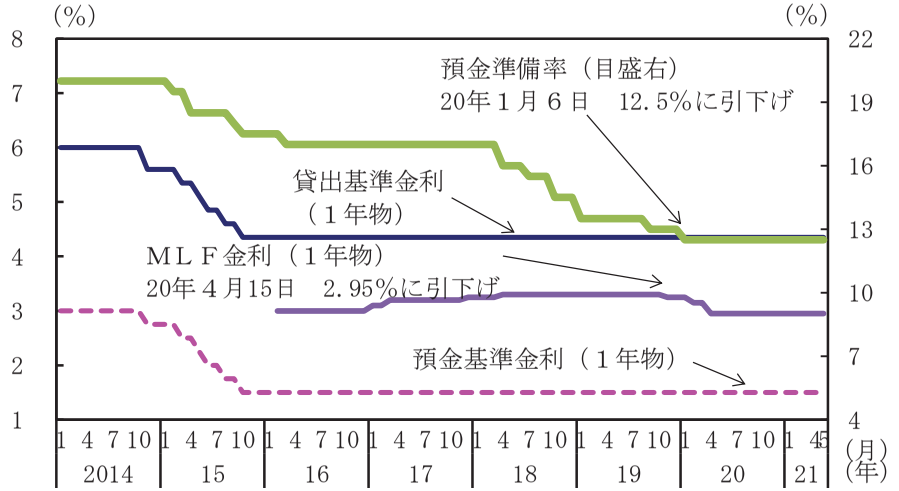

（備考）1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
2. ＭＬＦとは中期貸出ファシリティの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。１年物は16年より実施。
3. 小企業・農家等に対する融資が一定割合以上等の条件を満たした金融機関の預金準備率を18年１月25日以降引き下げた（0.5％ポイントまたは1.5％ポイント）。

⑥消費者物価上昇率はやや高まっている

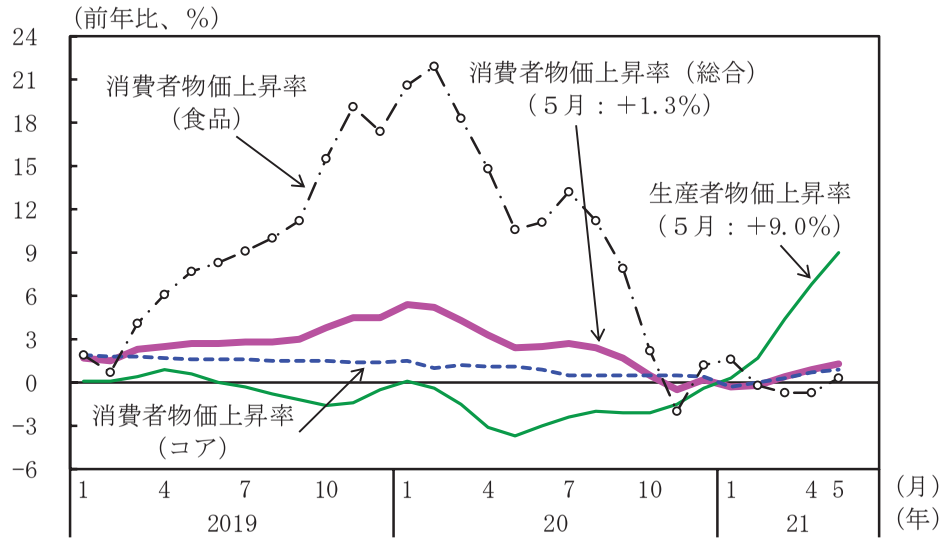

（備考）コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

人民元名目為替レート

（備考）15年８月11日-13日、中国人民銀行は人民元取引基準値を前日比▲4.5％引下げ。元安誘導を実施。

その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

○韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。
インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。
インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。
ただし、足下の感染の再拡大が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。

①実質GDP成長率

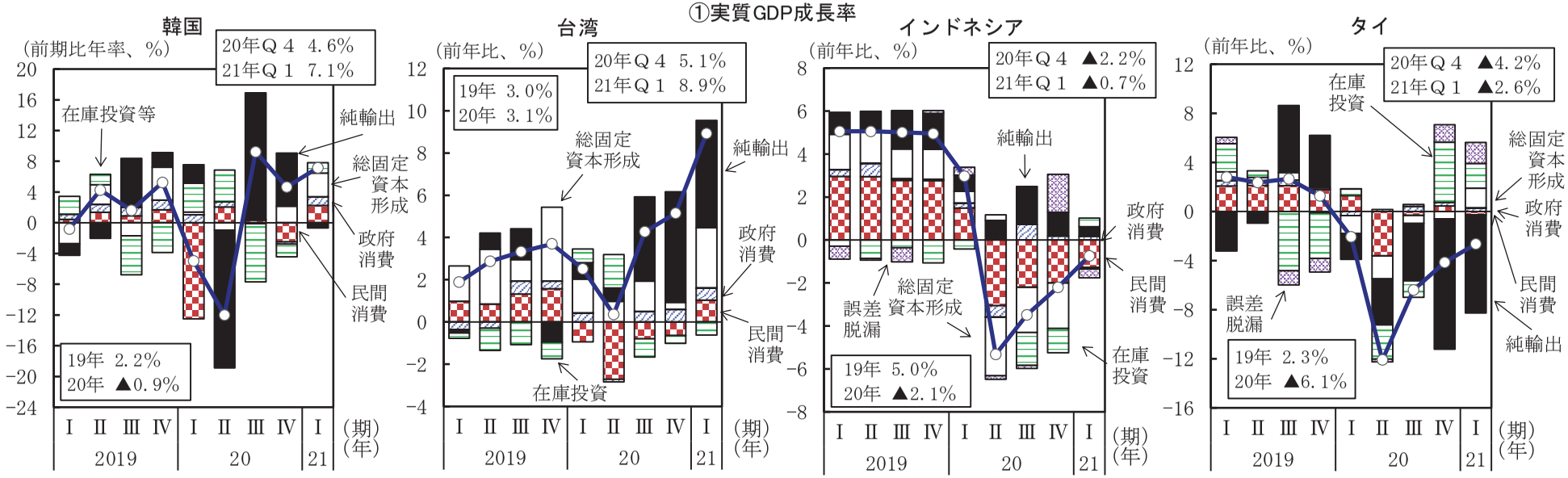

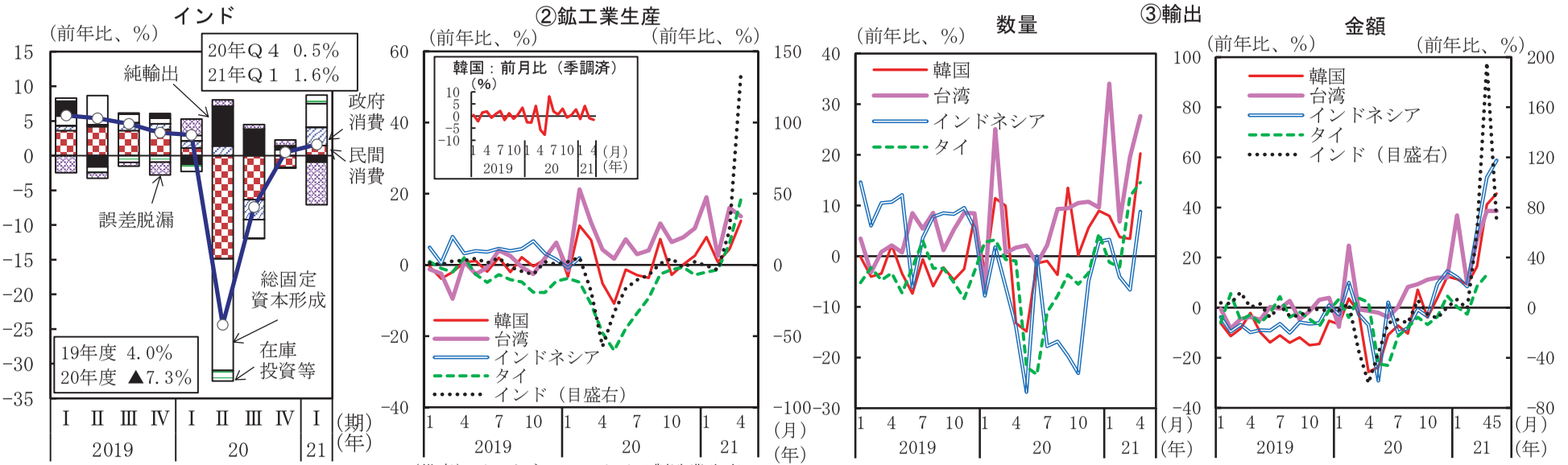

（備考）年度は、４月～翌年３月。

（備考）インドネシア、タイは製造業生産。

（備考）インドの数量は未公表。

（備考）ドルベース。

３．ヨーロッパ地域

○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は弱い動きとなっている。
ドイツにおいても、景気は弱い動きとなっている。
英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。

①ＧＤＰ　ユーロ圏：21年１－３月期は前期比年率▲1.3%成長
英　　国：21年１－３月期は前期比年率▲5.9%成長

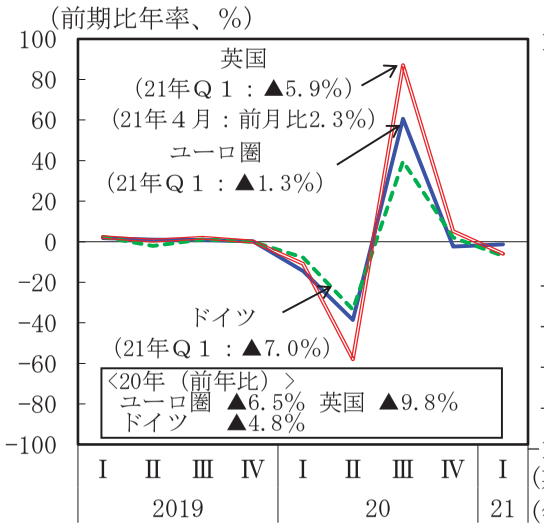

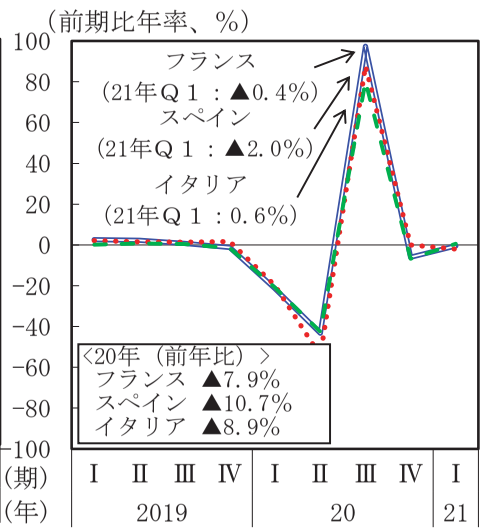

②個人消費

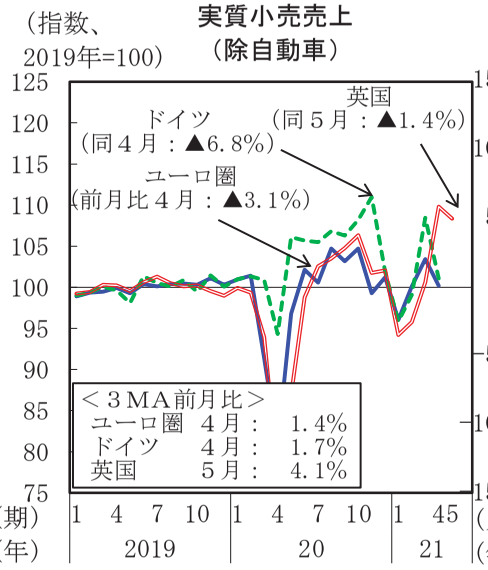

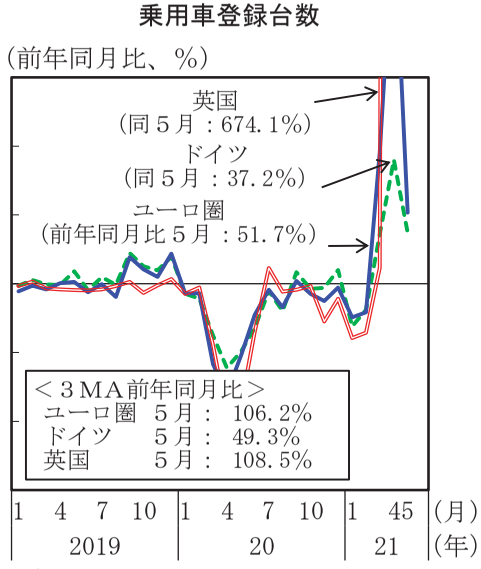

（備考）ユーロ圏は、キプロス、マルタを除く17か国ベース。

②個人消費　ユーロ圏：弱い動きとなっているが、一部に持ち直しの動きがみられる
英　　国：持ち直しの動きがみられる

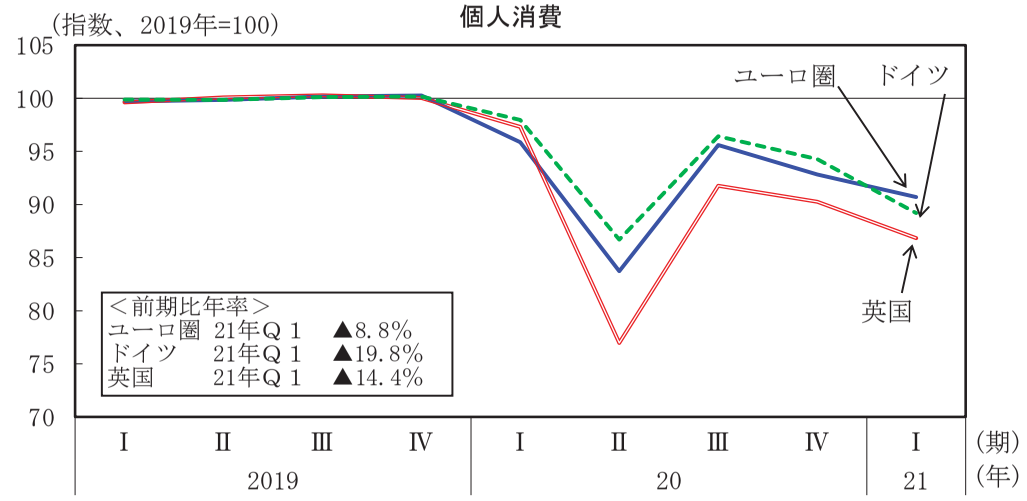

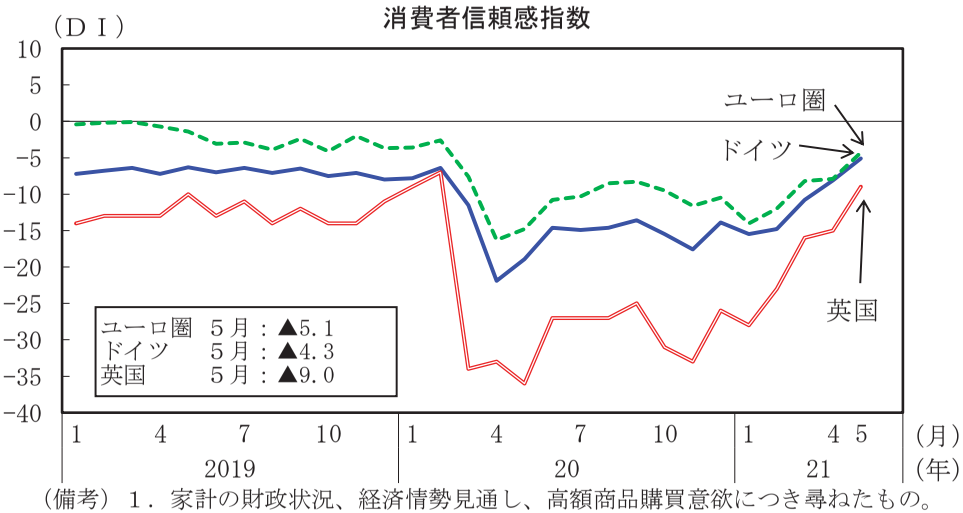

（備考）１．家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。
２．英国は原数値。

③設備投資　ユーロ圏：機械設備投資は持ち直している
英　　国：設備投資は下げ止まりの兆しがみられる

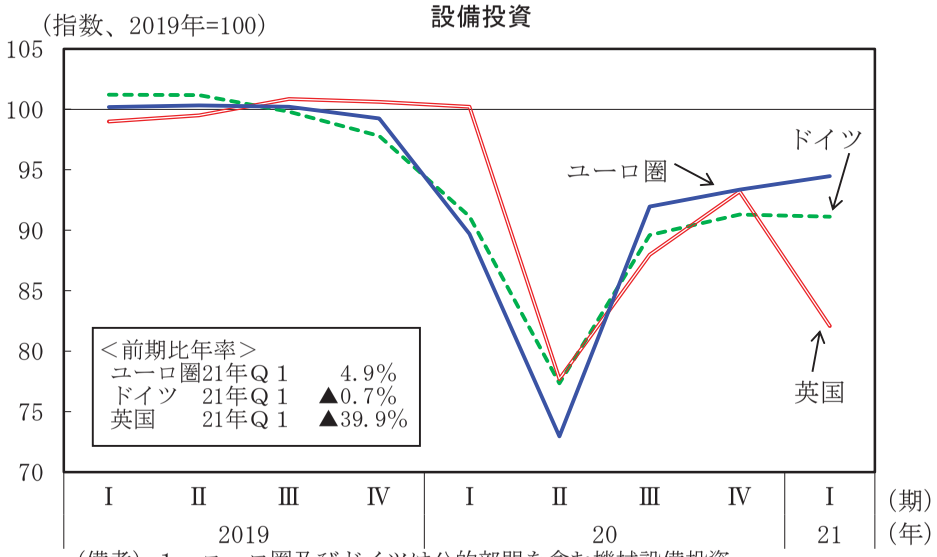

（備考）１．ユーロ圏及びドイツは公的部門を含む機械設備投資。
２．英国は民間の設備投資（住宅は含まない）。

⑤生産　ユーロ圏：生産はこのところ横ばい
英　　国：生産は持ち直している

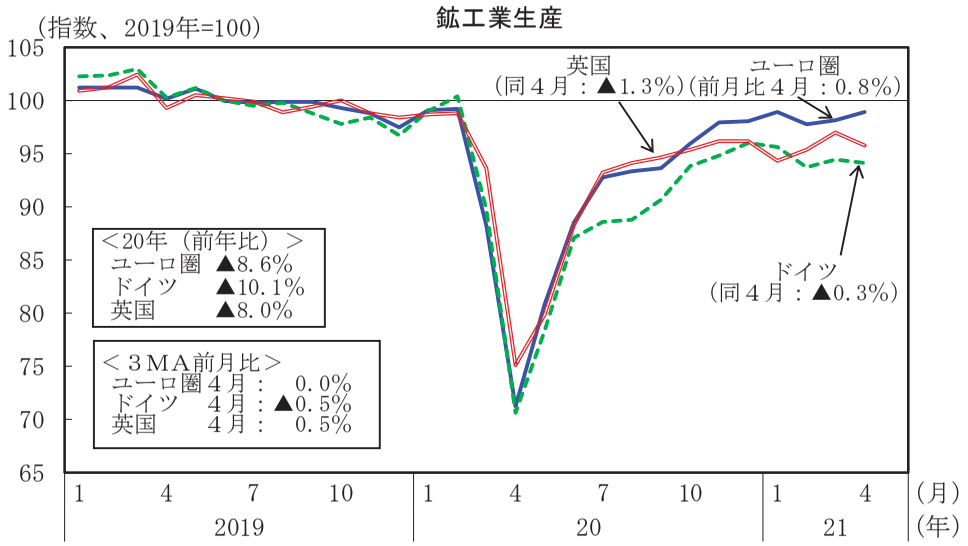

④輸出　ユーロ圏：輸出は足踏みがみられる
英　　国：輸出は持ち直しの動きがみられる

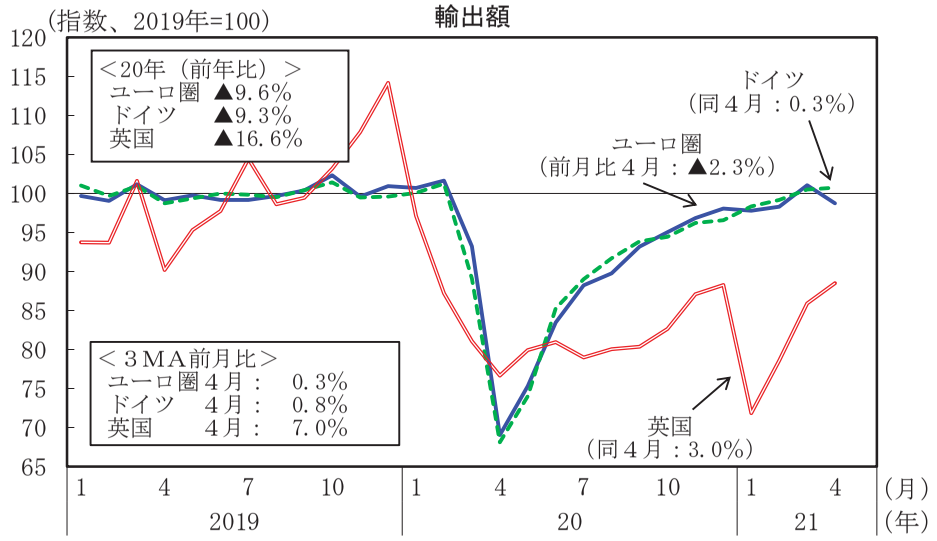

（備考）１．ユーロ圏は圏外向けのみ。
２．英国における19年後半の輸出増は非貨幣用金の輸出によるもの。

製造業購買担当者指数（ＰＭＩ）

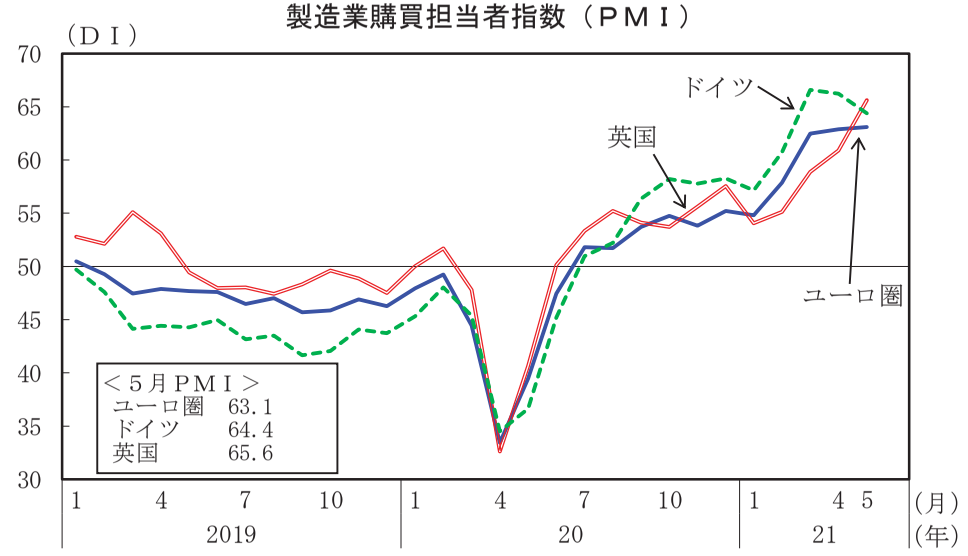

（備考）１．新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫につき前月と比べた当月の変化を調査し、「改善（１p）、変化なし（0.5p）、悪化（０p）」として指数化。
２．ユーロ圏は、圏内3,000社の製造業購買担当者を対象にしている。

⑥雇用　ユーロ圏：失業率は横ばいとなっている
英　　国：失業率は低下している

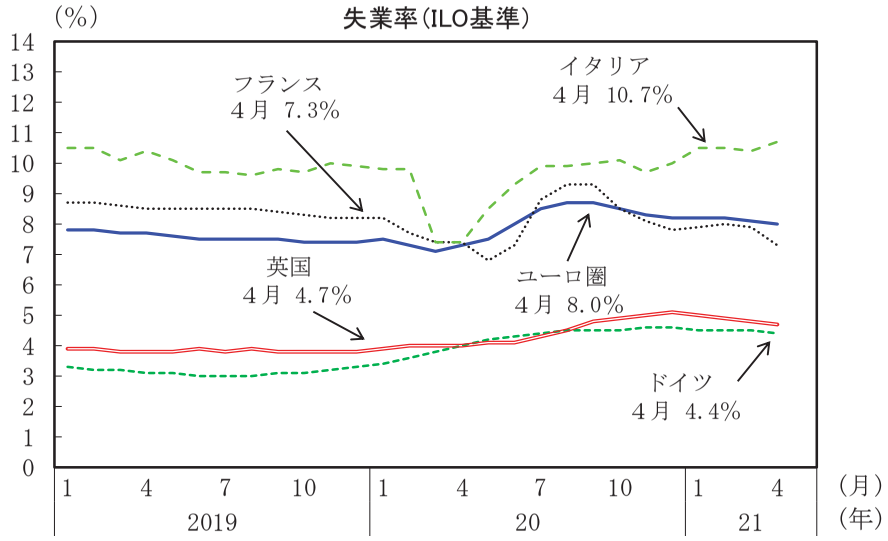

⑧中央銀行のバランスシート

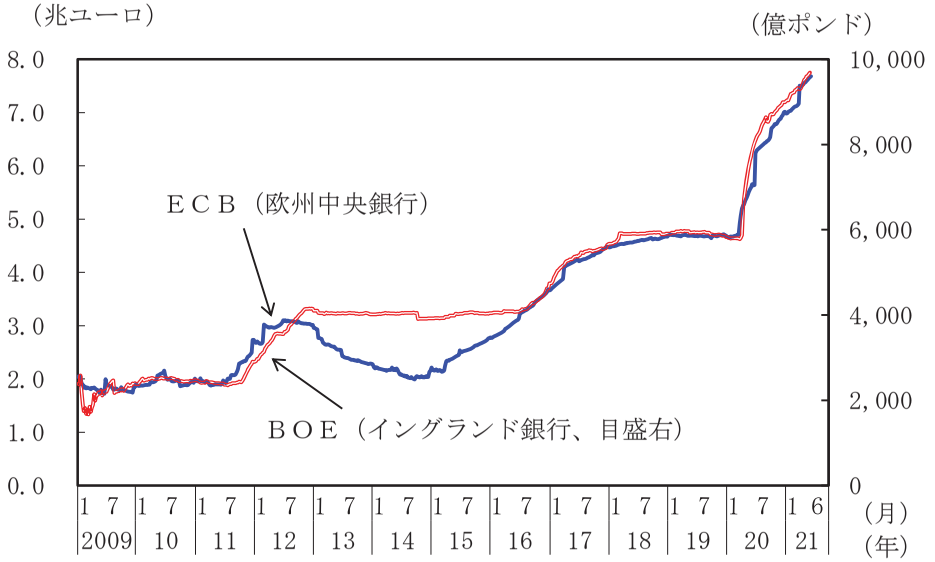

⑦物価　ユーロ圏：コア物価上昇率はこのところ低下
英　　国：コア物価上昇率はこのところ上昇

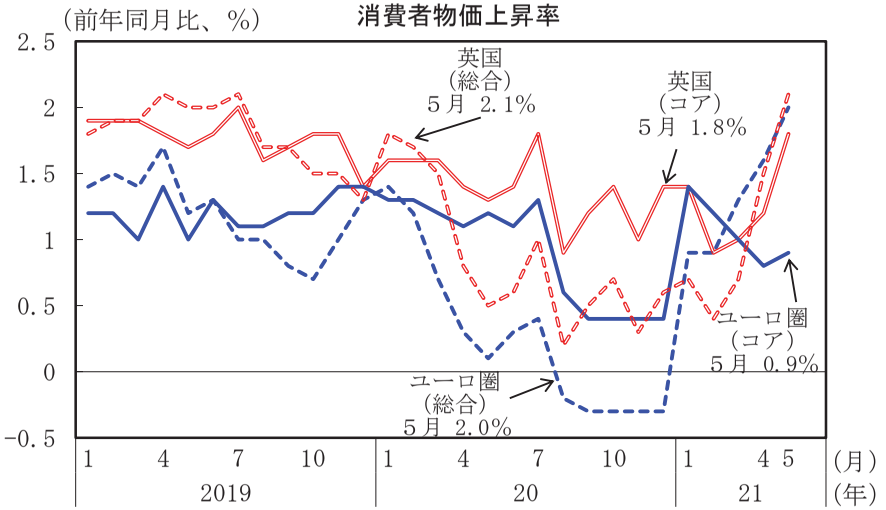

（備考）１．ＥＣＢのインフレ参照値は２％を下回りかつ２％近傍。ＢＯＥのインフレ目標は２％。
２．コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

⑨政策金利　ユーロ圏：欧州中央銀行（ＥＣＢ）は据置き
英　　国：イングランド銀行（ＢＯＥ）は据置き

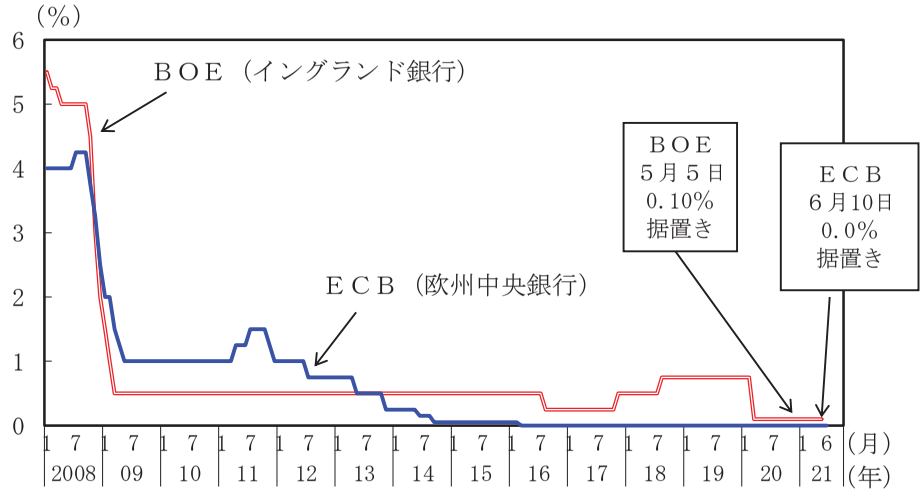

（備考）ＥＣＢでは、2014年６月より中銀預金金利にマイナス金利を適用（現在▲0.50%）。その他に、スイス、デンマーク等で中銀預金金利にマイナス金利が適用されている。

４．　国際金融

株価：アメリカ、英国、ドイツ及び中国ではおおむね横ばい

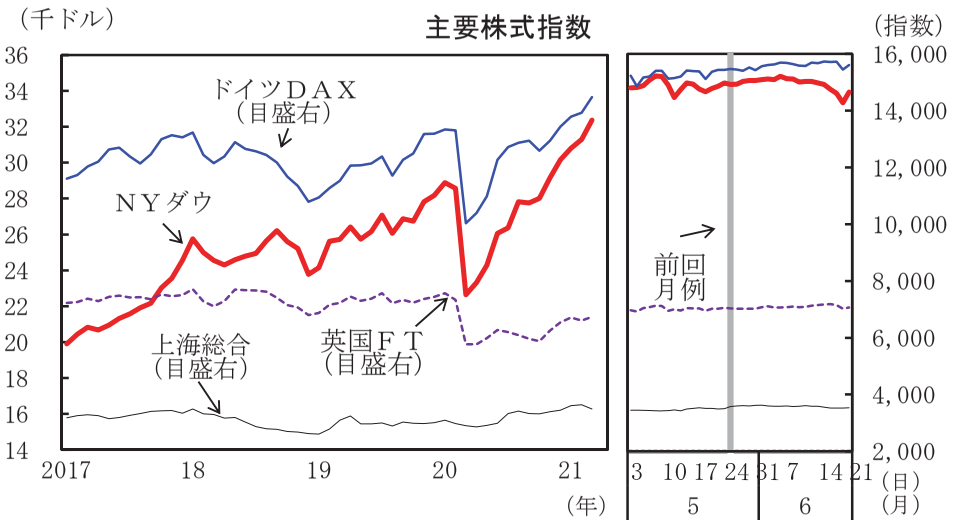

為替：ドルは、ユーロに対して増価、
ポンド及び円に対してやや増価

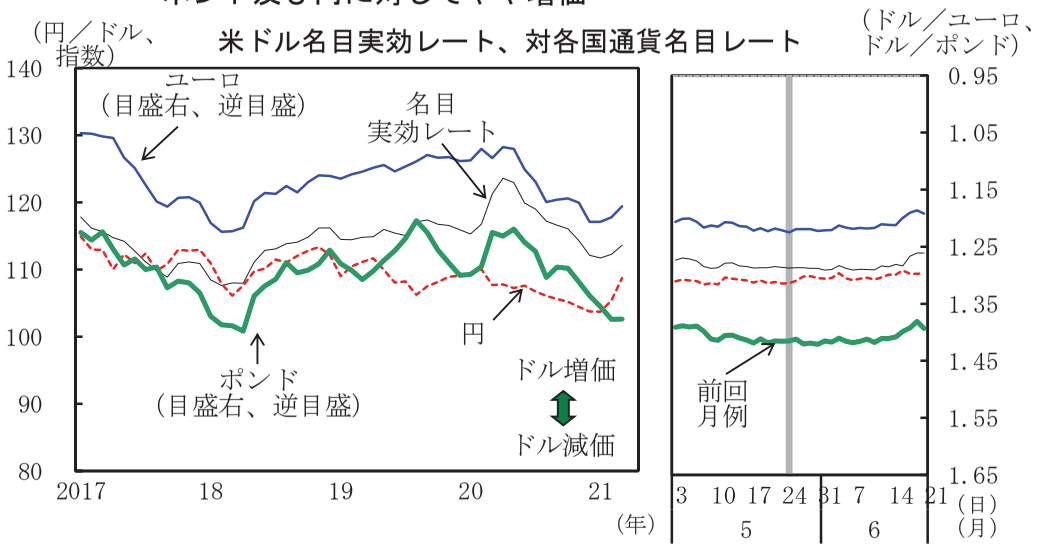

短期金利：おおむね横ばい
長期金利：アメリカ、英国及びドイツではおおむね横ばい

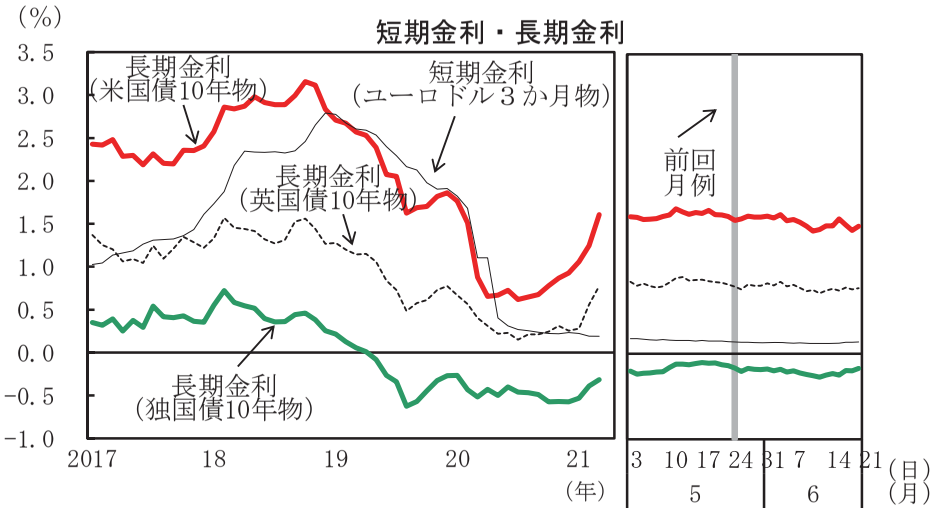

原油価格（ＷＴＩ）：大幅に上昇
金価格　　：下落

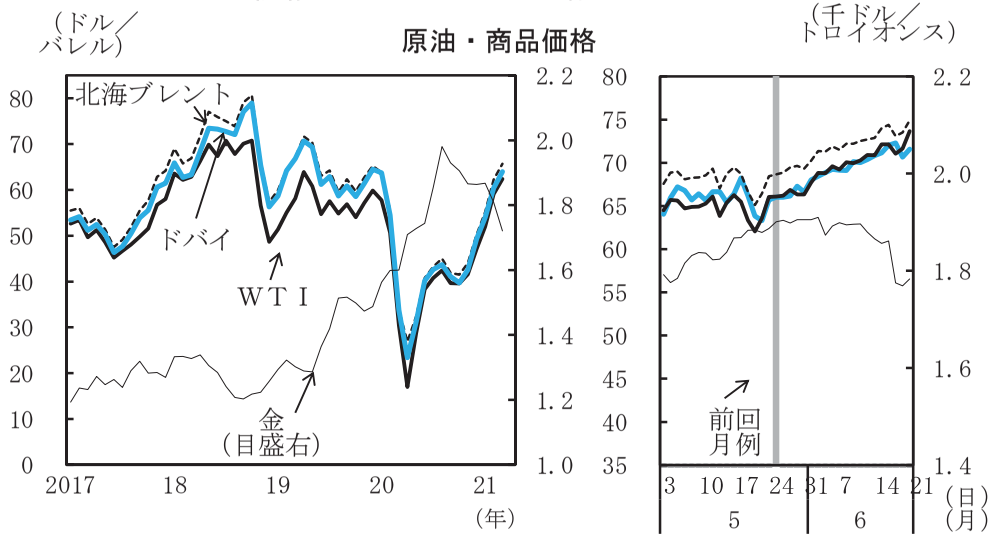

（備考）いずれも、左図は日次の終値の月中平均値、右図は日次の終値。

主要経済指標の国際比較（1）

国・地域名	人口（万人）	名目GDP（10億ドル）	1人当たりGDP（1,000ドル）	実質GDP成長率（%）					鉱工業生産（%）						失業率（%）					
	2020年	2020年	2020年	2019年	2020年	20年 10-12月	21年 1-3月	備考	2019年	2020年	21年 3月	21年 4月	21年 5月	備考	2019年	2020年	21年 3月	21年 4月	21年 5月	備考
日本	12,576	5,049	40.1	0.0	▲ 4.7	11.7	▲ 3.9	前期比年率	▲ 3.0	▲ 10.4	▲ 1.3	1.7	2.9	前期比	2.4	2.8	2.9	2.6	2.8	
アメリカ	33,009	20,933	63.4	2.2	▲ 3.5	4.3	6.4	前期比年率	▲ 0.8	▲ 7.2	2.6	0.1	0.9	前期比	3.7	8.1	6.0	6.1	5.8	
カナダ	3,797	1,643	43.3	1.9	▲ 5.3	9.3	5.6	前期比年率	▲ 0.2	▲ 8.3	0.7			前期比	5.7	9.6	7.5	8.1	8.2	
ユーロ圏	34,241	12,917	37.7	1.3	▲ 6.5	▲ 2.4	▲ 1.3	前期比年率	▲ 1.3	▲ 8.6	0.4	0.8		前期比	7.6	8.0	8.1	8.0		
ドイツ	8,316	3,803	45.7	0.6	▲ 4.8	2.2	▲ 7.0	前期比年率	▲ 4.4	▲ 10.1	0.7	▲ 0.3		前期比	3.1	4.2	4.5	4.4		ILO基準
フランス	6,512	2,599	39.9	1.8	▲ 7.9	▲ 5.9	▲ 0.4	前期比年率	0.5	▲ 10.8	1.0	▲ 0.1		前期比	8.5	8.1	7.9	7.3		
イタリア	6,025	1,885	31.3	0.3	▲ 8.9	▲ 6.8	0.6	前期比年率	▲ 1.2	▲ 11.0	0.3	1.8		前期比	10.0	9.2	10.4	10.7		
スペイン	4,711	1,278	27.1	2.0	▲ 10.7	0.1	▲ 2.0	前期比年率	0.7	▲ 9.5	0.6	1.2		前期比	14.1	15.6	15.3	15.4		
英国	6,709	2,711	40.4	1.4	▲ 9.8	5.2	▲ 5.9	前期比年率	▲ 1.2	▲ 8.0	1.8	▲ 1.3		前期比	3.8	4.5	4.8	4.7		後方3か月平均
スイス	861	747	86.8	1.1	▲ 2.6	0.3	▲ 2.0	前期比年率	4.5	▲ 3.9	12.8			前年比	2.3	3.2	3.3	3.2	3.0	
ロシア	14,681	1,474	10.0	2.0	▲ 3.0	▲ 1.8	▲ 0.7	前年比	3.4	▲ 2.6	2.3	7.2		前年比	4.6	5.8	5.4	5.2		
オーストラリア	2,573	1,359	52.8	1.9	▲ 2.5	13.5	7.3	前期比年率	2.5	▲ 1.0	－	－	－	四半期のみ前期比	5.2	6.5	5.7	5.5	5.1	
中国	140,433	14,723	10.5	6.0	2.3	6.5	18.3	前年比	5.7	2.8	14.1	9.8	8.8	前年比	5.2	5.6	5.3	5.1	5.0	
韓国	5,178	1,631	31.5	2.2	▲ 0.9	4.6	7.1	前期比年率	0.3	▲ 0.3	▲ 0.9	▲ 1.6		前期比	3.8	3.9	3.9	3.7	3.8	
台湾	2,362	669	28.3	3.0	3.1	5.1	8.9	前年比	▲ 0.3	7.1	▲ 1.5	▲ 1.3		前期比	3.7	3.9	3.7	3.7		
香港	747	349	46.8	▲ 1.7	▲ 6.1	2.0	23.5	前期比年率	0.4	▲ 5.9	－	－	－	四半期のみ	2.9	5.5	6.8	6.4	6.0	
シンガポール	577	340	58.9	1.3	▲ 5.4	15.9	13.1	前期比年率	▲ 1.5	7.5	▲ 1.7	1.0		前期比	2.3	3.0	2.9	2.9		
インドネシア	27,020	1,060	3.9	5.0	▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 0.7	前年比	4.0					前年比	5.2	7.1	－	－	－	原数値2.8月のみ
マレーシア	3,294	338	10.3	4.4	▲ 5.6	▲ 3.4	▲ 0.5	前年比	2.4	▲ 4.4	▲ 2.2	0.1		前期比	3.3	4.5	4.7	4.6		
フィリピン	10,877	362	3.3	6.1	▲ 9.6	16.0	1.1	前期比年率	▲ 10.9	▲ 43.0	▲ 74.2	154.3		前年比	5.1	10.4	－	－	－	四半期のみ
タイ	6,980	502	7.2	2.3	▲ 6.1	4.3	0.7	前期比年率	▲ 3.4	▲ 9.3	5.9	18.5		前年比	1.0					原数値
ベトナム	9,741	341	3.5	7.0	2.9	4.5	4.5	前年比	9.1	3.4	3.9	24.1	11.6	前年比	2.2	2.5	－	－	－	四半期のみ
インド	137,860	2,709	2.0	4.0	▲ 7.3	0.5	1.6	前年比	▲ 0.8	▲ 8.4	24.1	134.4		前年比	－	－	－	－	－	
ブラジル	21,142	1,434	6.8	1.4	▲ 4.1	▲ 1.1	1.0	前年比	▲ 1.1	▲ 4.5	10.5	34.7		前年比	11.9	13.2	14.7			
メキシコ	12,779	1,076	8.4	▲ 0.2	▲ 8.3	▲ 4.5	▲ 3.6	前年比	▲ 1.8	▲ 9.9	1.7	36.6		前年比	3.5	4.4	3.9	4.7		原数値
アルゼンチン	4,539	388	8.6	▲ 2.1	▲ 9.9	▲ 4.3		前年比	－	－	33.0	55.9		前年比	9.8	11.6	－	－	－	四半期のみ
トルコ	8,417	720	8.5	0.9	1.8	5.9	7.0	前年比	▲ 0.7	1.6	16.7	65.4		前年比	13.7					原数値
サウジアラビア	3,476	701	20.2	0.3	▲ 4.1	▲ 3.9	▲ 3.0	前年比	－	－	－	－	－		5.6	7.7	－	－	－	四半期のみ
南アフリカ	5,962	302	5.1	0.2	▲ 7.0	6.1	4.5	前期比年率	▲ 0.9	▲ 11.2	4.5	82.8		前年比	28.7	29.2	－	－	－	暦年のみ

（備考）1. 各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

2. インドは年度（4月～3月）の数値。

3. GDP、鉱工業生産の前月（期）比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

主要経済指標の国際比較（2）

国・地域名	消費者物価（前年比%）								一般政府財政収支（名目GDP比%）		一般政府債務残高（名目GDP比%）		経常収支（名目GDP比%）	
	2019年	2020年	20年		21年	21年			2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年
			7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月						
日本	0.5	0.0	0.2	▲ 0.8	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 3.1 (▲2.6)	▲ 12.6 (▲12.9)	234.9 (190.2)	256.2 (216.3)	3.7	3.3
アメリカ	1.8	1.2	1.2	1.3	1.9	2.6	4.2	5.0	▲ 5.7	▲ 15.8	108.2	127.1	▲ 2.2	▲ 3.1
カナダ	1.9	0.7	0.2	0.8	1.4	2.2	3.4	3.6	0.5	▲ 10.7	86.8	117.8	▲ 2.1	▲ 1.9
ユーロ圏	1.2	0.2	▲ 0.0	▲ 0.3	1.1	1.3	1.6	2.0	▲ 0.6	▲ 7.6	84.0	96.9	2.3	2.3
ドイツ	1.4	0.5	▲ 0.1	▲ 0.2	1.3	1.7	2.0	2.5	1.5	▲ 4.2	59.6	68.9	7.1	7.1
フランス	1.1	0.5	0.3	0.1	0.7	1.1	1.2	1.4	▲ 3.0	▲ 9.9	98.1	113.5	▲ 0.7	▲ 2.3
イタリア	0.6	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 0.2	0.6	0.8	1.1	1.3	▲ 1.6	▲ 9.5	134.6	155.6	3.0	3.6
スペイン	0.7	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.7	0.6	1.3	2.2	2.7	▲ 2.9	▲ 11.5	95.5	117.1	2.1	0.7
英国	1.8	0.9	0.6	0.5	0.6	0.7	1.5	2.1	▲ 2.3	▲ 13.4	85.2	103.7	▲ 3.1	▲ 3.9
スイス	0.4	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.2	0.3	0.5	1.4	▲ 2.6	39.8	42.9	6.7	3.8
ロシア	4.5	3.4	3.5	4.5	5.5	5.8	5.5	6.0	1.9	▲ 4.1	13.8	19.3	3.8	2.2
オーストラリア	1.6	0.8	0.7	0.9	1.1	1.1	－	－	▲ 3.8	▲ 9.9	47.5	63.1	0.7	2.5
中国	2.9	2.5	2.3	0.1	▲ 0.0	0.4	0.9	1.3	▲ 6.3	▲ 11.4	57.1	66.8	1.0	2.0
韓国	0.4	0.5	0.6	0.4	1.1	1.5	2.3	2.6	0.4	▲ 2.8	42.2	48.7	3.6	4.6
台湾	0.6	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 0.0	0.8	1.2	2.1	2.5	▲ 1.8	▲ 4.3	32.7	33.7	10.6	14.1
香港	2.9	0.3	▲ 1.7	▲ 0.3	0.9	0.5	0.7		▲ 0.6	▲ 10.0	0.3	0.3	6.0	6.5
シンガポール	0.6	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.8	1.3	2.1		3.8	▲ 8.9	129.0	128.4	14.3	17.6
インドネシア	2.8	2.0	1.4	1.6	1.4	1.4	1.4	1.7	▲ 2.2	▲ 5.9	30.6	36.6	▲ 2.7	▲ 0.4
マレーシア	0.7	▲ 1.1	▲ 1.4	▲ 1.5	0.5	1.7	4.7		▲ 2.2	▲ 5.1	57.2	67.5	3.4	4.4
フィリピン	2.5	2.6	2.5	3.1	4.5	4.5	4.5	4.5	▲ 1.8	▲ 5.5	37.0	47.1	▲ 0.9	3.2
タイ	0.7	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.1	3.4	2.4	▲ 0.8	▲ 4.7	41.0	49.6	7.0	3.3
ベトナム	2.8	3.2		1.4	0.3	1.2	2.7	2.9	▲ 3.3	▲ 5.4	43.4	46.6	3.8	2.2
インド	4.8	6.2	6.9	6.4	4.9	5.5	4.2	6.3	▲ 7.4	▲ 12.3	73.9	89.6	▲ 0.9	1.0
ブラジル	3.7	3.2	2.6	4.3	5.3	6.1	6.8	8.1	▲ 5.9	▲ 13.4	87.7	98.9	▲ 2.7	▲ 0.9
メキシコ	3.6	3.4	3.9	3.5	4.0	4.7	6.1	5.9	▲ 2.3	▲ 4.6	53.3	60.6	▲ 0.3	2.5
アルゼンチン	53.6	42.7	39.9	36.4	40.6	42.6	46.3	48.8	▲ 4.5	▲ 8.9	90.2	103.0	▲ 0.9	1.0
トルコ	15.2	12.3	11.8	13.5	15.6	16.2	17.1	16.6	▲ 5.6	▲ 5.4	32.6	36.8	0.9	▲ 5.1
サウジアラビア	▲ 2.1	3.4	6.0	5.6	5.3	5.0	5.3	5.7	▲ 4.5	▲ 11.1	22.8	32.4	4.8	▲ 2.1
南アフリカ	4.1	3.3	3.1	3.2	3.1	3.2	4.4		▲ 5.3	▲ 12.2	62.2	77.1	▲ 3.0	2.2

（備考）1. 各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。

2. 日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度（4月～3月）の値。内閣府より作成。

3. インドは年度（4月～3月）の数値。

（参考）国際機関の実質GDP見通し（%）

	IMF, 2021年4月		OECD, 2021年5月	
	2021年	2022年	2021年	2022年
世界	6.0	4.4	5.8	4.4

（出所）IMF"World Economic Outlook"（21年4月）
OECD"Economic Outlook"（21年5月）

参考資料

委員からの追加要望資料

●決定初任給（高卒）の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P3）

●パートタイム労働者の１求人票あたりの募集賃金・・・・・・・・・・・・・・・・・（P4～5）

●地域別最低賃金額の最高額と最低額及び格差の推移・・・・・・・・・・・・・・・（P6）

●新規求人数の水準の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P7～8）

●助成金の執行状況・周知状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P9～26）

●新型コロナウイルス感染症が家計に与えた影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P27）

●雇用調整助成金の業種別・都道府県別・企業規模別の支給実績・・（P28～31）※

●業種別の売上高営業利益率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P32～33）

●労働分配率の推移・・・（P34）

●春闘賃上げ率と最低賃金引上げ率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P35）

●希望する高齢者に対する新型コロナワクチン接種の状況・・・・・・・・（P36～37）

※目安制度の在り方に関する全員協議会における追加要望資料

決定初任給(高校卒)の推移

(単位：円)

区分 年度	高校卒			
	(事務・技術)			(現業)
	一律	差あり		
		基幹職	補助職	
平成28年度	164,828	167,370	159,246	166,617
29年度	165,977	167,090	159,497	167,568
30年度	168,286	170,104	161,889	168,085
令和元年度	168,696	170,298	161,058	170,066
２年度	170,663	174,719	163,383	171,892
３年度(速報値)	172,049	171,600	163,100	172,325

資料出所　労務行政研究所「労政時報」

(注) 1　調査対象は、全国上場企業と上場企業に匹敵する非上場企業（資本金５億円以上または従業員500人以上）。
　　2　令和３年度は速報値。

パートタイム労働者の１求人票あたりの募集賃金平均額

（単位：円）

ランク	都道府県	令和２年平均	令和3年3月	令和3年4月
Aランク	東　京	1,217	1,239	1,223
	神奈川	1,236	1,246	1,250
	大　阪	1,158	1,173	1,158
	愛　知	1,149	1,149	1,142
	埼　玉	1,146	1,147	1,144
	千　葉	1,158	1,169	1,154
Bランク	京　都	1,118	1,139	1,119
	兵　庫	1,134	1,132	1,148
	静　岡	1,093	1,104	1,089
	滋　賀	1,078	1,082	1,089
	茨　城	1,066	1,083	1,061
	栃　木	1,069	1,065	1,084
	広　島	1,037	1,046	1,034
	長　野	1,022	1,019	1,010
	富　山	1,040	1,031	1,040
	三　重	1,069	1,055	1,067
	山　梨	1,045	1,038	1,031
Cランク	群　馬	1,052	1,050	1,059
	岡　山	1,024	1,022	1,016
	石　川	1,028	991	1,014
	香　川	1,024	1,033	1,023
	奈　良	1,076	1,087	1,103
	宮　城	1,025	1,019	1,022
	福　岡	1,030	1,069	1,050
	山　口	1,003	1,021	996
	岐　阜	1,047	1,047	1,045
	福　井	1,005	1,001	1,005
	和歌山	1,034	1,028	1,047
	北海道	1,010	1,026	1,004
	新　潟	1,001	1,007	1,002
	徳　島	1,041	1,055	1,028
Dランク	福　島	1,000	995	987
	大　分	967	979	975
	山　形	973	979	967
	愛　媛	988	978	987
	島　根	982	983	979
	鳥　取	987	987	975
	熊　本	990	997	988
	長　崎	961	974	960
	高　知	971	980	967
	岩　手	945	946	934
	鹿児島	955	963	963
	佐　賀	972	980	961
	青　森	928	925	924
	秋　田	938	949	963
	宮　崎	946	960	947
	沖　縄	1,010	1,036	1,006
	全　国	1,082	1,084	1,080

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

２　常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

３　１求人票当たり１募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を１募集賃金として算出している。

パートタイム労働者の１求人票あたりの募集賃金下限額

（単位：円）

ランク	都道府県	令和２年平均	令和3年3月	令和3年4月
Aランク	東　京	1,157	1,174	1,161
	神奈川	1,163	1,171	1,183
	大　阪	1,099	1,112	1,098
	愛　知	1,070	1,070	1,063
	埼　玉	1,083	1,085	1,079
	千　葉	1,097	1,104	1,093
Bランク	京　都	1,057	1,075	1,058
	兵　庫	1,071	1,069	1,081
	静　岡	1,034	1,043	1,033
	滋　賀	1,024	1,029	1,033
	茨　城	1,003	1,011	1,001
	栃　木	1,011	1,010	1,023
	広　島	987	996	986
	長　野	971	970	960
	富　山	983	981	984
	三　重	1,013	1,005	1,013
	山　梨	983	976	973
Cランク	群　馬	990	987	1,000
	岡　山	968	965	963
	石　川	970	943	961
	香　川	968	974	969
	奈　良	1,015	1,025	1,038
	宮　城	974	961	967
	福　岡	973	1,003	988
	山　口	958	974	948
	岐　阜	988	988	987
	福　井	955	961	954
	和歌山	977	976	988
	北海道	969	985	966
	新　潟	954	963	953
	徳　島	970	981	962
Dランク	福　島	950	947	937
	大　分	924	937	929
	山　形	923	927	919
	愛　媛	936	932	938
	島　根	932	935	928
	鳥　取	935	938	928
	熊　本	935	941	932
	長　崎	917	932	919
	高　知	930	939	927
	岩　手	901	904	894
	鹿児島	909	915	915
	佐　賀	925	936	917
	青　森	893	894	892
	秋　田	900	910	923
	宮　崎	902	915	903
	沖　縄	957	979	954
	全　国	1,025	1,027	1,023

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

２　常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

３　１求人票当たり１募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を１募集賃金として算出している。

地域別最低賃金額の最高額と最低額及び格差の推移

区分＼年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
① 最高額（円）	708 東京	708 東京	710 東京	714 東京	719 東京	739 東京	766 東京 神奈川	791 東京	821 東京	837 東京
② 最低額（円）	604 沖縄	605 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	606 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	608 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	610 青森 岩手 秋田 沖縄	618 秋田 沖縄	627 宮崎 鹿児島 沖縄	629 佐賀 長崎 宮崎 沖縄	642 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	645 岩手 高知 沖縄
格差 ②／①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1

区分＼年度	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
① 最高額（円）	850 東京	869 東京	888 東京	907 東京	932 東京	958 東京	985 東京	1,013 東京	1,013 東京
② 最低額（円）	652 島根 高知	664 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	677 鳥取 高知 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄
格差 ②／①×100	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2

都道府県別新規求人数（季節調整値）の水準の推移

（2020年1月＝100）

		2020年												2021年			
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
全国計		100.0	104.0	101.4	78.1	84.8	90.4	85.4	88.3	91.0	86.3	93.7	94.6	89.5	87.0	94.0	90.0
Aランク	東京都	100.0	104.7	100.7	70.2	77.9	93.3	82.6	84.3	90.6	87.0	87.0	90.5	85.8	77.9	83.4	82.8
	神奈川県	100.0	113.2	112.8	72.7	83.6	92.5	79.8	87.5	92.4	80.6	96.6	97.5	89.8	94.2	96.7	87.5
	大阪府	100.0	100.2	96.9	70.7	75.6	91.0	80.5	80.1	92.4	80.5	81.6	86.3	83.6	81.0	86.9	79.6
	愛知県	100.0	101.6	101.5	78.5	79.7	82.0	79.2	79.7	80.2	78.1	79.7	81.4	85.8	84.6	84.3	87.1
	埼玉県	100.0	102.5	100.4	72.7	81.8	84.4	83.8	85.7	84.8	84.7	86.7	86.9	90.9	87.8	85.7	87.9
	千葉県	100.0	104.8	101.2	74.6	81.9	86.8	84.1	88.7	88.9	77.9	89.8	88.8	86.8	79.7	88.4	81.8
Bランク	京都府	100.0	102.3	84.3	80.3	82.2	78.0	76.8	82.7	78.9	75.7	79.8	80.6	78.6	76.2	80.2	80.0
	滋賀県	100.0	106.1	100.0	76.5	77.4	84.3	85.4	87.4	86.7	83.4	89.4	91.4	86.9	83.9	91.6	90.4
	兵庫県	100.0	108.7	110.8	82.7	91.5	101.2	90.8	92.8	110.2	96.5	99.2	105.7	89.6	90.2	103.6	97.2
	静岡県	100.0	105.0	107.0	82.1	87.1	91.1	89.4	92.4	97.3	93.8	100.2	101.2	93.5	89.2	99.4	92.6
	茨城県	100.0	104.5	101.3	77.2	82.8	88.5	87.2	86.9	91.1	87.2	90.3	89.0	90.8	88.1	93.3	97.0
	栃木県	100.0	119.9	112.5	100.9	108.7	106.9	103.5	106.2	104.0	99.8	105.5	103.0	95.8	98.3	113.0	118.2
	広島県	100.0	112.0	109.8	84.2	90.3	94.6	91.8	91.2	93.4	92.8	92.9	91.9	90.6	91.3	94.2	95.1
	長野県	100.0	100.6	96.1	74.4	74.6	81.9	83.4	82.6	86.9	86.7	91.2	95.7	91.7	91.5	100.8	94.0
	富山県	100.0	103.7	96.2	78.8	86.7	87.8	82.9	87.2	82.7	76.9	87.0	87.5	76.1	91.3	93.0	89.3
	三重県	100.0	97.6	93.8	84.3	84.6	85.9	83.6	83.6	84.2	83.1	86.9	81.5	83.0	84.2	90.4	91.9
	山梨県	100.0	96.9	91.1	64.5	73.4	80.0	79.2	75.2	84.8	85.6	91.6	93.2	81.7	91.3	97.7	83.3
Cランク	群馬県	100.0	119.5	112.6	90.6	107.3	100.3	99.4	104.9	102.7	100.9	109.3	104.3	96.8	96.4	105.4	102.0
	岡山県	100.0	105.6	98.1	87.3	90.9	91.7	87.7	93.5	89.4	88.7	91.8	88.6	89.5	83.4	87.8	94.0
	石川県	100.0	105.4	100.3	72.1	79.9	85.9	82.4	80.5	83.7	85.1	89.6	93.8	85.2	92.7	94.8	86.9
	香川県	100.0	106.2	99.1	75.2	79.8	82.4	84.3	85.3	85.2	88.3	90.4	85.5	94.6	85.1	82.7	92.8
	奈良県	100.0	108.9	101.9	89.5	96.1	96.3	90.4	95.2	91.4	88.9	91.5	88.7	89.8	87.3	95.8	100.6
	宮城県	100.0	105.3	100.5	81.0	87.1	94.1	86.2	91.8	96.1	93.1	97.4	97.6	96.5	93.8	101.3	96.3
	福岡県	100.0	104.1	103.7	78.8	83.3	90.9	87.6	88.9	92.3	92.4	93.4	97.2	90.3	91.1	98.2	91.9
	山口県	100.0	102.6	99.8	92.0	95.2	94.7	94.6	93.6	92.9	93.3	93.9	91.3	98.5	93.5	99.9	100.5
	岐阜県	100.0	101.3	100.6	78.2	83.3	89.3	89.7	89.7	95.3	93.0	94.2	96.2	93.4	86.6	93.5	90.7
	福井県	100.0	112.8	100.3	86.1	92.1	99.1	89.5	89.8	94.3	93.0	95.1	97.4	91.0	96.0	101.3	107.9
	和歌山県	100.0	101.5	91.9	84.3	84.8	89.5	88.4	86.5	88.9	90.4	87.5	90.1	91.8	83.6	93.2	91.9
	北海道	100.0	104.0	99.6	89.8	93.8	94.5	91.1	92.8	94.4	92.1	93.9	94.8	91.7	88.8	98.1	99.2
	新潟県	100.0	97.7	94.3	86.9	86.1	90.5	87.3	85.8	88.0	85.8	88.1	88.7	84.5	88.8	99.7	96.4
	徳島県	100.0	98.6	99.2	73.6	95.3	92.8	87.4	89.1	97.0	91.8	94.4	96.4	91.6	89.3	94.9	90.3
Dランク	福島県	100.0	102.0	98.2	75.1	78.3	86.3	86.2	87.9	88.9	87.7	89.9	89.4	91.2	83.3	92.3	91.7
	大分県	100.0	119.2	105.2	95.5	100.4	99.7	97.2	104.3	99.5	100.4	106.1	98.5	91.3	102.8	101.0	106.0
	山形県	100.0	105.9	98.2	84.6	86.5	91.1	83.6	86.1	86.2	83.6	90.7	81.7	101.0	91.1	98.2	101.9
	愛媛県	100.0	102.6	95.8	80.5	93.8	92.4	90.6	94.1	92.3	89.6	93.7	90.3	87.7	92.2	92.2	91.3
	島根県	100.0	99.4	96.3	85.2	87.5	90.4	97.9	86.1	87.2	91.4	88.2	86.9	89.9	90.9	96.0	106.7
	鳥取県	100.0	106.5	97.2	88.3	90.8	90.6	94.6	87.8	89.0	92.2	93.4	90.8	94.2	90.4	97.5	100.8
	熊本県	100.0	105.6	109.1	84.8	90.2	96.4	98.0	100.9	98.1	99.8	106.8	104.4	101.0	103.0	108.0	98.0
	長崎県	100.0	101.5	93.9	86.7	87.7	89.6	87.8	86.8	85.1	88.5	88.2	86.6	89.3	84.7	96.7	104.3
	高知県	100.0	100.9	100.6	87.3	87.7	89.6	87.7	92.8	92.3	92.5	93.9	90.4	99.7	96.7	99.8	103.5
	岩手県	100.0	119.1	94.1	79.4	85.0	90.1	81.5	86.2	90.0	87.0	90.1	91.9	90.1	88.0	96.3	96.3
	鹿児島県	100.0	99.0	95.4	88.7	91.8	92.1	92.9	97.2	93.6	93.1	99.0	97.2	101.4	98.3	102.6	105.8
	佐賀県	100.0	104.5	101.4	88.4	94.3	94.5	95.2	95.9	95.9	96.6	96.7	97.1	98.9	95.4	101.8	105.9
	青森県	100.0	115.5	111.0	88.3	91.7	99.5	97.6	99.2	100.1	100.7	103.3	104.0	95.1	103.6	114.5	106.4
	秋田県	100.0	97.1	97.3	86.9	91.2	94.4	92.1	93.2	97.3	92.1	101.8	100.4	94.2	106.0	108.0	105.6
	宮崎県	100.0	103.7	97.8	88.2	93.7	98.6	92.8	100.4	93.7	98.3	102.4	104.4	103.4	101.3	100.5	106.4
	沖縄県	100.0	113.7	101.9	66.2	73.0	80.7	77.9	79.4	79.2	80.8	88.4	79.4	87.2	84.7	91.2	76.0
Aランク計		100.0	104.0	101.6	72.8	79.3	89.1	81.5	83.7	88.6	82.1	86.2	88.4	86.6	83.2	86.9	84.0
Bランク計		100.0	105.8	101.6	81.3	86.2	90.2	87.3	88.8	92.9	88.5	92.7	93.8	88.1	88.3	96.2	93.8
Cランク計		100.0	104.8	100.5	83.9	89.3	92.4	89.1	90.9	92.6	91.4	93.7	94.1	91.6	89.7	96.7	95.7
Dランク計		100.0	105.8	99.5	83.9	88.5	92.1	90.5	92.5	91.8	91.9	95.9	93.6	94.7	94.2	99.6	99.6

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

（注）１．2020年１月の新規求人数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人数（季節調整値）の水準。

２．都道府県別の新規求人数は、就業地別のものを用いている。

３．ランク計の新規求人数は、各ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。

ランク別新規求人数(季節調整値)の水準の推移

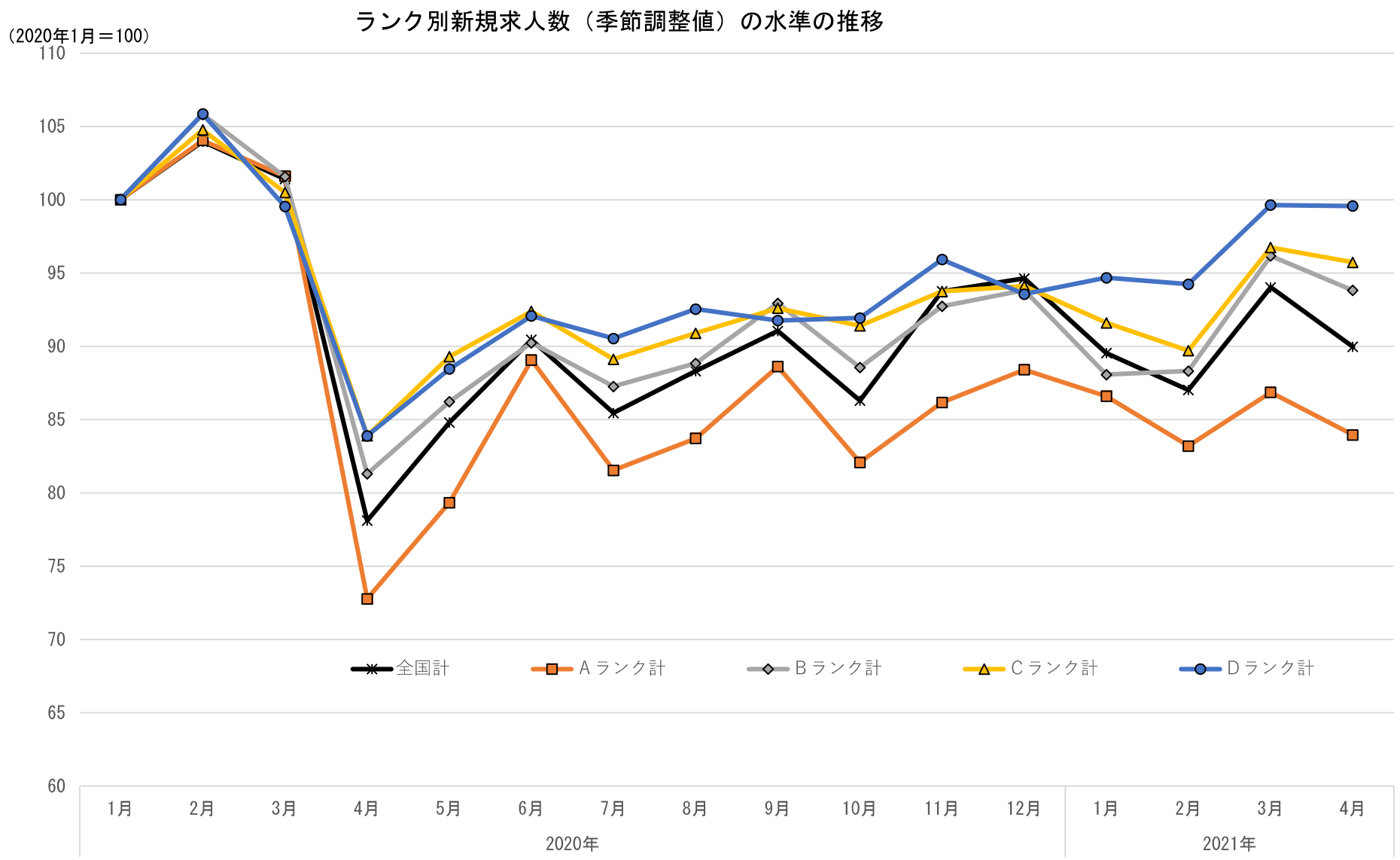

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．2020年１月の新規求人数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人数（季節調整値）の水準。
　　２．ランク計の新規求人数は、各ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。

業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金の執行状況（令和２年度）

	予算現額（億円）	執行額（億円）	執行率（%）
業務改善助成金	20.8（※1）	6.6	31.8
働き方改革推進支援助成金 ※テレワークコースを含む、ただし同コースは令和３年度より人材確保助成金に変更 ※新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースを含む、ただし同コースは令和２年３月から開始され令和３年１月に募集終了済	124.2（※2）	111.3	89.6

注）　執行額・執行率については、一部暫定値
※1　前年度繰越額を含む
※2　移流用を含む

配布資料1

「新型コロナウイルス感染症の影響下における中小企業の経営意識調査」
～調査･分析結果のポイント～

2021年５月13日

東京商工リサーチ調査（令和２年度内閣府請負調査）
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付　産業･雇用担当

調査の概要と分析の結果

１．調査の概要

○全国の16,000社の中小企業（中小企業基本法による）へWEBアンケート調査を実施。有効回答は4151社（回答率26%）。
○調査時期は2021年2月19日～３月15日。
○本調査は、新型コロナウイルス感染症拡大が中小企業の経営に与えている影響や、最低賃金を含む賃金相場の上昇とそれに対する対応策、働き方改革等に関する中小企業の経営意識等について調査したものである。

２．主な結果

（１）最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策について：

- 中小企業は、賃金相場の上昇への対応策として、「人件費以外の経費削減」のほか、「業務効率改善への取組による収益力向上」、「製品サービスの新開発/提供方法の見直し」等の前向きな取組を上位に挙げており、また、「設備投資の抑制」よりも「システムや設備の導入による生産性向上」の割合が上回る。
- 「雇用の削減」と回答した割合が1割程度。とりわけ、地方（Ｃ・Ｄランク※地域）の中小企業ほど、「雇用の削減」と回答した割合は低い。

(２)最低賃金の引上げを含む賃金相場の上昇に対応するために必要な支援策について：

- 最低賃金近傍の従業員を抱える中小企業は、「景気対策」を最も必要な支援として回答、次いで、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成・教育訓練・技能訓練支援」。
- 他方、賃上げに積極的な中小企業は、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成・教育訓練・技能訓練支援」を「景気対策」より優先して回答。

(３)非正社員の賃上げを実施することによる効果・負担について：

- 賃上げで見込まれる効果については、「社内人員の士気向上・定着」が最も回答割合が高い。
- 賃上げで見込まれる負担としては「利益の圧縮」と回答した割合が高く、「投資向けの資金の減少」は最も低い。

(４) 同一労働同一賃金への対応について：

- 2021年４月施行の同一労働同一賃金について、処遇改善などの対応を予定している企業は約４割。

(５) テレワークについて：

- テレワークを導入している中小企業は２割程度、今後取り組むことを予定している企業を合わせると約３割。

※全都道府県を経済実態に応じ、ABCD４つのランクに分けたもの。
厚労省の中央最低賃金審議会では、各ランクの改定額の目安を示し、その目安額を踏まえ、都道府県別の地方最低賃金審議会において改定額の審議が行われる。

コロナ感染症拡大による経営への影響

○感染症拡大前(2019年）から感染症拡大後(2020年）にかけて、“売上減”を回答した企業の割合は23%から70%に増加。“採算赤字”を回答した企業の割合は22%から50%に増加。

○現在の経営課題として、「コロナ感染拡大による売上減」と回答した企業の割合は65.5%。

○本調査において半数を超える企業がコロナ感染拡大により経営に悪影響が生じている。

図１　問「貴社の売上について、前年と比較して、(1)感染拡大前<2019年>(2)感染拡大開始後<2020年>　をお答えください 」の結果

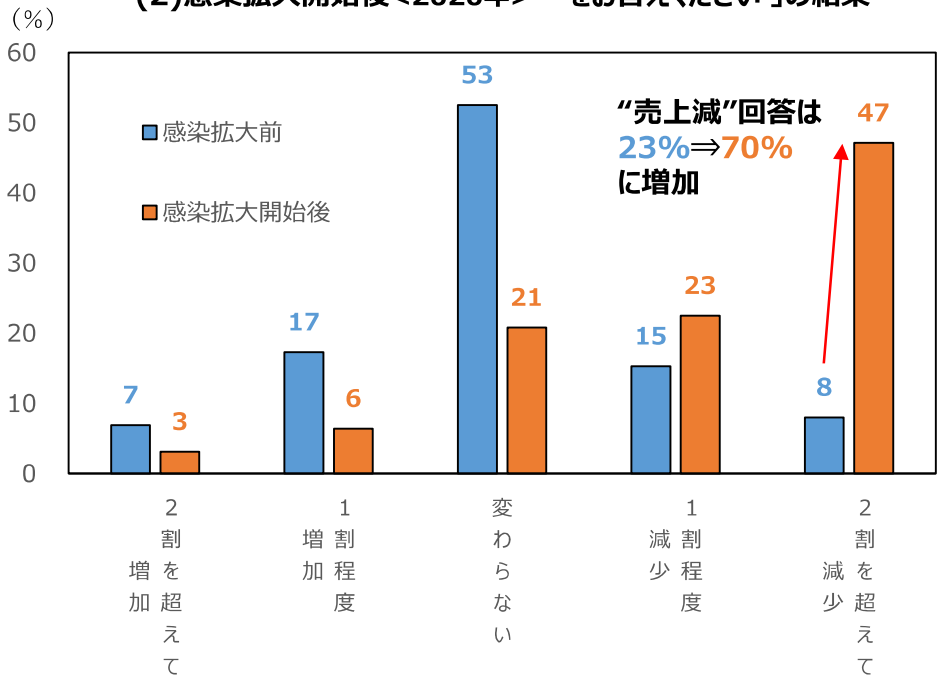

図２　問「貴社の採算について、(1)感染拡大前<2019年>(2)感染拡大開始後<2020年>　をお答えください 」の結果

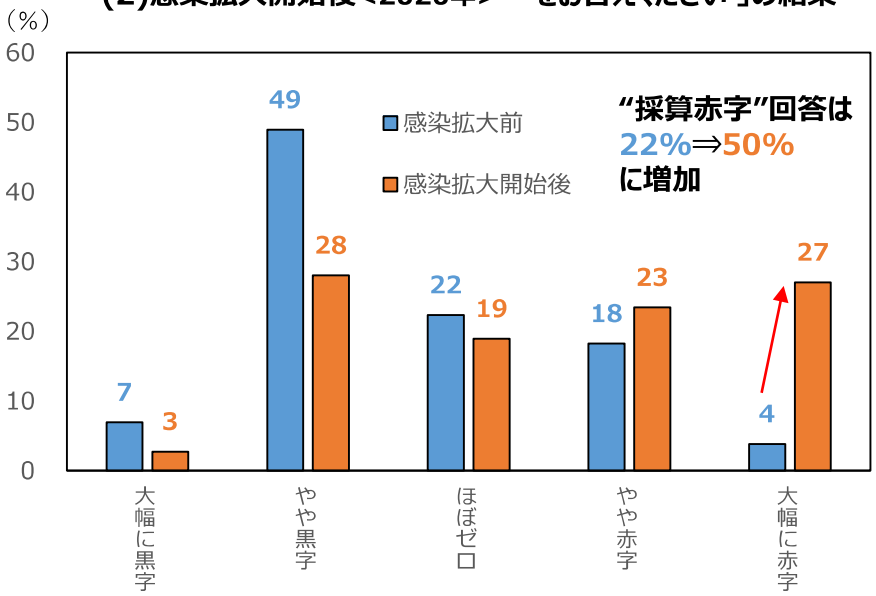

表３　問「貴社が現在抱えている経営課題について、重要度の高い順に３つをお答えください。（上位３つ）」の結果、1-3位に選ばれたものの割合。

上段：件 下段：%	全 体	コロナ感染拡大による売上減	コロナ以外の要因による売上減	材料費や外注費等の仕入れコストの上昇	同業者間の競争激化	人手不足	人件費の上昇	人件費以外の諸経費の上昇	取引先からの値下げ要請	その他	特に問題はない
全　体	4138	2716	1521	1336	1280	1220	982	915	529	351	591
	100.0	65.6	36.8	32.3	30.9	29.5	23.7	22.1	12.8	8.5	14.3

↳ コロナ感染拡大による売上減を**特に課題としている業種**は**「宿泊・飲食サービス」（91.4%）、「生活関連サービス」（87%）**

最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策

○「人件費以外の経費削減」が最も多いが、「業務効率改善への取組による収益力向上」、「製品サービスの新開発/提供方法の見直し」、「事業転換や企業統合を通じた販路拡大等による収益力向上」など前向きな対応策を回答した企業が３割以上。（①）

○「設備投資の抑制」よりも「システムや設備の導入による生産性向上」が上回る。（②）

○「雇用者の削減」、「新規・中途採用の抑制」は１割程度。（③④）

○最低賃金近傍の従業員を抱える企業（事業所内最低賃金と地域別最低賃金の差額が100円未満の企業）では、「雇用削減」の回答割合がやや高いものの、「収益力向上」「値上げ」等の対応策も同様に高い。また、「設備投資の抑制」よりも「システムや設備の導入による生産性向上」が上回る程度が回答者全体に比べて高まる。

図４　問「最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策として、貴社で実施を検討するもの。（複数回答）」の結果

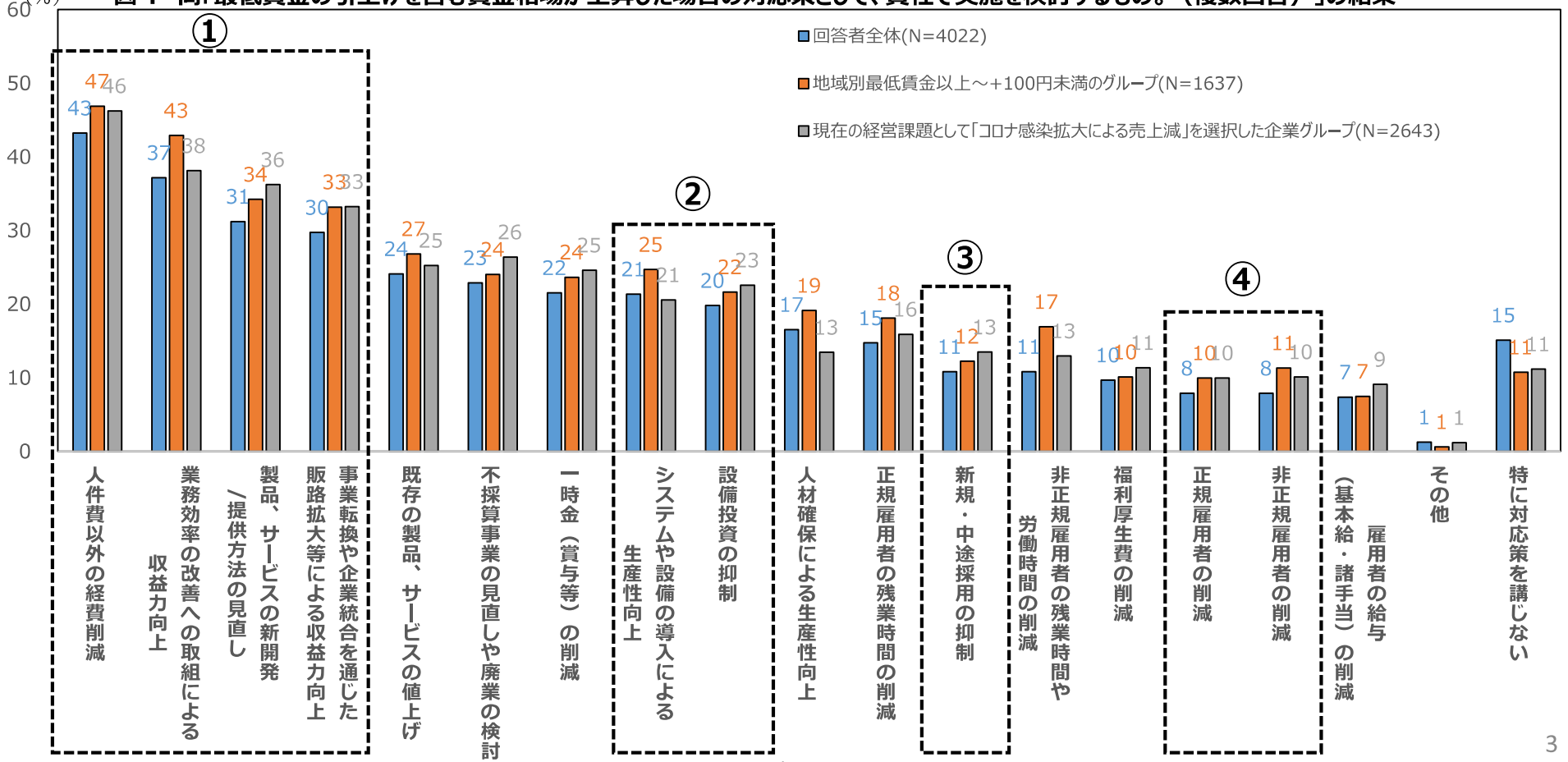

最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策（業種別）

○「人件費以外の経費削減」の回答割合が高い業種は、「運輸業・郵便業」。「業務効率改善への取組による収益力向上」の回答割合が高い業種は、「製造業」。「製品サービスの新開発/提供方法の見直し」、「販路拡大等による収益力向上」、「既存製品、サービスの値上げ」の回答割合が高い業種は、「宿泊・飲食サービス業」。（①）

○「システムや設備の導入による生産性向上」の回答割合が高い業種は「宿泊・飲食サービス業」で、「設備投資の抑制」を大きく上回る。（②）

○「正規雇用者の削減」、「非正規雇用者の削減」の回答割合が高い業種は、「宿泊・飲食サービス業」。（③）

図５　問「最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策として、貴社で実施を検討するもの。（複数回答）」の結果

※事業所内最低賃金が、地域別最低賃金以上～+100円未満のグループ

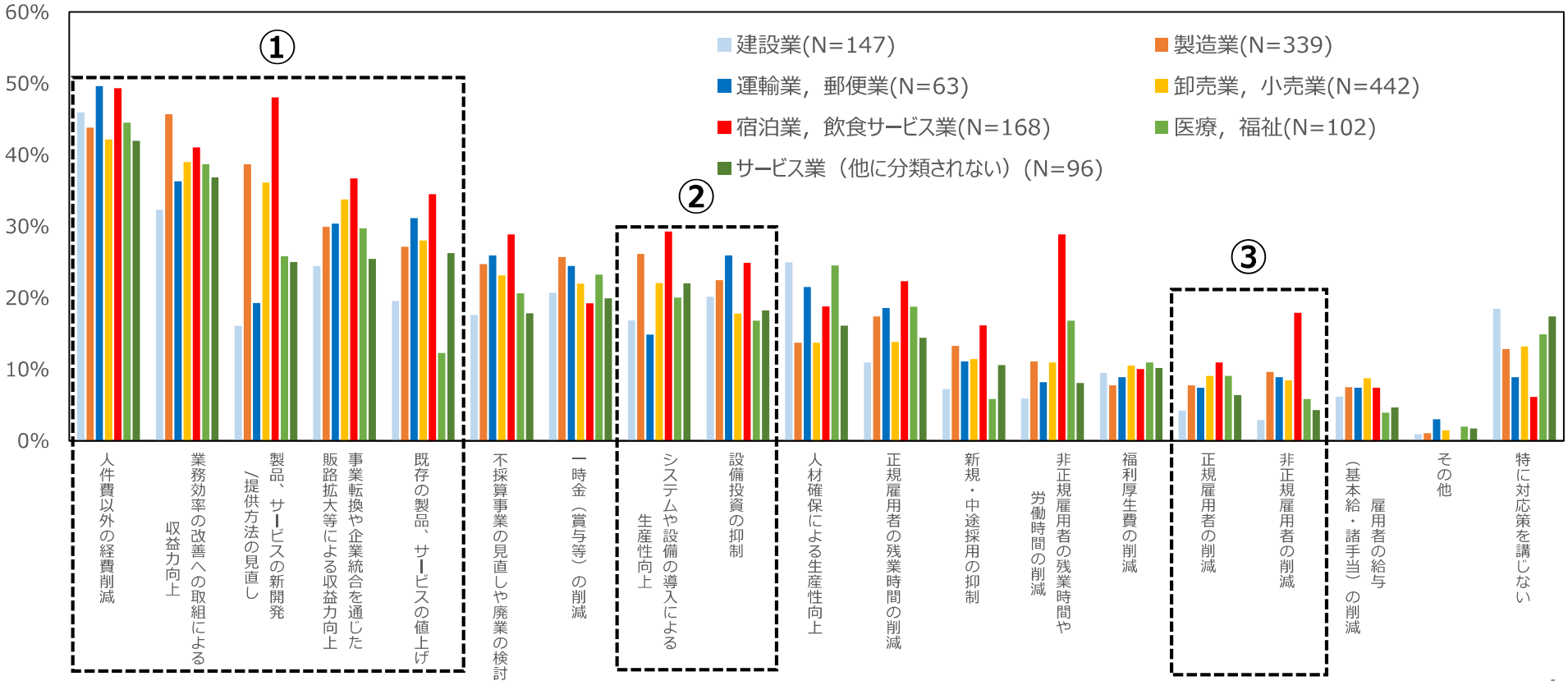

4

最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策（地域別）

○「人件費以外の経費削減」と回答した割合はCランク※において高い。「業務効率改善への取組による収益力向上」、「製品サービスの新開発/提供方法の見直し」はDランクが高い。（①）

○A・B・C・Dのすべての地域で「システムや設備の導入による生産性向上」が「設備投資の抑制」を上回る。（②）

○「正規雇用者の削減」と「非正規雇用者の削減」のC・Dランクにおける回答割合はA・Bランクに対して相対的に低い。（③）

図６　問「最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策として、貴社で実施を検討するもの。（複数回答）」の結果

※事業所内最低賃金が、地域別最低賃金以上～+100円未満のグループ

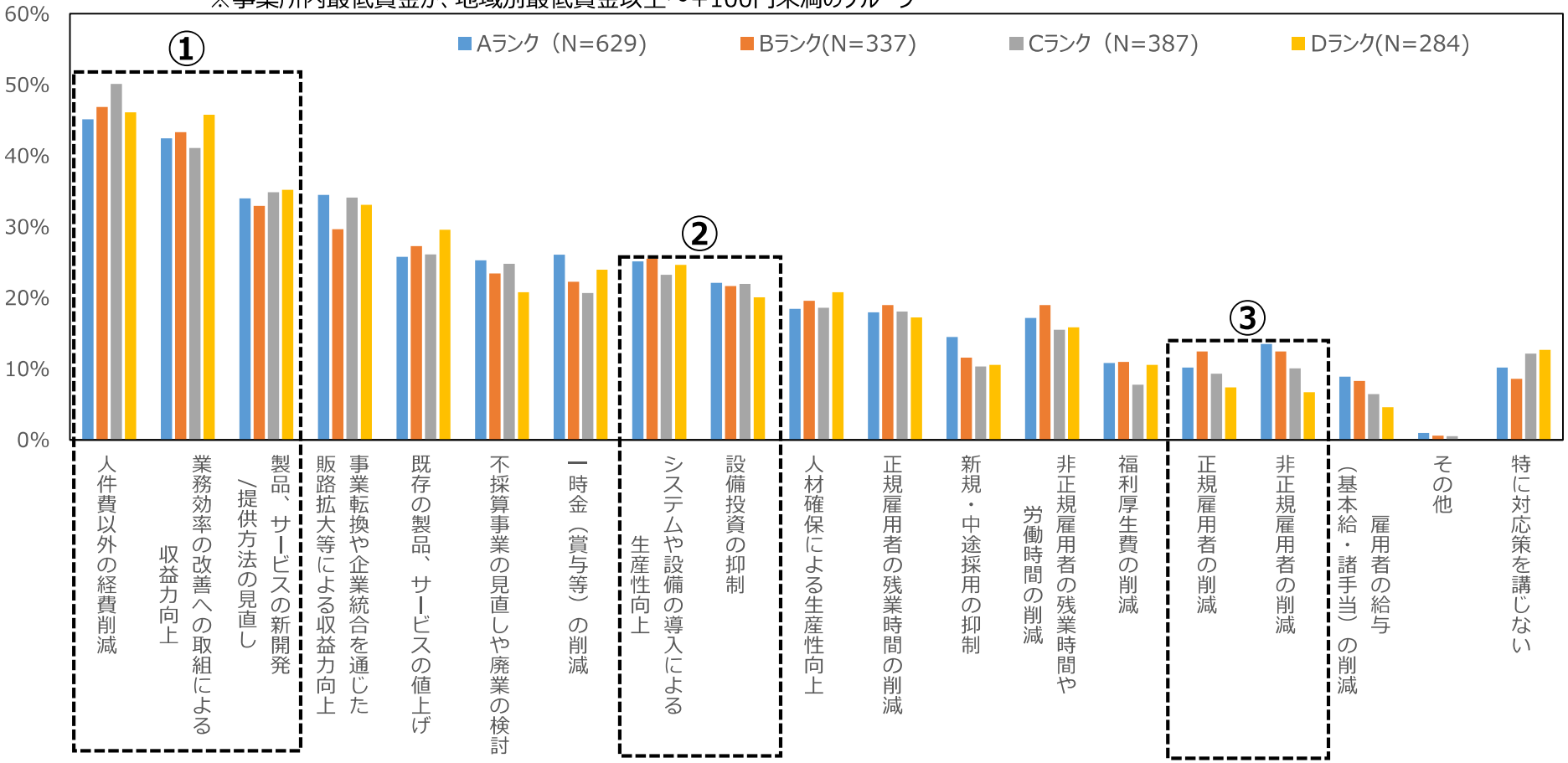

※全都道府県を経済実態に応じ、ABCD４つのランクに分けたもの。
厚労省の中央最低賃金審議会では、各ランクの改定額の目安を示し、その目安額を踏まえ、都道府県別の地方最低賃金審議会において改定額の審議が行われる。

2021年の賃上げ実施見込みについて

○「賃上げ実施予定」の回答割合は、正社員向けの回答割合(36%）が非正社員向け(24%)を上回る。

○「賃上げ実施予定」の回答割合は、正社員/非正社員とも、最低賃金近傍の従業員を抱える企業が高い。

○３割程度の企業が賃上げを実施するかどうか未定。

図７　<2021年の賃上げ実施予定/正社員>

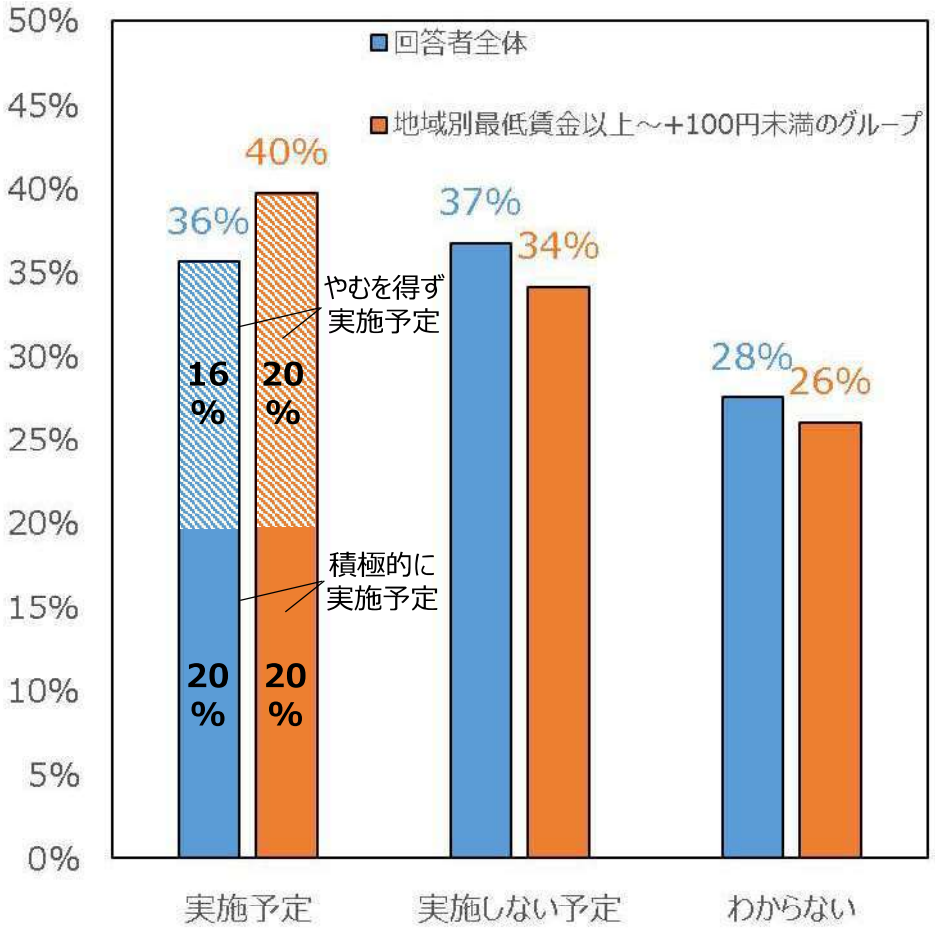

図８　<2021年の賃上げ実施予定/非正社員>

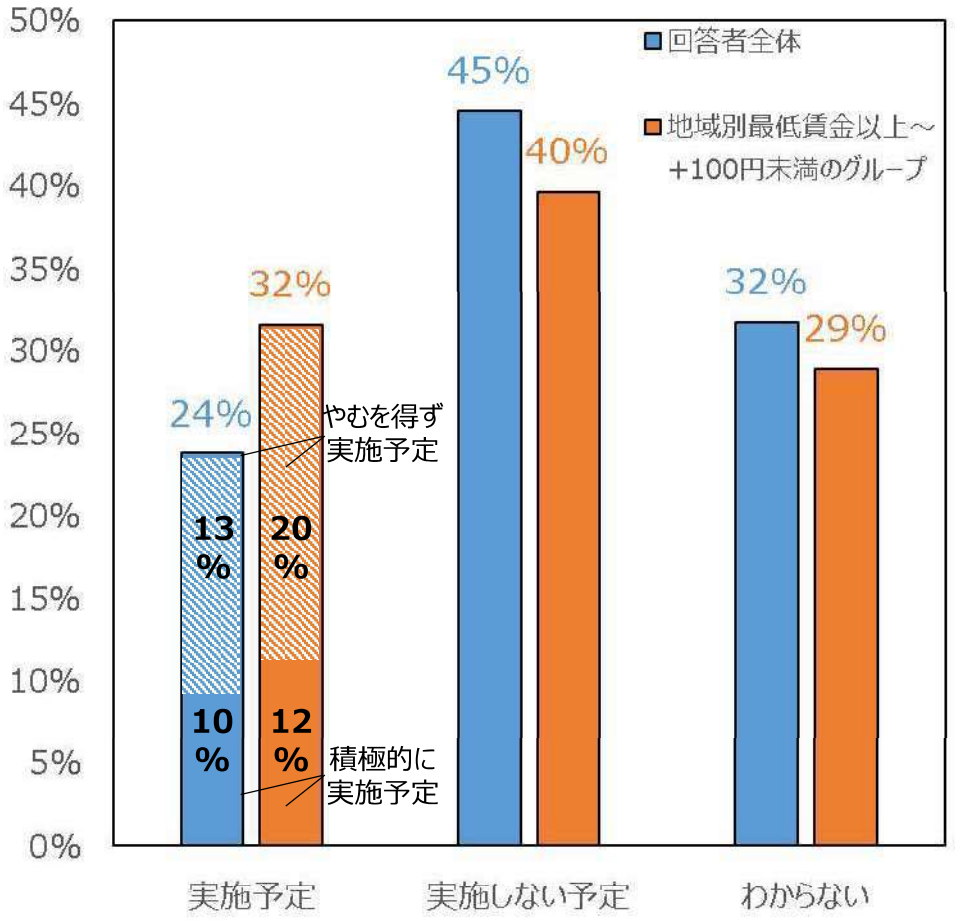

最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合、必要な支援策

○最低賃金近傍の従業員を抱える企業では、必要な支援策（１位）として回答した割合は「景気対策」が最も高い。次いで、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成・教育訓練・技能訓練」への支援の順。

○賃上げを積極的に実施した中小企業（感染症流行後(2020年）のパート・アルバイトの賃上げを積極的に実施したグループ）では、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成・教育訓練・技能訓練支援」が、「景気対策」を上回る。

図９　問「最低賃金の引上げを含む賃金相場の上昇に対応していくために、貴社が必要と考える支援策（1位）」の結果

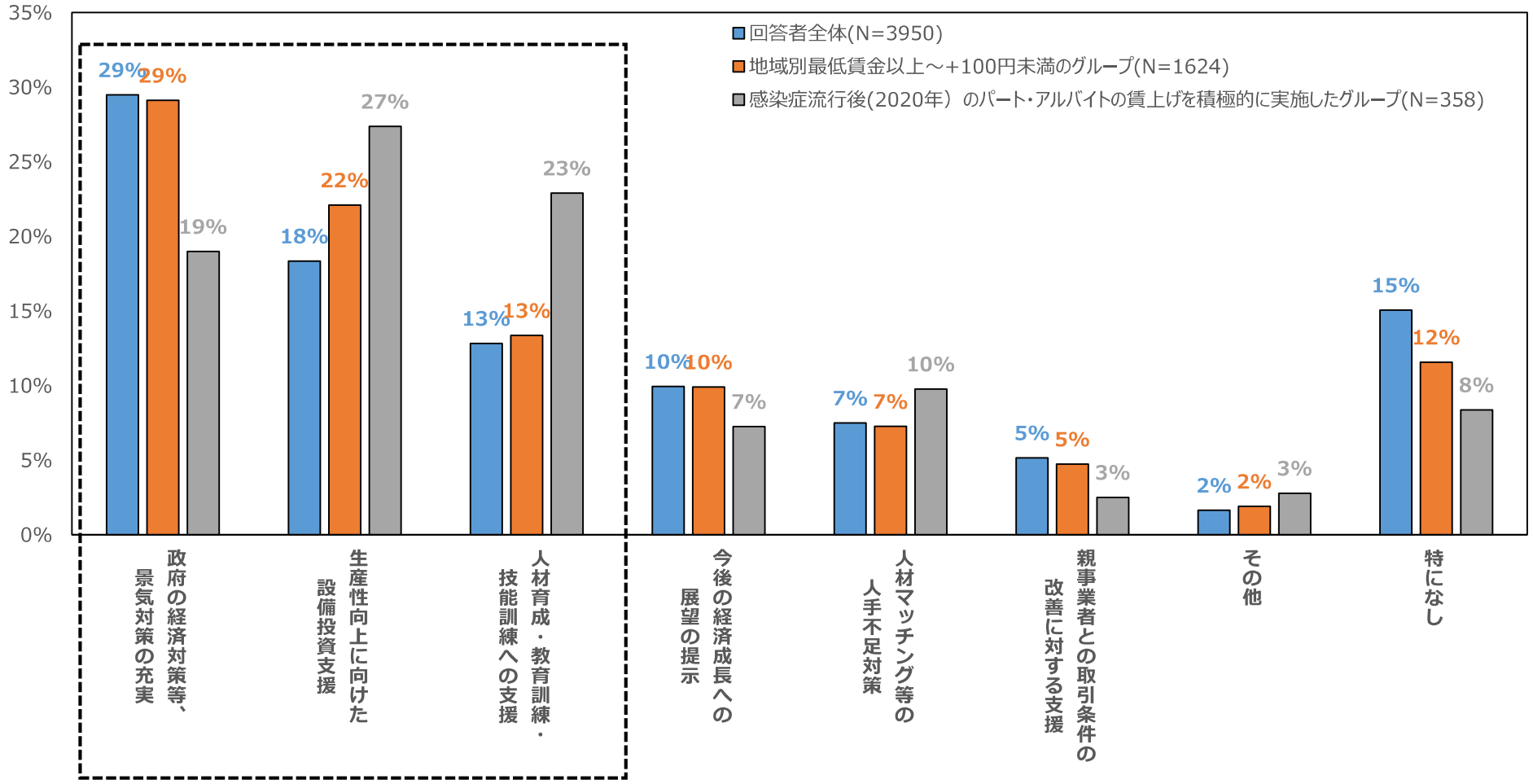

賃上げで見込まれる効果・負担について（非正社員）

○賃上げで見込まれる効果について、「社内人員の士気向上・定着」と回答した割合が最も高く、次いで、「当面の人材確保（採用）」が高い。（①）

○賃上げで見込まれる負担について、「利益の圧縮」の回答割合が高く、「投資向けの資金の減少」が最も低い。（②）

○賃上げに積極的な中小企業や最低賃金近傍の従業員を抱える企業は、「社内人員の士気向上・定着」、「当面の人材確保（採用）」、「中長期的な成長などに必要な優秀な人材の確保」と回答した割合が回答者全体と比較して高い。

図10　問「賃上げを実施することにより、どのような効果や負担が見込まれますか。非正社員についてお答えください。（複数回答）」の結果

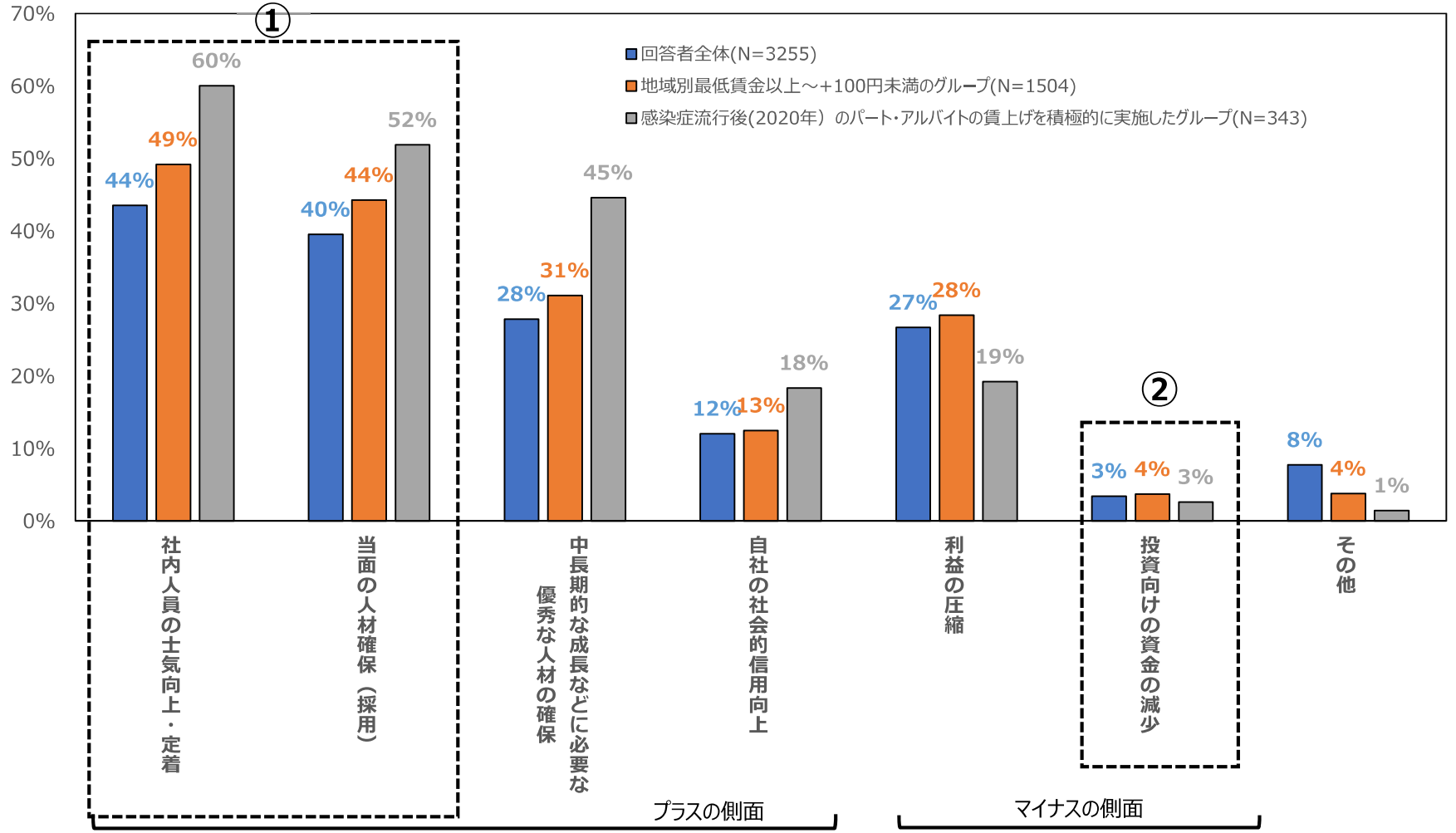

同一労働同一賃金への対応について

同一労働同一賃金の対応について、

○何らかの対応を予定している企業は回答者全体で４割程度、最低賃金近傍の従業員を抱える企業で５割。「非正社員はいるが対応をする予定はない」は２割程度。

○対応内容として最も高いのは「非正社員の基本給の増額」。最低賃金近傍の従業員を抱える企業は非正社員の「基本給」、「賞与」、「退職金」、「各種手当」、「福利厚生」の増額・拡大の回答割合が、回答者全体と比較して高い。

図11　問「同一労働同一賃金が導入された際に、貴社はどのように対応されますか。検討段階のものも含め、すべてお答えください。（複数回答）」の結果

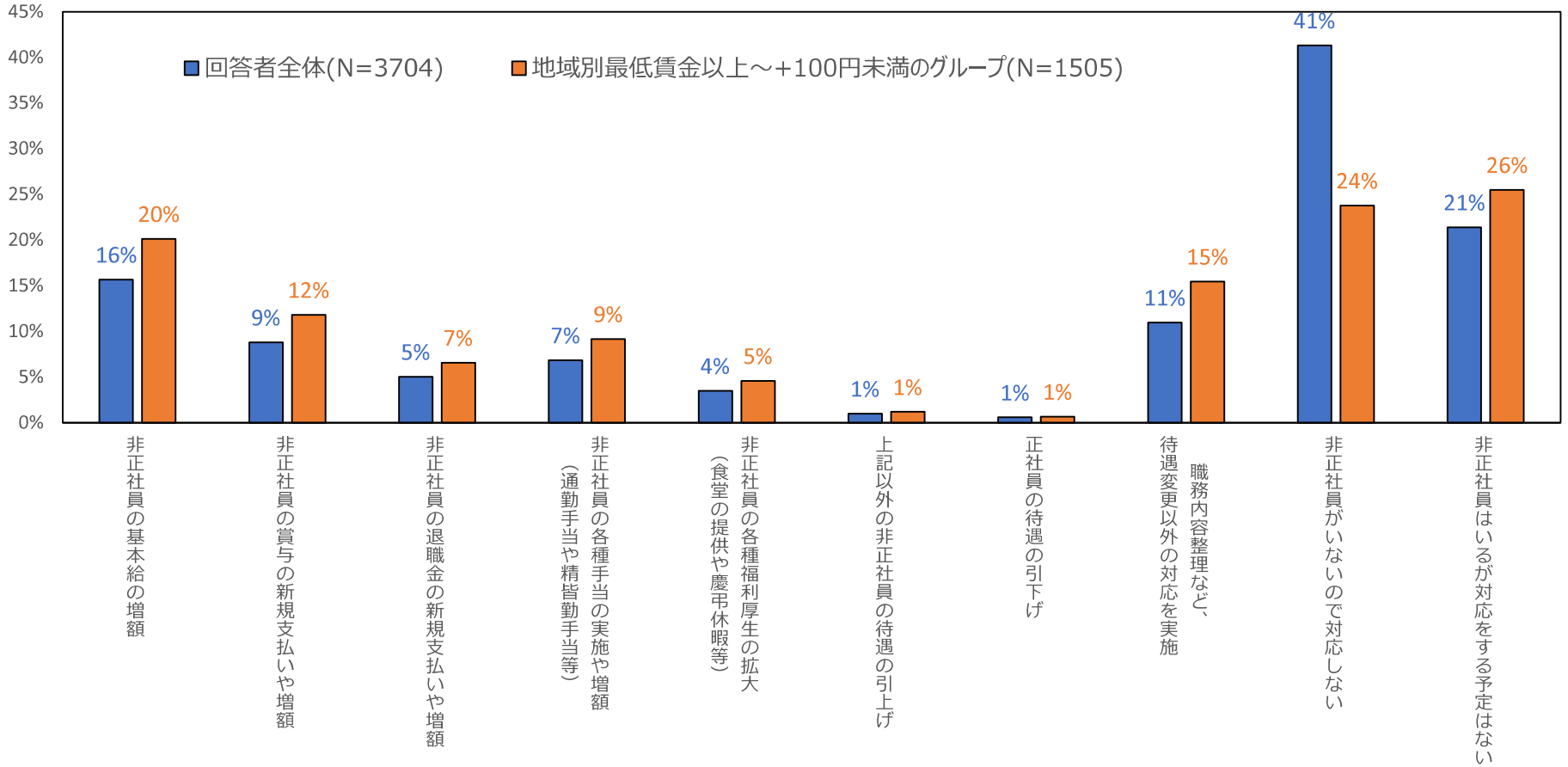

テレワークについて

○テレワークを導入している企業は２割程度。現在取り組んでいる企業と今後重点的に取り組みたい企業と合わせると約３割。

○テレワークを導入しない理由としては、「テレワークに適した仕事がない」、「業務の進行が難しい」、「顧客など外務への対応に支障がある」が多い。回答企業全体と最低賃金近傍の従業員を抱える企業との回答傾向の違いはほとんどない。

図12　問「テレワークの取組状況」の結果

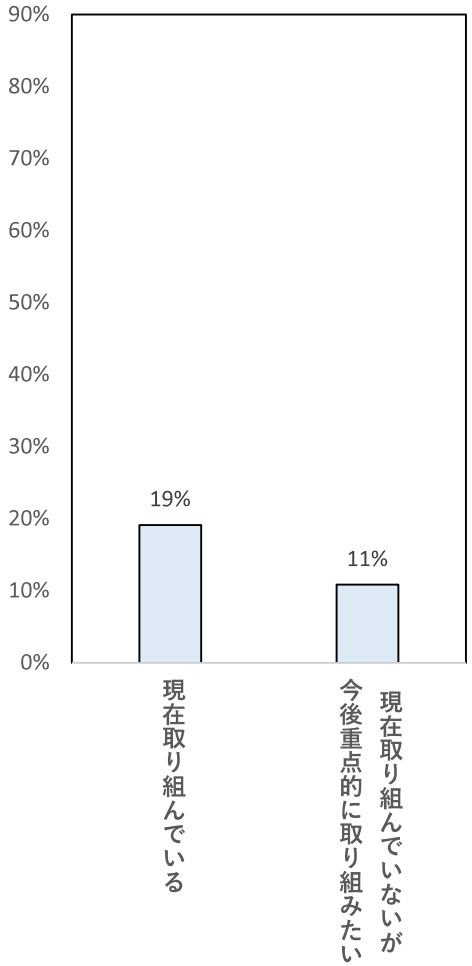

図13　問「テレワークを導入しない理由は何ですか。当てはまる理由をすべてお答えください。（複数回答）」の結果

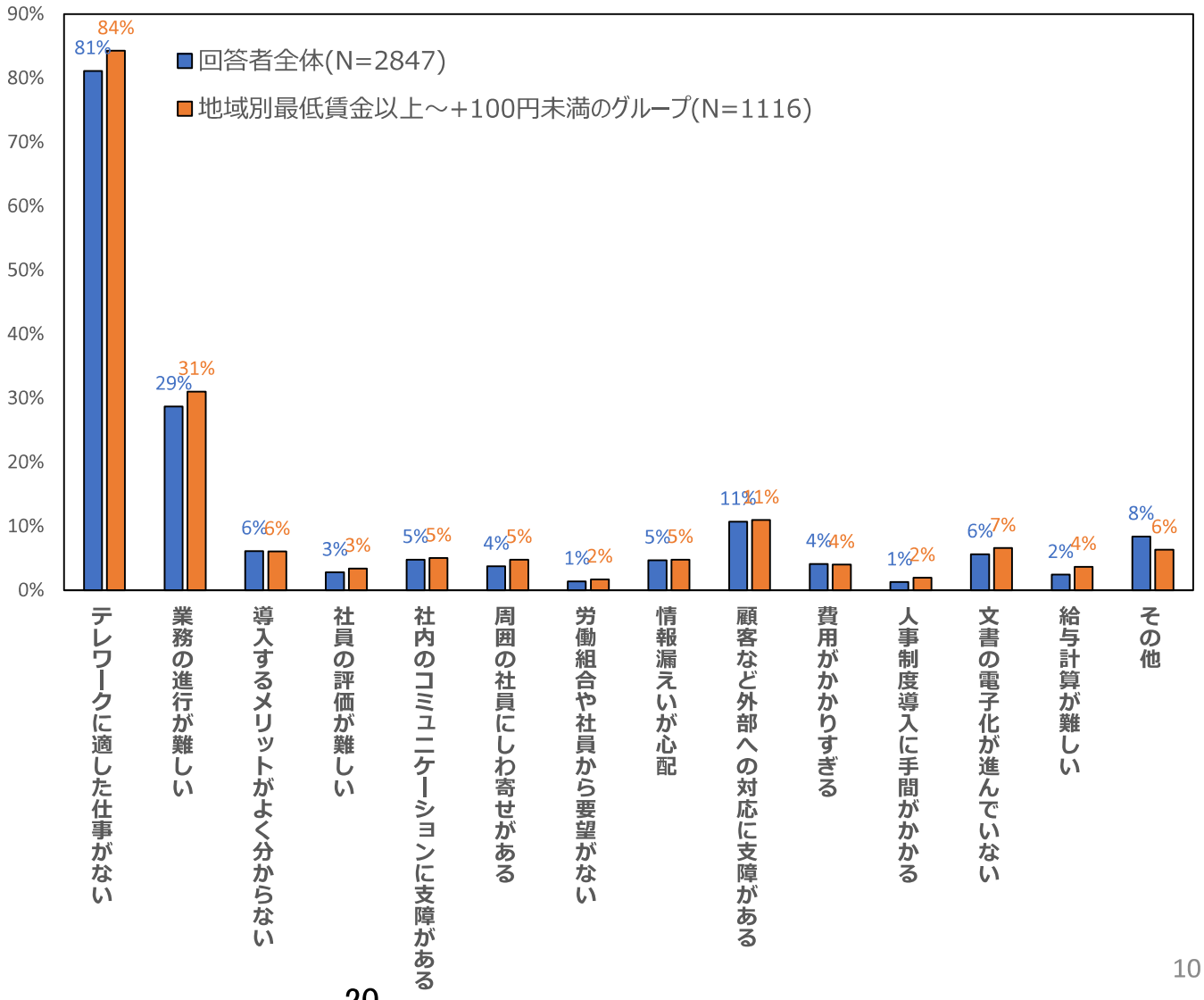

参考１．感染拡大防止のための時短要請の有無

○時短要請を受けたと回答した企業の割合は、5.9%。
○「宿泊・飲食サービス業」では、時短要請を受けたと回答した企業の割合は４割を超える。

表14　問「今年１月の緊急事態宣言発令などに伴って国・自治体から営業時間短縮などの要請を受けていますか。」の結果

			はい（%）	いいえ（%）	分からない（%）
全　体		（4140社）	5.9	92.3	1.8
業種別	建設業	（682社）	1.6	96.3	2.1
	製造業	（703社）	2.8	95.3	1.8
	情報通信業	（129社）	3.1	95.3	1.6
	運輸業，郵便業	（137社）	4.4	94.9	0.7
	卸売業，小売業	（1077社）	4.3	94.0	1.8
	不動産業，物品賃貸業	（323社）	3.7	93.2	3.1
	学術研究，専門･技術サービス業	（237社）	5.5	92.4	2.1
	宿泊業，飲食サービス業	（234社）	44.0	55.1	0.9
	生活関連サービス業，娯楽業	（162社）	11.7	85.8	2.5
	教育，学習支援業	（54社）	7.4	90.7	1.9
	医療，福祉	（156社）	0.6	98.7	0.6
	サービス業（他に分類されない）	（246社）	2.8	96.3	0.8

参考２．各種支援策の利用状況

○時短要請を受けた企業は、「雇用調整助成金」や「融資支援」、「GoToキャンペーン」を利用した割合が高い。
○時短要請を受けた企業で「従業員による休業支援金」を利用した割合は２割程度。

図15　各種支援策の利用状況の結果

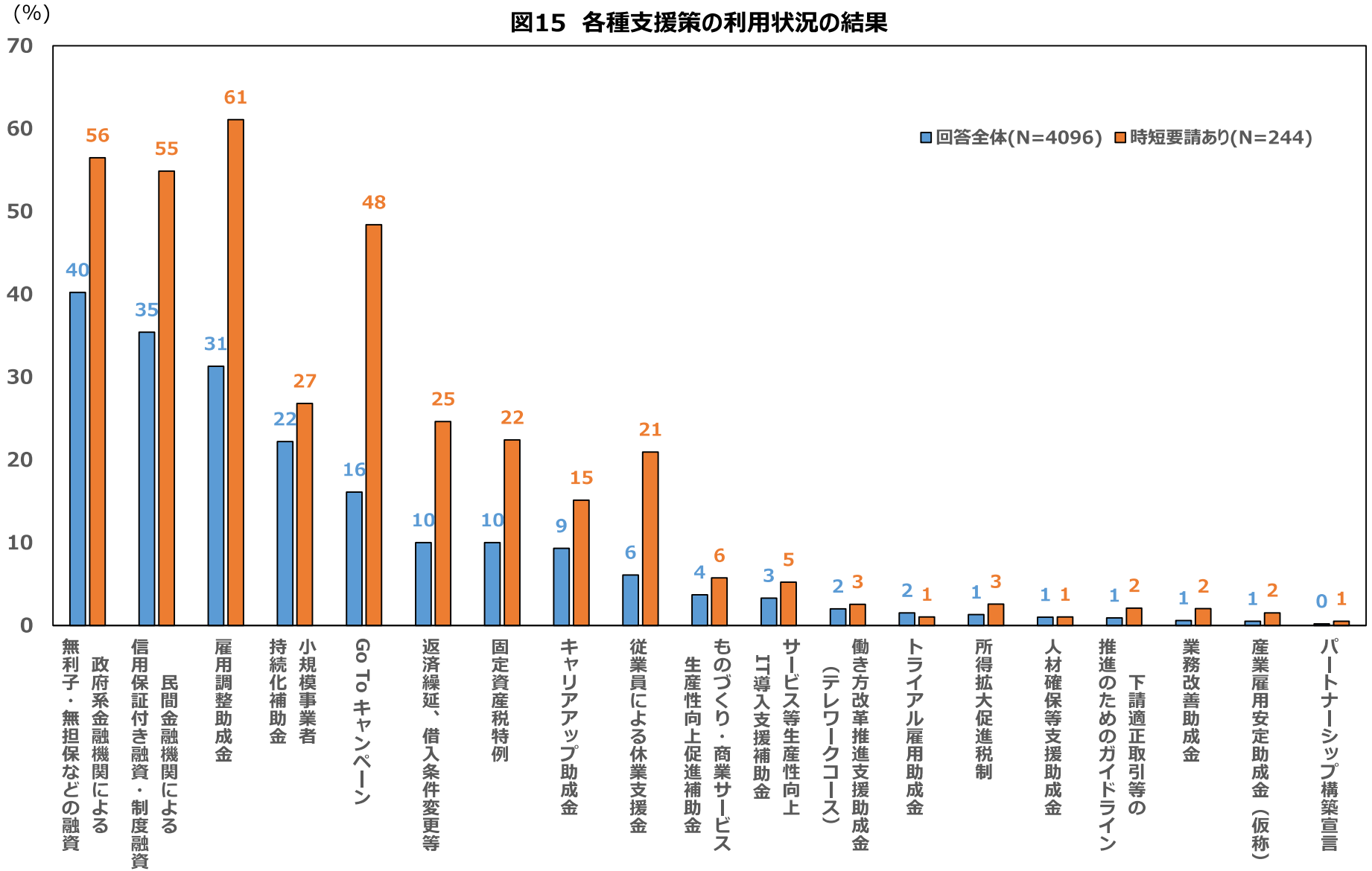

参考３．コロナ関連の各種支援策の利用度・認知度

○コロナ支援策全般に認知度は８割以上と高い。
○「融資」は利用した割合が40%超、「雇用調整助成金」は利用した割合が30%超。

表16

単位：%

雇用調整助成金の利用実績について	利用した（過去も含めて）	従業員に休業をさせていないため、利用していない	売上減等の支給要件に達していないため、利用していない	休業をさせているが、資金不足により休業手当を支払っていないため、利用していない	制度を知らない
	31.3	45.3	14.5	1.1	7.8
従業員による休業支援金の利用実績について	従業員が休業支援金を利用している	制度は知っているが、従業員のシフト減や休業がないため、従業員は利用していない	制度は知っているが、休業手当を支払っているため、従業員は利用していない	制度があることは知っているが、シフト減なども休業支援金の対象になることは知らない	制度を知らない
	6.1	57.8	15.9	5.0	15.2
Go To キャンペーン	利用している 直近2 年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	16.1	11.2	15.2	52.5	4.9
政府系金融機関による無利子・無担保などの融資	利用している 直近2 年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	40.2	3.0	10.7	38.0	8.0
民間金融機関による信用保証付き融資・制度融資	利用している 直近2 年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	35.4	9.6	6.4	38.6	9.9
返済繰延、借入条件変更　等	利用している 直近2 年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	10.0	4.6	9.4	56.4	19.7

参考４．働き方改革・生産性向上等の各種支援策の利用度・認知度①

○「小規模事業者持続化補助金」を利用した割合は３割程度。「キャリアアップ助成金」、「ものづくり補助金」、「トライアル雇用助成金」は１割程度。

○「キャリアアップ助成金」、「業務改善助成金」、「人材確保等支援助成金」、「産業雇用安定助成金」、「トライアル雇用助成金」、「働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）」は認知度が5割以下。

表17

単位：%

キャリアアップ助成金	知っており、利用した	知っているが利用していない	知らない		
	9.3	35.6	55.1		
ものづくり・商業サービス生産性向上促進補助金	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	3.7	4.1	13.7	37.5	41.0
小規模事業者持続化補助金	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	22.2	5.5	12.5	35.5	24.4
サービス等生産性向上IT導入支援補助金	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	3.3	2.4	18.1	36.6	39.6
業務改善助成金	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	0.6	0.3	15.9	30.2	52.9
人材確保等支援助成金	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	1.0	0.9	14.7	30.9	52.6
産業雇用安定助成金（仮称）	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	0.5	0.2	8.4	21.5	69.3
トライアル雇用助成金	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	1.5	7.2	9.2	27.7	54.3
働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	2.0	0.6	9.1	38.7	49.6

参考５．働き方改革・生産性向上等の各種支援策の利用度・認知度②

○「所得拡大促進税制」、大企業が主に取り組むべき「下請け取引ガイドライン」、「パートナーシップ構築宣言」を利用した割合は1割未満で、認知度ともに低い。

表18

単位：%

所得拡大促進税制	利用している 直近2 年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、 今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	1.3	1.1	6.9	20.4	70.3
下請適正取引等の推進のためのガイドライン	利用している 直近2 年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、 今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	0.9	0.3	6.5	28.6	63.6
パートナーシップ構築宣言	利用している 直近2 年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、 今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	0.2	0.0	4.9	20.2	74.7

参考６．回答企業の属性

業種別

建設業	製造業	情報通信業	運輸業，郵便業	卸売業，小売業	不動産業，物品賃貸業
684 件	705 件	129 件	137 件	1079 件	324 件
16.5 %	17.0 %	3.1 %	3.3 %	26.0 %	7.8 %

学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	教育，学習支援業	医療，福祉	サービス業（他に分類されない）
238 件	234 件	163 件	54 件	157 件	247 件
5.7 %	5.6 %	3.9 %	1.3 %	3.8 %	6.0 %

従業員規模別

1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人
1312 件	730 件	652 件	278 件	294 件
35.7 %	19.8 %	17.7 %	7.6 %	8.0 %

50～99人	100～199人	200～299人	300人以上
218 件	109 件	37 件	49 件
5.9 %	3.0 %	1.0 %	1.3 %

＜家計調査＞

追加参考図表１

令和３年６月４日
総務省統計局

新型コロナウイルス感染症の影響により
名目支出額に大きな変動が見られた主な品目など

新型コロナウイルス感染症の影響により、名目支出額に大きな変動が見られた主な品目などについて、３か年（2019年～2021年）の４月の推移をまとめると、以下の表のとおりとなっている。

表　名目支出額に大きな変動が見られた主な品目など

（円）

品目	2021年４月	2020年４月	2019年４月
食料			
米	1,802	2,110	1,877
パスタ	120	181	106
生鮮肉	6,214	7,002	5,745
冷凍調理食品	822	746	640
チューハイ・カクテル	392	391	277
食事代	8,189	4,429	11,730
飲酒代	335	169	1,697
家具・家事用品			
他の家事用消耗品のその他　※ウェットティッシュ、除菌スプレーを含む。	925	1,260	744
被服及び履物			
背広服	253	51	245
保健医療			
保健用消耗品　※マスク、ガーゼを含む。	1,130	1,631	713
交通・通信			
鉄道通学定期代	837	170	1,392
鉄道運賃	870	252	2,439
バス代	135	80	275
タクシー代	246	129	397
航空運賃	93	26	464
有料道路料	447	335	774
ガソリン	4,525	3,559	5,481
教養娯楽			
宿泊料	875	110	2,244
パック旅行費	395	116	4,230
映画・演劇等入場料	259	42	563
文化施設入場料	90	10	235
遊園地入場・乗物代	70	6	254
インターネット接続料	2,673	2,521	2,102
その他の消費支出			
カット代	532	328	497
他の理美容代　※エステティック，ヘアセット代を含む。	1,867	1,001	1,767
浴用・洗顔石けん	518	608	469
ファンデーション	144	140	211
口紅	34	48	80
（参考）消費支出	301,043	267,922	301,136

表１

支給決定額（大分類別）

	産業分類（大分類）	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額（百万円）	割合	支給決定額（百万円）	割合
1	製造業	896,857	26.2%	13,314	5.3%
2	卸売業、小売業	539,396	15.8%	36,051	14.3%
3	宿泊業、飲食サービス業	484,972	14.2%	103,635	41.1%
4	運輸業、郵便業	409,636	12.0%	5,926	2.4%
5	生活関連サービス業、娯楽業	255,094	7.5%	25,116	10.0%
6	サービス業（他に分類されないもの）	242,975	7.1%	24,508	9.7%
7	学術研究、専門・技術サービス業	151,695	4.4%	10,335	4.1%
8	建設業	120,756	3.5%	4,925	2.0%
9	情報通信業	112,992	3.3%	3,826	1.5%
10	不動産業、物品賃貸業	73,651	2.2%	5,885	2.3%
11	医療、福祉	63,498	1.9%	6,560	2.6%
12	教育、学習支援業	31,372	0.9%	5,954	2.4%
13	金融業、保険業	15,957	0.5%	620	0.2%
14	複合サービス業	7,467	0.2%	456	0.2%
15	分類不能の産業	5,911	0.2%	4,246	1.7%
16	農業、林業	1,607	0.0%	288	0.1%
17	鉱業、採石業、砂利採取業	869	0.0%	36	0.0%
18	漁業	822	0.0%	147	0.1%
19	電気・ガス・熱供給・水道業	644	0.0%	34	0.0%
20	公務（他に分類されるものを除く）	504	0.0%	62	0.0%
合計		3,416,677	100%	251,924	100%

※１　支給決定額は、申請日が令和２年１月24日以降の申請について、令和３年５月末までの支給決定分を集計したもの

※２　雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※３　雇用調整助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べ、上位５産業について網掛けをしている

※４　産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている

表２

支給決定額（中分類別）

	産業分類（中分類）	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額（百万円）	割合	支給決定額（百万円）	割合
1	飲食店	269,269	7.9%	87,131	34.6%
2	宿泊業	213,322	6.2%	15,907	6.3%
3	道路旅客運送業	170,410	5.0%	2,392	0.9%
4	輸送用機械器具製造業	153,608	4.5%	592	0.2%
5	その他の事業サービス業	146,503	4.3%	17,595	7.0%
6	専門サービス業（他に分類されないもの）	111,039	3.2%	8,482	3.4%
7	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	109,739	3.2%	2,911	1.2%
8	娯楽業	107,285	3.1%	14,153	5.6%
9	運輸に附帯するサービス業	106,406	3.1%	1,604	0.6%
10	その他の小売業	100,028	2.9%	8,642	3.4%
11	金属製品製造業	95,068	2.8%	959	0.4%
12	食料品製造業	80,964	2.4%	5,419	2.2%
13	はん用機械器具製造業	80,641	2.4%	438	0.2%
14	洗濯・理容・美容・浴場業	76,411	2.2%	5,772	2.3%
15	情報サービス業	73,435	2.1%	2,065	0.8%
16	その他の生活関連サービス業	71,398	2.1%	5,191	2.1%
17	電気機械器具製造業	69,033	2.0%	490	0.2%
18	道路貨物運送業	67,707	2.0%	1,254	0.5%
19	飲食料品小売業	59,747	1.7%	8,694	3.5%
20	繊維工業	58,990	1.7%	1,007	0.4%
21	織物・衣服・身の回り品小売業	58,444	1.7%	4,579	1.8%
22	その他の卸売業	55,770	1.6%	2,342	0.9%
23	印刷・同関連業	52,035	1.5%	1,042	0.4%
24	各種商品小売業	51,316	1.5%	2,680	1.1%
25	鉄鋼業	50,514	1.5%	105	0.0%
26	職別工事業（設備工事業を除く）	47,588	1.4%	1,966	0.8%
27	職業紹介・労働者派遣業	45,474	1.3%	2,410	1.0%
28	医療業	44,283	1.3%	4,284	1.7%
29	総合工事業	40,383	1.2%	1,888	0.7%
30	その他の製造業	40,326	1.2%	712	0.3%
31	航空運輸業	39,082	1.1%	153	0.1%
32	設備工事業	32,785	1.0%	1,071	0.4%
33	上記以外	637,676	18.7%	37,993	15.1%
合計		3,416,677	100%	251,924	100%

※１　支給決定額は、申請日が令和２年１月24日以降の申請について、令和３年５月末までの支給決定分を集計したもの
※２　雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む
※３　雇用調整助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べ、上位５産業について網掛けをしている
※４　雇用調整助成金に係る支給決定額が全体に占める割合で１％以上の産業を掲載している
※５　産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている

表３

支給決定額（都道府県別）

	都道府県	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額（百万円）	割合	支給決定額（百万円）	割合
1	北海道	86,762	2.5%	6,286	2.5%
2	青森	14,912	0.4%	584	0.2%
3	岩手	16,998	0.5%	609	0.2%
4	宮城	36,446	1.1%	2,409	1.0%
5	秋田	11,698	0.3%	644	0.3%
6	山形	20,949	0.6%	867	0.3%
7	福島	34,038	1.0%	1,858	0.7%
8	茨城	36,068	1.1%	1,875	0.7%
9	栃木	35,315	1.0%	1,741	0.7%
10	群馬	44,752	1.3%	1,986	0.8%
11	埼玉	92,871	2.7%	6,314	2.5%
12	千葉	122,302	3.6%	8,127	3.2%
13	東京	993,532	29.1%	83,761	33.2%
14	神奈川	158,604	4.6%	13,467	5.3%
15	新潟	45,228	1.3%	1,783	0.7%
16	富山	28,377	0.8%	1,046	0.4%
17	石川	39,501	1.2%	1,856	0.7%
18	福井	23,769	0.7%	951	0.4%
19	山梨	22,437	0.7%	1,330	0.5%
20	長野	55,807	1.6%	3,671	1.5%
21	岐阜	48,439	1.4%	2,520	1.0%
22	静岡	94,842	2.8%	4,751	1.9%
23	愛知	246,219	7.2%	13,730	5.5%
24	三重	33,042	1.0%	1,941	0.8%
25	滋賀	24,354	0.7%	1,674	0.7%
26	京都	94,072	2.8%	9,315	3.7%
27	大阪	346,193	10.1%	30,277	12.0%
28	兵庫	103,905	3.0%	8,541	3.4%
29	奈良	16,612	0.5%	1,452	0.6%
30	和歌山	15,787	0.5%	1,042	0.4%
31	鳥取	11,003	0.3%	507	0.2%
32	島根	10,456	0.3%	765	0.3%
33	岡山	39,040	1.1%	2,731	1.1%
34	広島	75,419	2.2%	3,492	1.4%
35	山口	20,505	0.6%	1,863	0.7%
36	徳島	8,744	0.3%	503	0.2%
37	香川	17,788	0.5%	1,133	0.4%
38	愛媛	18,630	0.5%	1,191	0.5%
39	高知	8,637	0.3%	751	0.3%
40	福岡	114,190	3.3%	10,913	4.3%
41	佐賀	9,499	0.3%	552	0.2%
42	長崎	17,386	0.5%	1,239	0.5%
43	熊本	27,695	0.8%	1,846	0.7%
44	大分	22,045	0.6%	1,900	0.8%
45	宮崎	12,074	0.4%	905	0.4%
46	鹿児島	16,313	0.5%	1,239	0.5%
47	沖縄	43,424	1.3%	3,985	1.6%
合計		3,416,677	100%	251,924	100%

※１　支給決定額は、申請日が令和２年１月24日以降の申請について、令和３年５月末までの支給決定分を集計したもの

※２　雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※３　上位５都道府県について、網掛けをしている

表４

支給決定額（企業規模別）

	企業規模	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額（百万円）	割合	支給決定額（百万円）	割合
1	中小企業	2,700,258	81.2%	211,738	87.7%
2	大企業	623,374	18.8%	29,696	12.3%
合計		3,323,632	100%	241,434	100%

※１　支給決定額は、申請日が令和２年１月24日以降の申請について、令和３年５月末までの支給決定分を集計したもの

※２　雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※３　令和２年７月５日以前に行った支給決定では、企業規模が入力必須項目となっていなかったため、企業規模が不明なものを除いた額となっている。

産業別にみた企業の売上高営業利益率の推移

売上高営業利益率

（単位：%）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年					令和2年					令和3年
											1－3月	4－6月	7－9月	10-12月		1－3月	4－6月	7－9月	10-12月	1－3月
全産業（除く金融保険業）	3.3	3.1	3.2	3.8	4.1	4.5	4.6	4.8	4.7	4.6	5.2	4.8	4.1	4.3	3.4	3.9	2.1	2.8	4.4	4.7
製造業	3.5	2.8	2.8	4.1	4.4	4.6	4.3	5.5	5.2	4.1	4.2	4.3	3.9	4.0	3.0	3.0	0.5	2.6	5.2	5.2
食料品製造業	2.6	3.4	3.1	3.1	2.6	3.7	4.4	4.7	4.3	3.6	1.3	4.6	3.8	4.2	2.6	1.7	1.3	3.3	4.0	1.6
繊維工業	1.6	3.5	3.1	2.7	2.7	1.6	2.8	2.4	2.7	1.9	1.0	1.7	2.9	1.9	▲ 0.2	0.5	▲ 3.3	▲ 2.7	3.8	▲ 3.9
木材・木製品製造業	3.2	3.5	0.7	2.4	2.6	1.1	3.8	3.8	3.5	3.6	3.1	3.2	3.8	4.2	3.4	3.7	2.9	1.9	5.1	2.6
パルプ・紙・紙加工品製造業	3.3	3.6	2.8	2.7	2.9	3.1	3.5	2.5	2.1	3.5	1.8	3.4	4.2	4.7	3.9	3.7	2.7	2.9	6.0	5.8
印刷・同関連業	1.8	1.5	1.9	3.2	2.5	2.2	2.6	2.7	2.5	2.4	3.6	2.7	1.6	1.7	1.0	3.4	▲ 2.0	▲ 0.4	2.0	5.3
化学工業	8.0	6.9	6.3	6.9	7.0	7.9	8.4	9.5	8.7	8.8	8.2	9.3	8.4	9.3	8.1	6.5	8.7	7.8	9.3	7.9
石油製品・石炭製品製造業	1.4	2.8	0.4	1.5	▲ 0.8	▲ 0.3	2.5	3.8	2.1	1.3	1.2	1.4	0.4	2.4	▲ 2.5	▲ 8.9	▲ 8.3	6.6	3.2	7.5
窯業・土石製品製造業	5.1	4.6	3.6	5.2	4.5	4.3	4.8	6.1	6.2	5.3	5.9	4.0	5.8	5.7	3.7	3.1	2.7	2.0	6.3	5.9
鉄鋼業	3.7	2.0	▲ 0.0	2.8	4.2	3.4	1.4	3.2	3.2	0.6	1.8	0.2	0.2	0.0	▲ 1.1	0.2	▲ 4.7	▲ 4.6	3.4	2.9
非鉄金属製造業	2.9	2.4	2.3	2.9	2.8	3.0	3.0	4.3	3.1	2.5	2.0	2.7	2.3	3.0	2.4	1.8	1.2	2.2	4.0	3.1
金属製品製造業	3.7	3.0	3.4	4.3	5.2	4.5	5.7	5.4	4.9	4.5	5.4	5.0	2.4	5.2	3.4	6.8	▲ 1.5	2.4	5.1	7.4
はん用機械器具製造業	2.9	3.3	3.9	4.6	5.9	5.6	5.6	8.0	8.2	6.8	10.7	4.0	8.1	3.1	4.9	8.7	0.6	3.3	5.5	10.1
生産用機械器具製造業	4.3	4.6	3.7	4.5	5.8	6.1	4.5	6.9	8.1	6.2	7.6	6.5	6.4	3.8	5.1	6.5	3.9	3.7	6.1	7.5
業務用機械器具製造業	5.3	5.5	4.8	5.8	6.9	6.1	5.2	6.1	6.1	4.0	4.4	3.7	5.1	2.9	2.5	4.0	▲ 0.1	1.2	4.5	6.4
電気機械器具製造業	3.6	2.8	1.6	3.2	4.8	3.8	3.1	5.5	5.6	4.3	4.2	3.8	4.3	4.7	3.0	3.2	1.1	2.5	4.9	6.1
情報通信機械器具製造業	2.2	0.8	▲ 0.0	2.1	3.7	3.5	2.7	5.1	4.6	2.2	3.8	0.1	2.3	2.5	2.6	3.2	0.8	2.5	3.7	4.8
輸送用機械器具製造業	2.1	0.2	2.8	5.8	5.6	5.6	3.7	4.9	4.3	2.7	2.6	3.9	2.1	2.1	0.2	0.8	▲ 7.3	0.0	4.2	3.0
自動車・同附属品製造業	1.8	▲ 0.4	2.6	5.7	5.7	5.6	3.7	5.1	4.6	2.8	2.6	4.1	2.3	2.2	0.1	0.4	▲ 7.8	0.1	4.5	3.1
その他の輸送用機械器具製造業	5.4	5.3	4.7	6.4	4.6	4.7	3.1	2.7	1.3	1.1	2.5	0.9	0.2	0.5	0.5	4.0	▲ 2.8	▲ 1.4	0.5	2.9
その他の製造業	4.4	1.9	3.3	4.2	3.9	4.8	5.9	6.2	5.6	5.5	5.3	5.7	5.3	5.5	6.0	5.5	4.8	5.6	7.8	9.0
非製造業	3.1	3.2	3.4	3.6	4.0	4.5	4.6	4.6	4.5	4.8	5.6	5.0	4.2	4.4	3.5	4.3	2.7	2.9	4.1	4.6
農林水産業	▲ 0.9	3.7	▲ 0.3	▲ 0.0	2.1	1.9	3.7	0.9	▲ 0.3	0.7	1.8	▲ 0.3	▲ 3.2	3.7	▲ 2.7	0.6	▲ 7.8	▲ 4.2	▲ 0.4	2.2
農業、林業	▲ 1.2	3.9	▲ 1.8	▲ 0.2	1.8	1.5	4.4	1.0	▲ 1.7	1.6	0.4	0.9	1.1	3.5	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 6.5	▲ 1.8	2.1	3.2
漁業	▲ 0.2	3.4	3.5	0.4	3.2	3.3	2.1	0.6	3.8	▲ 1.4	6.1	▲ 3.3	▲ 13.2	4.4	▲ 6.0	2.8	▲ 11.3	▲ 10.8	▲ 6.3	▲ 1.0
鉱業、採石業、砂利採取業	27.1	30.0	33.9	31.2	32.6	22.1	13.5	19.1	18.7	19.8	15.8	21.8	21.6	20.5	12.5	12.8	8.0	13.7	14.8	19.7
建設業	2.5	2.3	2.9	2.9	4.2	5.1	6.0	5.8	5.3	5.4	8.6	3.4	5.3	3.2	5.4	8.4	2.5	4.6	4.8	9.0
電気業	7.0	▲ 1.1	▲ 5.5	▲ 1.4	1.7	6.5	5.2	3.7	3.2	3.9	3.7	4.4	5.4	1.8	3.8	1.5	4.2	8.8	0.0	▲ 1.1
ガス・熱供給・水道業	5.1	2.5	6.6	3.8	4.2	9.2	5.8	4.6	2.9	5.0	9.6	8.8	▲ 0.3	▲ 0.1	4.9	6.4	6.0	4.3	2.1	4.1
情報通信業	6.7	7.6	8.2	7.7	8.1	8.6	8.9	9.1	9.4	8.6	7.3	10.1	7.7	9.4	8.7	7.3	10.4	8.2	9.1	7.7
運輸業、郵便業	5.2	4.3	4.9	5.2	5.0	6.2	5.7	5.9	6.8	6.4	3.2	7.1	7.5	7.9	▲ 2.7	0.3	▲ 8.3	▲ 2.7	▲ 1.0	▲ 2.1
陸運業	5.7	5.1	5.6	6.3	6.0	7.7	7.2	7.5	8.4	7.6	4.1	8.5	8.5	9.3	▲ 1.4	1.0	▲ 7.5	▲ 2.2	2.3	▲ 4.2
水運業	4.5	▲ 1.0	▲ 0.2	1.7	1.8	1.5	0.2	0.7	0.5	2.9	1.2	2.7	4.6	3.2	0.1	▲ 1.9	▲ 1.3	▲ 0.1	4.0	▲ 2.0
その他の運輸業	4.2	4.8	5.6	4.5	3.8	5.0	4.6	5.1	5.8	5.0	2.0	5.4	6.5	6.4	▲ 6.7	▲ 0.3	▲ 12.8	▲ 4.6	▲ 10.5	2.0
卸売業・小売業	1.4	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	2.0	2.0	2.0	2.2	2.1	2.3	2.2	2.1	1.9	1.6	1.1	1.7	3.0	1.9
卸売業	1.1	1.5	1.5	1.5	1.3	1.4	1.7	1.7	1.8	1.8	1.6	1.9	1.9	1.7	1.4	1.0	0.7	1.1	2.5	1.4
小売業	2.0	2.5	2.3	2.6	3.1	3.0	2.7	2.5	2.6	3.1	3.4	3.2	3.0	2.9	2.9	2.9	1.9	2.9	3.8	2.8
不動産業、物品賃貸業	9.9	10.4	10.3	10.1	10.7	11.6	11.9	11.7	11.3	10.4	13.0	10.1	9.6	8.7	9.6	9.4	9.6	9.1	10.1	10.8
不動産業	11.6	11.9	12.1	11.6	12.1	13.3	13.7	14.2	13.4	11.9	15.5	11.1	11.0	10.1	11.1	10.4	11.9	10.5	11.9	12.5
物品賃貸業	5.5	6.5	5.8	6.4	7.1	7.4	7.4	5.8	6.1	6.5	6.9	7.5	6.3	5.1	5.3	6.4	4.5	5.1	5.1	6.0
リース業	5.7	6.8	6.4	6.8	7.7	8.0	8.0	6.1	6.6	7.4	8.7	8.0	6.8	5.9	5.9	8.1	5.0	5.1	5.5	6.9
その他の物品賃貸業	4.6	4.8	3.6	4.5	4.0	4.5	4.5	4.8	4.2	4.1	2.0	6.4	5.2	2.9	2.8	1.1	2.3	5.1	3.6	2.5
サービス業	5.2	4.6	5.3	6.0	7.2	7.3	7.1	7.5	7.2	8.4	12.1	9.2	4.5	7.4	4.6	6.6	5.1	1.2	5.1	9.2
宿泊業、飲食サービス業	3.2	2.8	2.6	3.0	3.3	4.2	4.2	4.8	3.5	2.7	1.2	3.1	3.0	3.2	▲ 9.9	▲ 4.7	▲ 28.3	▲ 8.8	▲ 3.7	▲ 18.1
宿泊業	2.0	0.7	2.3	4.3	4.6	6.5	7.8	8.1	4.6	3.2	0.1	3.7	4.5	4.1	▲ 22.8	▲ 11.5	▲ 102.0	▲ 24.1	▲ 6.0	▲ 48.0
飲食サービス業	3.6	3.5	2.7	2.3	2.7	3.5	2.9	3.1	2.7	2.4	1.9	2.8	2.1	2.7	▲ 6.2	▲ 1.8	▲ 17.2	▲ 5.0	▲ 3.0	▲ 10.3
生活関連サービス業、娯楽業	3.1	3.1	3.9	3.7	4.0	3.7	3.5	3.9	3.5	3.3	2.3	4.7	4.3	1.4	▲ 3.9	0.3	▲ 16.7	▲ 3.8	▲ 1.5	▲ 2.2
生活関連サービス業	4.2	3.8	4.3	2.9	2.6	3.6	3.4	2.9	1.7	1.5	0.8	2.9	0.7	1.8	▲ 5.8	▲ 0.2	▲ 20.2	▲ 8.3	▲ 1.6	▲ 4.0
娯楽業	2.6	2.8	3.5	4.4	5.1	3.8	3.5	4.6	4.7	4.3	3.4	5.4	6.2	1.1	▲ 2.8	0.7	▲ 14.2	▲ 1.4	▲ 1.5	▲ 1.0
学術研究、専門・技術サービス業	9.0	8.3	9.8	11.1	14.3	15.6	13.5	12.6	14.7	19.3	27.9	21.6	5.4	16.8	15.6	16.5	25.2	5.3	12.7	24.7
広告業	2.8	2.7	3.3	4.2	4.5	4.1	3.6	3.2	3.7	2.8	4.1	1.0	2.6	3.1	1.9	3.9	▲ 1.7	1.4	3.0	3.1
純粋持株会社	54.2	48.7	54.8	58.4	61.1	63.7	59.6	49.2	59.6	66.8	79.7	72.6	21.4	61.3	55.8	54.0	72.9	26.4	47.6	71.1
その他の学術研究、専門・技術サービス業	5.1	4.4	4.8	4.4	6.2	6.9	2.4	3.5	3.4	7.0	13.5	3.9	3.4	4.6	5.3	10.1	4.9	1.7	2.9	7.2
教育、学習支援業	8.9	2.6	5.8	7.1	5.9	3.1	3.2	6.5	3.5	1.4	▲ 0.3	▲ 2.4	4.7	3.1	3.1	7.8	▲ 18.2	9.4	6.5	6.7
医療、福祉業	4.4	4.6	5.8	6.5	5.1	5.7	6.5	4.7	3.9	3.7	4.7	4.9	3.3	2.2	4.0	4.1	1.8	4.6	5.6	1.8
職業紹介・労働者派遣業	3.9	3.7	4.0	2.9	3.5	4.4	4.7	5.9	4.9	5.0	3.8	5.3	4.2	6.5	4.0	3.9	4.0	1.0	7.0	3.6
その他のサービス業	5.2	3.7	3.9	5.0	5.0	5.0	6.6	6.7	5.6	6.2	7.0	6.1	4.9	6.6	4.6	5.5	3.8	3.6	5.1	6.7

（資料出所）財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
（注）暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

第１回目安に関する小委員会
(6/22)資料４より再掲

産業別にみた企業の売上高経常利益率の推移

売上高経常利益率

（単位：%）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年					令和2年					令和3年
											1－3月	4－6月	7－9月	10–12月		1－3月	4－6月	7－9月	10–12月	1－3月
全産業(除く金融保険業)	3.5	3.4	3.8	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.0
製造業	4.2	3.6	3.9	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	7.8
食料品製造業	2.9	3.7	3.7	3.9	3.4	4.7	4.9	5.6	5.0	4.6	2.9	5.5	5.2	4.5	3.8	3.2	2.6	4.9	4.6	2.6
繊維工業	1.4	3.1	3.5	4.1	3.5	2.4	4.2	4.2	4.0	4.4	2.7	7.0	3.9	4.3	4.6	1.6	5.1	1.9	9.9	▲ 2.0
木材・木製品製造業	3.3	3.6	0.6	2.8	3.5	1.9	4.2	4.2	5.3	4.2	4.0	3.7	4.3	4.8	4.3	4.4	4.1	2.6	6.0	3.9
パルプ・紙・紙加工品製造業	3.2	3.8	3.1	3.1	3.4	3.9	4.2	3.3	2.7	4.3	2.4	5.0	4.7	5.0	4.9	4.1	4.9	3.9	6.5	8.3
印刷・同関連業	2.5	2.3	2.7	4.0	3.1	2.7	3.3	3.5	3.4	3.5	3.8	4.8	2.3	3.4	2.8	3.8	1.4	1.4	4.3	6.9
化学工業	8.5	8.4	7.5	8.8	9.1	9.1	9.9	11.8	11.6	10.8	8.9	13.4	9.9	11.0	10.7	9.1	12.6	9.3	11.9	9.8
石油製品・石炭製品製造業	1.8	2.8	0.3	1.4	▲ 0.3	▲ 0.2	2.6	3.9	2.4	1.7	1.7	2.3	0.5	2.3	▲ 1.1	▲ 5.8	▲ 7.4	6.6	4.3	8.1
窯業・土石製品製造業	5.4	4.7	4.2	6.2	5.8	5.5	5.8	7.6	8.3	8.4	8.3	6.8	6.5	11.8	5.5	5.3	5.6	3.5	7.4	8.1
鉄鋼業	3.6	2.5	0.3	4.1	5.3	4.3	2.3	4.4	4.3	2.0	2.9	3.5	0.0	1.4	▲ 0.1	0.0	▲ 1.6	▲ 4.0	4.4	4.1
非鉄金属製造業	3.8	3.3	4.2	5.1	4.3	4.5	4.5	5.9	5.0	5.2	4.5	6.1	4.1	5.9	4.1	3.8	4.1	3.5	5.0	5.2
金属製品製造業	4.5	3.4	3.9	5.3	5.9	5.6	6.4	6.5	5.8	5.4	5.9	6.7	2.9	5.9	5.2	8.7	0.4	4.1	6.5	9.3
はん用機械器具製造業	3.5	3.9	4.8	6.2	8.4	7.1	6.2	9.4	9.0	7.9	11.7	5.9	8.8	3.9	6.1	8.9	4.1	4.0	6.6	13.1
生産用機械器具製造業	4.2	5.0	4.7	6.2	7.6	7.6	6.1	8.6	9.8	9.0	11.9	9.6	7.8	5.9	8.8	10.0	8.0	6.8	10.2	12.5
業務用機械器具製造業	6.3	6.8	6.5	8.3	9.2	8.9	7.6	9.4	9.6	7.0	7.8	8.5	7.0	4.8	6.4	6.8	6.5	4.3	7.7	13.6
電気機械器具製造業	4.6	4.4	2.9	4.4	6.6	5.6	4.6	8.7	8.5	6.8	5.0	9.0	5.8	8.0	6.4	4.6	7.7	4.3	9.6	7.9
情報通信機械器具製造業	2.4	1.2	1.7	4.3	5.5	4.7	4.6	7.1	10.0	5.0	5.9	4.5	5.1	4.3	4.6	5.2	3.7	3.4	5.7	8.1
輸送用機械器具製造業	4.4	1.9	4.8	8.4	8.8	8.5	6.5	8.6	7.6	6.1	5.2	9.1	5.6	4.6	4.4	2.3	3.5	4.0	7.3	6.3
自動車・同附属品製造業	4.2	1.5	4.8	8.6	9.0	8.8	6.8	9.0	8.1	6.5	5.3	9.7	5.9	4.9	4.6	2.2	3.6	4.2	7.7	6.5
その他の輸送用機械器具製造業	6.2	5.0	4.9	6.9	6.1	5.2	3.7	5.2	2.4	2.1	3.4	2.0	1.9	1.1	2.3	3.4	2.2	1.9	1.4	4.0
その他の製造業	4.4	2.3	4.3	5.7	5.1	6.3	6.8	7.5	6.9	7.0	7.1	7.7	6.6	6.7	7.5	6.0	7.1	7.3	9.3	11.9
非製造業	3.2	3.3	3.8	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.3
農林水産業	0.6	5.0	3.5	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲ 1.5	6.8	1.2	3.7	▲ 5.3	0.0	5.3	6.7
農業、林業	0.3	4.6	2.7	5.7	3.4	3.2	6.5	2.8	0.3	4.1	4.0	2.2	2.3	6.9	2.6	1.9	▲ 3.8	2.9	8.3	6.9
漁業	1.3	5.8	5.1	3.3	6.4	5.2	4.3	2.2	7.2	1.6	9.4	1.0	▲ 10.4	6.3	▲ 2.2	8.4	▲ 9.3	▲ 8.2	▲ 1.9	6.0
鉱業、採石業、砂利採取業	29.4	30.9	35.8	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲ 17.3	20.6
建設業	2.6	2.4	3.1	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	9.8
電気業	5.2	▲ 2.9	▲ 6.8	▲ 2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲ 0.1	▲ 1.8
ガス・熱供給・水道業	5.4	2.8	7.0	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	4.8
情報通信業	6.8	7.7	8.6	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	8.5
運輸業、郵便業	4.6	4.0	4.9	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲ 1.8	0.4	▲ 6.8	▲ 1.3	▲ 0.2	▲ 0.4
陸運業	4.9	4.4	5.3	6.1	6.1	7.6	7.2	7.5	8.5	7.9	4.1	9.5	8.4	9.3	▲ 0.6	0.9	▲ 6.0	▲ 0.8	2.9	▲ 3.3
水運業	4.9	0.3	0.8	3.4	3.5	3.7	1.6	2.5	2.5	4.6	2.2	5.1	6.0	5.0	2.0	▲ 0.9	1.5	2.1	5.5	7.4
その他の運輸業	4.0	4.6	5.6	4.7	4.4	5.2	5.0	5.6	6.5	5.4	2.0	6.7	6.7	6.7	▲ 5.9	0.0	▲ 11.7	▲ 3.7	▲ 9.4	2.7
卸売業・小売業	1.6	2.1	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	2.6
卸売業	1.4	1.9	2.3	2.2	2.0	2.1	2.3	2.6	2.8	2.6	2.1	3.3	2.7	2.5	2.3	1.7	2.3	1.9	3.3	2.2
小売業	2.2	2.6	2.5	2.9	3.3	3.3	3.0	2.9	2.9	3.4	3.5	3.6	3.3	3.2	3.4	3.3	2.5	3.3	4.3	3.2
不動産業、物品賃貸業	7.7	8.1	9.4	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	10.8
不動産業	8.6	8.7	10.8	11.0	11.7	13.8	13.9	14.6	14.1	13.3	15.1	14.9	11.0	12.3	11.5	9.5	13.2	11.0	12.8	12.1
物品賃貸業	5.4	6.5	6.1	6.9	7.5	8.0	8.0	7.0	7.2	7.3	7.9	8.9	6.8	5.4	6.3	7.3	6.3	5.7	5.6	7.0
リース業	5.6	6.9	6.6	7.4	8.2	8.7	8.7	7.5	8.1	8.4	9.9	9.9	7.3	6.3	7.1	9.3	7.3	5.7	5.9	8.0
その他の物品賃貸業	4.6	4.7	3.8	4.5	4.0	4.6	4.7	5.2	4.2	4.3	2.5	6.4	5.4	3.1	3.2	1.3	2.7	5.9	4.0	3.3
サービス業	5.3	4.7	5.6	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	10.1
宿泊業、飲食サービス業	3.3	2.4	2.6	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲ 7.8	▲ 4.7	▲ 26.6	▲ 5.5	▲ 0.3	▲ 11.2
宿泊業	0.8	▲ 0.8	1.2	4.5	4.1	5.9	7.7	8.2	4.5	3.1	1.0	3.7	3.9	3.4	▲ 18.5	▲ 12.0	▲ 96.3	▲ 14.0	▲ 1.1	▲ 36.2
飲食サービス業	4.3	3.5	3.3	2.8	3.1	3.7	2.9	3.1	3.0	2.7	1.9	3.4	2.2	3.1	▲ 4.7	▲ 1.6	▲ 16.1	▲ 3.3	▲ 0.1	▲ 4.7
生活関連サービス業、娯楽業	3.1	3.2	3.6	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲ 2.6	0.7	▲ 14.9	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.5
生活関連サービス業	4.2	4.0	4.3	3.1	3.1	4.4	3.4	3.4	2.2	2.8	1.1	3.4	1.9	4.9	▲ 4.3	0.3	▲ 18.5	▲ 4.4	▲ 0.5	▲ 1.7
娯楽業	2.7	2.7	3.0	4.9	5.6	3.9	4.1	5.0	5.4	4.8	4.3	6.1	6.3	1.4	▲ 1.6	0.9	▲ 12.4	0.2	0.1	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	8.7	8.5	10.8	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	23.3
広告業	3.1	2.9	3.7	4.7	5.3	4.7	4.1	3.8	4.1	3.3	4.5	1.6	2.8	3.9	2.6	4.1	▲ 0.9	2.6	3.6	3.2
純粋持株会社	52.9	50.4	60.8	64.9	65.8	67.1	104.6	55.7	64.6	68.8	78.0	75.0	18.2	70.9	54.6	50.7	74.9	26.0	43.1	63.3
その他の学術研究、専門・技術サービス業	4.5	4.4	5.0	5.1	6.5	7.0	3.1	4.0	3.7	7.0	13.1	4.1	3.3	5.2	6.2	9.7	6.1	2.5	5.1	9.0
教育、学習支援業	9.1	2.5	6.1	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲ 16.9	11.5	8.1	8.1
医療、福祉業	5.0	5.5	6.7	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	3.5
職業紹介・労働者派遣業	3.9	4.1	4.1	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	5.8
その他のサービス業	5.7	4.3	4.4	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.7

（資料出所）財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
（注）暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

資本金階級別労働分配率の推移

（単位：%）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年					令和2年					令和3年
												1－3月	4－6月	7－9月	10-12月		1－3月	4－6月	7－9月	10-12月	1－3月
規模計（資本金1千万円以上）	68.9	64.4	65.9	65.4	62.9	61.6	60.6	60.7	59.3	59.5	59.6	57.2	57.1	62.4	62.1	63.2	61.5	64.6	65.7	61.4	56.8
1億円以上	60.3	55.2	56.2	56.1	52.8	52.4	51.8	51.7	50.2	50.0	51.2	50.0	48.4	54.1	52.6	55.1	56.1	53.7	57.4	53.4	49.7
10億円以上	55.0	49.5	50.8	50.4	46.8	46.0	45.4	45.2	43.7	43.8	44.7	45.0	40.6	48.3	45.7	48.9	51.4	45.3	51.9	47.5	44.4
1億円以上－10億円未満	72.5	68.8	68.8	69.0	67.4	67.4	66.4	66.2	64.9	64.7	65.7	61.2	67.8	66.1	67.8	68.3	65.3	76.0	68.3	65.3	61.0
1千万円以上－1億円未満	78.6	75.2	77.0	76.6	76.0	73.8	72.3	72.6	72.0	73.2	71.6	67.0	70.5	73.6	75.8	74.7	68.7	82.4	77.2	72.1	67.4
5千万円以上－1億円未満	72.5	68.5	72.4	73.9	73.8	70.8	68.3	68.6	68.3	70.5	69.5	66.3	68.7	69.5	73.3	73.2	67.4	82.9	75.6	69.3	63.5
1千万円以上－5千万円未満	80.5	77.7	78.6	77.5	76.8	74.9	73.9	74.2	73.5	74.3	72.5	67.3	71.1	75.3	76.9	75.3	69.2	82.2	77.8	73.3	69.2
2千万円以上－5千万円未満	78.8	76.5	77.8	75.5	75.9	74.6	71.4	71.6	71.6	72.9	71.3	62.9	70.5	74.9	78.2	73.6	67.5	79.1	73.7	74.7	62.9
1千万円以上－2千万円未満	81.7	78.6	79.2	78.9	77.4	75.2	75.9	76.0	74.8	75.4	73.5	70.9	71.7	75.6	75.9	76.6	70.6	84.9	81.4	72.2	75.0

（資料出所）財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

（注）１．労働分配率＝人件費／（人件費＋経常利益＋支払利息等＋減価償却費）により計算。ここで、人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。

２．暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

３．金融業，保険業を除く産業計の数値。

2. 日本経済の底上げに向けて③:各国の賃金水準、春闘賃上げ率と最低賃金

○日本の一般労働者の賃金は主要国と比べて低い水準にとどまっており、賃金水準の底上げが必要。

○春闘においては、新型感染所の影響の下でも、中小企業も含めて、昨年、今年と賃上げが継続し人材確保を図るなど前向きな動きが続く一方で、最低賃金は昨年横ばいとなり、一般労働者の賃金との差が生じている。

図表９　主要国の平均賃金の水準（2019年）
～日本の賃金水準は相対的に低め～

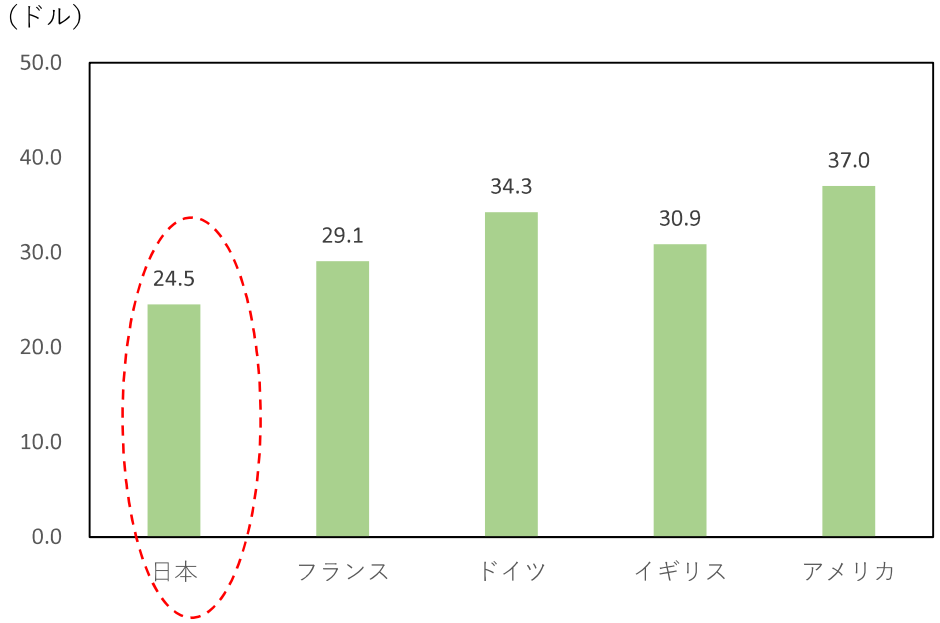

（備考）OECD Statより作成。国民経済計算の賃金・俸給をもとにOECDが計算したフルタイム雇用者相当分を時給に換算。2019年のレートでドル表示。

図表10　春闘賃上げ率と最低賃金引上げ率
～春闘賃上げが継続するも、昨年の最低賃金は横ばい～

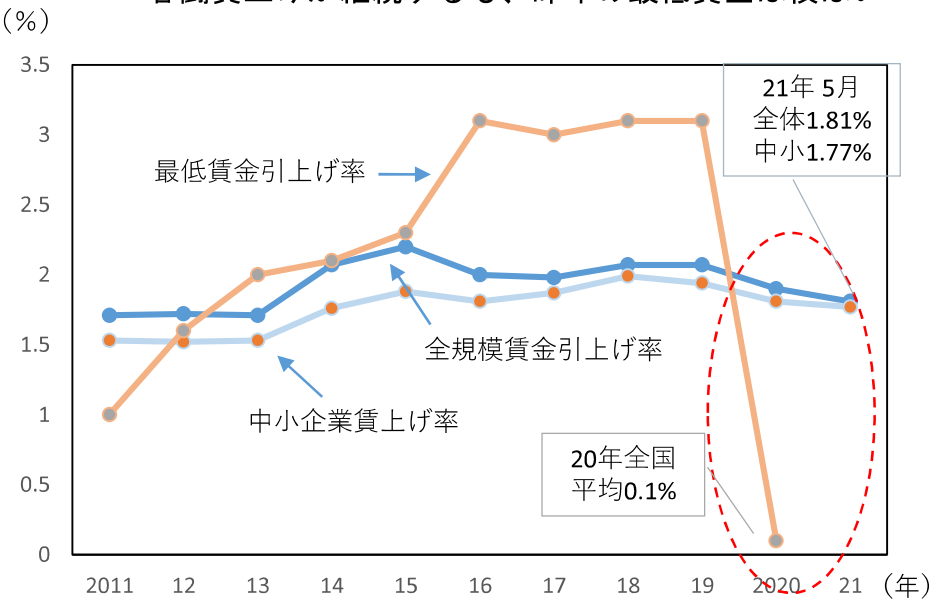

（備考）春闘は連合集計。2021年は第５回集計の結果。

報道発表

令和３年６月１７日

総　務　省
厚生労働省

希望する高齢者に対する新型コロナワクチン接種

希望する高齢者の方々に対する各市区町村におけるワクチン接種の終了時期の見込み（6 月 16 日時点）について、厚生労働省とともに都道府県に照会し、今般、回答を取りまとめましたので、その結果をお知らせいたします。

＜高齢者向け接種の終了時期の見込み＞

終了予定時期	７月末まで	８月中	９月以降	合計
自治体数	1,741（＋23） （100.0%）	0（▲21） （0.0%）	0（▲2） （0.0%）	1,741

注１：増減数は、6 月 1 日時点（6 月 2 日公表）との比較。
注２：医療従事者の確保等を前提とした回答も含まれている。

連絡先
総務省　地域力創造グループ地域政策課
担　当：茂原課長補佐、酒川係長
電　話：03-5253-5523（直通）

厚生労働省　健康局健康課予防接種室
担　当：小林室長補佐、入澤主査
電　話：03-6812-7812（直通）

（都道府県別の内訳）

	７月末まで		８月中	９月以降	合計	７月末までに終了予定の団体の割合	
北海道	**179**	(163)	－	－	**179**	**100.0%**	(91.1%)
青森県	**40**	(40)	－	－	**40**	**100.0%**	(100.0%)
岩手県	**33**	(33)	－	－	**33**	**100.0%**	(100.0%)
宮城県	**35**	(35)	－	－	**35**	**100.0%**	(100.0%)
秋田県	**25**	(23)	－	－	**25**	**100.0%**	(92.0%)
山形県	**35**	(35)	－	－	**35**	**100.0%**	(100.0%)
福島県	**59**	(57)	－	－	**59**	**100.0%**	(96.6%)
茨城県	**44**	(44)	－	－	**44**	**100.0%**	(100.0%)
栃木県	**25**	(25)	－	－	**25**	**100.0%**	(100.0%)
群馬県	**35**	(35)	－	－	**35**	**100.0%**	(100.0%)
埼玉県	**63**	(62)	－	－	**63**	**100.0%**	(98.4%)
千葉県	**54**	(54)	－	－	**54**	**100.0%**	(100.0%)
東京都	**62**	(60)	－	－	**62**	**100.0%**	(96.8%)
神奈川県	**33**	(33)	－	－	**33**	**100.0%**	(100.0%)
新潟県	**30**	(30)	－	－	**30**	**100.0%**	(100.0%)
富山県	**15**	(15)	－	－	**15**	**100.0%**	(100.0%)
石川県	**19**	(19)	－	－	**19**	**100.0%**	(100.0%)
福井県	**17**	(17)	－	－	**17**	**100.0%**	(100.0%)
山梨県	**27**	(27)	－	－	**27**	**100.0%**	(100.0%)
長野県	**77**	(77)	－	－	**77**	**100.0%**	(100.0%)
岐阜県	**42**	(42)	－	－	**42**	**100.0%**	(100.0%)
静岡県	**35**	(35)	－	－	**35**	**100.0%**	(100.0%)
愛知県	**54**	(54)	－	－	**54**	**100.0%**	(100.0%)
三重県	**29**	(29)	－	－	**29**	**100.0%**	(100.0%)
滋賀県	**19**	(19)	－	－	**19**	**100.0%**	(100.0%)
京都府	**26**	(26)	－	－	**26**	**100.0%**	(100.0%)
大阪府	**43**	(43)	－	－	**43**	**100.0%**	(100.0%)
兵庫県	**41**	(41)	－	－	**41**	**100.0%**	(100.0%)
奈良県	**39**	(39)	－	－	**39**	**100.0%**	(100.0%)
和歌山県	**30**	(30)	－	－	**30**	**100.0%**	(100.0%)
鳥取県	**19**	(19)	－	－	**19**	**100.0%**	(100.0%)
島根県	**19**	(19)	－	－	**19**	**100.0%**	(100.0%)
岡山県	**27**	(27)	－	－	**27**	**100.0%**	(100.0%)
広島県	**23**	(23)	－	－	**23**	**100.0%**	(100.0%)
山口県	**19**	(19)	－	－	**19**	**100.0%**	(100.0%)
徳島県	**24**	(24)	－	－	**24**	**100.0%**	(100.0%)
香川県	**17**	(17)	－	－	**17**	**100.0%**	(100.0%)
愛媛県	**20**	(20)	－	－	**20**	**100.0%**	(100.0%)
高知県	**34**	(34)	－	－	**34**	**100.0%**	(100.0%)
福岡県	**60**	(60)	－	－	**60**	**100.0%**	(100.0%)
佐賀県	**20**	(20)	－	－	**20**	**100.0%**	(100.0%)
長崎県	**21**	(21)	－	－	**21**	**100.0%**	(100.0%)
熊本県	**45**	(45)	－	－	**45**	**100.0%**	(100.0%)
大分県	**18**	(18)	－	－	**18**	**100.0%**	(100.0%)
宮崎県	**26**	(26)	－	－	**26**	**100.0%**	(100.0%)
鹿児島県	**43**	(43)	－	－	**43**	**100.0%**	(100.0%)
沖縄県	**41**	(41)	－	－	**41**	**100.0%**	(100.0%)
合計	**1,741**	(1718)	－	－	**1,741**	**100.0%**	(98.7%)

※括弧書きは、６月１日時点